明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十三年四月二十五日

○第二十八回国会　衆議院会議録追録（その一）（一）

議案に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

〔第九号参照〕

本案は、昭和三十二年産米穀について昭和三十一年産米穀と同様に、政府に対し事前売渡申込に基いて米穀を売り渡した場合に、同年分の所得税について、その売渡の時期の区分に応じ玄米一石当り平均千四百円を非課税とする措置を講じようとするものである。

昭和三十二年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

二　議案の可決理由

米穀供出の促進及び確保を図るための措置として適切妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、この措置により本年度の減収を見積れば約二十五億円である。

右報告する。

昭和三十三年二月十三日

大蔵委員長　足鹿　覺

衆議院議長益谷秀次殿

角膜移植に関する法律案（中山マサ君外三十九名提出、第二十六回国会衆法第四三号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現在、わが国には約十八万に上る視力障害者があり、このうち相当数のものは、角膜の移植術により視力を回復する可能性を有している。しかるに現行法制の下においては、死体から角膜を摘出することは、刑法の死体損壊罪との関係から問題があつて、角膜移植術の実施について大いなる障害が存していた。よつて医師が角膜移植術を行う必要がある場合、適法に死体から眼球を摘出することができることとして、もつて視力障害者の視力の回復に寄与しようとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　角膜移植術の必要上医師が死体から眼球を摘出することを適法としたこと。

2　その場合においては、原則としてあらかじめ遺族の承諾を受けなければならぬこととしたこと。

3　死体に対する礼意の保持、眼球の取扱等に関して規定を設けたこと。

二　議案の修正議決理由

角膜移植術による視力障害者の視力の回復に資するため、死体から眼球を摘出することができるよう所要の諸措置を講ずることはきわめて時宜に適する措置と認めるが、さらに死体の取扱に対する礼意保持の強化等本案実施の円滑なる運営を図る意味において修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙の通り、修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年二月十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

角膜移植に関する法律（小字及び――は修正）

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、角膜移植術による視力障害者の視力の回復に資するため、死体から眼球を摘出することができることとするとともに、これに関する事項を規定するものとする。

（眼球の摘出）

第二条　視力障害者の視力の回復を図るため角膜移植術を行う必要があるときは、医師は、死体から眼球を摘出することができる。

2　医師は、前項の規定により死体から眼球を摘出しようとするときは、あらかじめ、その遺族の承諾を受けなければならない。ただし、遺族がないときは、この限りでない。

3　前項の承諾は、書面をもつてするものとする。

（摘出してはならない場合）

第三条　医師は、変死体又は変死体の疑のある死体又は角膜移植術を受ける者に疾病を伝染させ、その他危害を与えるおそれのある疾病にかかつていた者の死体から、眼球を摘出してはならない。

（礼意の保持）

第四条　第二条の規定により死体から眼球を摘出するに当つては、礼意を失わないように特に注意しなければならない。

（省令への委任）

第五条　この法律に定めるもののほか厚生大臣は、第二条の規定により死体から摘出した眼球の摘出及び同条の規定により摘出した眼球の取扱に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

（使用しなかつた部分の眼球の処理）

第六条　病院又は診療所の管理者は、第二条の規定により死体から摘出した眼球であつて、角膜移植術に使用しなかつた部分の眼球を、厚生省令の定めるところにより処理しなければならない。

（眼球の提供のあつせんの許可）

第七条　業として死体の眼球の提供のあつせんをしようとするときは、厚生省令の定めるところにより、厚生大臣の許可を受けなければならない。

（罰則）

第八条　前条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

第九条　第七条の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

（厚生省設置法の一部改正）

2　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第四十二号の次に次の一号を加える。

四十二の二　角膜移植に関する法律（昭和三十三年法律第　号）の規定に基き、業として行う眼球の提供のあつせんの許可を行うこと。

第十条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　角膜移植に関する法律を施行すること。

○第二十八回国会　衆議院会議録追録（その一）（一）

議案に関する報告書

予防接種法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

近年ジフテリア患者の発生は上昇の一途をたどり、特に三才以降の幼児の発生率は著しい傾向を示しており、ジフテリアに対する免疫効果はこの年令層において著しく低下しているとともに乳児が母体から受ける免疫効果は生後三月頃から急速に減少している実情である。よつてこれらの年令層に対し強力な免疫効果を付与するため、本法に定めるジフテリア予防接種の定期を改め、従来生後六月から十二月までの間に行うこととされていた第一期接種の定期を繰り上げ生後三月から六月までの間にこれを行うこととするとともに、新たに第一期接種後十二月から十八月までの間に第二期接種を行うこととし、現行の予防接種回数の三回を四回に増加して乳幼児の免疫効果を高めようとするものである。

二　議案の可決理由

ジフテリアに対する免疫効果を高めるため、ジフテリアの定期予防接種の第一期を繰り上げるとともに、現行の第二期との間に新たに一期を設けることは、予防対策強化上きわめて時宜に適するものと認め、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年二月十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

エジプト及びシリア両共和国の大統領は本年二月一日カイロにおいて、エジプト、シリア両国を合併して新たにアラブ連合共和国を結成する旨の共同宣言に調印し、二月五日両国議会はこの統一を承認するとともに暫定憲法を採択し、二月二十一日統一の承認及び新大統領選出のための国民投票が行われ、国民投票の結果直ちに、エジプト及びシリア両国は消滅し、アラブ連合共和国が正式に成立することとなつた。

わが国は戦後エジプト、シリア両国と外交関係を樹立し、エジプトに大使館、シリアに公使館を開

設し、各分野にわたり友好関係を維持してきたほか、国際連合においても両国と緊密に協力してきたので、新国家が正式成立の上は直ちにこれを承認する方針である。

よつてこれが承認と同時に在エジプト大使館及び在シリア公使館を廃止し、新たにカイロに大使館、ダマスカスに総領事館を開設しようというのである。

このため在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八十五号）及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を改正する必要がある。

なお、この法律は附則によりアラブ連合共和国の承認の日から施行されることになつている。

二　議案の可決理由

本案は、アラブ連合共和国と友好関係を保持するため新国家成立の日を期して大使館及び総領事館を開設することは、きわめて妥当な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案の施行に要する本年度の経費は、昭和三十二年度一般会計外務省所管在外公館項目におけるエジプト大使館及びシリア公使館の経費を充当することになつている。

右報告する。

昭和三十三年二月十七日

外務委員長　床次　徳二

衆議院議長益谷秀次殿

外国人登録法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近の諸情勢と指紋押なつ制度実施の経験にかんがみ、この際、指紋押なつ規定を緩和して諸外国との貿易、文化の交流を一層促進しようとするものである。

改正点の主なものは、次の通りである。

第一に、一年に満たない期間本邦に在留して出国することが、明らかな外国人については、外国人登録法所定の申請があつても、指紋の押なつを要しないこととし、若し、在留期間の更新許可を受け一年以上在留することができることとなつた場合には、その際、指紋を押させることとすること。

第二に、市町村長が、登録上の氏名、その他生年月日等が、事実に合わないことを知つた場合は、職権をもつて、登録原票及び登録証明書の当該記載を訂正できるようにすること。

第三に、登録証明書の交付申請後、居住地を変更した外国人は、新居住地の市町村長を経由して、交付を受けることとすること。

等である。

二　議案の可決理由

指紋押なつ制度は、国際間の相互主義の原則に従つて、この際、全廃することが望ましいのであるが、今日の治安状況を考慮するとき、今ただちに、これを廃止することは時期尚早であつて、現行六十日未満を一年未満に緩和する程度の、今回の改正は適当なものと認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年二月十八日

法務委員長　町村　金五

衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十二年度一般会計予算補正（第2号）に関する報告書

〔第十号参照〕

一　本予算の要旨

本予算補正は、法人税等の増収に伴う地方交付税交付金の追加、食糧管理費及び新規に計上した駐留軍労務者に対して支給する特別給付金並びに「北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約」の実施に伴う漁業整理転換助成費について行うものである。

以上の補正により昭和三十二年度一般会計歳入歳出予算は次の通りとなる。

	歳入	歳出
当初予算額	一兆二千三百七十四億六千四百八十八万円	一兆二千三百七十四億六千四百八十八万円
補正追加額	三百九十四億三千六百万円	三百九十四億三千六百万円
計	一兆二千七百六十八億九千八十八万円	一兆二千七百六十八億九千八十八万円

補正の内容は、次の通りである。

㈠　地方交付税交付金

当初予算額	千八百六十七億七千二百六十八万六千円
補正追加額	七十八億
計	千九百四十五億七千二百六十八万六千円

右の追加額は、昭和三十二年度における法人税の増収に伴う地方交付税交付金の増加額であり、交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方公共団体に交付するものである。

㈡　食糧管理費

当初予算額	三百十億三千七百四万円
補正追加額	三百十億三千七百四万円
計	〇円

右の追加額は、「食糧管理特別会計法」（大正十年法律第三十七号）附則第2項に基き、昭和三十一年度の食糧管理特別会計の損失を埋めるため一般会計から繰り入れる百六十億三千七百四万円と同特別会計の経理運営の改善を図り、この会計の損失を調整するため、同特別会計に資金を設置することに伴い、「食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に関する法律」（仮称）に基き一般会計から同特別会計へ繰り入れる百五十億円とである。

㈢　特別給付金

当初予算額	〇円
補正追加額	八千八百九十六万円
計	八千八百九十六万円

右の新規計上額は、昭和三十二年六月二十一日の日米共同声明以降、アメリカ合衆国軍隊の本国への引揚、配備の変更等により退職を余儀なくされ及び業務上の傷病により退職を余儀なくされた駐留軍労務者または死亡した駐留軍労務者に対して給付するために必要な経費である。

㈣　漁業整理転換助成費

当初予算額	〇円
補正追加額	五億円
計	五億円

右の新規計上額は、昭和三十二年十月十四日発効した「北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約」において海上におけるおつとせいの捕獲が禁止されることとなつたので、この趣旨の完全実施を期するため従来いるか漁業に従事し、兼ねておつとせいの捕獲を行つている漁業者を円滑に整理して他の漁業に転換するようその措置のための経費である。

二　本予算の可決理由

本予算補正は、当初予算作成後に生じた事由により最小限度の所要経費を計上したものであり、これら補正は、諸般の情勢よりみて妥当なるものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年二月十九日

予算委員長　江崎　真澄

衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十二年度特別会計予算補正（特第4号）に関する報告書

本予算の要旨

一　本予算補正は、法人税の増収に関連して交付税及び譲与税配付金特別会計について行うものである。

以上の補正により昭和三十二年度交付税及び譲与税配付金特別会計歳入歳出予算は次の通りとなる。

	歳入	歳出
当初予算額	三千百六十五億一千六十八万六千円	三千百六十四億六千四百六十八万六千円

補正追加額

計	三千三百四十三億一千六十八万六千円	三千三百四十三億六千四百六十六万千円
補正の内容は、次の通りである。		
地方交付税交付金		七十八億円
当初予算額		千八百六十七億七千二百六十八万六千円

二　本予算の可決理由

本予算補正は、当初予算作成後に生じた事由により最小限度の所要経費を計上したものであり、諸般の情勢よりみて妥当なるものと認め可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年二月十九日

予算委員長　江崎　真澄

衆議院議長益谷秀次殿

補正追加額

計		七十八億円
右の追加額は、法人税三百億円の増収に伴い地方交付税の増加に相当する七十八億円を一般会計からこの会計に受け入れ、地方公共団体に交付されるものである。		
		千九百四十五億七千二百六十八万六千円

右報告する。

昭和三十三年二月二十一日

通信委員長　片島　港

衆議院議長益谷秀次殿

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行法は、日本国との平和条約第十七条に規定する義務を履行するため、旧捕獲審検所の検定に対して、連合国より要請があつた場合、国際法に従つてこれを再審査することを目的とするものであるが、事件の性質上、法律の有効期間は、本年四月二十七日までと規定されている。

しかしながら、再審査の要請に関する連合国の状況にかんがみ、なお、今後も再審査の要請があるものと予想されるので、これが受入態勢を存続させるため、法律の有効期間を更に一箇年延長せんとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、日本国との平和条約第十七条の規定による義務を履行するため、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年二月十八日

運輸委員長　赤澤　正道

衆議院議長益谷秀次殿

〔第十一号参照〕

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十八年四月本法施行以来、都道府県は母子家庭や父母のない児童に対し生業資金を貸し付け、その経済的自立を助長してきたのであるが、その金額は今や四十八億円に達し、わが国における母子福祉対策の重要なる支柱となつている。

本案の要旨は次の通りである。

1　生業資金の貸付金額の限度を現行の五万円から十万円に引き上げたこと。

2　高等学校若しくは大学に就学中又は医師の実地修練中は修学資金の償還の支払を猶予したこと。

3　修業資金について、児童が知識、技能を習得する期間中二年をこえない範囲内において、児童が二十才に達した後においても継続貸付ができることとしたこと。

4　都道府県は、急を要する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聞かないで貸付金を貸し付ける旨を決定することができることとしたこと。

5　違約金について、延滞元利金百円につき現行一日四銭の割合を一日三銭の割合に引き下げたこと。

二　議案の可決理由

現下の社会的、経済的条件において母子家庭の生活意欲を助長するため、生業資金の貸付金額の限度を引き上げるとともに、高等学校若しくは大学に就学中又は医師の実地修練中の修学資金の償還の支払猶予、児童が二十才に達した後における修業資金の継続貸付等の措置を講ずることはきわめて時宜に適するものと認め、本案は全会一致をもつて、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。なお、別紙のごとき附帯決議を附した。

右報告する。

昭和三十三年二月二十一日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

母子家庭の住宅事情は、現在著しく困窮した状況にあり、この問題の解決は母子福祉対策においてきわめて重要な地位をしめていることにかんがみ、第二種公営住宅につき母子家庭のために一定の枠を設けること等によりその優先的入居を確保するとともに、さらに母子家庭のための低家賃住宅対策につき、すみやかに適切な措置を講ずることを強く要望する。

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、郵便切手類及び印紙売さばき人に対する売さばき手数料率を改訂するとともに、その他若干の改正をしようとするものであつて主なる改正点は次のとおりである。

（一）　売さばき手数料率を次のように改正すること。

	現行	改正
買受月額一万円以下の金額	百分の三	百分の四
買受月額十万円をこえ百万円以下の金額（百万円をこえるものは百万円とみなす。）	百分の一	百分の七
買受月額一万円をこえ十万円以下の金額	百分の六	百分の十
買受月額一万円をこえ百万円以下の金額		百分の一・五
買受月額百万円をこえる金額		百分の一

ただし、かつこ内は簡易郵便局については適用しない。

（二）　郵政大臣は、売さばき業務の円滑を期するため必要があるときは、売さばき人が守るべき準則を定め、又売さばき所の設備、常備すべき郵便切手類及び印紙の種類数量についても売さばき人に指示することができるようにするとともに、あわせて売さばき人に対し郵便料金表の掲示を義務づけることとすること。

（三）　売さばき所において、現金封筒の売さばきができるようにすること。

（四）　この法律の施行期日は、昭和三十三年四月一日とすること。

二　議案の可決理由

本案の趣旨及び内容は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年二月二十一日

通信委員長　片島　港

衆議院議長益谷秀次殿

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における社会経済事情の推移にかんがみ、簡易生命保険の被保険者の保険的保護を厚くするとともに、国民貯蓄の増強に資するため、保険金の最高制限額を引き上げるとともに、その他若干の改正をしようとするものである。

（一）　簡易生命保険の保険金の最高制限額現行二十万円を、二十五万円に引き上げること。

（二）　告知義務違反を理由に保険契約を解除した場合には、保険金受取人に還付金を支払うこと。

（三）　被保険者が一定の廃疾状態になつた場合において、保険契約者からその旨の通知があつたときは、保険金の支払事由が発生したものとして保険金受取人に保険金を支払うこと。

（四）　昭和三十年八月三十一日以前に効力が発生した保険契約についても、被保険者が不慮の事故等により三箇月以内に死亡したときは、保険金の倍額支払をすること。

（五）　この法律は、昭和三十三年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案の保険金最高制限額の引上額は、現下の経済事情にかんがみ、十分ではないが、諸般の情勢

上さしむき、この程度をもつてやむをえざるものと認め、別紙のとおり附帯決議を附して、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年二月二十一日

逓信委員長　片島　港

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、最近における経済情勢の推移にかんがみ、今回の簡易生命保険の保険金最高制限額の引き上げをもつてしては、なお簡保事業の使命を果すにじゅうぶんでないと認められる、よつて政府は、なるべく近い時期に、右最高制限額を更に引き上げるよう措置すべきである。

二、現在、簡易生命保険事業と民間生命保険事業とは事業経営上競合するところがある、よつて政府は、両者の事業性格の差異を検討し、各その性格に合致する経営方式につき研究を進めるべきである。

農業協同組合整備特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国の農業を振興するためには、農業協同組合の整備強化をはかる必要があり、昭和三十一年度から農業協同組合整備特別措置法を制定して強力にその整備の促進をはかつてきたが、その実施状況から同法により整備を行おうとする農業協同組合が整備計画を樹立しなければならない期限及び都道府県知事が農業協同組合に対し合併について協議すべき旨を勧告することのできる期限をさらに一年延長しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案の趣旨は、農協の経営を刷新し、わが国農業を振興するため、まことに妥当なものと認め、全会一致をもつて、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に、農業協同組合の整備強化に必要な経費として一億四千五百二十三万二千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年二月二十一日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

水防法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

水防活動の強化をはかるため、水防組織に関する現行水防法の規定を整備しようとするもので、その要旨は次の通りである。

1　水防についての一般的責任は市町村にあることを明らかにしたこと。

2　水防事務組合の設立についての特例を設け、その運営のために議員の選挙についての特例を定め、経費の関係市町村に対する分賦について所要の規定を整備すること。

3　水害予防組合の区域について、水防事務組合が設けられる場合における水防事務組合の円満な処理について特別措置を講ずること。

4　指定水防管理団体の水防協議会の委員の数二十人以内を二十五人以内に改めること。

二　議案の可決理由

本案は水防組織を実情に即して整備し、水防活動を強化するため適切妥当な措置と認め、全会一致をもつてこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年二月二十一日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の通商に関する条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

わが国とソヴィエト連邦との通商は昭和三十一年十月署名された共同宣言の第七項によつて「貿易、海運その他の通商の関係を安定したかつ友好的な基礎の上に置くために、条約又は協定を締結するための交渉をできる限りすみやかに開始することに合意し、同時に署名された貿易の発展及び最恵国待遇の相互供与に関する議定書により、右条約又は協定の締結まで、関税、通関手続及び船舶に対する最恵国待遇を相互に許与することとなり、通商、海運関係の正常化が設定されたが、わが国はさらにこれを発展、安定させるため昨年八月交渉の開始方を申し入れ、九月より東京で交渉を始め、折衝の結果、十二月六日本条約の署名が行われた。

本条約は、関税、通関手続に関する最恵国待遇、船舶の出入港及び船舶の取扱に関する最恵国待遇、内国税に関する最恵国待遇、為替及び貿易制限に関する無差別待遇等を相互に許与するとともに、貿易実施に関連して問題となる仲裁判断の執行、ソヴィエト連邦の通商代表部の設置、法人の互認、身体財産の保護等を規定している。

なお、本条約は批准書交換の日から五年間効力を有しその後も六箇月の予告をもつて廃棄しない限り効力を存続することになつている。

また、本条約には、その不可分の一体として、日本に設置されるソヴィエト連邦の通商代表部の法的地位を規定した附属書がある。これはソヴィエト連邦が国家貿易を行う体制をとつているので、代表部の設置は、貿易実施上必要であるので、これを認めることとし、その法的地位について規定している。

この条約の成立によつて、ソヴィエト連邦との通商の発展が期待される。

よつて政府は、本条約の批准について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本条約はわが国とソヴィエト連邦との通商を発展させ、友好関係を促進するため必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年二月二十二日

外務委員長　床次　徳二

衆議院議長益谷秀次殿

〔第十二号（その一）参照〕

昭和三十三年度一般会計予算に関する報告書

一　本予算の要旨

本予算の要旨は、次の通りである。

(1)　輸出の伸長により貿易規模を拡大し、国際収支の改善維持に努力する。

(2)　国民経済を刺戟せぬよう堅実な基調を堅持し、実質的歳出規模の膨張を抑制する。

(3)　将来における国民経済の安定的成長の基盤樹立のため、前年度剰余金の一部を経済基盤強化資金等として保留する。

(4)　減税による国民負担の軽減及び資本の蓄積、科学技術の振興等、経済発展条件の整備を図る。

以上を基本方針として、重点的に編成されたものである。

本予算における主なる施策は、次の通りである。

1　貿易の振興及び経済協力の推進

2　産業基盤の整備

3　国民生活の安定

4　科学技術及び文教の振興

5　中小企業対策の強化

6　農林漁業対策の充実

7　自衛体制の整備

8　地方財政の健全化

本予算の内容の概略は、次の通りである。

歳入歳出総額は、ともに一兆三千百二十一億円で、前年度当初予算額に比べて、一千七百四十六億円の増加であるが、そのうち経済基盤強化資金等の保留分四百三十六億円、国債費の増加額三百十億円、合計七百四十六億円を除く歳出予算額は、前年度に比べ一千億円の増加にとどめている。

(一)　歳出

1　生活保護費　三百八十二億二千三百万円

前年度に比べ十五億二千七百万円の増加で、保護人員の増加等によるもの五億四千二百万円、生活扶助の内容充実によるもの九千五百万円、診療報酬改訂によるもの七億六千三百万円、保護施設事務費一億二千七百万円である。

2　児童保護その他社会福祉費　九十五億八千四百万円

前年度に対し四億九千五百万円の増加で、母子福祉貸付限度五万円を十万円に引き上

げ、また母子健康センターの新設、児童遊園設置費補助、未熟児療育費補助及び婦人更生資金貸付補助等を新たに計上している。

3　社会保険費　二百二十五億七千三百万円

前年度に比し二十四億二千百万円の増加で、国民健康保険については、昭和三十三年度中に被保険者約四百万人の増加を見込み、これに伴う療養給付費補助の増十八億七千五百万円、また、新たに財政調整交付金十三億八千二百万円を計上し、事務費についても、単価の引き上げにより二億六千五百万円増額している。

日雇労働者健康保険については、傷病手当金及び出産手当金を新設して、三分の一を国庫負担とし、医療給付費に対する国庫負担を一割引き上げ二割五分としている。また組合管掌健康保険においては、暫定措置として給付費臨時補助金二億円を計上している。

4　失業対策費　三百九十五億九千二百万円

前年度に対して四十八億円の増加で、失業者吸収人員については、当面の経済状勢に対処して、前年度に比べ二万五千人増の二十五万人とし、一般失業対策事業については、賃金単価三百六円、夏季年末就労日数を十一日増加し、また失業保険の受給実人員を月平均三十七万三千人と見込んでいる。

5　結核対策費　百五十七億九千万円

前年度に対し十億三百万円の増で、健康診断に新方式を採用し、医療費公費負担の充実、医療内容の向上を期している。

6　義務教育費国庫負担金　九百五億一千四百万円

前年度に比べ五十八億一千四百万円の増加で給与費では、新たに圧縮学級の解消のため、中学校教員五千人の増加を行い、校長の管理職手当を新設する一方、父兄負担の軽減のため、教材費の単価を一割強引き上げることとしている。

7　国立学校運営費　三百九十九億八千三百万円

前年度に比し三十億四千九百万円の増加で、科学技術教育の画期的充実のため、教官研究費、学生経費の大幅増額のほか、大学十五学科、短大四学科を新設し理工系学生千七百十六人の増員、また教育施設の充実等を行うことになつている。

8　文教施設費　八十九億七千百万円

前年度に比較して一億一千六百万円の増加で、国立文教施設費では、科学技術教育振興のため理工学部の建物の整備と戦災復旧に、また公立文教施設費では、学校統合の促進、小学校における不正常授業の解消、危険校舎の改築等に重点をおいている。

9　育英事業費　四十三億九千四百万円

前年度に比べ一億四千二百万円の増加であるが、昭和三十三年度は、特に英才教育の充実を図るため、新たに進学保障制度を設け、高等学校生徒五千人に月額三千円の貸付を行うほか、大学院博士課程における医学関係の奨学生の増員を図り、全般的に貸与月額一万円の奨学生を増加する。

10　科学技術振興費　二百十六億二千六百万円

前年度に対し、三十五億三千五百万円の増加で、このうち、原子力平和利用関係では、原子力研究所出資四十五億円を始め、各費目にわたり大幅に増加し、前年度より十七億八千五百万円の増で、また一般科学技術研究においても強化につとめ、各省試験研究機関十億六千六百万円、科学研究費補助交付金五億四千七百万円、その他を合わせて十七億五千万円の増であり、特に科学研究所は、特殊法人理化学研究所に改組し、総合的研究機関として整備を図り、三億三千万円の出資を予定している。

11　国債費　六百七十二億円

前年度に比べ三百十億三千九百万円の増加で、その内訳は、国債償還の増二百九十九億五千二百万円、国債利子の増十億一千万円、国債事務取扱費の増七千七百万円である。

12　文官等恩給費　百八十億九千万円

前年度より六億一千五百万円の増加であるが、これは文官恩給受給権者の増加及び恩給金額改訂等によるものである。

13　旧軍人遺族等恩給費　八百五十三億七千四百万円

公務扶助料等の新規裁定による増、失権による減及び恩給金額改訂の増により、前年度に対し六十七億八千六百万円の増加となつている。

14　遺族及び留守家族等援護費　七十一億七千九百万円

昭和三十二年度に比べ九千四百万円の増加である。

15　地方交付税交付金　二千二百四十億九百万円

前年度に比べ三百七十二億三千七百万円の増加で、昭和三十三年度の国税三税収入見込額の二十七・五パーセント相当額二千百二十二億一千二百万円と昭和三十一年度の精算追加額百十七億九千七百万円を計上したものである。

本年度は、地方財政の健全合理化を一段と推進するため、地方交付税率を一・五パーセント引き上げ、また自転車荷車課税の廃止に伴う地方の減収額補てんのため、市町村たばこ消費税率を二パーセント引き上げることとしている。

16　防衛支出金　二百六十一億五百万円

前年度に比べ、百四十億六千万円の減少であるが、これは合衆国軍交付金が、従来の一般方式による削減八十億円と昭和三十三年度における駐留軍の大幅撤退による削減三十億円、合計百十億円の減少、さらに施設提供等諸費二十九億円、軍事顧問団経費一億一千万円の自然減によるものである。

17　防衛庁経費　一千二百億六千万円

前年度に比し、百九十億五千百万円の増加であり、このほかに国庫債務負担行為二百八十億四千五百万円、継続費四十三億九千三百万円を新たに計上している。

本年度は、陸海空制服職員一万七千九百九十五人、一般職員一千百二十一人の増員を行い、艦艇九隻の建造、また航空機については、米国からの供与百三機及び購入八機、国内調達百七十四機を予定している。

18　賠償等特殊債務処理費　二百六十一億九千三百万円

前年度に対し四十六億九千三百万円の増加で、新たにインドネシアとの賠償問題の解決に伴い、所要の予算措置を講じている。

19　公共事業関係費　千七百四十億九千五百万円

前年度より九十五億六千五百万円の増加で、産業基盤の整備、特に道路、港湾については、大幅に増額し、なかんずく道路については、新たに道路整備特別会計を設け、すべての道路改良事業を特別会計で実施することにしている。また、愛知用水公団の事業、八郎潟干拓事業等特定土地改良工事特別会計による事業の促進に伴い、食糧増産対策費を増額し、あるいは離島振興のための予算を大幅に増額している。

20　住宅及び環境衛生対策費　百二十三億九千五百万円

前年度に比べ七千三百万円の増加で、住宅対策については、百六億五千八百万円の計上で、一般住宅四万七千戸、昭和三十二年度発生の災害復旧のための第二種住宅百九十三戸計四万七千百九十三戸の建設予定で、前年度に比べ、第二種低家賃住宅を二千戸増加している。

環境衛生対策については、十七億三千六百万円の計上で、前年度に引き続き東京湾及び大阪湾のし尿海洋投棄対策費、その他の都市の簡易水道、下水道及びし尿処理の施設費を計上している。

21　農業保険費　百十億五千百万円

前年度に対し三億二千八百万円の増加である。

22　貿易振興及び経済協力費　二十七億七千九百万円

前年度に比べ、六億九千七百万円の増加で、新たに中南米諸国に対する巡回見本船の派遣、雑貨意匠センター及び繊維意匠センターの行う意匠の盗用防止事業、印度西ベンガル等に中小企業技術センターの設置及び派遣技術者登録制度の実施を予定している。

23　中小企業対策費　三十一億四千五百万円

前年度に比し、十二億九千六百万円の増加で、新たに中小企業の技術指導強化のため、地方公設試験研究機関の設備の充実を図り、また中小企業信用保険特別会計を改組して中小企業信用保険公庫を新設し、中小企業への金融の円滑化を図ることとしている。

24　経済基盤強化資金等　四百三十六億三千万円

イ　経済基盤強化資金繰入　二百二十一億三千万円

「財政法」第四十四条に基き、一般会計に「経済基盤強化資金」を設けるに必要な経費で、将来におけるわが国の経済基盤の育成強化に必要な財源を確保するものである。

六十五億円

ロ　中小企業信用保険公庫保険準備基金出資金

中小企業金融の円滑化をはかるため、中小企業信用保険特別会計を吸収して、保険制度を改善し、さらに信用保証協会への貸付を増加するため、新たに設置される中小企業信用保険公庫の保険準備基金として出資するものである。

六十五億円

ハ　農林漁業金融公庫非補助小団地等土地改良事業助成基金出資金

六十五億円

非補助小団地等の土地改良事業に対する貸付利子の引き下げに資する財源を生むための基金を農林漁業金融公庫に設けるため出資するものである。

五十億円

ニ　日本輸出入銀行東南アジア開発協力基金出資金

東南アジア開発協力基金を日本輸出入銀行に設けるため、出資するものである。

二十億円

ホ　日本貿易振興会出資金

財団法人海外貿易振興会を改組して、新たに特殊法人日本貿易振興会を設置し、その事業の円滑化を図るための基金に出資するものである。

十五億円

ヘ　日本労働協会出資金

労働教育を推進するため設立する特殊法人日本労働協会の事業の経費に充てる財源を生むための基金を設けるための出資である。

八十億円

25　予備費

前年度と同額である。

26　雑件

雑件のうちおもなものは次の通りである。

イ　新市町村建設促進費　十五億七千百万円

ロ　衆議院議員総選挙費　十六億七千六百万円

ハ　移住振興費　九億七千五百万円

ニ　準要保護児童生徒対策費　三億五千五百万円

教科書費補助では、対象児童生徒数を総員数の二パーセント、また給食費補助では、対象児童生徒数を一・五パーセントに引き上げる。

ホ　学校保健費　三千六百万円

スポーツ振興費　一億九千六百万円

前年度より十一億二千万円の減少であるが、これは国立競技場の施設設備の整備が、前年度その大半を完了したためである。

ヘ　私立学校振興費　九億五千九百万円

ト　農山漁村建設総合対策費　三十七億五千七百万円

チ　畜産振興対策費　二十九億円

リ　青少年対策費　四億三千四百万円

この中には、青少年の健全な野外活動を通じて、団体宿泊訓練、青少年指導者の講習等を行うため、「青年の家」の設置費を文部省に六千万円、運輸省に四千万円、合計一億円を計上している。

(二)　歳入

1　租税及印紙収入　一兆二百五十九億一千三百万円

前年度の九千四百六十九億一千五百万円に対して、七百八十九億九千八百万円の増加である。

これを現行税法で見積つた場合の収入見込額は、一兆五百二十億六百万円で三十二年度に比べ、一千五十億九千百万円の増であるが、税制の改正により、所得税五十億五千二百万円、法人税百三十四億六千七百万円、相続税二十億一千九百万円、酒税五十五億五千五百万円、合計二百六十億九千三百万円の減税によるものである。

なお、この一般会計の予算額に、交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入となる入場税、地方道路税及び特別とん税の予算額三百二十二億三千六百万円を合わせると、前年度の国の租税及び印紙収入予算額の総額は、一兆五百八十一億四千九百万円となる。

租税及び印紙収入見込額は、次の通りである。

所得税　一千九百三十九億三千百万円

源泉分　五百八億九千五百万円

申告分　二千四百四十八億二千六百万円

計　三千三百十一億四百万円

法人税　七十六億三千五百万円

相続税　四十二億円

再評価税　一千九百五十七億五千二百万円

酒税　五百三十億八千四百万円

砂糖消費税　五百五十六億一千八百万円

揮発油税　四百四十億五百万円

物品税　二億九千九百万円

トランプ類税　五億六千三百万円

取引所税　十八億八千七百万円

有価証券取引税　三十二億八百万円

通行税　四百四十三億六千二百万円

関税　五億九千八百万円

とん税　三百三十五億七千二百万円

収入印紙　五十二億円

印紙収入　三百八十七億七千二百万円

現金　三百五十九億一千三百万円

計　一兆二百五十七億一千六百万円

2　専売納付金　一千百七十億五千万円

イ　日本専売公社納付金　一千百六十七億五千万円

たばこの販売金額では約百億円の増加を見ているが、たばこ事業では昭和三十三年度納付金は、たばこ消費税率を二パーセント引き上げるため、たばこ事業では昭和三十二年度に比べ十三億六千万円の増加である。また、塩事業では国内塩収納数量の増加のため、約二十六億二千九百万円の欠損を生じ、損益通算の結果、日本専売公社納付金としては、昭和三十二年度に比べ十二億六千五百万円の減少となる。

ロ　アルコール専売事業特別会計納付金　二億六千六百万円

3　官業益金及官業収入　百五十三億六百万円

内訳は次の通りである。

イ　官業益金　四億六千四百万円

印刷局特別会計受入金　四億六千四百万円

ロ　官業収入　百四十八億四千二百万円

病院収入　百五億二千三百万円

4　政府資産整理収入　四十六億二千七百万円

内訳は次の通りである。

イ　国有財産処分収入　三千七百万円

国有財産売払収入　三千七百万円

ロ　回収金等収入　一億一千三百万円

特別会計整理収入　十一億五千百万円

引継債権整理収入　四十四億九千七百万円

貸付金等回収金収入　五十八億九千五百万円

地方債証券償還収入　四百三十一億九千四百万円

事故補償費返還金

計

5　雑収入

内訳は次の通りである。

イ　国有財産利用収入　二十億三千九百万円
国有財産貸付収入　二億七千九百万円
国有財産使用収入　十二億二千九百万円
共有船舶利用収入　二百万円
配当金収入　八億八千四百万円
利子収入　四十四億三千五百万円
計　百六十四億九千四百万円
ロ　納付金　十四億一千六百万円
日本銀行納付金　百七十九億一千万円
日本中央競馬会納付金
計　七十四億五千万円
ハ　諸収入　十九億二千四百万円
恩給法納金及文官恩給費特別会計等負担金　二十五億八千八百万円
授業料及入学検定料　二十一億八千七百万円
懲罰及没収金　二十三億四千八百万円
刑務作業収入　四十三億四千九百万円
物品売振収入　二百八億四千八百万円
その他　一千一億七千六百万円
計　一千四億三千百万円
二　前年度剰余金受入　一千一億七千六百万円

本予算の可決理由

本予算は、わが国経済の安定的成長の基盤をつちかうため、重点的に所要の措置を講じているので妥当、適切なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年三月三日

予算委員長　江崎　真澄

衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十三年度特別会計予算に関する報告書

一　本予算の要旨

本年度は、産業基盤の整備、社会保障の充実、中小企業対策の強化、農林漁業対策の充実、地方財政の健全化等に重点をおき、特に道路の近代化を中軸とする輸送力の強化を図るため新たに道路整備特別会計を設けた。

本予算の歳入歳出額の通計は、歳入において三兆一千三百七十四億三千百六十四万円で前年度より八千七十億九千七百九十三万四千円の増加であり、歳出において二兆九千九百四十九億八千四百二十一万円で前年度より七千九百二億五千六百三十六万八千円の増加となる。

各特別会計の歳入歳出予算は、次の通りである。

会計別	歳入	歳出
1 臨時受託調達	三十二億八千六百万円	三十二億八千六百万円
2 交付税及び譲与税配付金	二千五百六十四億二千二百万円	二千五百六十二億一千九百万円
3 造幣局	三十一億七千二百万円	三十一億七千二百万円
4 印刷局	五十七億三千五百万円	五十二億一千三百万円
5 資金運用部	八百六十四億四百万円	八百六十四億四百万円
6 国債整理基金	四千百八十八億四千八百万円	四千百八十八億四千八百万円
7 貴金属	一億七千三百万円	一億七千三百万円
8 外国為替資金	七十九億六千万円	七十九億六千万円
9 産業投資	三百二十八億八千二百万円	三百二十八億八千二百万円
10 経済援助資金	七億八千三百万円	七億八千三百万円
11 余剰農産物資金融通	四十億七千八百万円	四十億七千八百万円
12 賠償等特殊債務処理	二百九十四億五千二百万円	二百九十四億五千二百万円
13 国有財産特殊整理資金	二億一千八百万円	—
14 厚生保険	七百六十八億八千八百万円	七百六十八億八千八百万円
健康勘定	五十億三千万円	五十億三千万円
日雇健康勘定	二百万円	百十五億七千九百万円
年金勘定	八億八千四百万円	四十億六千六百万円
業務勘定	四十億六千六百万円	五十億六千七百万円
15 船員保険	六十六億八百万円	九十一億九百万円
16 国立病院	九十一億九百万円	二億八千二百万円
17 あへん	二億八千二百万円	五千六百八十八億五千五百万円
18 食糧管理	五千六百八十八億五千五百万円	七百十六億百万円
国内米管理勘定	七百十六億百万円	一千七百七十九億八千八百万円
国内麦管理勘定	一千七百七十九億八千八百万円	五百二十一億七千万円
輸入食糧管理勘定	五百二十一億七千万円	百六十五億二千万円
19 農産物等安定勘定	百六十五億二千万円	六千二百十億二千七百万円
業務勘定	六千二百十億二千七百万円	三十億百万円
調整勘定	三十億百万円	百十六億四千二百万円
農業再保険金支払基金勘定	百十六億四千二百万円	二十六億七千三百万円
農業勘定	二十六億七千三百万円	八千四百万円
家畜勘定	八千四百万円	五億九百万円
業務勘定	五億九百万円	七百六十八億八千八百万円
20 森林火災保険	七百六十八億八千八百万円	五十億三千万円
21 漁船再保険	五十億三千万円	百十五億七千九百万円
普通保険勘定	百十五億七千九百万円	四十億六千六百万円
特殊保険勘定	四十億六千六百万円	五十億六千七百万円
給与保険勘定	五十億六千七百万円	九十一億九百万円
業務勘定	九十一億九百万円	二億八千二百万円
22 自作農創設特別措置	二億八千二百万円	五千六百八十八億五千五百万円
開拓者資金融通	五千六百八十八億五千五百万円	七百十六億百万円
国有林野事業	七百十六億百万円	一千七百七十九億八千八百万円
糸価安定	一千七百七十九億八千八百万円	百六十五億二千万円
中小漁業融資保証保険	百六十五億二千万円	六千二百十億二千七百万円
特定土地改良工事	六千二百十億二千七百万円	三十億百万円
アルコール専売事業	三十億百万円	百十六億四千二百万円
輸出保険	百十六億四千二百万円	二十六億七千三百万円
中小企業信用保険	二十六億七千三百万円	八千四百万円
24 保険勘定	八千四百万円	五億九百万円
融資勘定	五億九百万円	七百六十八億八千八百万円
25 特別鉱害復旧	七百六十八億八千八百万円	五十億三千万円
特定物資納付金処理	五十億三千万円	百十五億七千九百万円
木船再保険	百十五億七千九百万円	四十億六千六百万円
自動車損害賠償責任再保険	四十億六千六百万円	五十億六千七百万円
保険勘定	五十億六千七百万円	九十一億九百万円
保障勘定	九十一億九百万円	二億八千二百万円
業務勘定	二億八千二百万円	五千六百八十八億五千五百万円
26 郵政事業	五千六百八十八億五千五百万円	七百十六億百万円
27 郵便貯金	七百十六億百万円	一千七百七十九億八千八百万円
簡易生命保険及郵便年金	一千七百七十九億八千八百万円	五百三十三億九千百万円
保険勘定	五百三十三億九千百万円	四百七十六億六千三百万円
28 年金勘定	四百七十六億六千三百万円	十億六千五百万円
29	十億六千五百万円	
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		

38 労働者災害補償保険　三百十六億四千四百万円
39 失業保険　四百九十五億九千二百万円
40 特定多目的ダム建設工事　九十一億二千八百万円
41 道路整備　六百八十三億三千九百万円
計　三兆一千三百七十四億三千百万円

次に主なる特別会計の内容は、次の通りである。

(一) 交付税及び譲与税配付金特別会計

歳入
一般会計より受入　二千二百四十億九百万円
入場税　百八十三億三千六百万円
地方道路税　百三十一億五千三百万円
特別とん税　七億四千七百万円
前年度剰余金受入　一億五千六百万円
雑収入　二千万円
計　二千五百六十四億二千二百万円

歳出
地方交付税交付金　二千二百四十億一千万円
入場譲与税譲与金　百八十三億三千六百万円
地方道路譲与税譲与金　百三十一億五千三百万円
特別とん譲与税譲与金　六億八千五百万円
諸支出金　十万円
予備費　三千四百万円
計　二千五百六十二億一千九百万円

(イ) 地方交付税の総額について所得税、法人税及び酒税の収入額の百分の二十六を百分の二十七・五に相当する額に改めた。

(ロ) 特別とん譲与税譲与金について昭和三十三年度は、「特別とん譲与税法」（昭和三十二年法律第七十七号）第三条及び附則第三項の規定により、特別とん税の収入額に相当する額の十一カ月分を譲与する。

(二) 資金運用部特別会計

資金の調達及び運用計画は、次の通りである。」

資金調達
預託金の増加　一千六百八十七億円
郵便貯金　一千百五十億円
簡保年金　四十五億円
厚生保険　四百八十億円
その他　十二億円
既運用の回収等　七百五十億円
国債　三百一億円
地方債　四百四十九億円
その他　〇
国民貯蓄債券　二千四百三十七億円
計

資金運用
特別会計貸付　百三億円
政府関係機関貸付　一千二百四十六億円
その他　一千八十八億円
計　二千四百三十七億円

(三) 産業投資特別会計

歳入
運用収入　二百億八千六百万円
運用金回収　六十億六百万円
運用利殖金収入　百四十億八千万円
特定物資納付金処理特別会計より受入　二十億円
資金より受入　三十億円
前年度剰余金受入　七十七億九千七百万円
計　三百二十八億八千三百万円

歳出
産業投資支出　二百七十七億円
事務費　四百万円
国債整理基金特別会計へ繰入　五十億七千四百万円
予備費　一億五百万円
計　三百二十八億八千三百万円

なお、投資計画は、次の通りである。

電源開発株式会社出資金　九十億円
石油資源開発株式会社出資金　十八億円
東北開発株式会社出資金　五億円
北海道地下資源開発株式会社出資金　二億円
農林漁業金融公庫出資金　八十億円
住宅金融公庫出資金　二十五億円
日本住宅公団出資金　三十七億円
日本航空株式会社出資金　五億円
公営企業金融公庫出資金　五億円
その他　十億円
計　二百七十七億円

(イ) 投資規模の圧縮により、この会計の資金よりの受入は、昭和三十三年度においては三十億円とし、資金の残額はそのまま存置する予定である。

(ロ) 投資計画における「その他」の経費は、日本開発銀行の日本合成ゴム株式会社に対する出資を政府の出資に切り換えるために要するものである。

(四) 賠償等特殊債務処理特別会計

歳入
一般会計より受入　二百六十一億九千三百万円
前年度剰余金受入　三十二億五千九百万円
雑収入　十万円
計　二百九十四億五千二百万円

歳出
賠償等特殊債務処理費　二百六十七億五千二百万円
諸支出金　十万円
予備費　二十七億円
計　二百九十四億五千二百万円

(五) 厚生保険特別会計

健康勘定

歳入
保険料収入　六百九十七億四千六百万円
一般会計より受入　十億円
借入金　六十億円
雑収入　一億四千二百万円
計　七百六十八億八千八百万円

歳出
保険給付費　六百五十九億一千九百万円
業務勘定へ繰入　八億百万円

借入金償還金　六十億円
諸支出金　三千八百万円
予備費　四十一億二千八百万円
計　七百六十八億八千八百万円

日雇健康勘定
歳入
保険料収入　三十四億一千万円
一般会計より受入　十三億五千百万円
積立金より受入　二億四千三百万円
雑収入　二千五百万円
計　五十億三千万円
歳出
保険給付費　四十八億二千百万円
業務勘定へ繰入　二千三百万円
諸支出金　四十万円
予備費　一億八千四百万円
計　五十億三千万円

年金勘定
歳入
保険料収入　四百三十八億五千六百万円
一般会計より受入　十四億二千三百万円
船員保険特別会計より受入　百万円
運用収入　百四十八億八千四百万円
雑収入　五百万円
計　六百一億七千百万円
歳出
保険給付費　九十二億一千四百万円
業務勘定へ繰入　五億一千三百万円
諸支出金　九百万円
予備費　十八億四千二百万円
計　百十五億七千九百万円

業務勘定
歳入
他勘定より受入　十三億三千九百万円
一般会計より受入　二十億四千九百万円
積立金より受入　二億三千万円
雑収入　四億四千七百万円
計　四十億六千六百万円
歳出
業務取扱費　二十六億八百万円
庁舎新営費　六千九百万円
公務員宿舎施設費　九百万円
保健施設費　一億三千七百万円
福祉施設費　十二億百万円
予備費　四千万円
計　四十億六千六百万円

(イ)　政府管掌健康保険については、最近収支が好転していることにかんがみ、昭和三十三年度においては一般会計から十億円（昭和三十一年度三十億円）を繰り入れることとし、なお、昭和三十年度以前の赤字補てんのための借入金の返済財源として一般会計から繰り入れないこととしている。

(ロ)　日雇労働者健康保険については、傷病手当金及び出産手当金を新設して給付内容の改善を図るとともに、収支の不均衡を是正するため、保険料の等級改訂とあわせて医療給付費に対する国庫負担割合を一割五分から二割五分に引き上げ、傷病手当金及び出産手当金に要する費用については、その三分の一を国庫が負担することとし国庫負担の充実を図っている。

(ハ)
船員保険特別会計
歳入
保険料収入　五十九億八百万円
一般会計より受入　三億五千二百万円
厚生保険特別会計より受入　百万円
運用収入　三億二千九百万円
雑収入　一千六百万円
計　六十六億八百万円
歳出
保険給付費　四十三億四千二百万円
厚生保険特別会計へ繰入　百万円
業務取扱費　一億三千五百万円
福祉施設費　二億一千二百万円
予備費　三億七千六百万円
計　五十億六千七百万円

この会計の疾病部門については、収支の好転にかんがみ、昭和三十年度以前の赤字補てんのための一般会計からの繰入は、行わないこととしている。
なお、一般会計から一億円のほか、年金給付費の二割相当額（ただし、戦争危険に起因する分は全額）、失業給付費の三分の一相当額及び業務取扱費の財源の一部を受け入れることとしている。

(ニ)
食糧管理特別会計
国内米管理勘定
歳入
国内米売払代　三千三百六十八億五千九百万円
他勘定より受入　二千三百十七億一千六百万円
雑収入　二億八千万円
計　五千六百八十八億五千五百万円
歳出
国内米買入費　二千九百五十八億八千四百万円
国内米管理費　百六十九億九千八百万円
他勘定へ繰入　二千二百九億七千三百万円
予備費　三百五十億円
計　五千六百八十八億五千五百万円

国内麦管理勘定
歳入
国内麦売払代　四百二十億七千百万円
他勘定より受入　二百九十五億二千九百万円
雑収入　百万円
計　七百十六億百万円
歳出
国内麦買入費　四百三十七億八千七百万円
国内麦管理費　二十九億七百万円
他勘定へ繰入　百九十九億七百万円
予備費　五十億円
計　七百十六億百万円

輸入食糧管理勘定
歳入
輸入食糧売払代　一千四百四十三億八千八百万円
他会計より受入　十四億八千万円
他勘定より受入　三百七億七千三百万円
雑収入　十三億四千七百万円
計　一千七百七十九億八千八百万円
歳出
輸入食糧買入費　一千百四十五億八千万円
輸入食糧管理費　五十四億八千六百万円
他勘定へ繰入　四百七十九億二千二百万円
予備費　百億円
計　一千七百七十九億八千八百万円

農産物等安定勘定
歳入
農産物等売払代　二百八十八億五千八百万円
他会計より受入　十億円
他勘定より受入　二百二十三億一千百万円
雑収入　百万円
計　五百二十一億七千万円
歳出
農産物等買入費　二百七十七億七千二百万円
農産物等管理費　十二億三百万円
他勘定へ繰入　百八十一億九千五百万円
予備費　五十億円
計　五百二十一億七千万円

業務勘定
歳入
他勘定より受入　百五十九億六百万円
検査印紙収入　四億三千万円
雑収入　一億八千四百万円
計　百六十五億二千万円
歳出
事務費　百八億五千百万円
サイロ、倉庫運営費　一億七千六百万円
他会計へ繰入　三億三千万円
他勘定へ繰入　五十億一千三百万円
予備費　一億五千万円
計　百六十五億二千万円

調整勘定
歳入
他勘定より受入　三千十四億百万円
食糧証券及借入金収入　三千百九十六億二千七百万円
計　六千二百十億二千八百万円
歳出
他勘定へ繰入　三千百九十六億二千七百万円
他会計へ繰入　三千十四億百万円
計　六千二百十億二千八百万円

(イ)　昭和三十三年度においては、抜本的にこの会計の合理化、健全化を図るため、

a　部門別に六勘定を設け、国内米管理、国内麦管理及び輸入食糧管理の各勘定の損益については、調整勘定で一括して調整する。

b　昭和三十二年度において、設置された資金から昭和三十三年度期首において調整資金として引き継ぐ資金の額は、五十四億円と見込まれる。

c　農産物等安定勘定における昭和三十三年度の損失見込額については、あらかじめ損失補てんのため十億円を一般会計から同勘定に受け入れる等の措置を講ずることとしている。

(ロ)　国内産米については、集荷は事前売渡申込制度により、配給は現行制度により内地米は、昭和三十三米穀年度は毎月十四日、昭和三十四米穀年度は毎月十一・六日の配給を行う。

(ハ)　昭和三十二年十月一日以降実施されている新価格により内地精米十キログラム当り八百五十円、徳用米十キログラム当り七百七十円としている。

(ニ)　昭和三十三年度中における損失見込額は四十三億円である。

(ホ)　昭和三十三年度末、食糧証券及び借入金の残高見込額（二千百九十六億円）と昭和三十二年度末発行見込額（二千九百億円―昭和三十二年度予算額三千四百六十七億円）と比較すると二百九十六億円の増加となる、その主な理由は勘定区分の設定により各勘定における予備費の合計額が約二百五十億円増加していることである。

(ヘ)
外国為替売買差益
歳入
外国為替売買差益　二十二億八百万円
運用収入　五十七億五千百万円
雑収入　百万円
計　七十九億六千万円
歳出
事務取扱費　八千五百万円
諸支出金　四億七千五百万円
国債整理基金特別会計へ繰入　六十七億八千九百万円
予備費　六億一千百万円
計　七十九億六千万円

インドネシア共和国に対して有する一億七千六百九十一万三千九百五十八ドルアメリカ合衆国ドル四十一セントの請求権を放棄することによつて生ずる外国為替資金の損失についての処理として、「外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律」に基き当該請求権の額を外国為替資金の金額から減額することとしている。

(ト)
国有林野事業特別会計
歳入
国有林野事業収入　四百五十三億九千四百万円
他会計より受入　六千百万円
計　四百五十四億五千五百万円
歳出
管理費　百九億七千二百万円
事業費　三百二十一億七千四百万円
他会計へ繰入　七億二千五百万円
予備費　十五億八千二百万円
計　四百五十四億五千五百万円

昭和三十三年度の予算規模が、昭和三十二年度より大幅に増加したのは、

a　従来の錦伐方針を変更して昭和三十三年度は調整年伐量の全量を伐採すること。

b　北海道風倒木跡地を含め更新、保育等の造林事業を増強したこと。

c　官行造林事業のうち水源林造成を拡大強化したこと。

d　林道の新設、改良において事業の合理化を図るため特に自動車道に重点を置いたこと。

e　民有保安林買上治山事業の促進を図つたこと。

等国有林、民有林を通じて拡大造林面積一千百万町歩を目標に林力増強を図つたためである。

(ヰ)　特定土地改良工事特別会計

歳入

一般会計より受入	五十四億五千六百万円
借入金	十七億二千八百万円
受託工事収入	二億円
他用途転売収入	一千五百万円
雑収入	百万円
予備収入	二億円
計	七十六億百万円

歳出

土地改良事業費	六十八億五千四百万円
土地改良事業工事事務費	四億二千六百万円
他会計へ繰入	一億一千五百万円
予備費	二億五百万円
計	七十六億百万円

昭和三十三年度の対象地区は、国営かんがい排水事業としては昭和三十二年度からの継続四地区のほか、新規地区として四地区、継続事業の一般会計から特別会計振替編入三地区を、干拓事業としては継続事業のほかに新規二地区を予定している。

なお、八郎潟の干拓事業（昭和三十二年度着工）については、事業費十六億二千五百万円をもつて事業を促進することとしている。

(ヱ)　中小企業信用保険特別会計

歳入

保険料収入	一億一千九百万円
雑収入	六千三百万円
前年度剰余金受入	二十一億七千八百万円
計	二十三億六千万円

歳出

保険金	三億四千八百万円
事務取扱費	一千八百万円
予備費	二十三億六千万円
計	二十三億六千万円

昭和三十三年度は、中小企業信用保険公庫（仮称）の新設に伴い、その事業の引継ぎまでの三カ月間分を計上している。

(オ)　郵政事業特別会計

歳入

事業収入	一千五百七十六億五千二百万円
資本収入	三十一億四千五百万円
計	一千六百七億九千七百万円

歳出

業務費	一千百七十六億七千九百万円
業務外支出	三百七十七億五千八百万円
局舎其他建設費	四十三億九千四百万円
公債及借入金償還金	一億六千六百万円
予備費	八億円
計	一千六百七億九千七百万円

(カ)　郵便収入のうち基本収入（年賀ハガキの収入等を除いたもの）については、昭和三十二年度実績見込に対し四パーセント（昭和三十二年度四パーセント）の増加を見込んでいる。

(ヨ)　郵便貯金の増加目標額を一千百五十億円としている（昭和三十二年度一千百五十億円）。

(タ)　郵便局舎緊急改善措置は、昭和三十三年度も引き続き実施することとし、自己資金十八億円、簡保年金資金の借入二十六億円（昭和三十二年度二十三億円）を財源として、局舎その他建設費四十四億円（昭和三十二年度四十四億円）を計上し、郵便局百二十一局（昭和三十二年度百二十七局）の新増築等を行うこととしている。

(レ)　簡易生命保険及郵便年金特別会計

昭和三十三年度の運用の対象となる金額は、本年度の余裕金九百十一億円に回収金等七十二億円を加えたものから、資金運用部に預託される四十五億円を差し引いた九百三十八億円である。

資金調達	
新規積立金	八百二十一億円
政令払戻額	四十五億円
回収金等	七十二億円
計	九百三十八億円
資金運用	
財政投融資	八百五十八億円
契約者貸付	八十億円
計	九百三十八億円

(ソ)　失業保険特別会計

歳入

保険料収入	三百四十七億九千五百万円
印紙収入	十億五百万円
一般会計より受入	百五億一千八百万円
運用収入	二十八億円
雑収入	四億七千四百万円
計	四百九十五億九千二百万円

歳出

保険金	三百十二億五千四百万円
業務取扱費	十八億八千四百万円
公務員宿舎施設費	一千二百万円
保険施設費	三億四千九百万円
労働福祉事業団出資金	十億五千万円
予備費	百五十億四千二百万円
計	四百九十五億九千二百万円

昭和三十三年度においては、一般失業保険については、新規発生失業者の増加を見込み、受給実人員を月平均三十七万三千人（昭和三十二年度三十万五千人）と予定し、単価には貸金の上昇を織り込んで給付費を算定している。又運用収入の増加に見合つて、保険施設費及び労働福祉事業団出資金を増額し職業訓練の充実を図つている。

(ネ)　特定多目的ダム建設工事特別会計

歳入

一般会計より受入	六十億一千五百万円
借入金	十一億三千五百万円
諸収入	十四億七千九百万円
雑収入	七百万円
予備収入	四億八千九百万円
計	九十一億二千八百万円

歳出

天龍川美和ダム建設事業費	三億四千四百万円
荒川二瀬ダム建設事業費	十億七千五百万円

肱川鹿野川ダム建設事業費　八億六千九百万円
多目的ダム建設事業費　五十八億六百万円
工事事務費　二億五千七百万円
事務費　一億八千四百万円
他会計へ繰入　九千万円
予備費　五億円
計　九十一億二千八百万円

昭和三十三年度における事業計画は、

(1) 継続費として実施中の天竜川を完成するほか、荒川、肱川については既定の計画を一部改定して事業を促進する

(2) 前年度実施設計調査を実施していた雄物川（皆瀬）、鬼怒川（川俣）の工事に新規に着工する

(3) 利根川（薗原）、筑後川（松原）の実施設計調査を新規に実施する

(4) 従来準備工事を実施していた和賀川（湯田）、由良川（大野）、名取川（大倉）、淀川（天カ瀬）については、いずれも予算を増額して事業の早期完成を図ることである。

(ハ) 道路整備特別会計

道路事業五カ年計画の実施を強力に推進するため、従来の揮発油税収入と一般財源のほか、更に、直轄事業の地方分担金相当額を資金運用部から借り入れ、事業規模の拡大を図ることとした。これら関係の経理を明確にするために道路整備特別会計を新設することとし、道路整備事業は、災害復旧を除いて、すべてこの特別会計で経理されるものである。

歳入

一般会計より受入	六百十六億七百万円
借入金	五十三億二千二百万円
諸収入	七億二千万円
雑収入	一億八千九百万円
予備収入	五億円
計	六百八十三億三千九百万円

歳出

道路事業費	三百六十二億七千万円
北海道道路事業費	九十五億八千七百万円
街路事業費	六十五億九千百万円
北海道街路事業費	二億二百万円
建設機械整備費	十九億九千七百万円
北海道建設機械整備費	五億八千九百万円
離島道路事業費	二億七千二百万円
災害関連事業費	一億九千三百万円
臨時就労対策事業費	七十二億九千六百万円
特別失業対策事業費	十四億六千七百万円
日本道路公団事業費	五億円
工事事務費	十八億三千万円
附帯工事費	三億四千八百万円
受託工事費	三億六千八百万円
事務費	三百万円
他会計へ繰入	一億四千万円
予備費	六億八千四百万円
計	六百八十三億三千九百万円

(イ) 一級国道の整備に重点をおき、予算の増額を図るとともに、改良、ほ装の事業は、原則としてすべて国の直轄工事とする。

(ロ) 一級国道のうち、一号国道、その他交通激じんな区間については、昭和三十三年度新たに国が直轄で維持修繕の工事を行うこととし約二十六億円を新規に計上することとしている。

(ハ) 二級国道及び地方道の整備についても交通量の増加に対処して重要道路の整備を重点的に促進することとし、特には装及び橋梁整備の工事に重点をおくこととしている。

(ニ) 街路についても、橋梁、立体交叉の整備を図り、雪寒道路対策としては、積雪寒冷地帯道路交通確保五カ年計画に基いて事業を促進することとしている。

(ホ) 日本道路公団の事業については、有料道路事業に対する補助を従来からの継続事業に限り、新規の事業については、補助金を取り止めることとしたため、補助金として二十五億円の減少となつている。

本予算の可決理由

本予算は、緊要な施策の重点的遂行をはかり将来における国民経済の安定的成長の基盤をつちかうことを眼目としておるものであり、妥当なるものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年三月三日

予算委員長　江崎　真澄

衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十三年度政府関係機関予算に関する報告書

一

本予算の要旨

本予算は、日本専売公社等三公社及び国民金融公庫等九政府金融機関に関するものである。

本年度においては、新たに中小企業信用保険公庫の設置が予定されている。

本年度の政府関係機関予算における特徴は、

(1) 貿易及び経済協力の推進

(2) 産業基盤の整備

(3) 中小企業対策の強化

(4) 農林漁業対策の充実

等を重点として、それぞれ所要の予算措置を講じていることで、特に

(1) 中小企業信用保険公庫保険準備基金

(2) 農林漁業金融公庫非補助小団地等土地改良事業助成基金

(3) 日本輸出入銀行東南アジア開発協力基金を、それぞれの関係機関に設けたことを挙げることができる。

しかして、本年度における政府関係機関を通ずる収入総額は、一兆二千三百六十六億九千七百万円、支出総額は、一兆一千六十九億八千四百万円で前年度予算額に対して、収入においては、九百十六億七千八百万円、支出においては、九十九億二千百万円の増加となつている。

各機関別予算における概略は、次の通りである。

1　日本専売公社

製造たばこ販売においては、人口増等による若干の自然増のほかは、ほぼ前年度実績並と見込み経営の合理化を図ることとした。しかし、たばこ消費税の二パーセント引上げ、また塩事業の国内塩の増産等による赤字を生じたために、専売納付金は千百六十七億五千万円で、前年度に比べ十二億六千五百万円の減少である。

収支の概要は次の通りである。

収入	
たばこ事業収入	二千三百五十三億六千六百万円
塩事業収入	二百五十三億七千三百万円
しょう脳事業収入	十億二百万円
共通収入	三億六千二百万円
計	二千六百二十一億四百万円
支出	
給与其他諸費	百三十五億三千百万円
たばこ事業費	一千六十七億五千二百万円

塩事業費	二百七十八億一千八百万円
しよう脳事業費	八億九千九百万円
共通費	十三億一千八百万円
固定資産取得費	十九億六千四百万円
予備費	十三億円
計	一千五百三十五億八千四百万円
差引収入超過額	一千八十五億二千万円
資産増加額	百四億六千四百万円
純益金	一千百六十七億六千六百万円
固定資産増加額控除	一千六百万円
専売納付金	一千百六十七億五千万円

2

日本国有鉄道

運輸収入は、前年度の実行見込に対し、旅客三・三パーセント、貨物三・一パーセントの増を見込み、事業費については、経営の合理化のため極力経費の節減を図つている。

工事の面では、通勤輸送及び老朽施設の取替補充に重点をおいている。

(1)　損益勘定

各勘定の収支は、次の通りである。

収入	
運輸収入	三千四百三十五億二千四百万円
雑収入	百四十二億四千七百万円
政府会計より受入	五千三百万円
計	三千五百七十八億二千四百万円
支出	
事業費	二千七百九十三億六百万円
資本勘定へ繰入	七百三十五億一千八百万円
（固定資産の取替資金及び借入金等償還資金）	
予備費	五十億円
計	三千五百七十八億二千四百万円

(2)　資本勘定

収入	
損益勘定より受入	七百三十五億一千八百万円
借入金	二百億円
鉄道債券（公募）	八十五億円
〃（利用）	八十二億円
〃（その他）	三十五億円
資産充当	十六億七千二百万円
計	一千百五十三億九千万円
支出	
借入金等償還	八十七億八千二百万円
工事勘定へ繰入	一千六十二億円
出資	四億八百万円
計	一千百五十三億九千万円

(3)　工事勘定

収入	
資本勘定より受入	一千六十二億円
支出	
建設費	九十億円
電化設備費	百三十七億二百万円
車両費	二百九十八億七千八百万円
諸設備費	四百七十二億一千五百万円
総係費	六十四億五百万円
計	一千六十二億円

3

日本電信電話公社

建設工程では、一般拡充整備分として六百三十億円を計上、二十五万加入の架設（ほかに公衆電話一万箇の架設）を予定している。また特別措置として、農山村電話普及のため三十億円、町村合併に伴う施設整備費三十億円を計上している。

(1)　損益勘定

各勘定の収支は、次の通りである。

収入	
電信収入	九十六億二千六百万円
電話収入	一千五百四十七億五千四百万円
受託業務収入	十八億二千二百万円
雑収入	三十一億九千万円
計	一千六百九十三億九千二百万円
支出	
業務費	一千四十二億五千二百万円
利子及債務取扱費	八十億九千六百万円
減価償却費	二百八十六億円
予備費	十三億円
資本勘定へ繰入	二百七十一億四千四百万円
計	一千六百九十三億九千二百万円

(2)　資本勘定

収入	
減価償却引当金	二百八十六億円
損益勘定より受入	二百七十一億四千四百万円
資産充当	五十七億二千万円
設備負担金	十七億二千五百万円
電話設備負担金	五十八億六千八百万円
電信電話債券	六十七億一千三百万円
借入金	三十五億円
計	七百九十二億七千万円
支出	
債務償還	四十二億三千八百万円
建設勘定へ繰入	七百五十億三千二百万円
計	七百九十二億七千万円

(3)　建設勘定

収入	
資本勘定より受入	七百五十億三千二百万円
支出	
電信電話施設費	六百五億六千六百万円
局舎建設費	七十七億七千五百万円
諸施設費	五億六千七百万円
総係費	六十一億二千四百万円
計	七百五十億三千二百万円

4

国民金融公庫

国民大衆の生業資金に対する融資の円滑化を図るため、普通貸付、恩給担保貸付のほか、引揚者国債担保貸付についても資金の増加をはかつている。

資金調達及び貸付計画は次の通りである。

資金調達	
政府資金借入	二百三十五億円

回収金等　六百十億円
計　八百四十五億円

貸付計画
普通貸付　七百二十八億円
特別小口貸付　一億円
恩給及び遺族国債担保貸付　八十億円
更生資金貸付　五億円
引揚者国債担保貸付　三十一億円
計　八百四十五億円

5　住宅金融公庫

昭和三十三年度は、三百五十一億円の貸付契約を締結の予定で、そのうち、昭和三十三年度中に貸し付けられる資金は二百億円であるが、これに昭和三十二年度契約分で昭和三十三年度に貸し付けられるものを合わせると、貸付予定額は、三百二十八億円となる。

資金調達
産業投資特別会計出資金　二十五億円
資金運用部資金借入金　百四十一億円
簡保年金資金借入　百七億円
回収金等　五十五億円
計　三百二十八億円

貸付契約予定戸数及び金額

住宅融資		九万二千戸
一般住宅		五万二千戸
産業労働者住宅		九千戸
増築		二万五千戸
高層化		六千戸
宅地造成		約十五万坪
災害融資		
計	三百三十七億円	
	二百二十四億円	
	三十二億円	
	二十五億円	
	五十六億円	
	四億円	
	十億円	
	三百五十一億円	

6　農林漁業金融公庫

本年度は、自作農維持創設資金の拡充、寒冷地振興対策、非補助土地改良事業等に対する融資に重点をおき、またこれとは別に、非補助小団地等土地改良事業に対する貸付利子の引き下げに資する財源を生むための基金として、一般会計より六十五億円の出資を受けることとしている。

資金調達及び貸付計画は、次の通りである。

資金調達
産業投資特別会計　八十億円
資金運用部資金等借入　百十五億円
回収金等　百六十億円
計　三百五十五億円

貸付計画
土地改良　百二十二億円
林業　三十五億円
漁業　三十八億円
塩業　十四億円
共用利用施設　二十六億円
小団地開発整備事業　二億円
農山漁村建設総合対策事業　二十八億円
主務大臣指定施設　五億円
主務大臣指定災害復旧　二億円

自作農維持創設　七十五億円
奄美大島復興事業　一億円
開拓　十二億円
寒冷地農業振興　七億円
予備　八億円
計　三百七十五億円

7　中小企業金融公庫

中小企業金融の円滑化を図るため、原資を拡大して貸付額を増加することとしている。

資金調達
政府資金借入　二百七十五億円
回収金等　二百九十五億円
計　五百七十億円

貸付計画
代理貸付　四百八十億円
直接貸付　九十億円
計　五百七十億円

8　北海道東北開発公庫

北海道及び東北地方の総合開発のための、基幹的な産業に対する長期の融資または投資を行うものである。

資金調達及び運用計画は次の通りである。

資金調達
資金運用部借入　七十五億円
公庫債券　三十一億円
自己資金等　百四十一億円
計　百三十六億円

資金運用
出資　五億円
貸付　八十億円
計　八十五億円

9　公営企業金融公庫

資金調達及び運用計画は、次の通りである。

資金調達
産業投資特別会計出資　七十四億円
公営企業債券　七十四億円
計　七十四億円

資金運用
貸付金　二十億円
計　六十五億円
八十五億円

10　中小企業信用保険公庫（仮称）

この公庫は、中小企業金融の円滑化を図るために、従来の中小企業信用保険特別会計を吸収して新たに設立されるものである。

業務としては、中小企業に関する保険業務のほか、信用保証協会に対する保証基金の貸付を行う。

資金調達及び業務内容は次の通りである。

資金調達
一般会計出資金　二十億円
信用保証協会貸付資金　六十五億円
保険業務準備基金　八十五億円
計

業務内容

(1)　保険引受額　九十億円
融資保険　九百三十八億円
包括保証保険　百億円
普通保証保険　一千百二十八億円
計　二十一億五千万円

(2)　信用保証協会貸付額　百九十億円

11　日本開発銀行　六百二十億円
エネルギー資源開発のため、電力については、長期エネルギー需給対策の見地より最重点として資金の配分を図り、また海運については、前年度程度の貸付を行うほか、石炭その他の重要産業に対する融資資金を確保している。
資金の調達及び運用計画は、次の通りである。

資金調達
資金運用部借入金　三百十五億円
産業投資特別会計出資金　十億円
自己資金　二百九十五億円
計　六百二十億円

資金運用
電力　二百五十億円
海運　百八十億円
その他　百九十億円
計　六百二十億円

日本輸出入銀行
本年度は、特に船舶、機械等のプラント輸出に重点をおくほか、投資、賠償、経済協力の金融についても増額を行うこととしている。
資金の調達及び運用計画は、次の通りである。

資金調達
資金運用部資金借入　八十億円
回収金等　六百五十億円
計　七百三十億円

資金運用
貸付　七百三十億円

なお、本年度は新たに別勘定として、東南アジア開発協力基金五十億円を設けている。

二　本予算の可決理由
本予算は、わが国経済の安定的成長の基盤をつちかうため、重点的に所要の措置を講じているので妥当、適切なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年三月三日

予算委員長　江崎　真澄

衆議院議長益谷秀次殿

日本国とパキスタンとの間の文化協定の締結について承認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的
わが国は、昭和三十二年四月以来、パキスタンと文化協定締結のための交渉を行つてきたが、昭和三十二年五月二十七日カラチにおいて署名を行つた。
本協定は従来わが国が締結したフランス、イタリア、メキシコ、タイ、インド、ドイツ等との間の文化協定とほぼ同様のもので、両国の文化交流のための各種の便宜供与、文化活動の奨励、学者、学生の交換等について規定したものであり、従つて本協定を実施することにより両国民間の相互理解をさらに深め、両国の親善関係の増進に資することを目的とするものである。
なお、本協定は、批准書の交換の日に効力を生じ五年間効力を有し、その後廃棄予告をなした日から一年間は有効なものである。
よつて政府は本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由
本協定は日本国とパキスタンとの間の文化交流を増進するため必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年二月二十八日

外務委員長　床次　徳二

衆議院議長益谷秀次殿

日本国とエティオピアとの間の友好条約の締結について承認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

一、本件の要旨及び目的
本条約は、昭和三十一年十一月以来、エティオピアとの間に友好条約を締結する交渉を行つてきたが、昭和三十二年十二月十九日アディス・アベバで署名を行つた。
本条約は、カンボディアとの友好条約とほぼ同様で、両国間の平和友好関係の存在、主権と独立の尊重、科学及び産業の知識交換、通商航海条約締結のためのすみやかなる交渉開始等について規定しており、本条約の実施により両国間の平和友好関係がさらに強化され、親善関係の促進に資することを目的とするものである。
なお、本条約は、批准書の交換の日の後一箇月で効力を生じ、一年の予告をもつて廃棄しない限り有効である。
よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由
本条約は、わが国とエティオピアとの間の友好親善関係を深めるために必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年二月二十八日

外務委員長　床次　徳二

衆議院議長益谷秀次殿

〔第十二号参照〕奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、奄美群島復興特別措置法に基く事業実施の状況にかんがみ、計画事業の内容について種々再検討を加えるとともに計画期間の延長等を行おうとするものである。
本案の内容は、第一に、たち遅れた群島民の民度を向上し、群島経済の自力化を促進するため、奄美群島復興計画の実施期間を現行法の五箇年から十箇年に延長し、法の有効期限を昭和四十一年三月三十一日までとすること。第二に、奄美群島の特殊事情を考慮して同群島における公共土木施設災害復旧事業の国の負担率に特例を設けること。第三に、復興実施計画の変更手続を定める等の諸点である。
なお、本改正によつて事業費総額は百八十二億円となり、当初計画に比して二十九億円の増額となる。

二　議案の可決理由
奄美群島復興五箇年計画による現在までの四箇年間の成果はまことにめざましいが、国の予算の制約や、台風や季節風などのため事業がしばしば中断されるという気象条件、資材の大部分を本土に求めなければならないにもかかわらず輸送力が不足していること、さらに労働力、技術の不足、加えて市町村財政がきわめて貧困で自己負担能力に乏しいこと、地元民間資本の蓄積が少なく、信用力がないので本土からの民間資本の流入が少くないことなどの理由によつて、復興事業の実施が相当遅延しているため、計画期間の延長は必要であり、また、当初計画の方針は原則として踏襲するが、重点の指向を多少変更し、各種産業の振興を図り、もつてたち遅れた群島民の民度を向上し、群島経済の自力化を促進することは適切な措置とみられるので、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対して、別紙のごとき附帯決議が全会一致をもつて附された。

三　本案施行に要する経費
昭和三十三年度一般会計予算に十二億三千万円を計上している。

右報告する。

昭和三十三年三月四日

地方行政委員長　矢尾喜三郎

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は本法の施行に当り左の諸点

に留意して奄美群島の復興に遺憾なきを期すべきである。

一、奄美群島の復興計画事業の実施に当つて従来県営工事とされていた重要な港湾の工事施行については過去の実績に鑑み出来得る限り、国の直轄工事によつて円滑なる竣工を図るよう特段の措置を講ずること。

二、本群島の発展のためには、単に従来の復興計画のみに止まらず、産業の開発計画についても特別の金融対策を講ずる等今後積極的な措置を講ずること。

右決議する。

銃砲刀剣類等所持取締法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、銃砲刀剣類等の所持を規制している現行法の銃砲刀剣類等所持取締令の不備を是正するために、これを廃止し、その内容とするところに新たに現下の諸事情に即応するごとき改正を加えて、銃砲刀剣類等所持取締法を制定しようとするものであつて、その目的とするところは、現行規制の間隙に乗じて銃砲刀剣類が濫用されることを防止するとともに、一面においては近く本邦において開催される国際競技に対処する必要もあるので、この両面の必要を充たそうとするにある。

従前の規制と異なる改正点は次の諸点である。

㈠　許可又は登録を受けた銃砲又は刀剣類は、狩猟、有害鳥獣駆除、と殺、人命救助、漁業、建設業の用途に供するかその他正当な理由がある場合を除いてはこれを携帯し、又は運搬してはならないこととし、暴力団等による濫用を防止すること。

㈡　国際競技に参加する外国人が都道府県公安委員会の許可を受けることによつて、そのけん銃等の所持を合法化する途をひらいたこと。なお、祭礼等の年中行事に用いる刀剣類その他の刀剣類で所持することが一般の風俗慣習上やむを得ないと認められるもの及び特殊の試験又は研究の用途に供するため必要な銃砲又は刀剣類についても同様とする。

㈢　所持を禁止されている銃砲又は刀剣類を所持して本邦に上陸しようとする者の当該銃砲又は刀剣類の取扱について、必要な場合に仮領置することができることとすること。

㈣　捕鯨用標識銃等販売事業者及びその使用人並びに文化財保護委員会の承認を受けて刀剣類の製作をする者、捕鯨用標識銃等製造事業者及び輸出のための刀剣類の製作を業とする者等の使用人が、業務のために銃砲又は刀剣類を所持する場合は武器製造事業者等の使用人の場合と同様にあらかじめ都道府県公安委員会に届け出ることによつてこれらの者の業務のための所持を認めることとしたこと。

二　議案の可決理由

銃砲刀剣類等は、一般社会生活上又は産業の発展上必要な器材であるが一面においてその濫用は社会生活を不安ならしめるものであるから、危害予防のためその所持、使用等は厳に規制をなすべきであり、特に暴力行為の多発、銃砲刀剣類に因る危害のひん発しつつある現下の社会情勢においてはその必要がある。更に国際競技等における銃砲の平和的特定目的のための使用については一定の規制の下にこれを許可する必要がある。本案はこれら両面にわたり現下の社会事情に即応してその必要を充たそうとするものであるから、妥当な立法として全会一致可決すべきものと議決した次第である。しかしながら銃砲刀剣類と並び社会公共の安全に関係のある火薬爆薬類の管理監督についても更に戒心を要するので、検討の上、全会一致をもつて別紙の通り附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和三十三年三月四日

地方行政委員長　矢尾喜三郎

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

銃砲刀剣類等所持取締法案に対する附帯決議

本法の施行に当り、政府は次の点に留意して公共の安全確保のため遺憾なきを期すべきである。

一、本法の適正な運用により、銃砲刀剣類等に因る危害の予防に万全を期するとともに、火薬・爆薬・高圧ガス等が保安上至大の関係を有することにかんがみ、これら爆発物類等の取締についても警察機関は関係官公庁と緊密な連絡の下に互に協力して有効適正な措置を講じ得るよう体制を整備すべきこと。

一、漁業及び建築業に対する銃砲刀剣類等の所持の許可に当つては過去の実績にかんがみ、特に慎重を期すること。

右決議する。

遺失物法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、遺失物法、水難救護法及び民法のそれぞれの一部に改正を加える三カ条よりなり、遺失物処理の実情にかんがみ、拾得者が遺失物ついて所有権を取得することができることとなる期間を短縮すること、その他遺失物処理の実情に即するよう二三の改善を加えること等を内容とする。

すなわち、明治三十二年制定の現行遺失物法の骨子には根本的変更を加えることなく、遺失物をめぐる諸般の事情の変遷に即応し文明の発達に伴う所要の改正を行わんとするものである。

㈠　警察署長の公告後六カ月内に遺失主の判明しない場合は、拾得者が所有権を取得することに改める。（現行一カ年内）

同様の趣旨により拾得者が所有権を取得してから、引き取ることのできる期間を二月内と改めるとともに、犯罪者の置き去つたと認められる物件についても同趣旨の改正を行い、また水難救護法の規定により市町村長の保管する漂流物等についても、所有者は公告又は告知後六カ月以内に限り市町村長から引渡を受けることができることとすること。

㈡　管守者のある船車、建築物等において他人の物件を拾得した者は、現行法上は拾得者としての権利は認められず、その船車、建築物等の占有者が拾得者としての権利を取得することになつているが、かかる場合は現実の拾得者に拾得者としての権利を付与し、船車、建築物等の占有者が拾得物に関する権利を取得するのは、現実の拾得者がその権利を放棄した場合と、その者が二十四時間内に当該船車建築物等の管守者に拾得物を交付しない場合とに限ることに改める。

㈢　船車建築物等の占有者であつて、拾得物の保管能力があると認められる特定の法人は、当該船車、建築物等において物件を拾得した者から、物件の交付を受けた場合及び当該船車、建築物等を管守する者が物件を拾得した場合においては、その物件をわざわざ警察署長に差し出さないこととし、これを警察署長に届け出で当該遺失物を保管すべきこととすること。

右三点の外なお、法令の規定により、私に所有所持することを禁じた物件の帰属関係の規定、保管物件の廃棄に関する規定を整備している。

二　議案の可決理由

本案は、遺失物法の基本法たる民法の一部の改正をも含み、所有権の得喪に関する重要問題に触れるものであり、また、広く国民の日常生活において永年の伝習として浸透しているところを変更するものであるから、慎重審議したが、遺失物処理の現状及び通信交通の急激に発達した社会生活の実態に即応するためには、本案のごとき改正は妥当なものとして全会一致、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年三月四日

地方行政委員長　矢尾喜三郎

衆議院議長益谷秀次殿

衛生検査技師法案（八田貞義君外三十八名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

医師の診断業務及び保健衛生上の危害防止のため重要な基礎資料を提供する衛生検査技術者については、現在なんら身分上の法的規制がないので今回新たに衛生検査技師の資格を定めその資質の向上を図るとともに公衆衛生の向上に寄与しようとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　衛生検査技師は、都道府県知事の免許を受け、衛生検査技師の名称を用い、医師の指導監督の下に、細菌学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理組織学的検査、原虫・寄生虫学的検査その他の政令で定める検査を行うことを業とする者と定義したこと。

2　衛生検査技師の免許は、厚生大臣が毎年少くとも一回行う試験に合格した者又は政令の定めるところによりこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者に対し、都道府県知事が与えることとしたこと。

3　衛生検査技師試験の受験資格

は、大学に入学することができる者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した衛生検査技師養成所において二年以上衛生検査技師として必要な知識及び技能を修得した者等としたこと。

4　衛生検査技師は、正当な理由がなくその業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないこととしたこと。

5　所要の罰則規定等を設けたこと。

二　議案の可決理由

衛生検査技師の資格を定め、その資質の向上を図るとともに公衆衛生の向上に寄与することはきわめて時宜に適する措置と認め、本案は全会一致、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年三月五日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議決の要旨及び目的

1　未熟児に対して養育に必要な医療給付の制度を設けたこと。

(1)　保護者は、体重二千五百グラム以下の乳児が出生したときは、保健所長に届け出ることとしたこと。

(2)　保健所長は、未熟児について、養育上必要があると認めるときは、当該保健所の職員をして、その未熟児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせることとしたこと。

(3)　都道府県知事又は保健所を設置する市の市長は、病院又は診療所に収容を必要とする未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付を都道府県知事（国の開設したものについては、厚生大臣）の指定する病院若しくは診療所又は薬局に委託して行うことができることとしたこと。

2　妊産婦、乳幼児等に対する保健指導等に関する都道府県知事の権限を、保健所を設置する市の市長に移譲することとしたこと。

3　未熟児の養育に必要な医療の給付に要する費用は、都道府県又は保健所を設置する市が支弁することとし、国庫は、その十分の八を負担することとしたこと。

二　議案の可決理由

母子衛生の向上及び増進を図るため、未熟児に対する保健所の職員の訪問指導及び養育医療の給付の制度を設けるとともに、母子衛生に関する都道府県知事の権限を保健所を設置する市の市長に移譲する等の措置を講ずることは、きわめて時宜に適するものと認め、本案は全会一致、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に四千三百十四万円を計上している。

右報告する。

昭和三十三年三月五日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

開拓融資保証法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

政府は、昭和三十二年度までに保証基金として、二億八千万円を中央開拓融資保証協会に出資して、開拓者の必要とする肥料、飼料、種苗等の営農資材に対する短期営農資金が円滑に融通せられるように図つてきたが、この制度に加入する開拓者の増加、営農の進展に伴う資金需要の増大等により、現在の基金では、その需要を充足し得ないので、昭和三十三年度においても一般会計から更に三千万円の追加出資を行い、その総額を三億一千万円とし、これら資金の融通を拡充し円滑ならしめようというのが本案の要旨である。

二　議案の可決理由

開拓者の現況は、立地条件の不利、連続する災害等によつて、大部分の者が経営不振に陥つている。このため、政府は、昭和三十二年開拓営農振興臨時措置法を制定して、これら不振開拓者の営農基礎の確立を期してきたが、これらの措置とともに開拓者の営農振興を図るために、融資保証制度を拡充し円滑にする改正は妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に、開拓融資保証法施行に必要な経費として三千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年三月五日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十一年政府は、開拓者資金融通特別会計を設置し、昭和二十二年本法を制定して、開拓者に対する長期営農資金を貸し付け、更に昭和二十七年度以降、入植後三カ年を経過する既入植者に中期営農資金を貸し付けることとして開拓者の営農の進展を図つてきたが、大部分の開拓者は、立地条件の不利、建設工事の遅延、連続災害等の事由により、営農の基礎が確立できず経営不振に陥つている。よつて政府は、昭和三十一年度に至り、この中期資金及び災害資金の償還期限の延長を図り、更に昭和三十二年には開拓営農振興臨時措置法を制定し、その振興対策を講ずることとした。その結果、開拓者資金融通法に規定する中期営農資金の償還期間を八年から十二年に延長して、これを開拓営農振興臨時措置法に基く振興組合又は組合員に対し、供給しようというのである。

二　議案の可決理由

開拓者の現況は、立地条件の不利、連続する災害等によつて、大部分の者が経営不振に陥つている。このため、政府は、昭和三十二年開拓営農振興臨時措置法を制定して、これら不振開拓者の営農基礎の確立を期してきたが、これらの措置とともに開拓者の営農振興を図るために、中期営農資金の償還期間を八年から十二年に延長して不振開拓者に対し供給しようとするための改正は妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度特別会計予算開拓者資金融通特別会計に、振興対策資金として十六億二千五百六十万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年三月五日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、日本専売公社が、昭和三十二年七月一日から試製して販売中の「ホープ」と、同年八月一日から試製して販売中の「みどり」を、これらの売行状況にかんがみ更に継続して販売するために、日本専売公社製造たばこ価格表に追加しようとするものである。

二　議案の可決理由

「ホープ」及び「みどり」の売行状況から考えて、これらを更に継続して販売することは適切妥当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年三月六日

大蔵委員長　足鹿　覺

衆議院議長益谷秀次殿

昭和二十八年度から昭和三十二年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和二十八年度から昭和三十二年度までの各年度において繰ぜられてきた国債の償還資金の繰入に関する次の特例措置を、昭和三十三年度においても引き続き行うこととしようとするものである。

すなわち、

第一は、国債の元金償還に充てるための一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるべき最低金額は、財政法第六条の規定による前々年度剰余金の二分の一相当額のみにとどめ、国債整理基金特別会計法第二条第二項の規定による前年度首における国債総額の万分の百十六の三分の一相当額の繰り入れは、これを停止するという特別措置である。

第二は、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が政府に対して負う法定債務の償還元利金については、直接国債整理基金特別会計に繰り入れることとし、右の繰入金額は一般会計から同特別会計に繰り入れがあつたものとみなすという措置である。

二　議案の可決理由

国債償還費の状況にかんがみ、かつ、経理の簡素化をはかるための措置として妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年三月六日

大蔵委員長　足鹿　覺

衆議院議長益谷秀次殿

漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失をうめる

ための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、漁船損害補償法による特殊保険及び漁船乗組員給与保険法による給与保険の再保険事業に係る保険事故が異常に発生したことに伴い、漁船再保険特別会計に生じた損失をうめるため、昭和三十三年度において、一般会計から、特殊保険勘定に四千四百七十万六千円、給与保険勘定に八千三百五十万円を限度として繰り入れることができることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

韓国及びソ連等における、だ捕、抑留件数の増加と抑留期間の長期化に起因する再保険金の支払増加に伴う措置として適切なるものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案の施行に要する経費

昭和三十三年度予算に、一般会計からの繰入額として漁船再保険特別会計の特殊保険勘定に四千四百七十万六千円、同会計の給与保険勘定に八千三百五十万円をそれぞれ計上している。

右報告する。

昭和三十三年三月六日

大蔵委員長　足鹿　覺

衆議院議長益谷秀次殿

売春防止法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本法は、売春防止法第五条の罪を犯した成年の女子に対し、保安処分として補導処分を言い渡すことができるものとして、その売春の習性を矯正し社会復帰を図ろうとするもので、その要旨は、

(一)　売春防止法第五条の罪を犯し、自由刑の執行を猶予された満二十歳以上の女子は、補導処分に付することができるものとし、その言渡は、裁判所が刑の言渡と同時にするものとすること。

(二)　補導処分に付された者は、婦人補導院に収容し、更生のために必要な補導を行うものとし、その期間は、六月とすること。

(三)　売春防止法第五条の罪のみを犯した者及び刑法第五十四条第一項の規定により、売春防止法第五条の罪の刑によつて処断された者に対し、補導処分に付する旨の言渡をする場合には、保護観察に付する旨の言渡をすることができないものとすること。

(四)　補導処分に付する旨の二以上の裁判がある場合において、二以上の確定裁判があることとなつた日以後、一の補導処分について執行が行われたときは、その日数は、他の補導処分の期間に算入するものとすること。

(五)　保護観察所の長は、在院者の社会復帰を円滑にするため、環境調整に関する措置を講ずることができるものとすること。

(六)　地方更生保護委員会は、補導処分に付せられた者に対し、仮に退院を許すことができるものとし、仮退院を許された者は、補導処分の残期間中、保護観察に付するものとすること。

(七)　仮退院中の者が遵守事項を遵守しなかつたときは、地方更生保護委員会は、仮退院の取消をすることができるものとし、その処分に不服がある者は、中央更生保護審査会に対し、審査の請求をすることができるものとすること。

(八)　仮退院を許された者が、仮退院を取り消されることなく、補導処分の残期間を経過したときは、その執行を受け終つたものとすること。

(九)　婦人補導院から退院した者及び補導処分の執行を受け終つたとされた者に対しては、更生保護の措置を講ずることができるものとすること。

(十)　売春防止法第五条の罪のみについて懲役に処せられた者又は刑法第五十四条第一項の規定により売春防止法第五条の罪の刑によつて処断された者が、婦人補導院から退院したとき、又は仮退院を許された後補導処分の残期間を経過したときは、刑の執行猶予の期間を経過したものとみなすこと。

(十一)　刑の執行猶予の期間が経過し、その他刑の言渡がその効力を失つたとき、又は刑の執行猶予の言渡が取り消されたときは、補導処分に付する旨の言渡は、その効力を失うものとすること。

(十二)　売春防止法第五条の罪を犯した少年については、少年法を適用するものとすること。

(十三)　売春防止法第五条の罪のみについて懲役の言渡をし、又は刑法第五十四条第一項の規定により売春防止法第五条の罪の刑によつて懲役の言渡をするときは、刑法第二十五条第二項ただし書の規定を適用しないものとすること。

二　議案の可決理由

本年四月一日から売春防止法の刑罰規定等が実施され同法が全面的に効力を生ずることとなつているが、本案は、同法第五条（勧誘等）の罪を犯した女子に対し、なるべく実刑を科することを避け、その売春の習性を矯正し社会復帰を図ろうとするもので、きわめて適当な措置であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のごとき附帯決議が附された。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計法務省関係予算において

一千百六十六万余円を計上している。

昭和三十三年度一般会計裁判所関係予算において

二百十七万余円を計上している。

右報告する。

昭和三十三年三月六日

法務委員長　町村　金五

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

売春防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

売春防止法（本改正案を含む。）の立法趣旨にかんがみ、政府は、補導処分制度の運用に関し、裁判所等の意見をさんしやくして、可及的速やかに、裁判所調査官制度を調査、検討すべきである。

右決議する。

婦人補導院法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、売春防止法第五条の罪を犯した女子に対する補導処分を実施するため、婦人補導院における在院者の補導その他の処遇に関する基本的事項を定めようとするもので、その要旨は次の通りである。

1　婦人補導院は、売春防止法第十七条の規定により補導処分に付せられた者を収容して、これを更生させるために必要な補導を行う国立の施設とすること。

2　婦人補導院で行う補導は、規律のある生活のもとで、社会生活に適応させるため、必要な生活指導及び職業の補導を行い、また、その更生の妨げとなる心身の障害に対する医療を行うものとし、生活指導は、相談、助言その他の方法により、婦人の自由と尊厳とを自覚させ、家事その他婦人として必要な基礎的教養を授け、その情操を豊かにさせるとともに、他面において勤労の精神を体得するようこれを指導するものとすること。

3　補導の実施については、施設みずからがこれを行うばかりでなく、学校、病院、事業所、宗教団体、婦人団体又は学識経験者に委嘱して広く外部の援助を受けられるようにすること。

4　補導を徹底的に行うためには、補導を受ける者の個性、心身の状況、家庭その他の環境等を十分に考慮したうえでもつともふさわしい方法によらなければならないので、在院者の処遇については、本人の性格その他入院時及びその後において行う多角的な科学的分類調査の結果にもとづいて、これを適当な級に分けて行い、分類処遇の徹底を期することにしていること。

5　その他、賞与金、負傷時等の手当金、懲戒、面会、通信、外出、連戻し、子の保育、旅費及び衣類の給与、法務大臣の実地監査等補導に関し必要な事項を定めること等である。

二　議案の可決理由

本案は、売春防止法第五条（勧誘等）の罪を犯した女子に対し、補導処分の言渡ができるものとする別途提案の売春防止法の一部を改正する法律案（内閣提出）と表裏一体のものであり、売春防止のためきわめて適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計法務省関係予算において

矯正局関係経費として一億一千三百万余円を計上している。

右報告する。

昭和三十三年三月六日

法務委員長　町村　金五

衆議院議長益谷秀次殿

〔第十四号参照〕

農業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、農業協同組合及び農業協同組合連合会の共済事業の健全な運営を確保するため、責任準備金の積立等を法定するとともに、農業協同組合中央会の監査事業の円滑な運営に資するため、監査の

実施手続等について改善を加えようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、農業協同組合の現状から妥当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して、別紙のごとき附帯決議を附することを全会一致をもつて議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年三月六日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

農業協同組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、左記により、改正農協法の施行に当るべきである。

記

一、農協共済事業の進展に応じて蓄積される巨額の資金の運用については、農民に長期低利の資金を供給して農村にこれを還元し、農業生産性の向上に直接役立つこととなるよう速やかに有効適切な資金運用方針の策定に努めること。これがため要すれば系統金融の現体系との関連性について検討を加えること。

二、本改正に伴う法人税法の適用に当つては、生命共済、建物更生共済等のために積立てられる特別危険準備金についても、これを損金に算入することとなるよう所要の措置を講ずること。

三、農協中央会が農協、同連合会に対して行う自治監査の内容を充実し、且つ、行政庁の行う検査についても、毎年一回を常例として確実に実施することができるよう所要経費を確保すること。

また、政府は、農協の業務執行体制の刷新、共販事業の充実等を図るために必要な法的体制を整備する等速やかに農業協同組合法の抜本的検討に着手すべきである。

政府間海事協議機関条約の締結について承認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

国際運合発足後、航空、電気通信、労働等の各分野においては、国際協力を確保するため、それぞれの常設的な専門機関が設立されたが、国際的色彩のきわめて強い事業である海運の分野においては常設的な協力機構がなく、その設立の必要性が痛感されるに至り、その結果、千九百四十八年に、ジュネーヴで開催された国際連合海事会議において、本条約が作成された。

本条約は、海事に関する政府間の国際協力を推進するための常設的国際機関の設立を目的とし、この機関は、海運に影響のある技術的事項を検討し、海上の安全を確保するためのより有効な措置の採用を勧告し、政府間の情報交換を容易にすることを主たる目的としている。

この条約は、総トン数百万トン以上の船腹を有する国七国を含む二十一国が受諾した日に発効することになつているが、すでに二十国が受諾を了しているので、近い将来に効力を生ずることが予想される。

わが国も、昭和三十一年十二月に国連に加盟したので、本条約を受諾し得る資格を取得した。

よつて、政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

わが国は、戦前から各種の海事関係の国際条約の締約国であり、かつ、本条約を締結することは、海運の分野における国際的協力に積極的に寄与し、また、わが国海運の利益の増進、ひいては、わが国通商貿易の発展に資するために妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三　本件に要する経費

本件に要する経費は、分担金約百万円と推定されるが、本条約が発効していないため確定していない。本条約が発効して負担額が確定されれば、大蔵省所管予備費から支出することに予定されている。

右報告する。

昭和三十三年三月七日

外務委員長　床次　徳二

衆議院議長益谷秀次殿

航空法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行法は、昭和二十七年に制定されじ後数回にわたり一部の改正が行われ現在に至つたものであるが、この間航空の発達は、めざましく、今後も更に飛躍的な発達を遂げるものと予想されるので、航空界の発展に即応しかつ最近における航空機の運航の実情にかんがみ、現行法に所要の改正を行おうとするもので、その内容の主なる点は次のとおりである。

1　航空機の耐空証明を行う場合の指定事項を追加すること。

2　飛行場及び航空保安施設の管理基準を技術上の基準から保安上の基準に改めること。

3　飛行場の重要な設備又は航空保安施設を損傷する等の行為を並びに飛行場内における一定の危険行為及び特定区域への立入を禁止すること。

4　公共用飛行場にあつては、その設置者が管理規程を定めて、運輸大臣の認可を受けなければならないこと。

5　定期航空運送事業用の航空機の機長の路線資格について運輸大臣の認定及び定期的審査制度を設けること。

6　機長の出発前の確認制度を設けること。

7　飛行場及びその周辺の上空における航行の方法を規制すること。

8　運輸大臣は、航空機の運航のため必要な情報を航空機乗組員に提供することとするとともに航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為を行う者は運輸大臣に事前に通報すべきこととすること。

9　航空機の検査、技能証明のための、試験手数料の額を適正化すること。

10　定義規定及び罰則の整備を図つたこと。

二　議案の可決理由

本案は、航空の安全を確保するため、適切なものと認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年三月七日

運輸委員長　赤澤　正道

衆議院議長益谷秀次殿

国立競技場法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国の建設にかかる陸上競技場及びその附属施設を適切かつ効果的に運営するため、特殊法人として国立競技場を設立することを定め、その資本金は、政府がただいま旧明治神宮競技場跡に建設中の競技場の施設、設備等の価格の合計額に相当する額を政府の出資とし、政府がこれらのすべてを現物出資することにし、会長、理事長等の役員及び会長の諮問機関たる評議員会の評議員については、文部大臣の任命とし、さらに役員の欠格条項等について規定し、業務としては、競技場の施設及び附属施設の運営、体育に関する内外資材の収集及び一般の利用に供すること等その他講習会、研究会等体育の普及振興に必要な業務を行うことを規定し、さらにその業務の公共性に基き、定款、資金計画等については、文部大臣の認可又は承認を受けることを要するものと定めるなど所要の規定を設けるものである。

二　議案の可決理由

国民の心身の健全な発達に寄与するため、国の出資により国立競技場を設立し、その設置する体育施設の適切かつ効率的な運営その他体育の普及振興のために必要な業務を行わせることは、時宜に適したものであることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に一億四十八万九千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年三月七日

文教委員長　山下　榮二

衆議院議長益谷秀次殿

警察法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　本案は、警察法施行以来三年有半の警察運営の実情と最近における道路交通の状況その他の情勢の著しい変化に対応するため、警察法の一部を改正して、警察庁及び北海道の警察組織について若干の改編を加えるとともに、道路交通取締法の一部を改正して、全国的な幹線道路における交通の規制の斉一を図る等交通警察上、必要な措置を講ずることを目的とする。改正点を列挙すれば次の通りである。

先ず警察法の改正については次の四点である。

㈠　警察庁の内部組織を改編し、新たに保安局を設けて、防犯少年・保安・交通及び警らに関する事務を所掌せしめることとし、あわせて従来の部課制を局課制に改め、管区警察局についても、関東及び近畿の管区警察局には現行三部の外、保安部を新設することとする。

㈡　北海道警察における五方面本部のうち、道警察本部の所在地を管轄している方面本部を廃止し、この方面の区域を道警察本部の直轄とするとともに、この方面には方面公安委員会を置かないこととし、またすべての方

面警察学校はこれを廃止して北海道における警察官の教養は、すべて道警察学校一本で行うこととする。

(三) 移動警察に関する規定を整備するため、二以上の都道府県の区域にわたる特定の道路では、関係都道府県警察と協議して定めたところにより、その道路の区域における事案について相互に、他の管轄区域にも警察官は職権を行使しうることとする。

(四) 道路交通取締法の一部改正に対応して国家公安委員会の権限に属する事務として全国的な幹線道路における交通の規制に関することを加えることとする。

次に道路交通取締法の改正においては、一般国道その他全国的な幹線道路における交通の規制の斉一を図る必要がある場合は、国家公安委員会は諸車の最高速度の制限等について、都道府県公安委員会に対し指示ができることとする。

二　議案の可決理由

本案は、主として交通警察の現状に即し、その他緊要度を加えつつある防犯警察の必要に対処するため、中央の警察機構を整備し、また北海道における警察組織の簡素合理化を図るとともに、移動警察における交通の円滑を図るための国家公安委員会に対する指示権の付与等をはかつたものであつて現下の警察運営の必要に応じたものであるが、又一面において中央集権への傾向ありとして反対の声もあつた。しかしながら民主警察を基本とする警察法の根本に触れるようなものではないので、採決の結果、賛成多数をもつて本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお本案に対しては、警察経費の負担支弁の方法及び警察官の福利厚生等に関連する別紙のごとき附帯決議が自由民主党より提案され、採決の結果、本附帯決議を本案に対して附することに決した。

右報告する。

昭和三十三年三月七日

地方行政委員長　矢尾喜三郎

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

警察法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

都道府県警察に要する経費中、国庫支弁金及び補助金の区分について再検討を加え、都道府県警察の自主性を尊重するとともに他面警察官の福利厚生等については政府の責任をも明確にするよう必要な方策を考究すること。

右決議する。

〔第十五号参照〕

企業合理化促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

科学技術振興の一環として、わが国で考案された新技術を速やかに企業化することは、刻下の急務であるが、この新技術を企業化するに際しては、通常多額の資金を要し、かつ、企業化について相当の不安を伴うものが多いので、資本蓄積の乏しいわが国企業は、これが企業化への踏みきりに相当の危険を感ずる例が少くない。

このような状況に対処し、新技術の企業化を促進するため、その企業化に必要な機械設備等について、新たに特別償却を行う途を開こうとするのが本案の目的であつて、その主な内容は次のとおりである。

1　わが国で行われた試験研究の成果である新技術を企業化しようとする者は、主務大臣及び大蔵大臣に申請して、その企業化が国民経済上緊要な新技術の企業化であり、かつ、その取得する機械設備等が当該新技術を企業化する場合欠くことのできないものである旨の承認を受けることができる。

2　承認を受けた者が、その機械設備等を承認後一定期間内に当該企業化の用に供したときは、その設備の内容に合致している旨の主務大臣の証明を受け、これによつて、租税特別措置法の規定による特別償却を行うことができる。

二　議案の可決理由

本案は、国民経済上重要な試験研究の成果である新技術の企業化の促進に寄与する措置として、妥当適切なものであると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年三月十二日

商工委員長　小平　久雄

衆議院議長益谷秀次殿

合成ゴム製造事業特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

合成ゴム製造事業特別措置法附則第三項及び第四項の規定により、日本開発銀行の出資による方式を政府出資による方式に切り換えることを目的とする。

本案の要旨は次のとおりである。

1　合成ゴム製造事業特別措置法を日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律に題名変更を行う。

2　日本開発銀行が出資する方式を政府出資の方式に改める。

3　監督規定を強化し、会社の重要財産の譲渡、社債の募集、長期資金借入等については、通商産業大臣の認可を要することとする。

4　政府が所有する株式は、会社の経理的基礎が確立した時、証券市場の状況を考慮して、なるべくすみやかに処分する。

二　議案の可決理由

本案は、日本合成ゴム株式会社の育成を図るために、適切な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度産業投資特別会計のうちに、日本開発銀行の日本合成ゴム株式会社に対する出資を政府の出資に切り換えるための経費十億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年三月十二日

商工委員長　小平　久雄

衆議院議長益谷秀次殿

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

政府は、現在六十億円（うち自己資本三十億円、借入金三十億円）の原資をもつて、繭および生糸の価格安定を行つているが、最近繭、生糸の生産が順調に増加しているにもかかわらず糸価が低落しているので、一層この制度を強化する目的をもつて、本案が提案せられたのである。

本案の主なる内容は次の通りである。

1　現行の最低価格による買入、若しくは最高価格による売渡、又は特別買入によつて、防止することのできない安定価格帯内の異常な価格の変動を防止して、価格を安定させるため、特別買入の制度を拡充することとしている。

2　特別買入制度の拡充に関連して、現在の日本輸出生糸保管株式会社を、法律に基く特別会社に改組するとともに、政府からも三千万円出資して強化整備し、業務の円滑を期することとしている。

3　政府保有生糸の価格保持のため、買換ができることとしている。

なお、別途、今国会に提出された「糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案」により、同法に基く特別会計にて負担することができる証券、一時借入金及び借入金の限度額を二十億円引き上げて、五十億円とすることとし、もつて今後の蚕糸対策の遂行にいかんなきを期する措置がとられている。

二　議案の可決理由

本案は、輸出振興並びに蚕糸業の経営安定上妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に、生糸保管株式会社出資金三千万円が計上されている。なお、前記「糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案」の改正により増額される糸価定安特別会計の買入資金八十五億五千万円が充当される。

右報告する。

昭和三十三年三月十三日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現在、国及び公社等の会計事務の簡素化については、「国庫出納金等端数計算法」により所要の規定が設けられているのであるが、いまだその目的が充分達成されていない部面が残つているため、金融機関等の一般の取引慣行にもかんがみ、大要次のような改正を行い、事務処理の簡素化を一層推進しようとするものである。

1　現行の収入金及び支払金の金額についての端数計算を、債権・債務の金額についての端数計算に切替える。

2　現行の端数計算方式が原則として円未満四捨五入であつたのを円未満全額切捨の方式に改める。

3　経過措置等

二　議案の可決理由

国及び公社等の事務処理の能率向上等の見地より妥当なものと認

め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十三年三月十三日
大蔵委員長　足鹿　覺
衆議院議長益谷秀次殿

日本道路公団法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
高速自動車国道中央自動車道及び同吹田・神戸線の建設については、現在日本道路公団において用地の折衝等を進めているが、この高速自動車国道の建設費は八百億円の巨額に達し、これが建設の促進を図るには国内資金の調達とあわせて外貨資金を調達する必要があると認められるので、国際復興開発銀行からの外貨資金を借り入れるための必要な措置として、(1)日本道路公団が国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基き外貨で支払わなければならない債務について政府が保証することができることとするとともに、(2)「国際復興開発銀行からの外資の受入について日本開発銀行、日本輸出入銀行、愛知用水公団等が発行する債券の利子に対する所得税の免除に関する法律」により利子に対する所得税を免除する債券に、日本道路公団が国際復興開発銀行と締結する外貨資金の借入契約に基き発行する必要のある債券を加えることとするものである。

二　議案の可決理由
本案は、高速自動車国道の建設の促進を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十三年三月十三日
建設委員長　西村　直己
衆議院議長益谷秀次殿

道路法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
最近における長距離道路輸送量の増加の傾向に対処して幹線道路網特に一級国道の重点的かつ効率的な整備を図るため、原則として都道府県知事がこれを行う建前の現行の一級国道の管理方式を改め、一級国道の新設、改築は原則として建設大臣が行うこととするとともに、特に指定した区間については、維持管理についても建設大臣がその責に当ることとしたほか、水底トンネルの構造を保全し、交通の危険を防止するため、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限することができる措置を講じたものである。

二　議案の可決理由
本案は、長距離輸送量の増加に対処して、幹線道路網特に一級国道の計画的な整備を図るとともに、関門国道トンネル等の水底トンネルの構造を保全し、交通の危険を防止するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十三年三月十三日
建設委員長　西村　直己
衆議院議長益谷秀次殿

道路整備緊急措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
最近における産業経済の急速な発展に伴い、道路輸送の需要が著しく増大したにもかかわらず、道路の整備はこれに伴わない状況にあるため、道路整備費の財源等に関する臨時措置法を廃止し、新たなる構想のもとに昭和三十三年度を初年度とする道路整備五箇年計画を樹立し、その実施に要する費用の財源、国の負担金の割合又は補助金の率の特例等を定めることにより、道路の計画的整備を促進し、もつてわが国経済基盤の強化に寄与しようとするものである。

二　議案の可決理由
本案は、最近における産業経済の急速なる発展に伴い、道路を緊急に整備して経済基盤の強化に寄与するため、妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
昭和三十三年度特別会計予算に、六百八十三億三千九百八十六万五千円が計上されている。
右報告する。
昭和三十三年三月十三日
建設委員長　西村　直己
衆議院議長益谷秀次殿

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、本法の一部に改正を加えて本金庫に対する政府の出資金を増額し、これによつて金庫の基礎を強化して、その本来の使命の達成に便ならしめることを目的とする。
すなわち、地方公共団体がその住民の福祉を増進するために経営するいわゆる公営企業の整備のため必要とする低利かつ安定した資金を供給することを目的とする本公庫に対しては当初政府は五億円の出資をしたのであるが、今回これを十億円に改めようとするものである。これは昨年、本法制定の際、本委員会が行つた附帯決議のうち、政府出資金を増額せよとの要望にもそうたものである。

二　議案の修正議決理由
本案の趣旨はもとより本公庫の基礎の充実と活動の進展にあつて妥当なことではあるが、なお、一層公庫の機能を活発ならしめ地方の要望を充たすためには、本公庫の公募債の限度額、低利借換債、一時借入金等について、本公庫の業務の範囲や権限等について検討を要する点があり、既に本法制定の際、本委員会は、附帯決議をもつてこれらの問題点の解決を要望したのであつたが、今回の政府の改正案は出資金の倍増のみにとどまつたので、一時借入金の資金の貸付を業務として行い得るよう別紙の通り亀山孝一君外二十八名の提案にかかる修正案が提出され、この修正案並びに修正部分を除く原案は、いずれも全会一致可決され、よつて本案は修正議決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十三年三月十四日
地方行政委員長　矢尾喜三郎
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

第五条中「五億円」を「十億円に」（小字は修正）改める。

第十九条第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条同項第三号とし、同条同項第一号の次に次の一号を加える。
二　公営企業に係る一時借入金の資金の貸付

日本国とインドネシア共和国との間の平和条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的
インドネシア共和国は、サン・フランシスコ平和条約に署名したが、これを批准せず、また、賠償問題が解決されるまでは、わが国との平和関係を回復しないとの方針をとつてきた。
よつて、わが国は、同国との賠償問題を解決し、国交の正常化を図るため、昭和二十六年十二月以来、数次にわたつて同国政府と交渉を重ねてきたところ、今回両国間に平和条約及び賠償協定等の大綱につき意見が一致し、本年一月二十日ジャカルタにおいて両国政府代表の間に「賠償協定」及び「旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する議定書」の署名調印が行われた。
本条約は、わが国とインドネシア共和国との間に平和関係を樹立することを目的とし、通商航海条約が締結されるまで両国間の貿易、海運等の経済関係において相互に無差別待遇を与える旨規定し、また、賠償の支払及び請求権の放棄等について規定している。
よつて、政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由
本条約は、わが国とインドネシア共和国との間の国交を正常化するために必要であるばかりでなく、わが国の東南アジア外交の推進及び貿易の発展にきわめて適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十三年三月十四日
外務委員長　床次　徳二
衆議院議長益谷秀次殿

日本国とインドネシア共和国との間の賠償協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的
わが国は、インドネシア共和国との間の賠償問題の早期解決を図るため、数次にわたつて同国政府と交渉を重ねてきたところ、今回両国間に協定の案文につき意見が一致し、本年一月二十日ジャカルタにおいて両国政府代表の間に、本協定の署名調印が行われた。
本協定は、わが国とインドネシア共和国との間の平和条約第四条1(a)項の、賠償規定の実施を規律する条件を定めることを目的とし、わが国が二億二千三百八万アメリカ合衆国ドルに等しい価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を、賠償としてインドネシア共和国に供与すること並びにその実施規定を定めている。
よつて、政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由
本協定は、わが国とインドネシア共和国との間の平和条約の賠償条項につき、具体的に実施規定を定めたものであるが、このことに

よつて両国間に友好関係が正式に樹立され、かつ賠償問題の妥当な解決であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三　本件に要する経費

本件に要する経費は、昭和三十三年度大蔵省所管賠償等特殊債務処理特別会計予算に七十二億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年三月十四日

外務委員長　床次　徳二

衆議院議長益谷秀次殿

旧清算勘定その他の諸勘定の残高に関する請求権の処理に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

本件の要旨及び目的

わが国とインドネシア共和国との間には、昭和二十七年八月七日に両国間に支払取極及びその関係文書が締結され、旧清算勘定による貿易から発生した債権の処理及びじ後の決済方式について定められたが、その後インドネシア側において、一部を除き、これらの方式による支払を履行しなかつたため、わが国の債権が累積する結果となつた。

本議定書は、わが国とインドネシア共和国との間の政府間諸勘定の残高に関する請求権を処理することを目的とし、わが国政府のインドネシア共和国政府に対して有する一億七千六百九十一万三千九百五十八アメリカ合衆国ドル四十一セントの請求権を、両国の平和関係樹立を機会に放棄することを約したもので、本年一月二十日ジャカルタにおいて署名調印された。

よつて、政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本議定書は、わが国とインドネシア共和国との間の新たな平和友好関係の出発に当つて妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年三月十四日

外務委員長　床次　徳二

衆議院議長益谷秀次殿

国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和三十三年度において

1　東京大学に薬学部を設置すること。

2　弘前大学、信州大学及び鳥取大学に大学院を設置すること。

3　久留米工業短期大学及び大阪外国語大学短期大学部を設置すること。

4　大学附置の研究所として、東京大学に航空研究所を、東京工業大学に工業材料研究所を、大阪大学にたんぱく質研究所を設置すること。

以上に関して所要の規定を設けている。

二　議案の可決理由

科学技術教育振興の趣旨にそつて、国立大学及び附置研究所の整備拡充を図ることは時宜に適したものであることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に二千六百七十一万三千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年三月十四日

文部委員長　山下　榮二

衆議院議長益谷秀次殿

〔第十七号参照〕

青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、青少年問題協議会が任務とする重要かつ多岐にわたる青少年問題に対する総合調整において、その性格上、長期にわたり問題を分析し基本的対策をたてることはもちろん、専門の事項を調査審議するため必要に応じ幾つかの部会を設ける予定になつている。

二　議案の可決理由

本案は、最近急速な進歩をとげてきた電子技術の研究を強化拡充するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和三十三年度一般会計予算に三十四万八千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年三月十八日

内閣委員長　福永　健司

衆議院議長益谷秀次殿

科学技術会議設置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、科学技術の振興に関する関係行政機関の職員から選任される二十五名以内の委員と、三十名乃至四十名の専門の事項を調査審議するため必要に応じ幾つかの部会を設ける予定になつている。

二　議案の可決理由

本案は、最近急速な進歩をとげてきた電子技術の研究を強化拡充するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和三十三年度一般会計予算に三十四万八千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年三月十八日

内閣委員長　福永　健司

衆議院議長益谷秀次殿

科学技術会議設置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、科学技術の振興に関する関係行政機関の施策の重要性にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に、四百八十三万五千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年二月二十日

内閣委員長　福永　健司

衆議院議長益谷秀次殿

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における電子技術の著しい進歩に対処するため、科学技術庁の諮問機関である科学技術審議会に昭和三十一年九月置かれた電子技術部会を発展的に解消させ、電子技術の飛躍的振興を図るため電子技術審議会を新たに設置することである。

なお、審議会の組織、所掌事務、議事等は、政令で定められることになつているが、学識経験者および関係行政機関の職員から選任される二十五名以内の委員と、三十名乃至四十名の専門の事項を調査審議するため必要に応じ幾つかの部会を設ける予定になつている。

二　議案の可決理由

本案は、最近急速な進歩をとげてきた電子技術の研究を強化拡充するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和三十三年度一般会計予算に三十四万八千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年三月十八日

内閣委員長　福永　健司

衆議院議長益谷秀次殿

科学技術会議設置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、科学技術の振興に関する関係行政機関の施策の総合調整を行う必要があると認めたときは、当該事項について会議に諮問しなければならない。

1　科学技術一般に関する基本的かつ総合的な政策の樹立に関すること。

2　科学技術に関する長期的かつ総合的な研究目標の設定に関すること。

3　研究目標を達成するために必要な研究のうち、特に重要なものの推進方策の基本的策定に関すること。

4　前三号に掲げる事項に係る日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関すること。

（二）　科学技術会議の組織

会議は、議長及び議員八人をもつて構成し、議長には内閣総理大臣をもつて充て、議員には大蔵、文部両大臣、経済企画庁、科学技術庁両長官及び科学技術に関してすぐれた識見を有する者四人を充てることとし、閣僚以外の四人の議員は両議院の同意を得て、内閣総理大臣がこれを任命し、その任期は三年、うち二人は非常勤とする。

なお、議長が必要あると認めるときは、関係国務大臣を議員として、臨時に会議に参加させることができる。

また、会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

（三）　会議は、その所掌事務を行うため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（四）　従来、科学技術庁の附属機関として置かれていた科学技術審議会を廃止する。

二　議案の修正議決理由

本案は、科学技術の振興を一層推進するため、関係行政機関の科学技術全般に関する施策の総合調整をはかることは妥当な措置と認めるが、科学技術の振興は国力の発展に不可欠の要素であり、政党、政派を超越して対処すべき重要問題であるから、閣僚以外の議員については、適任者である限り、何人でも、これを任命することができると認められるので第十条第二項一号の「政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること」を禁止する規定を削除する修正は適当と認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、昭和三十三年度一般会計予算に一千五十七万四千円が計上されている。
右報告する。
昭和三十三年三月十八日
内閣委員長　福永　健司
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第十条　議員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2　第六条第一項第五号の議員で常勤のものは、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

3　第六条第一項第五号の議員で非常勤のものは、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　本案は、現在、内廷費及び皇族費の定額がそれぞれ三千八百万円及び百九十万円となつているが、これらは昭和二十八年に改定されたもので、以来約五年を経過し、経済情勢も変化しており、現定額では所要の経費をまかなうには不足をきたす実情にかんがみ、昭和二十八年以降の国家公務員給与の引上率及び物価の上昇率等を勘案し、今回左記のように改定しようとするものである。

1　内廷費
現行三千八百万円を五千万円に引き上げること。
昭和二十八年以後における外国交際の範囲及び内容の拡大、成年に達せられた皇族の諸経費の増大による増額。

2　皇族費
現行百九十万円を三百万円に引き上げること。
内廷費同様御活動範囲の拡大等による増額。

二　議案の可決理由
本案は、最近における経済情勢の変化にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
昭和三十三年度一般会計予算に、一千六百九十五万円が計上されている。
右報告する。
昭和三十三年三月十八日
内閣委員長　福永　健司
衆議院議長益谷秀次殿

理化学研究所法案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　本案の目的は、科学技術に関する試験研究を総合的に行い、新技術の開発を効率的に実施し、これらの成果を普及することにより、科学技術の振興を一層強力に推進するため、現在の株式会社科学研究所を改組し、理化学研究所を設立しようとするもので、その要旨は、本研究所の性格を、いわゆる特殊法人とし、政府の出資額は研究所の資本金の常時二分の一以上であることとし、定款及び業務方法について認可制をとり、役員は内閣総理大臣が任命することとした。また、新技術の開発業務については、開発委員会を設けて、開発業務の円滑な運営を期するとともに、開発実施計画を認可制とし、その他研究所に対する税制上の助成措置等所要の規定を定めている。

二　議案の修正議決理由
科学技術の飛躍的発展に対処し、わが国科学技術を一層強力に推進する研究機関として、株式会社科学研究所を改組して、理化学研究所を設立しようとする本案の趣旨は、適切妥当なものと認めるが、本案中役員の欠格条項として掲げられている政党の役員については、これを削除すべきものと認め、別紙の通り修正議決した次第である。
なお、本研究所設立に際して、政府は、研究所の財政援助の強化、大学その他の研究機関との連絡提携及び研究員の充実並びに待遇の改善等について特段の措置を講ずべきものと認め、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費
昭和三十三年度一般会計予算には、政府出資金として三億三千万円が計上されている。
右報告する。
昭和三十三年三月十二日
科学技術振興対策特別委員長　齋藤　憲三
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

（役員の欠格条項）

第十五条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二　政党の役員

三　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で研究所と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

〔別紙〕

理化学研究所法案に対する附帯決議

科学技術の飛躍的発展に対応し、わが国科学技術の振興を一層強力に推進するため、株式会社科学研究所を改組して理化学研究所を設けることは適切なる方策であるが、これが設立に当つて、政府は左記事項を十分考慮して適当な措置を講ずべきである。

記

一、政府は、年次計画的に格段の財政的措置を講じ、真に総合的、中枢的研究開発機関たるの実を有せしめること。

二、大学、その他の研究機関との連絡、提携協力に万遺憾なきを期するとともに、優秀な人材を吸収し得るよう人的組織及び待遇その他運用に十分な考慮を払うこと。

三、本研究所における研究部門と開発部門との運営に当つては、会計経理上の取扱等に十分な考慮を払い相互に支障を来さぬよう措置すること。

右決議する。

公営住宅法第六条第三項の規定に基き、承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

本件の要旨及び目的
公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第六条の規定に基き、昭和三十三年度より昭和三十五年度にいたる三箇年間の公営住宅建設計画について、国家の承認を求めようとするもので、その概要は、前記三箇年の間に公営住宅十五万七千戸（第一種公営住宅六万七千戸、第二種公営住宅九万戸）並びにこれに附随する共同施設を建設しようとするものである。

二　本件の議決理由
低額所得者層における住宅事情が依然として窮迫している現状よりみて、公営住宅の建設は特に必要であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三　本件に要する経費
昭和三十三年度一般会計予算に、第一年度分として、約九十七億円が計上されている。
右報告する。
昭和三十三年三月十八日
建設委員長　西村　直己
衆議院議長益谷秀次殿

海難審判法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的
近年海難審判の迅速と科学的な原因の究明が強く要望せられているが、海難審判庁理事官の取扱件数は、年々増加しまた科学の進歩と外国関連事件の増加等と相まつて事件の調査を困難化して、理事官の事務量は、きわめて過重なものとなつている。
本案は、かかる理事官事務の現状にかんがみ、事務処理の円滑を図り審判を促進し、更に審判の権威と公正を期するため、現行法に所要の改正を行おうとするもので、その内容の主なる点は次のとおりである。

1　海難審判庁に、簡易な事件について理事官の職務を行う海難審判庁副理事官を置くこと。

2　海難審判庁の審判官、理事官及び副理事官を政令で定める一定の資格を有する者の中から任命するとともに、その定数を政令で定めることとすること。

二　議案の可決理由
本案は、海難審判の促進を図るとともに審判の公正を期するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附することと決した。

右報告する。

昭和三十三年三月十八日

運輸委員長　赤澤　正道

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

海難審判法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

海難事故は年々増加の傾向にある。海難審判の適正については勿論、早期に結審に達することが緊要であると考える。

しかるに海難審判の処理にあたつては、海難審判関係職員の定数並びにその待遇は、必ずしもその要請に副い得るものとは言い難い。

政府は、この際、海難事故の防止に必要なあらゆる施策を講ずるとともに、海難審判事務の早期処理を行い得るより予算その他に特段の考慮を払うべきである。

〔第十八号参照〕

日本育英会法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、特に優秀な素質、能力を有する学徒で、かつ経済的理由により著しく修学の困難な者に対し、高等学校または大学への進学をあらかじめ保障する制度を設け、国家社会の発展に枢要な英才の育成をはかろうとするもので、従来の一般貸与のほかに新たに特別貸与の制度を設けるとともに、その貸与金の一部の返還を免除することができるよう規定し、昭和三十三年四月一日より施行することとしている。

二　議案の可決理由

経済的理由により進学を断念しなければならない特に優秀な学徒に対し、国家的援助を与え、予約採用によりその進学を保障する制度を創設することは、育英事業の進展のためまことに時宜に適したものであることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算中に約一億八千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年三月十九日

文教委員長　山下　榮二

衆議院議長益谷秀次殿

漁業制度調査会設置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、戦後の復興に伴う漁場の拡大、沿岸漁場における漁業調整、遠洋漁場における沿岸国との調整問題の増大等、漁業事情の推移にかんがみ、従来の各種漁業振興施策を強化するのみならず、現行の漁業生産及び漁業者の協同組織に関する制度等漁業に関する基本的制度を検討し、一層の生産性の向上と漁業経営の安定を期するため、水産庁に附属機関として漁業制度調査会を設置しようとするものである。

1　調査会の任務

調査会は、農林大臣の諮問に応じて、漁業の許可、免許を始め、漁業調整、水産資源の保護等漁業生産に関する制度及びこれらの制度と密接な関係を有する漁業協同組合等の協同組織に関して、その改善の方途につき重要事項を調査審議し、又これに関し必要と認める事項を関係行政庁に建議することをその任務とする。

2　調査会の組織

調査会は、委員二十五人以内で組織し、委員の任期は二年とし、会長は委員の互選による。

なお、専門の事項を調査審議させるため、専門委員十人以内を置くことができる。これら委員及び専門委員は、学識経験者のうちから、農林大臣が任命するが、いずれも非常勤である。

二　議案の可決理由

本案は、漁業事情の推移にかんがみ、漁業行政の強化、改善を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和三十三年度一般会計予算に七十四万八千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年三月二十日

内閣委員長　福永　健司

衆議院議長益谷秀次殿

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、在外公館の新設及び昇格を行うため、「在外公館の名称及び位置を定める法律」に所要の改正を加え、これに伴い「在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」にも、一部改正を行おうとするものでその要旨は次のとおりである。

（一）「在外公館の名称及び位置を定める法律」の一部改正

1　アジア・アフリカ諸国との友好親善関係の増進並びに西アフリカの経済的意義にかんがみ、ガーナに、大使館を新設する。

2　各国が交換している外交機関が、公使館から大使館に逐次切り換えられつつある最近の国際的趨勢にもとづき、既に設けられている次の六公使館を、大使館に昇格せしめる。

(1)　在サウディ・アラビア日本国公使館

(2)　在ノールウェー日本国公使館

(3)　在デンマーク日本国公使館

(4)　在ヴァチカン日本国公使館

(5)　在エティオピア日本国公使館

(6)　在ニュー・ジーランド日本国公使館

（二）「在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」の一部改正

右に伴い、新設大使館に勤務する外務公務員の在勤俸の額を設定するとともに昇格せしめる大使館に勤務する大使及び公使の在勤俸の額に、所要の改正を加える。

（三）　本法は昭和三十三年四月一日から施行する。

二　議案の可決理由

本案は、諸外国との友好親善関係に万全を期するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に、五千七百六十九万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年三月二十日

内閣委員長　福永　健司

衆議院議長益谷秀次殿

補助金等の臨時特例等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

補助金等の臨時特例等に関する法律は、昭和三十三年三月三十一日限り効力を失うこととなつているのであるが、政府においては、昭和三十三年度予算の編成に当り、補助金等の整理につき検討の結果、同法による特別措置については、昭和三十三年度においても、なお引き続き同様の措置を講ずることを妥当と考え、これがためその有効期限を、さらに昭和三十四年三月三十一日まで一年間延長することとしようとするものである。

二　議案の可決理由

わが国の財政状況等にかんがみ、適切なるものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年三月二十日

大蔵委員長　足鹿　覺

衆議院議長益谷秀次殿

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

この法律案は、食糧管理特別会計の経理の内容をさらに明確にするとともに、この会計の運営の健全化を図るため、概略次のような改正を行おうとするものである。

1　食糧管理特別会計を国内米管理勘定、国内麦管理勘定、輸入食糧管理勘定、農産物等安定勘定、業務勘定及び調整勘定の六勘定に区分するとともに、それぞれその経理分野について所要の規定を設ける。

2　調整勘定に資金を設け、一般会計からの受入金及び当該勘定における利益の組入金に相当する金額をもつてこれに充てることとする。

3　農産物安定勘定を除く各勘定の損益は、調整勘定に移して整理することとし、この整理をした後に、調整勘定に損益があるときは、利益は調整資金に組み入れ、損失はその額を限度として調整資金を減額して整理することができることとする。又農産物安定勘定の利益は、当該勘定の積立金に組み入れ、損失は積立金を減額して整理することとする。

4　この会計の昭和三十二年度末における資産及び負債の各勘定への帰属並びに昭和三十二年度に、この会計に設けられる資金の承継について所要の規定を設ける等、必要な規定の整備を行う。

二　議案の可決理由

複雑な食糧管理特別会計の経理の内容を明確にし、その健全な運営を図るため、適当な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した。なお、本案については別紙の通り附帯決議を附すべきものと決した。

右報告する。

昭和三十三年三月二十日
大蔵委員長　足鹿　覺
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

食糧管理特別会計に調整資金を設置する趣旨は、同会計の赤字を食糧証券の増発によつて泳ぐことを避け、同会計の運営の健全化を図ろうとすることにあるものであるから、今後とも同会計に調整資金を超過する赤字を生ずる事態が予見されるようなときには、財政事情の許す限り、あらかじめ一般会計からの同資金への繰入等必要な措置を講じ、調整資金設置の趣旨を没却することのないよう政府において十分善処せられたい。

昭和三十三年三月二十日
大蔵委員長　足鹿　覺
衆議院議長益谷秀次殿

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、厚生保険特別会計法及び船員保険特別会計法について、それぞれ次の改正を行おうとするものである。

まず、厚生保険特別会計法については、この会計の健康勘定の歳入不足をうめるため、昭和三十三年度以降六カ年度間、毎年度十億円を限り、一般会計から同勘定に繰り入れることができることとなつているのを、昭和三十四年度以降に繰り延べることとしている。

次に、船員保険特別会計法については、この会計の保険給付費のうち、療養給付部門の財源の一部に充てるため、昭和三十三年度以降五カ年度間、毎年度二千五百万円を限り、一般会計から同会計に繰り入れることができることとなつているのを、昭和三十四年度以降に繰り延べることとしている。

二　議案の可決理由

国の財政状況等にかんがみ、本案は適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年三月二十日
大蔵委員長　足鹿　覺
衆議院議長益谷秀次殿

農林漁業団体職員共済組合法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、農林漁業団体の農林水産政策上にしめる重要性にかんがみ、農林漁業団体の職員共済組合の組織および業務に関する事項を定め、職員の福利厚生を図ろうとするものである。

二　議案の修正議決理由

本案は、農林漁業団体の現状から適切なるものと認めるが、厚生年金制度と本制度とを通算する場合の平均標準給与について適正を期する必要があると認め、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のごとき附帯決議を附することを全会一致をもつて議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に、本案施行に要する事務費補助として、一千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年三月二十日
農林水産委員長　中村　寅太
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

農林漁業団体職員共済組合法案の一部を次のように修正する。

附則第四条中「第二十一条第三項」を「第二十一条」に改める。

〔別紙〕

農林漁業団体職員共済組合法案に対する附帯決議

本法は、農林漁業団体役職員の年金制度を確立することにより、これらのものが将来に対し明るい希望をいだき、全員打つて一丸となり農山漁民に対する奉仕精神を振起し、組合経営刷新のため安んじて業務に専念することができる途を拓いたものであるが、更に、農山漁民あつての団体役職員である事実に着眼するとともに、国民の半はをしめ、かつ劣勢産業の担い手である農山漁民の社会的、経済的地位を考慮し、政府は、この際すみやかに、関係当局間の協力により、その福祉を積極的に増進するに足る国民年金制度の実現を図るために万いかんなきを期すべきである。

なお、政府は、本法に関しては、特に左記によりその運用に当るべきである。

記

一、本制度による退職給付については国庫補助を行う対象年令は、五十五才以上とせられているが、将来、平均余命の延長等の理由によつて、他の制度における受給開始年令が引上げられるような事態が生じたとしても、本制度においては、農山漁村の現状にかんがみ、今後使用者および組合員の負担の軽減、給付内容の改善、保養施設の充実等を図る必要があるので、行政措置により一方的に国庫補助対象年令を六十才以上に引上げる等のことがないよう厳に注意すること。

二、組合の経常事務費に対する国の補助金は、組合員一人当り百円と計算されているが、少くとも私立学校教職員共済組合と同程度を補助しうるよう所定経費の増額に努めること。

三、組合員が、本制度の対象となら ない他の職場、例えば市町村役場等に移動した場合には、両者間の通算を認めない仕組みとなつているが、このことにより、農山漁村の実態上、いちじるしい不具合を生ずることが懸念せられるので、近い将来、その欠かんを是正するよう措置すること。

四、本法の制定後、掛金の負担に耐えられず折角の制度の恩典をうけることができないような団体が生じないよう、新たな角度から不振組合振興対策を再検討すること。

五、各種農林漁業団体間に、著しい給与水準のアンバランスが認められるので、これを逐次是正するよう強力に指導すること。

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国家の承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の目的

本件は、日本放送協会の昭和三十三年度収支予算、事業計画及び資金計画につき、国会の承認を求めようとするものであつて、放送法第三十七条の規定により、同協会が作成し、郵政大臣がこれを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出されたものである。

二　本件の要旨

収支予算は、受信契約者から徴収する受信料の額、予算経理の基本準則及び収入支出の款項別金額を、事業計画は、計画の基本方針、建設計画、事業運営計画及び受信契約者見込数等を、資金計画は、収支予算及び事業計画に基く資金の出入に関する計画をそれぞれラジオとテレビジョンとに区分して、定めるものであつて、その要点を挙げれば次のとおりである。

（一）　収支予算

ラジオ

受信料	月額	六十七円（三箇月につき二百円）
前期繰越剰余金		百三十九億八千八百八十万七千円
収入		二十四億四千百六十万円
資本収入		百十五億四千七百二十万七千円
事業収入		百三十九億八千八百八十万七千円
支出		二十四億四千百五十五万五千円
資本支出		百十四億六千七百二十五万二千円
事業支出		八千万円
予備金		

テレビジョン

受信料	月額	三百円
収入		七十五億七千四百九十四万八千円
資本収入		三十五億六千七百万円
事業収入		四十億七百九十四万八千円

支出　七十五億七千四百九十四万八千円
資本支出　三十八億八百万円
事業支出　三十七億千六百九十四万八千円
予備金　五千万円

（二）事業計画

ラジオ、テレビジョン両部門にわたつて、協会が今後数箇年にわたり行う事業の計画を明らかにしているが、その重点とするところは大略次のとおりである。

1　中波放送網の完成
2　放送番組の充実、向上、なかんずく、教育、教養番組の強化
3　老朽陳腐化設備の改善
4　FM放送の開設
5　国際放送の拡充
6　現行テレビジョン放送網の完成並びに教育テレビジョンの全国普及
7　カラーテレビジョン実用化の促進

右の長期計画に基いて立てられた当年度の実施計画の主要な項目を挙げれば次のとおりである。

1　ラジオにおいては、標準放送網の整備、FM放送局の建設並びに老朽陳腐化施設の改善を図るとともに番組内容の充実につとめる。
2　テレビジョンにおいては、第一放送として室蘭ほか六局の完成、長崎ほか七局の建設、松山の増力、その他微電力局の設置並びに既存施設の改善整備を、教育放送として東京及び大阪の建設を図るとともに、番組内容の充実につとめる。
3　技術研究においては、無線、電子管、音響、テレビジョンの研究につとめる。
4　国際放送においては、内容の刷新につとめる。
5　事業運営に当つては、合理化による節約を一層強化する。

（三）資金計画

1　年度内の入金額並びに出金額を左のとおり予定する。

入金額　二百六億五千五百八十五万五千円
ラジオ　百三十四億七千五十万七千円
テレビジョン　七十一億八千五百三十四万八千円
出金額　二百七億七千五百九万二千円
ラジオ　百三十四億八千百五十一万円
テレビジョン　七十二億九千三百五十八万二千円

2　前年度よりの繰越金三億円、翌年度への繰越金一億八千七十六万三千円を予定する。

三　本件の議決理由

本件は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

なお、本件議決に際しては、別紙のごとき附帯決議がなされた。

右報告する。

昭和三十三年三月二十日

通信委員長　片島　港

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件に対する附帯決議

一　日本放送協会昭和三十三年度収支予算の執行にあたつては放送債券、長期借入金を通じ多額の外部資金の調達を必要とするが、政府は財政資金の融通その他によつて、極力これに便宜を与えるべきである。

二　日本放送協会は、その公共性にかんがみ放送番組編成にあたり教育、教養番組等の拡充及び質的向上を図るべきである。

三　政府ならびに日本放送協会は、国際放送の拡充につき更に積極的施策を講ずべきである。

四　日本放送協会は経営の合理化、経費の節減を図り従業員の待遇の改善に努めるべきである。

〔第十九条号参照〕

日本貿易振興会法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国貿易の発展、特に輸出の振興のため、従来より、輸出入取引、輸出金融等の面において諸施策を講ずるとともに、貿易振興事業については、財団法人海外貿易振興会が政府の補助金等によつて事業を行つてきたのであるが、今後の貿易を一層進展せしめるためには、この貿易振興事業の画期的拡充強化を図る必要がある。

この趣旨に従い、貿易振興事業を総合的かつ効率的に実施する中枢機関として、「日本貿易振興会」を設立しようとするのが本案の目的であつて、その主な内容は次のとおりである。

1　日本貿易振興会の資本金は二十億円とし、「経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律」によつて政府が全額出資する。

2　振興会に、役員を置くとともに、調査審議機関として「運営審議会」を置く。

3　振興会の業務は、貿易に関する調査及びその成果の普及、わが国の産業及び商品の紹介宣伝、貿易取引のあつ旋、博覧会及び見本市の開催又はこれらへの参加等とする。

4　振興会の事業計画、資金計画及び財務会計については、通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない。なお、認可又は承認の際には、大蔵大臣との協議を要する。

5　振興会に対する監督は、通商産業大臣が行う。

6　振興会は、財団法人海外貿易振興会の一切の権利義務を承継する。

二　議案の可決理由

本案は、貿易振興事業を総合的かつ効率的に行うための措置として、有効適切なものであると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおりの附帯決議を附した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に、日本貿易振興会への出資二十億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年三月二十五日

商工委員長　小平　久雄

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

日本貿易振興会法案に対する附帯決議

一、本会の役員及び運営審議会委員には、出来うる限り民間達識者の参画を求め、本会の業務が官僚的運営に陥らざるよう充分留意すること。

二、本会の海外活動については、在外公館との有機的連繋及び在外商社との密接な連絡に遺憾なきを期すること。

三、政府は、本会の行う貿易振興業務の機動性にかんがみ、資金繰りの承認その他の監督に当つては、本会業務の円滑な運営を阻害せざるよう充分留意すること。

四、本会は、輸出に向けうべき商品を生産する中小企業者のために、その輸出意欲を一層旺盛ならしめるよう、国内におけるこれが指導あつ旋活動に万全を期すること。

〔第二十号参照〕

昭和三十二年度一般会計予算補正（第3号）に関する報告書

一　本予算補正の要旨

本予算補正は、義務教育費国庫負担金、国民健康保険療養給付費補助金及び旧軍人遺族等恩給費の追加等、義務的経費の不足額の追加ならびに東京国際空港敷地買収費その他の経費の追加に関するものである。

本補正の結果、昭和三十二年度一般会計予算の歳入歳出額は、いずれも次の通りとなる。

当初予算額	一兆一千三百七十四億六千四百万円
第二次補正追加額	三百九十四億二千六百万円
第三次補正追加額	七十七億二千二百万円
計	一兆一千八百四十六億一千三百万円

歳出追加額の内訳は次の通りである。

1　社会保険費　二百一億五千百万円

当初予算額	十六億三百万円
補正追加額	二百十七億五千四百万円
計	昭和三十一年度分の国民健康保険助成費のうち療養給付費補助金の一人当りの療養費及び年間平均被保険者数実績がいずれも予定を上回つたので、これに必要な経費を計上したものである。

2　義務教育費国庫負担金　八百四十七億円

当初予算額	四十二億四千五百万円
補正追加額	八百八十九億四千五百万円
計	教職員給与費国庫負担金における昭和三十一年度の精算結果による不足額と期末手当〇・一五月分の引上等による不足見込額を補うための経費を計上したものである。

3　国立学校運営費　三百六十九億二千六百万円

当初予算額	

補正追加額
　計　二億二百万円
三百七十一億二千八百万円
国立学校における退官退職手当の不足額と国立大学附属病院の保存血使用の増加に伴う医療費の不足額を補うための経費を計上したものである。

4　旧軍人遺族等恩給費
当初予算額　七百八十五億八千七百万円
補正追加額　六億六百万円
　計　七百九十一億九千四百万円
公務扶助料における新規裁定件数の当初見込よりの増加による所要額と特例扶助料の裁定の遅れによる減少額との差額を補うための経費を計上したものである。

5　国際連合分担金及び国連警察軍スエズ派遣費負担金
当初予算額　三億四千四百万円
補正追加額　二億六千万円
　計　六億五百万円
第十二回国際連合総会で確定した国際連合分担金の当初見込に対する増加額と同総会で確定した国連警察軍スエズ派遣費負担金とを計上したものである。

6　牛乳乳製品学校給食費補助金
当初予算額
補正追加額　二億九千九百万円　○
　計
牛乳乳製品の需要を増進し、酪農経営の安定を図るため、当面の過剰乳処理対策として学校給食用に牛乳乳製品を特別価格で供給するために必要な経費で、新規に計上したものである。

7　東京国際空港敷地買収費
当初予算額
補正追加額　三億三千四百万円　○
　計
東京国際空港の借上土地九万二千五百四十九坪を東京ガス株式会社はか十四名から購入するため、新規に計上したものである。

8　ブラジル日本移民五十周年記念事業費補助金
当初予算額
補正追加額　三千四百万円　○
　計
家畜伝染病予防費補助金
当初予算額　三億八千三百万円
補正追加額　二千九百万円
　計　四億一千二百万円

10　政府職員等失業者退職手当
当初予算額　四億三千万円
補正追加額　九千万円
　計　五億二千万円

11　珪肺等特別保護費負担金
当初予算額　一億四千百万円
補正追加額　一千六百万円
　計　一億五千七百万円

歳入追加額の内訳は次の通りである。

1　租税及印紙収入
当初予算額　九千四百六十九億一千五百万円
第二次補正追加額　三百九十四億二千六百万円
第三次補正追加額　三十億円
　計　九千八百九十三億四千百万円
今回の補正追加額は、物品税における増収見込によるものである。

2　官業益金及官業収入
当初予算額　百四十五億一千八百万円
補正追加額　一億七千九百万円
　計　百四十六億九千七百万円
造幣局特別会計における既往の未納付益金の受入実績額である。

3　雑収入
当初予算額　二百九十九億四千六百万円
補正追加額　四十五億四千三百万円
　計　三百四十四億八千九百万円
国有財産利用収入、日本銀行納付金及び諸収入における収納済増収額である。

第三次補正追加額

一　本予算の可決理由
本予算補正は、当初予算作成後に生じた事由により当面必要とされる最小限度の経費を計上したもので、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十三年三月二十六日
予算委員長　江崎　真澄
衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十二年度特別会計予算補正（特第5号）に関する報告書

一　本予算の要旨
本予算補正は、中小企業信用保険特別会計において、国が締結する信用保証協会を相手方とする普通保険契約の限度額は、昭和三十二年度特別会計予算総則第十八条において百八十億円と規定されているが、最近の実績に、てらして不足を生ずると見込まれるにいたつた結果、この予算総則第十八条の規定を改めて、その契約限度額を引き上げて二百四十億円とするものである。

二　本予算の可決理由
本予算補正は、最近の保険契約の実績にかんがみて、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十三年三月二十六日
予算委員長　江崎　真澄
衆議院議長益谷秀次殿

通商に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件（参議院送付）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的
わが国とインドとの通商関係は、従来、日印平和条約第二条(b)項の規定によつて律せられてきたが、その期限が昭和三十一年四月に満了したので、政府は両国間に新たな協定を締結すべく交渉を続けてきたところ、今回、両国間に協定案文について合意をみるに至り、本年二月四日東京において本協定及び附属議定書の署名調印が行われた。
本協定は、両国間の通商を容易にし、及び発展させることを目的とし、関税事項、輸出入等についての最恵国待遇のほか、入国、滞在、事業活動、船舶に対する原則的な最恵国待遇をもあわせて規定し、また、附属議定書では、わが国の沖縄等に与える特権には適用されないこと、不動産に関する権利の享有については相互主義によること、及びパキスタンの船舶はインドの沿岸貿易の制限外とする旨規定している。
よつて、政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由
本協定は、わが国とインドとの通商航海関係の緊密化に資するのみならず、今後東南アジア諸国との通商航海に関する協定の締結を促進するために必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十三年三月二十五日
外務委員長　床次　徳二
衆議院議長益谷秀次殿

あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案（野澤清人君外七名提出）に関する報告書

一　議案の主な内容は次のとおりである。
1　本年末まで医業類似行為を業とすることを認められている、いわゆる既存業者に対し、その業を行うことができる期間並びにこれらの者に対し特例によるあん摩師試験を行うことができる期間を昭和三十六年十二月三十一日まで更に三年間延長したこと。
2　本年末まであん摩師免許を受けないで指圧を業とすることを認められていた者に対しても、その業を行うことができる期間並びに特例によるあん摩師試験の期間を昭和三十六年十二月三十一日まで更に三年間延長したこと。

二　議案の可決理由
医業類似行為を業とするもの及びあん摩師免許を受けないで指圧を業としている者に対し、業とすることができる期間を三年間延長するとともに、その猶予期間中に充分なる指導を行うことはきわめて時宜に適するものと認め、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年三月二十六日
社会労働委員長　森山　欽司
衆議院議長益谷秀次殿

道路整備特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、別途、今国会に提出された「道路整備緊急措置法」に基く道路整備五箇年計画に係る道路整備事業並びにこれと密接な関連のある受託工事及び附帯工事に関する政府の経理を、一般会計と区分して明確にするため、新たに道路整備特別会計を設置しようとするものである。
本案の内容は概略次の通りである。
1　この会計は建設大臣が管理する。
2　この会計においては、一般会計からの繰入金、都道府県の負担金及びその利息、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律の規定により納付された地方債証券の償還金及び利子、附帯工事に係る負担金、受益者負担金、受託工事に係る納付金、借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、道路整備事業に要する費用、附帯工事に要する費用、受託工事に要する費用、借入金の償還金及び利子、一般会計への繰入金並びに附属諸費をもつてその歳出とする。
3　繰越明許費の実際繰越額に対応する限度において、借入限度の繰越が認められることとする。
その他この会計の予算及び決算の作成並びに提出手続、予備費の使用、借入金等この会計の経理に関し必要な事項を規定すること〜する。

二　議案の可決理由
道路整備事業実施の円滑化とその経理の明確化を図る等のため適切な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案については、別紙の通り附帯決議を附すべきものと決した。

三　本案施行に要する経費
昭和三十三年度特別会計予算に六百八十三億三千九百八十六万五千円が計上されている。

右報告する。
昭和三十三年三月二十六日
大蔵委員長　足鹿　覺
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕
道路整備特別会計法案に対する附帯決議
昭和三十四年度以降の道路整備計画の実施に当つては、国の負担金の割合及び補助金の率の決定等について、地方財政の現状にかえりみ、不当の圧迫を加えざるよう留意すること。

右決議する。

糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
糸価安定特別会計における一時借入金等の限度額を従来の三十億円から七十億円に引き上げようとするものである。

二　議案の可決理由
この会計は、現在三十億円の資本および三十億円の一時借入金等をもつて繭および生糸の価格安定に対処しているが、最近における糸価の低落にともない。生糸の政府買上数量が増加し、その買入に要した原資は当分の間なお固定される状況にあるので、現在の買入資金では今後のこの会計の円滑なる運営に支障をきたすこととなるので、借入金等の限度額を増額する必要がある。以上の理由により、本案は適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十三年三月二十六日
大蔵委員長　足鹿　覺
衆議院議長益谷秀次殿

〔第二十一号参照〕
農業改良助長法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、農業改良普及所の設置を制度的に整備し、普及員の活動を組織化し、普及活動の責任体制の確立を図ろうとするものである。すなわち、都道府県は、改良普及員の行う事務の連絡調整その他農業及び農民生活の改善に関する科学的技術及び知識の総合的な普及指導に関する事務をつかさどらせるため、農業改良普及所を必置することとし、農業改良普及所の名称、位置及び管轄区域は、条例で定め、改良普及員は、農業改良普及所に所属し、農業改良普及所の長は改良普及員の中から選任することとしている。

二　議案の可決理由
本案は、農業改良普及制度の現状にかんがみ、妥当なものと認め、全会一致をもつて、これを可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対して、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費
昭和三十三年度一般会計予算に、農業改良普及事業費補助金として、十九億九千九百七十七万円が計上されている。

右報告する。
昭和三十三年三月二十七日
農林水産委員長　中村　寅太
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕
農業改良助長法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本改正法の成立に際し、農業改良普及制度が、その創設以来、農業技術の安定向上と農家の生活改善のために果してきた重要な役割について認識を新たにし、本法の運用に当つては、左記の各項につき特段の考慮を払うべきである。
記
一、地区普及所の運営費補助金は、同法第十六条の三の規定により、国庫補助率三分の二の適用があるものと、政府部内の解釈を一定すること。
二、普及員の人件費、普及所の運営費等に関する査定単価が低額にすぎるため、市町村又は地元農民の負担によつて、これを補つている事実があるので、政府は実際経費の三分の二を補助することができるよう予算の確保に努めること。
三、普及員の活動力を最大限に発揮せしめるため、ジープ、オートバイ等巡回指導施設の充実に極力努力すること。

狩猟法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、有益鳥獣の保護及び狩猟の適正化をはかるため、狩猟免許制度について改善を加え、狩猟取締に関する規定を整備するとともに、鳥獣の保護繁殖及び狩猟に関する重要事項を調査審議させるため農林省に鳥獣審議会を置くようにしようとするものである。
その内容の主なるものは次の通りである。
(一)　空気銃の狩猟登録制度を狩猟免許制度に改め、丙種狩猟免許とし、免許を受けることのできる年令を十八歳より二十歳に引き上げようとすること。
(二)　狩猟免許を受けようとする者は、原則として都道府県知事の開催する講習会を受講しなければならないようにしようとすること。
(三)　狩猟取締の事務を担当する都道府県の吏員に司法警察員の資格を与え、狩猟取締の徹底を期そうとすること。
(四)　鳥獣の保護蕃殖及び狩猟に関する重要事項を調査審議するための機関として、委員二十五人以内で組織する鳥獣審議会を農林省に設置しようとすること。

二　議案の可決理由
本案は、鳥獣事情の悪化の現情にかんがみ、これを改善するに必要な狩猟行政の整備充実を図る上に、妥当な措置と認め、原案通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十三年三月二十七日
農林水産委員長　中村　寅太
衆議院議長益谷秀次殿

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、郵便振替貯金の利用者の利便を図るため、次の改正をしようとするものである。
1　小切手払について、小切手の呈示があつた場合にただちに支払をすることができるように改めること。
現在、小切手払については、郵便局において、小切手の呈示を受けた際、口座所管庁に支払資金の有無を電報又は電話で照会したうえ支払をすることになつているが、これを、省令の定めるところによつて、加入者の請求により、口座所管庁において、小切手払口座を設け、小切手の支払資金にあてるための貯金をこれに移し替えておき、その郵便局において、小切手の呈示を受けた際ただちに小切手金額の現金を支払うことができるようにすること。
2　小切手払の料金を廃止すること。
現在、小切手払については、払出または通知の料金を徴収することとされているが、これらの料金を廃止すること。
3　小切手払制度の改正に伴い関係規定を整備すること。
4　簡易払の支払通知書一枚の制限金額現行三万円を五万円に引き上げること。

5　施行期日は、小切手払に関する改正については、本年七月一日、簡易払に関する改正については、本年四月一日とし、あわせて必要な経過措置を定めること。

二　議案の可決理由

本案の趣旨及び内容は、妥当なものと認め、これを可決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年三月二十七日

通信委員長　片島　港

衆議院議長益谷秀次殿

地すべり等防止法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除却・軽減し、もつて国土の保全と民生の安定に資せんとするもので、その要旨は次の通りである。

1　地すべり並びにぼた山崩壊を防止すべき区域を指定して知事の管理責任を明確にし、この区域内における地すべり助長行為の制限を行う等の管理規定を整備するとともに、建設、農林両省の所管を明確にしたこと。

2　地すべり等防止施設について、その築造基準、工事の施行者、費用の負担等につき明確に規定したこと。

3　地すべりによる被害軽減策として、地すべり危険区域の家屋移転、農地、農業用施設の整備等の関連事業を規定し、これに補助及び住宅金融公庫の資金の貸付の道を講じたこと。

等である。

二　議案の可決理由

本案に対して日本社会党を代表して井手以誠君より、原案第二十五条の見出しを「（家屋移転等の勧告及び立退の指示）」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に同条第一項として次のように加える。

都道府県知事は、家屋その他の施設若しくは工作物で、地すべりによる損害を受けるおそれのあるものの所有者に対し、一定の期限内に、その家屋その他の施設若しくは工作物を移転し、又は除却するように勧告することができる。

等の修正案が提出された。本修正案に関し、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見を聴取したところ、根本建設大臣より、修正案の趣旨は他の類似の事業との均衡を充分に考慮し、運用の面で善処することとし、原案のとおり成立を望む旨が述べられ、採決の結果、井手以誠君提出の修正案は賛成者少数をもつて否決され、原案は全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第である。

なお本案に対しては別紙のごとき附帯決議が附された。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算建設省所管砂防事業費及び農林省所管林野庁治山事業費等のうちに約三億三千万余円、昭和三十三年度政府関係機関予算住宅金融公庫貸付資金中、地すべり地帯における家屋移築費として約三億二千万余円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年三月二十七日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

地すべり等防止法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当り、左記各項の実現につき特に配慮すべきである。

記

一、緊急を要する地すべり等防止工事は、おおむね五箇年間に完成すること。

二、住宅金融公庫の貸付の手続きを簡素化すると共に、貸付金額の最高限度をつとめて引き上げること。

三、農林漁業金融公庫の貸付の条件は、住宅金融公庫の貸付の条件との均衡を充分に考慮してこれを定めること。

四、本法の対象とならないぼた山については、鉱山保安法による監督指導を厳重にし、鉱業権者等をしてその崩壊防止対策につき遺憾なからしめること。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、新市町村建設促進法第二十九条第八項に規定する都道府県の境界にわたる町村合併に関する内閣総理大臣の処分権について、同法の附則第二項によりその有効期間は本年三月三十日までとなつているが、同日までに中央審議会の意見をきく手続がとられているものについては、第二十九条第八項の規定の失効後においても、昭和三十三年九月三十日までの間は、なお同項の規定の例によることができるように、附則第二項の次に新たな一項を設けようとするものである。その目的とするところは、既に中央審議会の答申のあつたものの外、なお手続が進められることが予想されるものが二件あり、内閣総理大臣の処分の段階に臨み、政府において事案の公正にして円滑な解決を図るためには、なお、若干の時間的余裕を必要とするので、内閣総理大臣の処分権を、本年三月三十日までに中央審議会の意見をきく手続がとられた事案に限り、本年九月三十日まで行い得るようにするためである。

二　議案の可決理由

都道府県の境界にわたる町村合併には、相当困難な事情のあるものがあるので、未合併町村の合併促進について規定を設けた本法においても、他の一般の町村合併の場合よりも、内閣総理大臣の処分権について、一年長く有効期間を定めておいたのであるが、その失効期日を間近かにして、事案の公正円滑な解決をはかり、内閣総理大臣の処分権の発動を慎重にし遺憾なからしめるためには、本案のごとき改正は必要止むを得ない措置と認められるので、全会一致、本案は、原案通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年三月二十七日

地方行政委員長　矢尾喜三郎

衆議院議長益谷秀次殿

旅館業法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行の旅館業法は、第二十六回国会における一部改正により、旅館業に対する従来からの公衆衛生上の規制に加え、風俗的見地からの規制をも行い得ることとなつているが、営業許可の取消又は営業停止に関する第八条中、婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令が、売春防止法附則第二項の規定により、本年四月から廃止されることに伴い、本法第八条中に規定されている「婦女に売淫させた者等の処罰に関する勅令に規定する罪」を「売春防止法第二章に規定する罪」と改めるとともにこれに伴う必要なる法的措置を講じようとするものである。

二　議案の可決理由

売春防止法第二章の規定の施行及び婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令の廃止に伴い、旅館業の許可の取消及び営業停止に関する規定の整備を図ることは時宜に適するものと認め、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年三月二十七日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

〔第二十二号参照〕

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、従来の証券投資信託の収益の分配に対する課税方式を一本化し、給与所得者が確定申告書の提出を要しない場合を拡張し、還付加算金の計算についての規定の整備を図る外、共済組合等が支払う年金給付につき源泉徴収を要しない限度額を定めようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、租税の簡素化と合理化

を図るため適切妥当な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年三月二十七日

大蔵委員長　足鹿　覺

衆議院議長益谷秀次殿

法人税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、法人税率を一律に二パーセントずつ引き下げるとともに、軽減税率の適用範囲を現在の年所得百万円以下から年所得二百万円以下の金額に引き上げる等である。

これにより普通法人にあつては、年二百万円以下の金額については百分の三十三、年二百万円をこえる金額については百分の三十八に、特別法人及び公益法人等にあつては百分の二十八にそれぞれ引き下げられるのである。

二　議案の可決理由

本案は、法人の税負担の軽減に資するため適切妥当な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、次のとおりである。

初年度　約百三十四億円

平年度　約二百十五億円

右報告する。

昭和三十三年三月二十七日

大蔵委員長　足鹿　覺

衆議院議長益谷秀次殿

関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和三十三年三月三十一日に関税の免除又は軽減の期限が到来する物品、すなわち、重要機械類、学童給食用乾燥脱脂ミルク、原子力研究用物品、小麦、A重油、四エチル鉛、航空機等の課税免除物品並びに原油、B、C重油、カーボンブラック等の軽減税率適用物品については、最近における経済状況等にかんがみ、その減免期間をさらに一年間延長することとしようとするものである。

二　議案の可決理由

国内における生産事情及び経済状況等にかんがみ、適切なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年三月二十七日

大蔵委員長　足鹿　覺

衆議院議長益谷秀次殿

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、貯蓄の増強に資するため臨時措置として新たに貯蓄控除制度を創設し、科学技術の振興に資するため試験研究用機械設備等の特別償却制度を拡充し、重要な新技術の企業化に必要な機械設備等の特別償却制度を新たに設けるとともに、輸出の振興に資するため輸出所得控除制度の整備等を行い、また、協同事業用機械設備及び新築貸家住宅の特別償却、新築家屋の登録税の軽減等の特別措置の適用期限をそれぞれ延長するものである。

二　議案の修正議決理由

本案は、今次の税制改正の一環として適切なものと認めるが、なお、貯蓄控除制度に対して適正を期する必要があると認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

この措置により初年度の減収額は次の通りである。

貯蓄控除制度の創設によるもの　約五十億円

科学技術振興措置によるもの　約十億円

右報告する。

昭和三十三年三月二十七日

大蔵委員長　足鹿　覺

衆議院議長益谷秀次殿

（小字は修正）

〔別紙〕

（用語の意義）

第四十一条の二　この節において「長期貯蓄契約」とは、預金、郵便貯金、定期積金○○若しくは○○相互掛金（相互銀行法（昭和二十六年法律第百九十九号）第二条第一項第一号に規定する掛金をいい、同号に規定する期間の満了の時において同号に規定する金融機関との契約（勤務先に対する預け金に係る契約その他これに準ずるものを除く。）、公債、社債、貸付信託若しくは証券投資信託の受益証券若しくは株式（以下この条において「証券」という。）の購入に関する政令で定める証券業者（社債のうち特別の法令により金融機関が発行する債券については、当該金融機関を含み、貸付信託の受益証券については、当該受益証券を発行する信託会社又は信託業務を営む銀行とする。）との契約又は生命保険（郵便年金を含む。以下この条において同じ。）に関する契約で、それぞれ次に掲げる要件に該当するものをいう。

一　当該契約により預貯金等を払込をする者（以下この節において「契約者」という。）がその名義により締結したものであり、かつ、生命保険に関する契約にあつては、その契約者又はこれと生計を一にする配偶者その他の親族を保険金又は年金の受取人とするものであること。

二　当該契約の履行のため、毎月引き続き、政令で定める一定額の金銭の預入、積立、支払又は払込（以下この節において「預入等」という。）をするもので、その最初の預入等の日を含む月から最後の預入等の日を含む月までの期間（以下この項において「積立期間」という。）が六月以上であること。ただし、次に掲げる契約については、政令で定める特別の要件によることができるものとし、生命保険料の払込期間が五年をこえる生命保険に関する契約については、毎年一回以上生命保険料の払込をするものであることをもつて足りる。

イ　一定の勤務先その他の契約先から引き続き勤務その他の役務の対価として給与その他の報酬の支払を受ける者が、当該給与その他の報酬の支払日に、その支払を受ける場所において又は当該勤務先その他の契約先を通じて当該給与その他の報酬の金額のうちから預入等をする旨を内容とする契約

ロ　イに掲げる契約のほか、その者がその所得に係る収入金額の支払を受けた場合に、当該収入金額のうちから預入等をすることが確実であると認められる場合のうち政令で定める場合における契約

ハ　その他本文に定める要件によることが困難な特別の事情がある場合のうち政令で定める場合における契約

三　当該契約の履行のため最初に預入等をした日から、積立期間の二分の一に相当する期間を経過する日（前号ただし書の規定に該当する場合には、政令で定める日）の翌日以後二年を経過する日（積立期間が四年をこえる契約については、その初日以後四年を経過する日）の前日までの期間（以下この項において「貯蓄期間」という。）内に、預貯金等の期間（郵便貯金に関する契約にあつては、すえ置きを約定した期間）、証券（株式を除く。以下この号において同じ。）の償還期限までの期間又は生命保険の保険期間（郵便年金に関する契約にあつては、年金の支払が開始する日の前日までの期間）が満了しないものであること。ただし、貸付信託の受益証券その他政令で定める証券の購入に関する契約にあつては、購入するすべての当該証券について、その購入の日から償還期限までの期間が二年のものであることをもつて足りる。

四　当該契約に係る証書において、契約者が貯蓄期間（前号ただし書の規定に該当する場合には、それぞれの証券について、その購入の日から償還期限までの期間とする。以下この項において同じ。）内は、当該契約（これに基いてする預貯金等に係る契約を含む。）を解除せず、並びに当該契約に係る権利又は当該契約に基き取得した証券を譲

渡せず、及び担保に供しない旨の意思を表示しており、かつ、証券の購入に関する契約にあつては、当該契約に基き取得する証券を貯蓄期間を通じて政令で定めるところにより寄託し、又は登録する旨の特約があること。

五　公債若しくは社債について貯蓄期間中に抽せんによる繰上償還があつた場合又は当該契約若しくはその履行につき前各号に掲げる要件に該当しないこととなる事実が生じた場合その他これに準ずる場合のうち政令で定める場合には、政令で定める条項を履行する旨の特約があること。

2　この節において「貯蓄」とは、契約者が長期貯蓄契約に基いてする金銭の預入等（前項第二号に掲げる要件に該当しない部分の預入等を除く。）をいう。

3　この節において「貯蓄金額」とは、貯蓄をした金額をいう。ただし、次の各号に規定する貯蓄については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　生命保険に関する契約に係る貯蓄（所得税法第十一条の七に規定する命令で定める保険料に係る貯蓄を除く。）については、その年において当該貯蓄に係る生命保険料の金額（当該契約に係る契約者について他に同条の規定の適用を受ける生命保険料の金額があるときは、当該金額を加算した金額）が三万円をこえる場合に限り、貯蓄金額があるものとし、その額は、当該貯蓄に係る生命保険料の金額のうちそのこえる金額に相当する部分の金額とする。この場合において、その年中において当該生命保険に関する契約に基く剰余金の分配を受け、又は当該契約に基き分配を受ける剰余金をもつて生命保険料の払込に充てたときは、当該生命保険料の金額から当該剰余金の額を控除した金額をもつて前段に規定する生命保険料の金額とする。

二　証券の購入に関する契約に係る貯蓄について、その購入又は第一項第四号に規定する寄託若しくは登録につき手数料の支払を要する場合には、当該手数料の金額は、貯蓄金額のうちに含まれないものとする。

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

議案の要旨及び目的

1　現在身体障害者の収容委託については、国立及び公立の更生援護施設に限られているが、障害の特異性等よりして、今回これらの機関とあわせて社会福祉法人の設置する施設で厚生大臣の指定したものに対してもその収容を委託できることとしたこと。

2　市町村及び都道府県は、身体障害者の収容委託に要する費用を支弁することとし、国はその十分の八を負担することとしたこと。

なお、収容委託を受けた施設で厚生大臣の指定するものの所在する市町村及び都道府県は、一時繰替支弁しなければならないこととしたこと。

3　民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長、身体障害者福祉司及び社会福祉主事の事務の執行に協力するよう義務の明確化を図つたこと等である。

理由

社会福祉法人の設置する身体障害者更生援護施設に対し身体障害者の収容を委託する途を開くとともに、本法の施行事務に関する民生委員の協力義務を明確化することは、きわめて時宜に適するものと認め、本案は全会一致、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案の対象者を百五十名とし、国は十分の八を負担することにより、昭和三十三年度一般会計予算に五百四十六万三千円を計上している。

右報告する。

昭和三十三年三月二十七日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本条約は、わが国がすでに加入又は批准している諸条約すなわち、

(1)「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買取締ニ関スル国際協定」（一千九百四年五月十八日作成）

(2)「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約」（一千九百十年五月四日作成）

(3)「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル国際条約」（一千九百二十一年九月三十日作成）

並びにわが国が未加入である条約

(4)　成年婦女子の売買の禁止に関する国際条約（一千九百三十三年十月十一日作成）

を統一するとともにあわせて、一千九百三十七年国際連盟の作成した売春からの搾取の禁止に関する条約案を考慮に入れて一千九百四十九年国際連合第四回総会において作成されたものである。

わが国がすでに参加している三つの条約は主として未成年婦女子の人身売買の禁止を対象としていたが、本条約においては、年令、男女の区別なく、ひろく人身売買を禁止するとともに、売春からの搾取、売春宿の経営、売春のための場所の提供、売春業者に対する融資等人身売買を助長する他の行為を禁止しこれらの禁止措置を実施するため締約国間における情報交換等の国際協力を行うこと、国内的には売春者の更生及び社会的補導の措置をとることを定め、さらに外国人の売春者について情報交換及び本国送還についても規定し、人身売買及びこれに伴う悪弊を防止することを目的とするものである。

本条約と前記(1)(2)(3)並びに(4)の条約との関係についてはそのすべての締約国が本条約の締約国となつた時に終了する。

なお、本条約は国際連合事務総長に批准書又は加入書を寄託した後、九十日目に効力を生じ五年間効力を有し、その後国際連合事務総長が廃棄通告を受領した日から一年間は有効なものである。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本条約、締約国における人身売買及びこれを助長する行為を禁止することによつて社会に及ぼす悪弊を防止しようとするもので国内的にもまた国際的にも必要かつ適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年三月二十八日

外務委員長　床次　徳二

衆議院議長益谷秀次殿

義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の要旨は、現行法によれば、公立義務教育諸学校及び公立養護学校の教材に要する経費の国庫負担率が、それぞれ、一部負担となつているのを、今回、二分の一負担と改めるとともに、従来、学校図書館法によつて行われてきた図書に要する経費の国庫負担は、今後、この教材費に含めて、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法によつて行うことができるよう、関係法律に、それぞれ所要の改正をはかり、もつて義務教育の水準の維持向上に資せんとするものである。

二　議案の可決理由

義務教育の水準の維持向上に資するため、教材に要する経費について国庫負担率を二分の一に規定し、関係法律に所要の改正を行うことは、時宜に適したものであることを認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に十五億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年三月二十八日
文教委員長　山下　榮二
衆議院議長益谷秀次殿

酒税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、今次税制改正の一環として、清酒二級、合成清酒二級、焼ちゅう雑酒二級等の下級酒類に対する酒税の税率を一割程度引き下げることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

最近における酒税負担の実情にかえりみ、国民大衆の税負担の軽減に資するための措置として適切なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附すべきものと決した。

右報告する。

昭和三十三年三月二十八日
大蔵委員長　足鹿　覺
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

酒税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

今回の酒税法の改正に当つては、原料の値上りその他の理由によつて若しも価格の改訂を必要とする場合は別途これを検討すべきものであつて、減税の効果はすべて消費者に及ぼすよう処理すべきである。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

別途今国会に提案された「地方交付税法の一部を改正する法律案」の制定に伴い、毎会計年度地方交付税相当分として一般会計から本特別会計に繰り入れるべき金額は、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額の百分の二十六に相当する金額と定められているのを百分の二十七・五に改めようとするのが本案の要旨である。

二　議案の可決理由

地方交付税法の改正に伴う措置として適切なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年三月二十八日
大蔵委員長　足鹿　覺
衆議院議長益谷秀次殿

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

改正の主なる点は次の通りである。

1　免税輸入物品の譲受があつた場合の納税義務者に関する規定を整備するとともに、税関の許可を受けないでこれらの物品を譲り受けた場合には、申告をまたずに一方的に告知、徴税ができることとしている。

2　納税義務のあるものが、未納税の譲受物品を所有し又は所持している場合及び法令の規定により譲受の許可をすることができない譲受物品を所有し、又は所持している場合は、これらの物品を保税地域に入れることを強制できることとしている。

二　議案の可決理由

合衆国軍隊の構成員等が免税輸入した物品が国内で転売された場合における関税等の確保を図るための措置として適切なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年三月二十八日
大蔵委員長　足鹿　覺
衆議院議長益谷秀次殿

防衛庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、現下の情勢に対処し、国力に応じた防衛力を整備するため、防衛庁の職員を増加するほか、内部部局として衛生局を新設する等所要の改正を行おうとするもので、その主なる内容は次の通りである。

1　陸上自衛官一万人、海上自衛官千二百九十五人、航空自衛官六千七百人、統合幕僚会議二人（自衛官）、自衛官以外の職員千二百十九人、計一万九千二百十六人を増員して、職員の定員を二十四万二千七百十七人に改めること。

自衛官の増員分は、陸上自衛隊にあつては、技術関係部隊及び混成団等の増強又は新設に、海上自衛隊にあつては、学校の新設及び後方関係の充実等に、航空自衛隊にあつては、航空集団を航空総隊に改編することに伴う隷下部隊の増加、航空団の増設等の要員である。

2　衛生業務の円滑なる運営と質的向上を図るため、内部部局として衛生局を新設すること。

3　装備品等の研究開発機構の整備を図るため、技術研究所を技術研究本部に改めること。

4　防衛研修所において、委託により隊員以外の者を教育訓練できるようにすること。

5　友好諸国との親善関係に寄与するため、防衛大学校において委託により外国人を教育訓練できるようにすること。

なお、この法律の施行期日は公布の日としている。

二　議案の可決理由

本案は、国土防衛のため国力にふさわしい自衛力の増強を図るものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案及び別途議決した自衛隊法の一部を改正する法律案の両案の施行に要する経費及びその他必要な経費として、増勢分の歳出予算百四十八億円のほか、国庫債務負担行為二百八十億円及び継続費の昭和三十四年度以降の年割額の増加二十九億円が、昭和三十三年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十三年三月三十一日
内閣委員長　福永　健司
衆議院議長益谷秀次殿

自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、自衛官の増員に伴い、部隊の編成を改めるとともに、所要の規定の整備を図ろうとするもので、その主なる内容は次の通りである。

1　航空自衛隊の航空集団を改編して、航空総隊（司令部は東京都）及び北部航空方面隊（司令部は青森県）中部航空方面隊（司令部は埼玉県）を新設し、並びに管制教育団（司令部は宮城県）及び輸送航空団（境港市）を新設すること。

2　自衛隊の学校において委託により隊員以外の者を教育訓練できるようにすること。

3　長官が隊員以外の者の教育訓練の委託を受け、及びこれを実施できるようにすること。

4　消防法の規定の適用を一部除外すること。

5　隊員以外の者で自衛隊を視察し、又は見学するものに対し適正な対価で食事を支給できるようにすること。

6　自衛隊が陸上において発見された不発弾等を除去及び処理しうるようにすること。

7　本州中部に陸上自衛隊の混成団（本部は三重県）一を増設すること。

二　議案の可決理由

本案は、国土防衛のため、国力にふさわしい自衛力の増強を図るものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案及び別途議決した防衛庁設置法の一部を改正する法律案の両案の施行に要する経費及びその他必要な経費として増勢分の歳出予算百四十八億円のほか、国庫債務負担行為二百八十億円及び継続費の昭和三十四年度以降の年割額の増加二十九億円が、昭和三十三年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十三年三月三十一日
内閣委員長　福永　健司
衆議院議長益谷秀次殿

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円
（但し良質紙は二十円）
（配送料共）

発行所　大蔵省印刷局
東京都新宿区市谷八幡町一五
電話九段（33）三一番（交換）
報課

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十三年四月二十五日

○第二十八回国会　衆議院会議録追録（その一）（二）

目次
第一章　総則（第一条―第四条）

職業訓練法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、職業安定法に基く職業補導及び労働基準法に基く技能者養成等の諸制度に再検討を加え、職業訓練に関する総合的制度を整備して、労働者に対し必要な技能を習得させ、技能検定を行うことによつて、工業その他の産業に必要な技能労働者の養成をはかるため、新たに職業訓練法として所要の規定を設けたものである。

その要旨は次の通りである。

1　公共職業訓練と事業内職業訓練とが系統的に実施されること、及び職業訓練と学校教育等との密接な連けいをはかることを職業訓練の原則として定め、また労働大臣は雇用及び失業の状態並びに工業その他の産業の発達に応じて、適切に技能労働者の養成が行われるように、職業訓練の実施に関し基本的な計画を定めるものとすること。

2　公共職業訓練を行う施設として、一般職業訓練所、総合職業訓練所、中央職業訓練所及び身体障害者職業訓練所を設け、求職者及び雇用労働者に対し必要な技能に関する職業訓練を行う等、所要の規定を設けること。

3　事業内職業訓練に対し、国及び都道府県は必要な援助を行うよう努めることとし、また職業訓練に関する基準を定め認定制度を設けること、及び共同職業訓練方式を認めることにより、その助成をはかること。

4　職業訓練指導員の免許及び試験制度を定め、かつ、労働者の技能をたかめ産業における技能水準の向上をはかるため、技能の検定制度を創設することとし、所要の規定を設けること。

5　その他、労働省及び都道府県に職業訓練審議会を設置する等、総合的な職業訓練行政を推進するため所要の規定を設けること等である。

二　議案の修正議決理由

現下の雇用及び失業情勢にかんがみ、労働者に対する職業訓練に関する制度を整備し、職業訓練及び技能検定を行うことによつて、工業その他の産業に必要な技能労働者の養成をはかることは、きわめて時宜に適する措置と認めるが、さらに職業訓練審議会の適正な運営を図るためその構成を変更する等の修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙の通り、修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

職業訓練に必要な経費として、昭和三十三年度一般会計及び失業保険特別会計予算に合わせて十八億三千四百余万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年三月三十一日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び┃は修正）

第二章　公共職業訓練（第五条―第十一条）
第三章　事業内職業訓練（第十二条―第二十条）
第四章　職業訓練指導員（第二十一条―第二十三条）
第五章　技能検定（第二十四条―第二十八条）
第六章　職業訓練審議会（第二十九条―第三十一条）
第七章　雑則（第三十二条―第三十六条）
附則

（職業訓練の委託）

第九条　都道府県は、第五条第一項に規定する職業訓練について、一般職業訓練所において職業訓練を行うことが困難又は不適当であると認めるときは、労働福祉事業団又は第十四条第一項の規定による認定を受けた事業主に、その実施を委託することができる。

（公共職業訓練を受ける求職者に対する措置）

第十一条　第五条第一項の規定による公共職業訓練及び身体障害者職業訓練所において求職者に対して行う公共職業訓練は、無料とするものとする。

2　国及び都道府県は、前項に規定する身体障害者に対して職業訓練所において職業訓練を受ける求職者に対して、手当を支給することができる。

（市町村等の行う職業訓練）

第十二条　市町村、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立した法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人（以下この条において「市町村等」という。）が職業訓練を行う場合において、労働省令で定めるところにより労働大臣の認可を受けたときは、この法律の適用については、その職業訓練は、公共職業訓練とみなす。

2　前条第一項の規定は、市町村等が前項の認可を受けて行う求職者に対する職業訓練について準用する。

第三章　事業内職業訓練

（労働大臣等の援助）

第十三条　労働大臣及び都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、事業内職業訓練を行う事業主に対して、資料の提供その他必要な援助を行うように努めなければならない。

（事業内職業訓練の基準）

第十四条　事業内職業訓練（技能労働者に対して行う追加訓練、再訓練及び職長訓練その他の労働者の指導監督に関する訓練を除く。以下この章において同じ。）についての教科、訓練期間、設備その他の事項に関する基準は、労働省令で定める。

（認定職業訓練）

第十五条　事業主が事業内職業訓練を共同して行うために組織した団体その他の事業主の団体がその構成員である事業主の雇用労働者に対して職業訓練を行う場合において、都道府県知事は、当該団体の申請により、その行う職業訓練について、第十三条の労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。ただし、当該団体が当該職業訓練を適確に遂行するに足りる能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項の認定について準用する。

3　この法律の適用については、第一項の認定を受けた団体は認定職業訓練を行う事業主と、その行う職業訓練は認定職業訓練とみなす。

（認定職業訓練に対する援助）

第十六条　都道府県及び労働福祉事業団は、申出により、認定職業訓練について、次に掲げる援助を行うように努めなければならない。

一　一般職業訓練所又は総合職業訓練所の施設を使用させること。

二　一般職業訓練所又は総合職業訓練所の職業訓練指導員を派遣すること。

三　教科書、教材その他職業訓練に必要な資料を提供すること。

四　前三号に掲げるもののほか、必要な便益を提供すること。

（修了証明書）

第十七条　認定職業訓練を行う事業主は、労働省令で定めるところにより、認定職業訓練を修了した者に対して、修了証明書を交付しなければならない。

（事業主の協力）

第十八条　認定職業訓練を行う事業主は、その事業に支障のない範囲内で、認定職業訓練の施設を他の事業主が行う事業内職業訓練のために利用させ、又は委託を受けて他の事業主の雇用労働者に対して職業訓練を行うように努めるものとする。

（追加訓練等）

第十九条　都道府県及び労働福祉事業団は、申出により、事業主の行う技能労働者に対する追加訓練、再訓練又は職長訓練その他の労働者の指導監督に関する訓練について、次に掲げる援助を行うように努めなければならない。

一　これらの職業訓練について特別の訓練を受けた職業訓練指導員を派遣すること。

二　教科書、教材その他これらの職業訓練に必要な資料を提供すること。

三　委託により自らこれらの職業訓練を行うこと。

四　前三号に掲げるもののほか、必要な便益を提供すること。

（勧告）

第二十〇条　労働大臣又は都道府県知事は、特定の地域、産業又は職種について、技能労働者が著しく不足し、又は不足するおそれがあると認めるときは、中央職業訓練審議会又は都道府県職業訓練審議会の意見を聞いて、関係事業主の団体に対して、職業訓練の実施又は改善を勧告することができる。

第四章　職業訓練指導員

（職業訓練指導員免許）

第二十一条　公共職業訓練（職業訓練指導員の訓練を除く。）及び認定職業訓練における職業訓練指導員は、労働大臣の免許を受けた者でなければならない。

2　前項の免許（以下「職業訓練指導員免許」という。）は、労働省令で定める職種ごとに行う。

3　職業訓練指導員免許は、申請により、次の各号の一に該当する者に対して、免許証を交付して行う。

一　労働大臣の行う職業訓練指導員試験に合格した者

二　第二十四条第二項に規定する一級の技能検定に合格した者で労働省令で定める訓練を修了したもの

三　職業訓練指導員の業務に関して前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

4　前項第三号に掲げる者の範囲は、政令で定める。

5　次の各号の一に該当する者に対しては、前項の規定にかかわらず、職業訓練指導員免許は、行わない。

一　禁治産者及び準禁治産者

二　禁錮以上の刑に処せられた者

三　職業訓練指導員免許の取消を受け、取消の日から二年を経過しない者

（免許の取消）

第二十二条　労働大臣は、職業訓練指導員免許を受けた者が前条第五項第一号又は第二号の規定に該当するに至つたときは、その免許を取り消さなければならない。

2　労働大臣は、職業訓練指導員免許を受けた者に職業訓練指導員たるにふさわしくない非行があつたときは、その免許を取り消すことができる。

3　労働大臣は、前項の規定により職業訓練指導員免許の取消をしようとするときは、当該処分に係る者に対して、あらかじめ期日及び場所を指定して聴聞をしなければならない。聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

（職業訓練指導員試験）

第二十三条　職業訓練指導員試験は、実技試験及び学科試験とする。

2　労働大臣は、労働省令で定めるところにより、一定の資格を有する者に対して、実技試験又は学科試験の全部又は一部を免除することができる。

3　第二十一条第五項各号の一に該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

第五章　技能検定

（技能検定）

第二十四条　労働大臣は、労働者について、その技能の向上を図るため、技能検定を行う。

2　技能検定は、政令で定める職種ごとに、一級及び二級に区分して行う。

3　技能検定は、実技試験及び学科試験によつて行う。

4　前条第二項の規定は、技能検定について準用する。

（受検資格）

第二十五条　技能検定を受けることができる者は、次のとおりとする。

一　公共職業訓練又は認定職業訓練を修了した者で労働省令で定めるもの

二　前号に掲げる者に準ずる者で政令で定めるもの

（合格証明書及び技能士）

第二十六条　労働大臣は、技能検定に合格した者に、合格証明書を交付しなければならない。

2　技能検定に合格した者は、労働省令で定めるところにより、技能士と称することができる。

（試験の委託）

第二十七条　労働大臣は、労働福祉事業団又は労働大臣が指定する団体に第二十四条第三項の実技試験又は学科試験の全部又は一部の実施を委託することができる。

（技能検定委員）

第二十八条　労働大臣は、第二十四条第三項の実技試験及び学科試験をつかさどらせるため、専門の技能又は知識を有する者のうちから、技能検定委員を任命するものとする。

第六章　職業訓練審議会

（中央職業訓練審議会）

第二十九条　労働省に、中央職業訓練審議会を置く。

2　中央職業訓練審議会は、労働大臣の諮問に応じて、職業訓練計画、職業訓練の基準その他職業訓練及び技能検定に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議する。

3　中央職業訓練審議会は、委員二十人以内をもつて組織する。

4　委員は、○関係労働者を代表する者、○学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、労働大臣が任命する。

5　委員のうち、関係労働者を代表する委員及び関係事業主を代表する委員は、各同数とする。

6　学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7　中央職業訓練審議会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。

8　特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、労働大臣が任命する。

9　特別委員は、議決に加わることができない。

10　○及び特別委員

11　○は、非常勤とする。

（労働省令への委任）

第三十〇条　前条に定めるもののほか、中央職業訓練審議会に関し必要な事項は、労働省令で定める。

（都道府県職業訓練審議会）

第三十一条　都道府県は、都道府県知事の諮問に応じて、職業訓練計画その他職業訓練に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、都道府県職業訓練審議会を置くことができる。

2　都道府県職業訓練審議会に関し必要な事項は、条例で定める。

第七章　雑則

（労働大臣の助言等）

第三十二条　労働大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、都道府県に対して、一般職業訓練所及び身体障害者職業訓練所の設置及び運営、事業内職業訓練に関する援助その他職業訓練に関する事項について、助言及び勧告をすることができる。

2　労働大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、労働福祉事業団に対して、総合職業訓練所及び中央職業訓練所の運営に関して、報告を求め、及び必要な命令をすることができる。

（経費の負担等）

第三十三条　国は、政令で定めるところにより、一般職業訓練所及び都道府県が設置する身体障害者職業訓練所に要する経費の一部を負担する。

2　国は、都道府県が第十五条第一項の認定を受けた事業主の団体に対して認定職業訓練に必要な経費の一部を補助した場合においては、当該都道府県に対して、予算の範囲内で、当該補助に要した経費の一部を補助することができる。

（手数料）

第三十四条　職業訓練指導員免許を受けようとする者、職業訓練指導員試験を受けようとする者、技能検定を受けようとする者及び第二十一条第三項の免許証又は第二十六条第一項の合格証明書の再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

（職権の委任）

第三十五条　○第二章、○第四章、第五章及びこの章に規定する労働大臣の職権で政令で定めるものは、都道府県知事が行う。

（報告）

第三十六条　労働大臣又は都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要な限度において、認定職業訓練を行う事業主に対して、その行う認定職業訓練に関する事項について報告を求めることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で、政令で定める日から施行する。ただし、次条第一項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　都道府県は、従前の公共職業補導所（附則第六条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第二十六条の二第一項ただし書に規定する特別の公共職業補導所及び労働大臣が設置した公共職業補導所を除く。）を、第五条の一般職業訓練所として、同一性をもつて存続させるために必要な措置をとらなければならない。

2　労働福祉事業団が運営する従前の職業訓練施設は、第六条の総合職業訓練所となり、同一性をもつて存続するものとする。

3　附則第六条の規定による改正前の職業安定法第二十六条の二第一項ただし書及び第二十七条第四項の規定により労働大臣が設置した従前の公共職業補導所は、第八条第一項の規定により国が設置する身体障害者職業訓練所となり、同一性をもつて存続するものとする。

第三条　この法律（前条第一項の規定を除く。以下同じ。）の施行の際現に公共職業補導所又は労働福祉事業団が運営する職業訓練施設において職業補導又は職業訓練を担当する者は、この法律の施行の日から二年間は、労働省令で定めるところにより、相当の職種について職業訓練指導員免許を受けたものとみなす。

2　この法律の施行前に附則第五条第一項の規定による改正前の労働基準法第七十条の規定に基く命令の規定によりした技能者養成指導員の免許は、この法律の施行の日から二年間は、職業訓練指導員免許とみなす。

第四条　この法律の施行前に公共職業補導所における職業補導又は労働福祉事業団が運営する職業訓練施設における職業訓練を修了した者は、第二十五条の規定の適用については、公共職業訓練を修了した者とみなす。

第五条　労働基準法の一部を次のように改正する。

第七十条及び第七十一条を次のように改める。

（職業訓練に関する特例）

第七十条　職業訓練法（昭和三十三年法律第　号）第十四条第一項又は第十五条第一項の認定を受けて行う職業訓練を受ける労働者については、その必要がある場合においては、その必要の限度で、第十四条の契約期間、第四十九条及び第六十三条の危険有害業務の就業制限並びに第六十四条の坑内労働の禁止に関する規定について、命令で別段の定をすることができる。ただし、第六十四条の坑内労働の禁止に関する規定については、女子及び満十六才に満たない男子に関しては、この限りでない。

第七十一条　前条の規定に基いて発する命令は、当該命令によつて労働者を使用することについて行政官庁の許可を受けた使用者に使用される労働者以外の労働者については、適用しない。

第七十二条中「前二条の規定」を「第七十条の規定に基いて発する命令」に改める。

第七十三条及び第七十四条を次のように改める。

第七十一条の規定に基いて発する命令（第百二十条第一項第一号中「、第七十一条第二項」を削り、第三号及び第四号を第四号及び第五号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第七十条の規定に基いて発する命令（第十四条の規定に係る部分に限る。）に違反した者

2　この法律の施行の日から一年間は、この法律の施行の際現に改正前の労働基準法第七十一条第一項の認可を受けて行われている技能者養成は、認定職業訓練とみなし、当該認可を受けた使用者は、改正後の同法第七十一条の許可を受けたものとみなす。この法律の施行の際現に当該技能者養成を受けている者に関して、その養成が終るまでの間も、同様とする。

3　この法律の施行前にした改正前の労働基準法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（職業安定法の一部改正）

第六条　職業安定法の一部を次のように改正する。

職業安定法目次を次のように改める。

目次

第一章　総則

第二章　職業紹介及び職業指導

第一節　通則

第二節　職業紹介

第三節　職業指導

第四節　学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介

第五節　削除

第三章　職業安定機関以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業

第一節　通則

第二節　職業紹介

第三節　労働者の募集

第四節　労働者供給事業

第四章　雑則

第五章　罰則

附則

第百二十条第一号中「、第七十一条第二項」を削り、第三号及び第四号を第四号及び第五号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第七十条の規定に基いて発する命令（第十四条の規定に係る部分に限る。）に違反した者

2　この法律の施行の日から一年間は、この法律の施行の際現に改正前の労働基準法第七十一条第一項の認可を受けて行われている技能者養成は、認定職業訓練とみなし、当該認可を受けた使用者は、改正後の同法第七十一条の許可を受けたものとみなす。この法律の施行の際現に当該技能者養成を受けている者に関して、その養成が終るまでの間も、同様とする。

3　この法律の施行前にした改正前の労働基準法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（職業安定法の一部改正）

第六条　職業安定法の一部を次のように改正する。

職業安定法目次を次のように改める。

目次

第一章　総則

第二章　職業紹介及び職業指導

第一節　通則

第二節　職業紹介

第三節　労働者の募集

第四節　労働者供給事業

第四章　雑則

第五章　罰則

附則

第三条中「職業補導」を「職業指導」に改める。

第四条第五号中「又は職業補導」を削り、同条第八号中「、職業指導又は職業補導」を「又は職業指導」に改める。

第五条第五項を削る。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　職業安定機関の行う職業紹介及び職業指導

第六条第一項中「、職業指導及び職業補導」を「及び職業指導」に改める。

第八条第一項中「、職業補導」を削る。

第十九条の次に次の一条を加える。

（公共職業訓練のあつ旋）

第十九条の二　公共職業安定所は、求職者に対し、公共職業訓練を受けることについてあつ旋を行うものとする。

第二十五条の三第二項第六号を次のように改める。

六　公共職業訓練を行う施設への入所のあつ旋を行うこと。

第二章第五節を次のように改める。

第五節　削除

第二十六条から第三十一条まで削除

第五十二条から第五十三条まで中「、職業補導」を削る。

（失業保険法の一部改正）

第七条　失業保険法の一部を次のように改正する。

第十六条第三項第三号中「職業の補導」を「公共職業訓練」に改める。

第二十一条第一項文文中「職業の補導」を「公共職業訓練」に改め、同項第一号中「補導」を「訓練」に改める。

2　この法律の施行前にした改正前の失業保険法第十六条第三項第三号又は第二十一条第一項の規定による職業の補導に関する指示は、改正後のこれらの規定によりした

公共職業訓練に関する指示とみなす。

（地方財政法の一部改正）

第八条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第九号を次のように改める。

九　一般職業訓練所及び身体障害者職業訓練所に要する経費（国立身体障害者更生指導所設置法の一部改正）

第九条　国立身体障害者更生指導所設置法（昭和二十四年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

（労働省設置法の一部改正）

第十条　労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「、補導」を削り、同条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　職業訓練に関する事務及び技能検定

第四条中第四十四号を第四十七号の八とし、第四十三号の次に次の三号を加える。

四十四　職業訓練法（昭和三十三年法律第　号）に基いて、職業訓練計画及び職業訓練の基準を定めること。

四十五　職業訓練法に基いて、市町村等が行う職業訓練に係る認可を行うこと。

四十五の六　職業訓練指導員免許及び職業訓練指導員試験を行うこと。

四十六の七　職業訓練法に基いて、技能検定を行うこと。

第五条第二項中「失業対策部」の下に「及び職業訓練部」を加える。

第十条第一項第二号中「、指導及び補導」を「及び指導」に改め、同項第四号の次に次の一号を加え、同項第八号中「及び緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）」を「、緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）及び職業訓練法」に改める。

四の二　職業訓練及び技能検定に関すること。

第十三条第一項の表中

技能者養成審議会	労働基準法第七十条の規定に基いて発する命令に関する事項その他技能者の養成に関する重要事項を調査審議すること。

を削り、

地方職業安定審議会	都道府県知事の諮問に応じ、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に関する重要事項を調査審議すること。
中央職業訓練審議会	都道府県知事の諮問に応じ、職業訓練及び技能検定に関する重要事項を調査審議すること。

に改める。

第十条に次の一項を加える。

3　職業訓練部は、第一項第四号の二に掲げる事務及び同項第八号に掲げる事務のうち職業訓練法の施行に関するものをつかさどる。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第十一条　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第二号中「職業補導」を「公共職業訓練」に改める。

（国有財産特別措置法の一部改正）

第十二条　国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号トを次のように改める。

ト　職業訓練法（昭和三十三年法律第　号）第五条第三項の規定により設置される一般職業訓練所及び同法第八条第一項の規定により設置される身体障害者職業訓練所の施設

（最低賃金法の一部改正）

第十三条　最低賃金法（昭和三十三年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第八条第三号を次のように改める。

三　職業訓練法（昭和三十三年法律第　号）第十四条第一項又は第十五条第一項の認定を受けて行われる職業訓練を受ける者

〔第二十四号参照〕

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、地方税制の現況並びに地方財政の現状にかんがみ、地方団体の財政運営に混乱を生ぜしめない限度における改正として、自転車荷車税を廃止し、あわせて若干の徴税の合理化及び負担の均衡化等を図ろうとするものであり、その要旨は次の諸点である。

（一）　自転車、リヤカー、荷積小車及び荷積牛馬車に対する自転車荷車税を昭和三十三年度分から廃止し、これによつて生ずる市町村の減収を補てんするため、市町村たばこ消費税の税率を引き上げ、軽自動車及び二輪の小型自動車に対する課税権を市町村に移譲し、原動機付自転車に対する課税とあわせて市町村税として軽自動車税を創設すること。

（二）　道府県民税及び市町村民税の課税標準である所得税額の算定については、新たに認められる所得税の貯蓄控除額を控除しないものとすること。

（三）　固定資産税において、企業合理化促進法に追加される新技術企業化用機械設備等の資産に対し、その課税標準を新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度間は当該資産の価格の二分の一の額とすること。

（四）　電気ガス税の非課税範囲に、エチレン、ポリエチレン、エチレンオキサイド、エチレングリコール、スチレン、ポリエステル系合成繊維、テレフタール酸、アクリルニトリル系合成繊維及びアクリルニトリルを加えること。

（五）　木材引取税の標準税率を百分の三に、制限税率を百分の四に引き下げること。

（六）　軽油及び揮発油以外の炭化水素油が自動車の内燃機関の燃料として消費した場合にも軽油引取税を課すること。

二　議案の修正議決理由

本案は、地方税制の現況並びに現在多くの地方公共団体が財政再建の計画をたてている地方財政の現状にかんがみ、個々の地方公共団体が見込んでいる税収入の見通しに混乱を与えない限度の改正としては、一応妥当なものと認められるが、ただ本案の施行期日に関して改正の必要があるので、本案は賛成多数をもつて別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては賛成多数をもつて別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十三年三月三十一日

地方行政委員長　矢尾喜三郎

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日（昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、軽油引取税に関する改正規定（第七百条の四十九の改正規定を除く。）は昭和三十三年五月一日から、電気ガス税及び木材引取税に関する改正規定は昭和三十三年七月一日から施行する。

（適用）

2　この法律による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定は、この附則において特別の定があるものを除くほか、昭和三十三年度分の地方税から適用する。

（経過措置）

3　昭和三十三年一月一日現在において自転車荷車税の課税客体であつた自転車（原動機付自転車を除く。）及び荷車については、昭和三十三年度分の固定資産税に限り、新法第三百四十一条第四号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　新法第四百六十五条の規定は、昭和三十三年四月一日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡される製造たばこについて適用するものとし、同日前に係る分については、なお従前の例による。

5　改正前の地方税法の規定に基いて課した、又は課すべきであつた地方税については、なお従前の例による。

6　この法律の施行前にした行為及

びこの附則の規定により従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（読替規定）

7　国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第　号）の施行の日の前日までの間は、新法第三百六十四条第五項中「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」とあるのは、「国庫出納金等端数計算法」と読み替えるものとする。

（関係法令の一部改正）

8　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第九十七条の二第一項中「自動車税」の下に「又は軽自動車税」を加え、「都道府県知事」を「当該地方公共団体の長」に改める。

9　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中「自動車、自転車及び荷車」を「自動車税の課税客体である自動車（以下「自動車」という。）並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）」に、「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改め、「軽油の引取」の下に「（地方税法第七百条の三第二項の規定により軽油引取税が課される軽油及び揮発油以外の炭化水素油の消費を含む。）」を加える。

第四条（見出しを含む。）中「自転車」を「軽自動車等」に、「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改める。

10　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「自転車」を「原動機付自転車、軽自動車及び二輪の小型自動車」に、「自転車荷車税」を「軽自動車税」に改める。

〔別紙〕

地方税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本法の施行に当り、政府は特に左の諸点に留意し、法改正に伴う影響に対処して遺憾なきを期すべきである。

一、自転車荷車税の廃止とその減収補てんのための市町村たばこ消費税の税率引き上げの結果、なお、減収となる市町村に対しては、その減収分を補てんするため、万全の措置を講ずること。

二、木材引取税の税率を引き下げたため、徴税を適正化するも、なお減収となる市町村に対しては、さし当り、特別交付税をもつて完全な減収補てんを行うとともに、次年度以降将来の減収補てんについても適確な恒久的財源措置を講ずること。

三、地方税制の全面にわたつて再検討を加え、可及的速かに、その総合的かつ、根本的改正を行うよう、その方途を考究すること。

右決議する。

地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、地方自治法に定めてある別表について、昭和三十一年の第二十四回国会以降に行われた法令の制定改廃に伴う整備を図ろうとするもので、なお、若干の条文整理を行つているに過ぎないから、何等新しい内容をもつた改正ではない。

二　議案の修正議決理由

本案は、右のごとく別表の整理に過ぎないから、別段に問題はないのであるが、これとは関係なくこの際、従来懸案となつていた町村議会事務局の法制化及び市となるべき要件に関する臨時特例について、本案に対する修正の方法により解決を図つたので、亀山孝一君外二十八名の提出にかかる別紙のごとき修正案が提出された。

修正の目的とするところは、町村合併によつて規模を拡大した新町村がその建設を完うするため、議会の使命の重要性にかんがみ、その機能を果すに遺憾なからしめるよう、町村議会においても市と同様、条例の定めるところにより、事務局を置くことができるようにすること、及び町村合併の推進と合併計画の遂行過程において市となるべき期待をもちながら、現在の市となるべき人口要件五万以上を充たすに足ることができなかつた町村に対し、本年九月三十日までに申請手続を行つたものは以前の人口三万以上の要件をもつて市となることを認めようとするものである。

よつて本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十三年四月一日

地方行政　委員長　矢尾喜三郎

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字は修正）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百三十八条第二項中「市」を「市町村」に改め、同条第四項中「市及び町村」を「市町村」に改める。

第百八十条の五第四項を削り、同条第五項中「前四項」を「前三項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（市の人口要件の特例）

2　地方自治法第七条第一項の規定による関係市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市を設置する処分又は同法第八条第二項の規定による町村を市とする処分については、昭和三十三年九月三十日までにその申請がなされ、かつ、その申請の際当該市となるべき普通地方公共団体の人口が三万以上であるものに限り、同法第八条第一項第一号の規定にかかわらず、市となるべき普通地方公共団体の人口に関する要件は、三万以上とする。ただし、地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百九十三号）附則第二項の規定によることを妨げるものではない。

3　前項の人口は、地方自治法第二百五十四条並びに第二百五十五条及びこれに基く政令の定めるところによる。

〔別紙〕

地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

公立学校の教育公務員のうち、全日制の市町村立高等学校の教職員のみが、退職年金の基礎となる在職期間の通算制度においてとり残されている現況にかんがみ、政府は、これらの職員についても都道府県立の高等学校及び義務教育諸学校の教職員と同様に、その在職期間を通算するよう、すみやかに措置すべきである。

右決議する。

社会福祉事業法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

1　結核回復者後保護施設を経営する事業及び隣保事業を社会福祉事業に加えたこと。

2　指定都市以外の市で、政令で指定する人口おおむね二十万以上の市は、条例で、二以上の福祉事務所を設置することができることとしたこと。

3　社会福祉審議会の委員の任期を、現行の一年を二年に延長したこと。

4　社会福祉法人の定款の記載事項を簡略化したこと。

5　社会福祉法人に対する報告徴収及び検査の権限を都道府県知事も行うことができることとしたこと。

6　低利融資事業による貸付金に関する証書については印紙税を課さないこととしたこと。

二　議案の可決理由

結核回復者後保護施設を経営する事業及び隣保事業を社会福祉事業に加えるとともに、社会福祉法人に対する監督の権限の一部を都道府県知事に行わせる等の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は全会一致、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月一日

社会労働　委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

工業用水道事業法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

近年における工業の著しい発展に伴つて、工業用水の需要は急激に増大しているが、主要な工業地帯のほとんどが工業用水の不足に悩み、また、新たに計画されている工業地帯も、他の立地条件に恵まれながら工業用水がないため、工業地帯として伸び悩んでいるものが多い現状であつて、わが国将来の工業の発展は、工業用水の取得如何にかかつていると言うも過言ではない。

各工業地帯とも、この大量の工業用水の水源を、地下水や、工場近辺の河川水に求めることは、今日既に限界に達し、ほとんど望めない状況であるから、今後は、相当遠方の水源から、工業用水専門の水道によつて引水し、これを合理的に補給することが残された最も主要な方法である。

このような方法を反映して、最近工業用水道事業は、急速な拡大を見せつつあり、今後、主要工業地帯における用水の供給は、その大部分が工業用水道事業によつて行われることになると考えられる。

この事態に対応して、工業用水の豊富低廉な供給を図り、工業の発展に資するためには、従来の体制では到底不充分であるので、新たに法的措置を講じて、工業用水道を適正かつ合理的に布設、管理させるとともに、この布設を助

成しようとするのが本案の趣旨である。

本案の主な内容は次のとおりである。

1　工業用水道事業の開始を、地方公共団体の営むものについては事前届出制、その他のものについては許可制をとることとし、決定の基準に則つた工業用水道の建設及び運営が行われるよう措置する。

2　工業用水道事業者に、供給規程設定の義務を課するとともに、その内容について一定の基準を示してこれによらしめることとし、地方公共団体についてはこれを届出制、その他のものについては認可制とする。

3　工業用水道事業者に対し、給水の確保、施設の維持について所要の義務を課し、給水の安定性を確保する。

4　工業用水道の布設につき、国が資金の確保その他の援助に努めることとし、また、通商産業大臣の水源調査、立入検査、土地収用、道路占用の特例等の措置を講ずる。

二　議案の可決理由

本案は、工業用水道事業の運営の適正化及び合理化を図り、工業の健全な発達に寄与する措置として、適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月一日

商工委員長　小平　久雄

衆議院議長益谷秀次殿

〔第二十五号（その一）参照〕

中小企業信用保険公庫法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

中小企業に対する金融対策としては、貸出資金源の増強とともに、信用補完制度の拡充強化がきわめて必要とされる。

現在、信用補完の制度としては、中小企業信用保険特別会計による保険と、信用保証協会による保証の両制度があり、逐年その改善が行われてきたが、両制度の機能及び業務分野について重複する面が見られ、その他改善の余地をまだ残している。

この理由に基き、現在の中小企業信用保険特別会計を発展的に解消して「中小企業信用保険公庫」を設立し、昭和三十三年度において、政府から、保険準備基金として六十五億円、信用保証協会に対する貸付資金として二十億円を出資して機能の拡充を図るとともに、信用補完制度の機構について画期的かつ総合的な整備を行おうとするのが本案の趣旨である。

本案の主な内容は次のとおりである。

1　公庫の資本金は、一般会計からの出資金二十億円、「経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律」により政府から出資される六十五億円及び中小企業信用保険特別会計から承継する資産の合計額とする。

2　公庫に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

3　公庫の業務は、中小企業信用保険法に基く保険業務及び信用保証協会に対する事業資金の貸付業務とする。

業務の方法並びに事業計画及び資金計画については、主務大臣の認可を要する。

4　公庫の予算及び決算については、「公庫の予算及び決算に関する法律」の規定による。

5　公庫の利益及び損失は、利益積立又は資本金の取りくずし等によつて処理する。また、余裕金は、資金運用部に予託して運用する。

6　公庫の主務大臣は、通商産業大臣及び大蔵大臣とし、両大臣が必要な監督を行う。

二　議案の可決理由

本案は、中小企業信用補完制度に関する機構及び機能の強化を図り、中小企業金融の円滑化に資する措置として、適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおりの附帯決議を附した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に、中小企業信用保険公庫出資八十五億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年四月二日

商工委員長　小平　久雄

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

中小企業信用保険公庫法案に対する附帯決議

一、公庫設立の主旨を全うするため、公庫の保険事務並びに貸付事務については、簡素化と迅速化の徹底を図ること。

二、公庫の保険準備基金六十五億円については、これを、信用保証協会への貸付又は中小企業金融機関への預託に運用できる途を開くよう、速かに配慮すること。

三、包括保証保険を大幅に拡充しようとする今回の保険制度改正に対応して、公庫が信用保証協会に資金を貸し付けるにあたつては、すべての信用保証協会が包括保証保険制度を活用するに充分な保証基盤を持ちうるよう、融資配分に特に留意すること。

中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

中小企業信用保険公庫法の施行に伴い、信用補完制度全般について、その機能並びに業務分野の調整を図る必要上、中小企業信用保険法に所要の改正を加えるとともに、その他関係法律の整備を行おうとするものである。

本案の主な内容は次のとおりである。

1　「中小企業信用保険法」について、次のような改正を行う。

イ　小口保証保険及び金融機関を相手方とする保証保険を廃止する。

ロ　融資保険は、てん補率を百分の五十、一人当り限度額を七百万円とする。

ハ　普通保証保険については、てん補率を百分の六十、一人当り限度額を七百万円とする。

ニ　包括保証保険については、第一種保険と第二種保険の二種類とし、第一種は、てん補率を百分の七十、一人当り限度額を五十万円、第二種は、てん補率を百分の七十、一人当り限度額を五百万円とする。

ホ　回収率が一定率以上の信用保証協会に対して納付金の一部を交付し、また、支払保険料が受取保険料に比し一定額以上多い信用保証協会に対し保険料の一部を払い戻すこととする。

2　「信用保証協会法」を改正し、信用保証協会に対する国の貸付に関する規定を削除する。

3　「公庫の予算及び決算に関する法律」を改正し、中小企業信用保険公庫が、大蔵大臣の指定する費用について予備費を使用するときは大蔵大臣の承認を要しないこととする。

4　「登録税法」、「印紙税法」、「所得税法」、「法人税法」及び「地方税法」を改正し、公庫を非課税法人とする。

5　「中小企業庁設置法」及び「大蔵省設置法」を改正し、所管事項に公庫に関する事項を加え、「行政機関職員定員法」を改正し、中小企業信用保険特別会計の廃止に伴う定員の減少を行う。

二　議案の修正議決理由

本案は、中小企業信用保険公庫の設立に伴い必要な措置を講ずるとともに、中小企業信用保険制度の整備を図る措置として、おおむね妥当なものと認めるが、中小企業信用保険法の改正規定中、普通保証保険に関する部分については、現状から見て適切でない点があると認めるので、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおりの附帯決議を附した。

右報告する。

昭和三十三年四月二日

商工委員長　小平　久雄

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（中小企業信用保険法の改正）　（小字及び――は修正）

第十二条　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

「第一節　信用保証協会
第一款　個別保証保険
第二款　包括保証保険
第二節　金融機関を相手方とするもの
目次中
第九条の二―第九条の五）」を「第一節　普通保証保険（第九条の二―第九条の七）
第二節　包括保証保険（第九条の八・第九条の九）」

に、「（第十条―第十二条）」を「（第十条・第十一条）」に改める。

「政府」を「公庫」に、「会計年度」を「事業年度」に改める。

第一条中「政府が」を削る。

第二条第一項中「無尽会社」を削り、同条第二項第二号中「（以下「組合」と総称する。）」を削り、同項第四号の二中「環境衛生同業組合連合会であつて」の下に「、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が常時三十人以下の従業員を使用する者であるもののうち」を加え、同条第三項を削る。

第三条第一項中「政府は」を「中小企業信用保険公庫（以下「公庫」という。）は」に、「及び同法附則第三項の規定によりなおその効力を有する改正前の無尽業法（昭和六年法律第四十二号）第一条の無尽による給付（以下「給付」と総称する。）を」を「（以下「給付」という。）」に改め、同条第二項中「百分の八十」を「百分の五十」に改め、同条第三項を削る。

第四条第一項中「必要なものであつて」の下に「、その額（給付の場合は、当該給付に係る契約に基いて給付後において受け入れるべき掛金の合計額）が五十万円をこえるものであり、かつ」を加え、同条第二項中「一千万円」を「七百万円」に改める。

第六条中「百分の八十」を「百分の五十」に改める。

「第一節　信用保証協会を相手方とするもの」を「第一節　普通保証保険」に改め、「第一款　個別保証保険」を削る。

第九条の二第一項中「、保険金額の保険価額に対する割合が百分の七十である保険（以下「普通保証保険」という。）及びその割合が百分の八十である保険（以下「小口保証保険」という。）ごとに」を削り、「及び第九条の六第一項」を「並びに第九条の六第一項、第三項及び第六項」に改め、「それぞれ」を削り、同条第二項中「掛金の払込」の下に「。第九条の六第三項において同じ。」を加え、「保険事故とする」を「保険事故とし、保険価額に百分の六十を乗じて得た金額を保険金額とする」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第九条の三第一項中「給金付」の下に「。第九条の六第四項において同じ。」を、「必要なもの」の下に「であつて、その額（手形の割引の場合は手形金額、給付の場合は当該給付に係る契約に基いて給付後において払い込むべき掛金の合計額、特殊保証の場合は限度額。以下この項において同じ。）が五十万円をこえるもの」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該信用保証協会が第九条の六第一項に規定する第一種保険の契約を締結している場合において、前条第一項に規定する債務の保証につき第九条の六第一項に規定する第一種保険の保険関係が成立するものとすれば当該債務者たる中小企業者に係るその保険関係における保険価額の合計額が五十万円をこえることとなるときは、その額は、五十万円をこえることを要しない。

第九条の三第二項中「、普通保証保険にあつては」を削り、「一千万円」を「七百万円」に改め、「、小口保証保険にあつては、小企業者一人につき、合計二十万円（その小企業者が中小企業等協同組合、商工組合連合会であるときは、五十万円）を」を削る。

第九条の四中「以下同じ。」を「以下この条において同じ。」に、「普通保証保険にあつては百分の七十、小口保証保険にあつては百分の八十」を「百分の六十」に改める。

第九条の五第一項中「信用保証協会を相手方とする個別保証保険」を「普通保証保険」に改める。

「第二款　包括保証保険」を削り、第九条の六の前に次のように加える。

第二節　包括保証保険

第九条の六第一項中「小企業者」を「中小企業者」に改め、「債務の保証をすることにより」の下に「、中小企業者一人についての保険価額の合計額が五十万円をこえることができない保険（以下「第一種保険」という。）及びその合計額が五百万円（その中小企業者が中小企業等協同組合、商工組合連合会、環境衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、一千万円）をこえることができない保険（以下「第二種保険」という。）ごとに」を、「総額が」の下に「それぞれ」を加え、同条第二項中「百分の七十」を「百分の九十」に改め、同条第三項から第五項までを次のように改める。

3　第一項の保険関係においては、保証をした借入金の額を保険価額とし、中小企業者に代つてする借入金の弁済を保険事故とする。

4　第一項の保険関係が成立する保証をした借入金は、中小企業者の行う事業の振興に必要なものに限る。

5　公庫と第一種保険及び第二種保険の契約を締結している信用保証協会が第一項に規定する債務の保証をしたときは、当該債務者たる中小企業者に係る同項の保険関係における保険価額の合計額が五十万円をこえることとなる前までの債務の保証については、第一種保険の保険関係が成立し、その他の保証については、第二種保険の保険関係が成立するものとする。

第九条の六に次の一項を加える。

6　前項の場合において、当該保証をした借入金の額が五十万円から当該中小企業者につきすでに成立した第一種保険の保険価額の合計額を控除した残額以下であるときは、当該保証については、同項の規定にかかわらず、第一種保険の保険関係が成立するものとする。

第九条の七を次のように改める。

（準用）

第九条の七　第五条、第九条の四及び第九条の五第二項の規定は、包括保証保険に準用する。この場合において、第九条の四中「百分の六十」とあるのは、「百分の七十」と読み替えるものとする。

「第二節　金融機関を相手方とするもの」を削る。

第九条の八及び第九条の九を次のように改める。

（交付金）

第九条の八　公庫は、業務の方法の定めるところにより、信用保証協会が一事業年度内に第九条の六第一項の保険関係に基いて支払を受けた保険金の合計額が当該保険金に係る保険関係及び当該事業年度内に消滅した同項の保険関係に基いて支払つた保険料の合計額に満たないときは、その不足額の一部に相当する金額を当該信用保証協会に交付することができる。

第九条の九　公庫は、業務の方法の定めるところにより、信用保証協会が第九条の六第一項の保険関係に基いて一事業年度内に支払を受けた保険金に係る第九条の七において準用する第九条の五第二項において準用する第八条の規定により公庫に納付した金額の合計額が当該保険金の合計額に一定の率を乗じて得た額をこえるときは、そのこえる額の一部に相当する金額を当該信用保証協会に交付することができる。

第十条中「、第九条の六第一項若しくは第九条の八第一項」を「若しくは第九条の六第一項」に改める。

第十一条第一項中「、第九条の二第一項又は第九条の八第一項」を「又は第九条の二第一項」に改める。

第十二条を削る。

〔別紙〕

中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案に対する附帯決議

改正後の中小企業信用保険法の運用にあたつては、特に左記事項に留意すること。

一、第一種包括保証保険の保険料率は、極力低率に定めること。

二、普通保証保険の保険料率は、現行料率を上廻らないよう定めること。

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

中小企業金融公庫は、主として中小企業の設備資金の供給にあたつている政府金融機関で、その事業は、逐年拡大の一途をたどりつつある。

本案は、このような事業規模の拡大に即応して、公庫の機構を強化し、あわせて、貸付対象につき所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　環境衛生同業組合及び同連合会が現在公庫の貸付対象となつているが、これは、この組合の構成員が大部分、中小企業者であるためであるから、この趣旨を明確化するため、構成員の三分の二以上が中小企業者である組合及びその連合会を貸付対象にする旨を明記する。

2　公庫に副総裁を置く。

副総裁は、公庫を代表し、総裁を補佐して公庫の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行うこととする。

二　議案の可決理由

本案は、中小企業金融公庫の業務の増大に即応し、その円滑な遂行を図るための措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおりの附帯決議を附した。

右報告する。

昭和三十三年四月四日
商工委員長　小平　久雄
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

中小企業金融機関の機構充実の必要性は、独り中小企業金融公庫についてのみではないので、速かな機会に、特に国民金融公庫及び商工組合中央金庫の機構（役員）についてもそれぞれ強化の措置を講ずること。

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、盲、聾学校及び養護学校の高等部に就学する児童、生徒の学校給食費を新たに国及び都道府県の行う就学奨励費の対象として規定するとともに、現行法では、これらの学校に就学する児童、生徒の住所地の都道府県が支弁することとしてあるのを、今回、学校所在地の都道府県の負担に改め、なお、他の都道府県に住所を有する者について支弁した経費については、事後において、当該他の都道府県に対して、その二分の一を求償できるようにする等所要の規定を設けるものである。

二　議案の修正議決理由

本案は、おおむね妥当なものと認めるが、その施行日が昭和三十三年四月一日となつており、四月一日は、すでに経過しているため、この施行日を公布の日から施行することに改め、これに伴つて、規定の事務的整備をする修正を適切と認め、本案は別紙の通りこれを修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に約一億三千五百万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年四月二日
文教委員長　山下　榮二
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

附　則

1　この法律は、公布の日（昭和三十三年四月一日）から施行する。

2　昭和三十二年度までの経費の支弁及びこれに伴う国の負担については、なお従前の例による。（この法律の施行の日前）

（小字及び――は修正）

義務教育諸学校施設費国庫負担法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、公立義務教育諸学校における教育の円滑な実施を図るために、その施設整備に要する経費について、国が、その一部を負担する制度を確立しようとするもので、国の負担率は、不正常授業を行う小学校校舎の建築と危険建物の改築は三分の一、学校統合の校舎及び中学校校舎、中学校屋内運動場並びに盲、聾学校の建築は二分の一とし、国の負担限度は、これを政令に譲ることとし、その他経費の種目、算定の基準など、この法律の施行に必要な規定及びこの法律に関連する他の法律の改廃等を定めている。

二　議案の可決理由

公立の義務教育諸学校の施設の整備を促進するため、これらの学校の建物の建築に要する経費について国がその一部を負担することとし、従来の国の負担又は補助に関する法律を整理することは時宜に適したものであることを認め、別紙の通り要望決議を附し、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に約五十四億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年四月二日
文教委員長　山下　榮二
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

要望決議

本法案の内容は、去る第二十六回国会において「公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案」に対する本委員会の附帯決議たる、「義務教育が国と地方公共団体との共同責任にかかる重要事項たる点と、地方財政の実情とにかんがみ、公立義務教育諸学校の施設、設備についても、政府は速やかに義務教育費国庫負担法の精神に則り、これに必要な経費の二分の一を国が負担するために、必要な措置を講ずべきである。」という精神に照合すれば、その懸隔誠に大なるものがある。政府は来年度において、必ずこの決議の精神を実現するため万全の努力をいたされるよう、全委員の名において強く要望する。

学校保健法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資するため、健康診断、健康相談、伝染病の予防その他学校における保健管理に関し必要な事項を定めることは時宜に適したものであることを認め、本案は別紙の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に約三千七百万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年四月四日
文教委員長　山下　榮二
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

学校保健法に対する附帯決議

養護教諭は学校医の下において、学校保健の常務に従事するものであり、学校医が必ずしも常勤と限らない現状において、学校生活における養護教諭の重要性はきわめて大なるものがある。

政府は本法案の趣旨にかんがみ、養護教諭制度の拡充について、適切なる措置を講ずべきものと認める。

右決議する。

たばこ専売法の一部を改正する法律案（内閣提出第九二号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、日本専売公社が売り渡す製造たばこの小売定価中に含まれる市町村たばこ消費税の税率を百分の九から百分の十一に引き上げようとするものである。

二　議案の修正議決理由

今回地方税たる自転車荷車税の廃止を決定し、これによつて四十六億円の地方税の減収をきたすので、これを補てんするために市町村たばこ消費税の税率を二パーセント引き上げることはやむを得ない措置であることを認めるが、なお、本案の施行期日が四月一日となつているのでこれを公布の日に改めかつ四月一日にさかのぼつて適用しようとする修正案は適切妥当な措置であることを認め、本案はこれを修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月三日
大蔵委員長　足鹿　覺
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

附　則

1　この法律は、公布の日（昭和三十三年四月一日）から施行する。

2　改正後のたばこ専売法第三十四条第二項後段の規定は、日本専売公社が昭和三十三年四月一日以後に小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡す製造たばこの小売定価について適用する。

（小字及び――は修正）

たばこ専売法の一部を改正する法律案（内閣提出第二号、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

葉たばこの収納価格及びたばこの耕作計画の決定等について適正を期するため日本専売公社の総裁の諮問機関として新たにたばこ耕作審議会を設けるとともに、公社の耕作の許可の基準に関する規定を整備し、あわせて当該許可について異議の申立のみちを開く等の措置を講じようとするのが本案の要旨である。

二　議案の可決理由

本案は、参議院先議で、参議院において修正議決の上、本院に送付されたが、修正の要点は、第一に、収納価格は生産費及び物価その他の経済事情を参しゃくして「耕作者が適正な対価を得ることができるように定めなければならない」となつていたのを「耕作者に適正な収益を得させることを旨として定めなければならない」と改め、次に、公社が収納価格を定めようとするときは、公社の総裁は、あらかじめたばこ耕作審議会にはかり「その意見を聞かなければならない」とあつたのを「その議を経なければならない」と修正し、最後に、審議会は、委員九人以内で

組織するとあるのを十一人に改めている。

諸般の観点からこれらの修正は必要適切な措置であることを認め、本案は別紙のごとき附帯決議を附してこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月三日

大蔵委員長　足鹿　覺

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

たばこ専売法の一部を改正する法律案（内閣提出第二号）に対する附帯決議

一、日本専売公社は、専売事業の特質にかんがみ、耕作者の意思が充分反映するよう、今後とも本法の改善につき検討すべきである。

一、日本専売公社は、鑑定に際しては充分科学的検討を行い、その実施方法についてもなお改善の方途を講ずべきである。

一、標本の制定に際しては、実際に即するよう耕作者代表の意見を充分参酌した上、これを制定すべきである。

右決議する。

たばこ耕作組合法案（竹山祐太郎君外三十五名提出、第二十六回国会衆法第三四号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

従来、任意団体として運営されてきたたばこ耕作組合を法人とすることによつて、たばこ耕作者の経済的、社会的地位の向上を図り、あわせてたばこ専売事業の健全な発達に資するため、その組織運営等について必要な規定を設けようとするものである。

二　議案の修正議決理由

たばこ耕作者の経済的、社会的地位の向上を図り、あわせてたばこ専売事業の健全な発達を図るためにたばこ耕作組合を法人とすることは必要適切な措置であることを認めるとともに、たばこ耕作組合の行う事業と農業協同組合等の事業との間に不必要な競合、摩擦を生じないよう規定を整備することが必要であることを認め、本案は別紙のごとき附帯決議を附して修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月三日

大蔵委員長　足鹿　覺

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

たばこ耕作組合法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　事業（第八条）
第三章　組合員及び会員（第九条―第十四条）
第四章　管理（第十五条―第三十七条）
第五章　設立（第三十八条―第四十四条）
第六章　解散及び清算（第四十五条―第五十四条）
第七章　監督（第五十五条―第五十九条）
第八章　罰則（第六十条―第六十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、たばこの耕作者の協同組織の発達を促進し、もつて葉たばこの生産の増進とたばこの耕作者の経済的社会的地位の向上を図り、あわせてたばこ専売事業の健全な発達に資することを目的とする。

（種類）

第二条　たばこ耕作組合（以下「組合」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

一　地区たばこ耕作組合
二　たばこ耕作組合連合会
三　たばこ耕作組合中央会

（地区）

第三条　組合の地区は、地区たばこ耕作組合にあつては日本専売公社（政令で、以下「公社」という。）の定める区域、たばこ耕作組合連合会にあつては都道府県の区域、たばこ耕作組合中央会にあつては全国の区域とする。

2　同一の区域を地区とする組合は、一個とする。

（法人格及び住所）

第四条　組合は、法人とする。

2　組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（名称）

第五条　組合は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。

一　地区たばこ耕作組合にあつては、たばこ耕作組合連合会にあつては、たばこ耕作組合連合会

二　たばこ耕作組合連合会にあつては、たばこ耕作組合中央会

三　たばこ耕作組合中央会にあつては、たばこ耕作組合連合会又はたばこ耕作組合中央会であることを示す文字を用いてはならない。

（登記）

第六条　組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第七条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、組合が行う行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合は、この限りでない。

第二章　事業

（事業）

第八条　組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一　たばこの耕作並びに葉たばこの乾燥及び調理の方法の改良

二　たばこの耕作の経営及び技術の向上に関する指導及び宣伝

三　葉たばこの生産上必要な肥料その他の資材の共同購入

四　葉たばこの生産上必要な資金の借入のあつせん

五　災害により葉たばこの生産に関し組合員（を直接又は間接に構成する者の受けた損害に対する相互の救済）の受けた損害に対する共済

六　葉たばこの生産上必要な試験事業

七　たばこ種子の配布のあつせん

八　葉たばこの生産及び収納に関する〇公社〇（日本専売〇以下「公社」という。）の事務についての協力

九　葉たばこの生産及び収納に関し公社の発する指示等の伝達

十　たばこ専売法（昭和二十四年法律第百十一号）の違反の自発的予防

十一　組合員又は会員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

十二　前各号の事業に附帯する事業

2　前項第十一号の団体協約は、事業については、組合と農業協同組合、農業協同組合連合会又はあらかじめ総会の承認を得て、同号の団体協約であることを明記した協同組合等と総称する。）とは、関係者間において書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

3　大蔵大臣及び農林大臣は、協議の上、第一項第十一号の団体協約は、第一項第三号の事業につき組合と農業協同組合等直接に組合員又は会員に対してその効力を生ずる。

4　組合員又は会員が第一項第十一号の団体協約の相手方と締結する契約であつてその内容がその団体協約の内容に違反するものについては、その違反する契約の部分は、その団体協約の内容に従つて契約したものとみなす。

第三章　組合員及び会員

（組合員又は会員の資格）

第九条　地区たばこ耕作組合（以下「地区組合」という。）の組合員たる資格を有する者は、その地区内に住所を有するたばこの耕作者（たばこ専売法第五条第一項にいう耕作者をいう。以下同じ。）とする。組合員である者がたばこの耕作者でなくなつた場合（耕作の許可の取消又は耕作の引継によりたばこの耕作者でなくなつた場合を除く。）においては、その者は、そのたばこの耕作者でなくなつた日以前における最近の耕作の許可のあつた日の属する年の翌年の三月三十一日（同日前に新たに耕作の許可又は不許可の通知を受けたときは、その通知を受けた日）までは、引き続き、なお組合員たる資格を有するものとする。

2　たばこ耕作組合連合会（以下「連合会」という。）の会員たる資格を有する者は、その連合会の地区の一部を地区とする地区組合とする。

3　たばこ耕作組合中央会（以下「中央会」という。）の会員たる資格を有する者は、連合会及び都道府県の区域内に存する地区組合が一個である場合におけるその地区組合とする。

（議決権及び選挙権）

第十条　組合員又は会員（以下「組合員」と総称する。）は、各一個の議決権及び役員又は代議員の選挙権を有する。

2　組合員は、定款で定めるところにより、第二十五条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。この場合には、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合

員でなければ、代理人となることができない。

3　前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

4　代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

5　代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。

（経費の賦課）

第十一条　組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2　組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

3　組合員の責任は、第一項の規定による経費の負担に限る。

（加入の自由）

第十二条　組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

（任意脱退）

第十三条　組合員は、六十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

2　前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

（法定脱退）

第十四条　組合員は、次の事由によつて脱退する。

一　組合員たる資格の喪失

二　死亡又は解散

三　除名

2　除名は、次の各号の一に該当する組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合において、組合は、その総会の会日の十日前までにその組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一　経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員

二　組合の事業を妨げ、又は妨げようとする行為のあつた組合員

三　その他定款で定める事由に該当する組合員

3　除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

第四章　管理

（定款）

第十五条　組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一　事業

二　名称

三　地区

四　事務所の所在地

五　組合員の加入及び脱退に関する規定

六　経費の分担に関する規定

七　会計に関する規定

八　役員の定数、任期及び選挙に関する規定

九　事業年度

十　公告の方法

十一　その他定款に記載することを必要とされる事項

（規約）

第十六条　次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一　総会又は代議員会に関する規定

二　業務の執行及び会計の細目に関する規定

三　役員に関する規定

四　組合員に関する規定

五　その他必要な事項

（役員）

第十七条　組合に、役員として理事及び監事を置く。

2　理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

3　役員は、定款で定めるところにより、組合員が総会（設立当時の役員にあつては、創立総会）において選挙する。ただし、役員（設立当時の役員を除く。）は、定款で定めるところにより、総会外において選挙することができる。

4　役員の選挙は、無記名投票によつて行う。

5　役員の選挙は、前項の規定にかかわらず、出席者中に異議がないときは、指名推選の方法によつて行うことができる。

6　指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを総会（設立当時の役員にあつては、創立総会）にはかり、出席者の全員の同意があつた者をもつて当選人とする。

7　一の選挙をもつて二人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

8　5　理事の定数の少くとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少くとも三分の二は、組合員になろうとする者又は組合員になろうとする法人の役員でなければならない。

（役員の任期）

第十八条　役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2　設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

（理事の責任）

第十九条　理事は、法令、法令に基いてする公社の処分、定款、規約及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2　理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

3　理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第二十八条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

（役員の兼職禁止）

第二十条　監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

（理事の自己契約等の禁止）

第二十一条　組合が理事と契約をするときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

（総会の招集）

第二十二条　理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2　第二十三条　組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、総会を招集しなければならない。

第二十四条　理事の職務を行う者がないとき、又は前条の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

第二十五条　総会を招集するには、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し各組合員に通知しなければならない。

（組合員に対する通知又は催告）

第二十六条　組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員の名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所にあてればよい。

2　前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

（定款等の備付及び閲覧）

第二十七条　理事は、定款、規約及び総会の議事録を各事務所に、組合員の名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　組合員の名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　加入の年月日

3　組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（事業報告書等の提出、備付及び閲覧）

第二十八条　理事は、通常総会の会日の七日前までに、事業報告書、財産目録及び収支計算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2　理事は、監事の意見書を添えて前項に掲げる書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3　組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（役員の改選）

第二十九条　組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員の改選を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の議決権の過半数による同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2　前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令に基いてする公社の処分、定款又は規約の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。

3　第一項の規定による改選の請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4　第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日の七日前までに、その請求に係る役員に前項の規定による書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

5　前項の場合については、第二十三条及び第二十四条の規定を準用する。

（役員についての商法等の準用）

第三十条　理事及び監事については、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十六条第三項（任期の伸長）及び第二百五十八条第一項（欠員の場合の処置）の規定を、理事については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、第五十二条第二項（理事の業務執行）、第五十三条から第五十五条まで（理事の代表権）及び第六十一条第一項（臨時総会の招集）の規定を、監事については、第十九条、民法第五十九条（監事の職務）及び商法第二百七十八条（監査役と取締役との連帯責任）の規定を準用する。この場合において、民法第五十九条第三号中「主務官庁」とあるのは、「日本専売公社」と読み替えるものとする。

（参事及び会計主任）

第三十一条　組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2　参事及び会計主任の選任及び解任は、理事の過半数により決する。

3　参事については、商法第三十八条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条並びに第四十二条（支配人）の規定を準用する。

第三十二条　組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

2　前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3　第一項の規定による請求があつたときは、理事は、その参事又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4　理事は、前項の可否の決定の日の七日前までに、その参事又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

（総会の議決事項）

第三十三条　次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一　定款の変更

二　規約の設定、変更又は廃止

三　毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更

四　経費の賦課及び徴収の方法

五　事業報告書、財産目録及び収支計算書

六　毎事業年度内における借入金の最高限度

七　その他定款で定める事項

2　定款の変更は、公社の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3　前項の認可については、第四十条第二項、第四十一条及び第四十二条の規定を準用する。

（総会の議事）

第三十四条　総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定がある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　議長は、総会において選任する。

3　議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

（特別の議決）

第三十五条　次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一　定款の変更

二　解散又は合併

三　組合員の除名

（総会についての民法等の準用）

第三十六条　総会については、民法第六十六条（表決権のない場合）並びに商法第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）及び第二百四十四条（総会の議事録）の規定を準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、又は商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「たばこ耕作組合法第二十五条」と読み替えるものとする。

（代議員会）

第三十七条　組合員の総数が五百人をこえる地区組合は、定款で定めるところにより、総会に代るべき代議員会を設けることができる。

2　代議員は、組合員でなければならない。

3　代議員の定数は、定款で定める。ただし、組合員の総数が千人未満の地区組合にあつては四十人以上、千人以上の地区組合にあつては五十人以上でなければならない。

4　代議員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

5　代議員の選挙については、第十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

6　代議員会については、総会に関する規定を準用する。この場合において、第十条第二項中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第四項中「五人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。

7　代議員会においては、前項の規定にかかわらず、○役員の選挙（役員の改選の請求についての議決を含む。）及び○をし、並びに第三十五条第一号及び第二号の事項について議決することができない。

第五章　設立

（発起人）

第三十八条　地区組合を設立するには、その組合員となろうとする十五人以上の者が発起人となることを要する。

2　連合会を設立するには、その会員となろうとする二以上の地区組合が発起人となることを要する。

3　中央会を設立するには、その会員となろうとする二以上の連合会が発起人となることを要する。

（創立総会）

第三十九条　発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2　前項の公告は、会議開催日の少くとも十四日前までにしなければならない。

3　中央会の創立総会は、連合会の過半数の同意を得なければ、開くことができない。

4　発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

5　創立総会においては、前項の定款を修正することができる。

6　創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者であつて、その会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、出席者の議決権の三分の二以上で決する。

7　創立総会については、第十条、第三十四条第二項及び第三項、民法第六十六条（表決権のない場合）並びに商法第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）及び第二百四十四条（総会の議事録）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「たばこ耕作組合法第三十九条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるものとする。

（設立の認可の申請）

第四十条　発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を公社に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2　発起人は、公社の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

（設立の認可）

第四十一条　公社は、前条第一項の認可の申請があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除いては、設立の認可をしなければならない。

一　設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする公社の処分に違反するとき。

二　事業を行うための適切な条件を欠く等その目的を達成することが困難であると認められるとき。

第四十二条　第四十条第一項の認可の申請があつたときは、公社は、申請書を受理した日から六十日以内に、発起人に対し、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

2　公社が前項の期間内に同項の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に設立の認可があつたものとみなす。この場合においては、発起人は、公社に対し、認可に関する証明をすべきことを請求することができる。

3　公社が第四十条第二項の規定により報告書の提出の要求を発したときは、その日からその報告書が公社に到達するまでの期間は、第一項の期間に算入しない。

4　公社は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

5　発起人が不認可の取消を求める訴を提起した場合において、裁判所がその取消の判決をしたときは、その判決確定の日に設立の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

（理事への事務引継）

第四十三条　発起人は、設立の認可があつたときは、遅滞なくその事

務を理事に引き渡さなければならない。
（成立の時期）
第四十四条　組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。
2　組合が設立の認可があつた日から九十日を経過しても前項の登記をしないときは、公社は、当該認可を取り消すことができる。

第六章　解散及び清算

（解散の事由）
第四十五条　組合は、次の事由によつて解散する。
一　総会の議決
二　合併
三　破産
四　定款で定める解散事由の発生
五　組合員が一人となつたこと。
六　第五十九条第一項の規定による解散の命令
2　前項第一号に掲げる事由による解散は、公社の認可を受けなければ、その効力を生じない。
3　前項の場合には、第四十条第二項、第四十一条及び第四十二条の規定を準用する。
（合併の手続）
第四十六条　組合が合併するには、総会の議決を経なければならない。
2　合併は、公社の認可を受けなければ、その効力を生じない。
3　前項の場合には、第四十条第二項、第四十一条及び第四十二条の規定を準用する。
（合併の時期）
第四十七条　合併によつて組合を設立するには、各組合がそれぞれ総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。
2　前項の役員の任期は、最初の通常総会の日までとする。
3　第一項の規定による設立委員の選任については、第三十五条の規定を準用する。
（合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。
（合併の効果）
第四十九条　合併後存続する組合又は合併によつて成立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務（その組合がその行う事業に関し、行政庁又は公社の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。
（清算人）
第五十条　組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。
（清算事務）
第五十一条　清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。
（財産分配の制限）
第五十二条　清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を分配することができない。
（決算報告書）
第五十三条　清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。
（解散等についての民法等の準用）
第五十四条　組合の解散及び清算については、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで（法人の清算）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条、第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第百三十八条（法人の清算の監督）の規定を、清算人については、第十九条から第二十四条まで、第二十七条及び第二十八条、民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）及び第六十一条第一項（臨時総会の招集）並びに商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは「たばこ耕作組合法第五十条」と、同法第八十三条中「主務官庁」とあり、又は非訟事件手続法第百三十五条ノ二十五第二項及び第三項中「官庁」とあるのは「日本専売公社」と読み替えるものとする。

第七章　監督

（届出）
第五十五条　組合は、次の各号に掲げる場合においては、公社の定めるところにより、必要な事項を公社に届け出なければならない。
一　組合が成立し、又は合併したとき。
二　規約を設定し、変更し、又は廃止したとき。
三　役員の氏名又は住所に変更があつたとき。
（報告の徴収）
第五十六条　公社は、組合から、当該組合が法令、法令に基いてする公社の処分、定款若しくは規約を守つているかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合に対し、その組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関する資料であつて組合に関する行政を適正に処理するために必要なものの提出を命ずることができる。
（業務又は会計の検査）
第五十七条　組合員がその総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする公社の処分、定款又は規約に違反する疑があることを理由として検査を請求したときは、公社は、当該組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。
2　公社は、組合の業務若しくは会計が法令、法令に基いてする公社の処分、定款若しくは規約に違反する疑があり、又は組合の運営が不当であると認めるときは、この法律の目的を達成するために必要な限度において、当該組合に対し、期限を定めて必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。
2　組合が前項の命令に従わないときは、公社は、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の改選を命ずることができる。
第五十九条　次の各号に掲げる場合においては、公社は、組合の解散を命ずることができる。
一　組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。
二　組合が法令に違反した場合において、他の方法により監督の目的を達することができないと認められるとき。
2　公社は、前項の規定による命令をしようとするときは、組合に対し、あらかじめ、その旨を理由を附して通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

第八章　罰則

第六十条　第五十六条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十七条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。
2　組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その組合に対して同項の刑を科する。
第六十一条　次の場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。
一　この法律の規定に基いて組合が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。
二　この法律に基く政令の規定による登記を怠つたとき。
三　第十二条の規定に違反したとき。
四　第十四条第二項後段若しくは第二十九条第四項（これらの規定を第三十七条第六項において準用する場合を含む。）又は第三十二条第四項の規定に違反したとき。
五　第二十条（第五十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
六　第二十二条（第三十七条第六項又は第五十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
七　第二十三条又は第二十四条（これらの規定を第二十九条第五項、第三十七条第六項又は第五十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
八　第二十七条又は第二十八条（これらの規定を第三十七条第六項又は第五十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。
九　第三十六条（第三十七条第六項において準用する場合を含む。）又は第三十九条第七項において準用する商法第二百四十四条の規定に違反して議事録を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
十　第五十一条又は第五十三条に

掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十一　第五十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十二　第五十四条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

十三　第五十四条において準用する民法第七十九条又は同法第八十一条に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十四　第五十四条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十五　第五十五条の規定に違反して届出を怠り、又は虚偽の届出をしたとき

第六十二条　第五条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際現にその名称中に地区たばこ耕作組合、たばこ耕作組合連合会又はたばこ耕作組合中央会であることを示す文字を用いている者は、昭和三十四年六月三十〇一日までは、第五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の名称を用いることができる。

3　たばこ専売法の一部を次のように改正する。

第二十五条を次のように改める。

（たばこ耕作組合に対する指示等）

第二十五条　公社は、たばこ耕作組合法（昭和三十二三年法律第　号）第二条に規定するたばこ耕作組合に対し、葉たばこの生産に関し必要な指示をすることができる。

2　公社は、前項の規定により指示を受けたたばこ耕作組合に対し、当該年度の予算の範囲内で、その指示された事項の実施に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

4　改正前のたばこ専売法第二十五条第一項の規定により届け出たたばこの耕作者の団体又はその連合体でこの法律の施行の際現に存するもの（以下「旧たばこ耕作者団体」という。）は、昭和三十四年三六月三十〇一日までは、改正後のたばこ専売法第二十五条の規定の適用については、たばこ耕作組合とみなす。

5　日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び塩業組合法（昭和二十八年法律第百七号）」を「、塩業組合法（昭和二十八年法律第百七号）及びたばこ耕作組合法（昭和三十二年法律第　号）」に改める。

第二十七条第一項第七号中「及び塩業組合法」を「、塩業組合法及びたばこ耕作組合法」に改める。

6　昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中ソの次に次のように加える。

ツ　たばこ耕作組合法（昭和三十二三年法律第　号）

第二条第三号ニを削る。

7　旧たばこ耕作者団体に対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八条の規定の適用除外については、昭和三十四三年六月三十〇一日までは、なお従前の例による。

8　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「酒販組合中央会」の下に「、たばこ耕作組合」を、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」の下に「、たばこ耕作組合法」を加える。

9　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「蚕糸業会」の下に「、たばこ耕作組合」を加える。

10　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十二第四項第一号中「農業協同組合連合会」の下に「並びにたばこ耕作組合」を加える。

第三百四十八条第四項中「塩業組合」の下に「、たばこ耕作組合」を加える。

11　たばこ耕作組合が昭和三十四三年六月三十〇一日までの間に旧たばこ耕作者団体の財産たる不動産を取得する場合における当該不動産の所有権の取得の登記については、大蔵省令で定めるところにより、登録税を免除する。

12　たばこ耕作組合が昭和三十四三年六月三十〇一日までの間に旧たばこ耕作者団体の財産の贈与を受けた場合においては、当該たばこ耕作組合の当該贈与を受けた日を含む事業年度の所得に対する法人税法の適用については、当該財産の価額は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入しない。

13　都道府県は、たばこ耕作組合が昭和三十四三年六月三十〇一日までの間に旧たばこ耕作者団体の財産たる不動産を取得する場合における当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

14　農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

十　たばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第　号）

［別紙］

たばこ耕作組合法案に対する附帯決議

一、組合の地区は、地区たばこ耕作組合にあつては政令で定める区域となつているが、政府はその政令制定に当つては必ずしも日本専売公社の支局等の管轄する区域にとらわれることなく、各地の実情を充分に考慮し、且つ、組合の運営に支障のないように定めること。

一、組合の行う事業として、葉たばこの生産上必要な肥料その他の資材の共同購入を規定しているが、非出資組合が経済行為を行うことは適当でないので、組合が現在行つている事業の範囲をこえることのないよう厳に戒しめ、且つ、他の農業団体との間に事業の競合、摩擦を来さないよう厳重に留意せらるること。

一、たばこ耕作組合が農林漁業団体職員共済組合法による共済組合に加入する場合は、たばこ耕作組合の監督者である専売公社は、共済組合の監督者たる農林大臣と常に緊密な連絡をとるべきである。

右決議する。

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の支給の実情にかんがみ、その額を恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正の内容に準じて改定しようとするものである。主なる内容は次の通りである。

退職年金、遺族年金等については、その額を恩給法による同種の恩給の改定措置に準じて改定することとし、公務に基く傷病及び死亡を給付事由とする年金については、恩給法による同種の恩給の改定措置等を勘案して、従前の最低保障額を引き上げることとする。

また、若年者に対する増額分の支給停止、高齢者に対する繰上改定等につき所要の措置を講ずるほか、「国家公務員共済組合法」及び「公共企業体職員等共済組合法」の規定により現に支給されている年金についても、この「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法」の規定による年金の改定に準じて所要の改正を行うこととする。

二　議案の可決理由

今回軍人恩給のベース・アップに伴い、恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法が改正されることとなるが、これに準ずる措置として適切なるものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度の予算所要額は二千七百五十万円である。

右報告する。

昭和三十三年四月三日

大蔵委員長　足鹿　覺

衆議院議長益谷秀次殿

国家公務員共済組合法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、現行の国家公務員共済組合が、昭和二十三年に制定され、以来約十年を経過し、この間諸般の事情の変化もあり、制度の全般にわたつて再検討を加えなければならない時期に立ち至つていたが、今回五現業に勤務する恩給公務員に対しても共済組合の長期給付制度を適用する必要が生じてきたのを機会として、制度全般にわたり整備改善を図ろうとするものである。

改正案の概要は次の通りである。

（一）　長期給付制度については、退職年金、退職一時金、廃疾一時金、遺族年金及び遺族一時金等の既存の給付につき他の公的

年金制度との権衡を考慮して、その支給額の改善を行うほか、新たに再就職による組合員期間の通算措置を講じ、退職年金の支給開始年令を現行の五十歳から五十五歳に引き上げることとする等所要の規定の整備を行うとともに、五十五歳以前において退職して年金の支給を希望する者のため、新たに減額退職年金の制度を設け、公務上の傷病又は死亡による退職の場合にも、廃疾年金又は遺族年金を支給できることとし、また、退職年金、廃疾年金及び遺族年金について、それぞれ最低保障額を定め、将来、他の公的年金制度との期間通算を行い得る素地を準備することとしたほか、更に長期給付の規定の適用範囲に新たに印刷、造幣、国有林野、アルコール専売、郵政の五事業特別会計に勤務する恩給法上の公務員をも加えることとしている。

（二）　短期給付制度については、従来の法定給付のほかに新たに附加給付の制度を設けるとともに、被扶養者の範囲、組合員資格喪失後の継続給付の受給資格期間等について所要の改正を加えるほか昨年の健康保険法の改正に伴う、所要の規定の整備を行うこととしている。

（三）　その他の主な改正事項としては、長期給付の責任準備金の一部を資金運用部に預託してその安全確実な運用を図り、共済組合制度に関する重要事項を調査審議するため、新たに、大蔵大臣の諮問機関として国家公務員共済組合審議会を設置し、また、共済組合又は同連合会の事務職員も今回新たに組合員にすることができる等の措置を講ずることとしている。

なお、長期給付制度の内容の改正とその適用範囲の拡大に伴う所要の経過措置については別途、法律をもつて定めることとしている。

二　議案の修正議決理由

国家公務員共済組合の制度を改正する措置として適切なものと認めるが、なお、公共企業体の職員等についても、その短期給付について、法定給付の外に、新たに、附加給付を支給できることとする必要があると認められるので、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附すべきものと決した。

右報告する。

昭和三十三年四月三日

大蔵委員長　足鹿　覺

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕　（小字及び――は修正）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。ただし、附則第三条第三項（同条第四項及び附則第二十条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定は、公布の日から、第十九条第二項、第三十八条第三項、第四十一条第二項及び第三項、第四十二条第二項から第四項まで、第四章第三節、第百条第三項並びに附則第二十条第六項の規定は、昭和三十四年一月一日から施行する。

（旧法の効力）

第二条　改正前の国家公務員共済組合法（以下「旧法」という。）中第三章第三節から第五節までの規定その他これらの規定に規定する給付に係る規定（これらの規定に基く命令の規定を含む。）は、昭和三十三年十二月三十一日まで（これらの規定を他の法令において準用し、又は適用する場合については、当分の間）は、なおその効力を有する。

2　前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法の規定による給付については、この附則に別段の規定があるもののほか、当該旧法の規定に抵触する限度において、本則の規定は、適用しない。

3　第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法の規定は、第百二十五条第一項又は第百二十六条第二項の規定により職員とみなされる者についても適用する。

（組合及び連合会の存続）

第三条　旧法第二条の規定により設けられた共済組合（以下この条において「旧組合」という。）又は旧法第六十三条の二の規定により設けられた共済組合連合会（以下この条において「旧連合会」という。）は、昭和三十三年七月一日（以下「施行日」という。）において、それぞれ第三条又は第二十一条の規定により設けられた組合又は連合会となり、同一性をもつて存続するものとする。

2　旧法の規定により定められた旧組合の運営規則及び旧連合会の定款でこの法律の規定に抵触するものは、施行日（前条第一項に規定する給付に係る部分については、昭和三十四年一月一日）からその効力を失うものとする。

3　各省各庁の長は、この法律の施行前に、旧組合の共済組合運営審議会の議を経て、第六条及び第十五条の規定の例により、組合の定款を定め、施行日を含む事業年度のうち同日以後の期間に係る事業計画及び予算を作成し、並びに当該定款、事業計画及び予算につき大蔵大臣の認可を受けるものとする。

4　前項の規定は、連合会について準用する。この場合において、同項中「各省各庁の長」とあるのは「連合会の理事長」と、「旧組合」とあるのは「旧連合会」と、「旧組合の共済組合運営審議会の議を経て、第六条及び」とあるのは「第二十四条の規定及び第三十六条において準用する」と、「定款を定め」とあるのは「定款を変更し」と読み替えるものとする。

（連合会の役員の任期の特例）

第四条　この法律に基いて最初に任命された連合会の理事及び監事のうち第二十七条第二項の規定によるものの半数については、理事長の定めるところにより、第三十条第一項の規定にかかわらず、その任期は、一年とする。

（従前の給付等）

第五条　この附則に別段の規定があるもののほか、旧法（附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法を含む。）の規定に基いてした給付、審査の請求その他の行為又は手続は、この法律中の相当する規定によつてした行為又は手続とみなす。

（被扶養者に関する経過措置）

第六条　施行日の前日において旧法第十八条に規定する被扶養者であつた者で第二条第一項第二号に掲げる被扶養者に該当しないもののうち次の各号の一に該当するものの被扶養者としての資格については、その者が引き続き主として当該組合員又は組合員であつた者の収入により生計を維持している間に限り、同項同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、第一号に該当する者にあつては、当該傷病手当金及びその給付事由である病気又は負傷により生じた病気による傷病手当金以外の給付、第二号に該当する者にあつては、その傷病により生じた病気についての家族療養費以外の給付については、この限りでない。

一　この法律の施行の際現に傷病手当金の支給を受け、かつ、病院又は診療所に収容されている組合員又は組合員であつた者によつて生計を維持している者

二　その病気又は負傷につき、この法律の施行の際現に組合員又は組合員であつた者が家族療養費の支給を受けている者

（一部負担金に関する経過措置）

第七条　この法律の施行の際現に病院又は診療所に収容されている者については、第五十五条第二項の規定にかかわらず、健康保険法第四十三条ノ八第一項第二号の規定の例により算定する一部負担金に相当する金額を支払うことを要しない。ただし、その者がこの法律の施行後引き続き当該傷病により病院又は診療所に収容されている間に限る。

第八条　組合は、当分の間、組合員が一部負担金を支払つたことにより生じた余裕財源の範囲内で、一部負担金の払戻その他の措置で大蔵大臣の定めるものを行うことができる。

（療養費に関する経過措置）

第九条　この法律の施行前に行われた診療又は手当に係る療養費の額については、なお従前の例による。

（資格喪失後の給付に関する経過措置）

第十条　この法律の施行の際現に旧法第三十四条第二項（旧法第五十五条第五項において準用する場合を含む。）、旧法第三十六条第三項若しくは旧法第五十六条第三項の規定により支給されている給付又は施行日前に組合員の資格を喪失し、かつ、施行日以後に出産し、若しくは死亡したときに、旧法第三十五条第二項（旧法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）、旧法第三十八条若しくは旧法第五十六条第一項後段の規定が適用されるものとした場合にこれらの規定により支給される給付については、第五十九条第二項（第六十六条第四項において準用する場合を含む。）、第六十一条第二項、第六十二条第二項及び第三項、第六十四条並びに第六十七条第二項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　第五十九条第三項又は第六十二条第三項若しくは第四項の規定は、前項の規定により家族療養費又はほ育手当金を受けている者が死亡した場合についても、適用する。

（傷病手当金の支給に関する経過措置）

第十一条　この法律の施行の際現に旧法第五十五条の規定により傷病手当金の支給を受けている者については、前条第一項に定めるもののほか、第六十六条第三項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（休業手当金の支給に関する経過措置）

第十二条　この法律の施行の際現に旧法第五十七条第一号又は第六号の規定により休業手当金の支給を受けている者については、第六十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（長期給付に関する規定の適用）

第十三条　第四章第三節その他の長期給付に関する規定は、当分の間、次に掲げる職員である組合員についても適用する。

一　第七十二条第二項各号に掲げる職員のうち国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受けない者

二　第七十二条第二項各号に掲げる職員以外の職員のうち恩給法（大正十二年法律第四十八号）の適用を受けない者

（長期給付に関する経過措置）

第十四条　前条その他この附則に定めるもののほか、第四章第三節その他の長期給付に関する規定の施行に関して必要な事項は、別に法律で定める。

（従前の行為に対する罰則の適用）

第十五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（連合会組合の設立に伴う権利義務の承継）

第十六条　第百二十六条第一項の規定による組合（以下「連合会組合」という。）が成立した場合には、その組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合は、連合会組合が成立した日に解散するものとし、その権利義務は、健康保険法第四十条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、連合会組合が承継する。

（組合職員等の健康保険法の被保険者であつた期間に係る給付の取扱）

第十七条　組合職員又は連合会役職員で、施行日（連合会役職員については、連合会組合の成立の日）において第百二十五条第一項又は第百二十六条第二項の規定により組合員となつたものに対する短期給付に関する規定の適用については、その者は、その組合員となつた日前の健康保険の被保険者であつた期間、組合員であつたものとみなし、その組合員となつた日において現に健康保険法による保険給付を受けている場合には、当該保険給付は、この法律に基いて当該保険給付に相当する給付として受けていたものとみなし、その者が組合員となつた組合は、そのなつた日以後に係る給付を支給するものとする。

（組合職員等の厚生年金保険の被保険者であつた期間の取扱）

第十八条　前条に規定する者でその組合員となつた際現に厚生年金保険法による厚生年金保険の被保険者であつたもののその被保険者であつた期間は、この法律の適用については、組合員であつた期間とみなす。

2　前項に規定する者の同項の規定により組合員期間とみなされた期間は、その組合員となつた日以後においては、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

（厚生保険特別会計からの交付金）

第十九条　政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、前条に規定する者の厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、施行日（連合会役職員に係る部分については、連合会組合の成立の日）から一年以内に厚生保険特別会計から組合に交付するものとする。

（地方職員の取扱）

第二十条　常時勤務に服することを要する地方公務員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七条第二項又は第二十九条第一項の規定による休職又は停職の処分を受けた者その他法律又は条例で職務に専念する義務を免除された者で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者で政令で定めるもの以外のものを除く。）で次に掲げるもの（以下「地方職員」という。）は、当分の間、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、地方職員は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる組合の組合員となるものとする。

一　都道府県警察職員及び消防職員で政令で定めるもの　第三条第二項第一号イに規定する職員をもつて組織する組合

二　都道府県職員で政令で定めるもの　第三条第二項第一号ニに規定する職員をもつて組織する組合

三　公立学校職員並びに都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く。）の所属職員　公立学校共済組合

前項第三号に規定する公立学校共済組合は、旧法第八十六条の規定により公立学校職員を単位として設けられた共済組合とし、当該共済組合は、組合とみなし、附則第三条第一項の規定の例により、組合として、同一性をもつて存続するものとする。この場合においては、附則第三条第二項及び第三項の規定を準用する。

3　地方職員についてこの法律を適用する場合には、第十二条中「各省各庁の長」とあるのは「各省各庁の長又は地方公共団体の長若しくは都道府県教育委員会」と、「国」とあるのは「国又は地方公共団体」と、第九十九条中「国」とあるのは「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条若しくは第二条又は公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）第四条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下第百二条及び第百二十三条において同じ。）」と、「国家公務員法第九十八条」とあるのは「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条」と、「公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第三条」とあるのは「地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条」と、第百二条中「各省各庁の長」とあり、又は「大蔵大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、「国」とあるのは「地方公共団体」と、第百四条及び第百五条中「国」とあるのは「国又は地方公共団体」と、第百二十条及び第百二十三条中「国」とあるのは「地方公共団体」とする。

4　公立学校共済組合についてこの法律を適用する場合には、第八条中「林野庁長官」とあるのは「林野庁長官と、公立学校共済組合にあつては文部大臣」とする。

5　地方職員のうち、恩給法第十九条に規定する公務員とみなされる者並びに地方公共団体の退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受ける者には、長期給付に関する規定は、適用しない。

6　第一項各号に掲げる組合の当該各号に掲げる職員に係る第十九条第二項の規定に基く責任準備金の運用については、当該組合に係る各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定めるところによるものとする。

（登録税法の一部改正）

第二十一条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「私立学校振興会」の下に「、国家公務員共済組合連合会」を、「私立学校振興会法」の下に「、国家公務員共済組合法」を加え、同条第十八号中「私立学校振興会」の下に「、国家公務員共済組合、同連合会」を加え、同条第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二ノ二　国家公務員共済組合又ハ同連合会ガ国家公務員共済組合法第九十八条ノ事業ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記

（印紙税法の一部改正）

第二十二条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ七の次に次の一号を加える。

六ノ十ノ八　国家公務員共済組合又ハ同連合会ノ国家公務員共済組合法ニ基ク給付、同法第九十八条第一項第二号ノ貸

付並ニ同項第三号及第四号ノ事業ニ関スル証書、帳簿

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第二十三条　厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条中「市町村職員共済組合法」を「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第　号）附則第十九条、市町村職員共済組合法」に改める。

（所得税法の一部改正）

第二十四条　所得税法の一部を次のように改正する。

第八条第六項第六号中「第六十八条」を「第百条」に改める。

（大蔵省設置法の一部改正）

第二十五条　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二十一号中「共済組合その他の福利厚生に関する施設をなし、これを管理」を「共済組合に関する制度を管理」に改める。

第十七条第一項の表中財政制度審議会の項の次に次のように加える。

国家公務員共済組合審議会	大蔵大臣の諮問に応じて、国家公務員共済組合に関する制度及びその行う給付その他の事業の運営に関する重要事項について調査審議すること。

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正）

第二十六条　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第　号。）」を「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第　号。）」に、「共済組合連合会」を「国家公務員共済組合連合会」に改める。

第五条第一項中「共済組合法」を「国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。以下「旧共済組合法」という。）」に改め、同条第二項中「共済組合法」を「旧共済組合法」に改める。

第六条第一項及び第二項、第七条の二第一項、第二項及び第四項並びに第十六条第一項中「共済組合法」を「旧共済組合法」に改める。

第二十四条中「共済組合法」を「旧共済組合法」に、「同法の規定による共済組合」を「共済組合法による共済組合」に、「第四十条」を「第七十七条第一項及び第七十八条」に改め、後段に削る。

（防衛庁職員給与法の一部改正）

第二十七条　防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）」を「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第　号）」に改める。

第二十九条第一項を次のように改める。

自衛官又は学生に対する国家公務員共済組合法第四十二条第一項の規定の適用については、同項中「その二十五分の一に相当する金額」とあるのは、「これに政令で定める割合を乗じて得た金額」とする。

第二十九条第二項中「第五十五条第五項において準用する第三十四条第二項」を「第六十六条第四項において準用する第五十九条第二項」に、「第五十五条第六項」を「第六十六条第五項」に改める。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第二十八条　私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「り災給付」を「災害給付」に改める。

第二十五条及び第二十五条の二を次のように改める。

（国家公務員共済組合法の準用）

第二十五条　この節に規定するもののほか、保健給付、災害給付及び休業給付については、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第　号）第二条（第一項第一号、第五号及び第六号を除く。）、第四十三条から第七十一条まで、第九十四条第一項及び第三項並びに第九十五条の規定を準用する。この場合において、左表上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第二条第一項第四号	職員	組合員
第四十七条第二項	前項の場合において、	前項の場合において、学校法人等が虚偽の報告若しくは証明をし、又は
	その保険医	その学校法人等又は保険医
第五十三条第一項	大蔵省令	文部省令
第五十四条第一項 第六十三条第一項 第六十六条第二項	公務	職務
第五十五条第一項第一号	組合（連合会加入組合にあつては、連合会を含む。）	組合
第五十五条第二項 第六十八条第五号	運営規則	業務方法書
第五十九条第一項	これらの給付（他の法律に基く共済組合の給付でこれらの給付に相当するものを含む。）	これらの給付
第五十九条第二項	被保険者を含む。	被保険者をいう。
第六十一条第一項及び第三項 第六十三条第一項 第七十条 第七十一条	俸給	標準給与の月額
第六十六条第一項及び第二項 第六十七条第一項 第六十八条	俸給日額	標準給与の日額
第六十九条	俸給	給与

第二十五条の二　この節に規定するもののほか、退職給付、廃疾給付及び遺族給付については、当分の間、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第二十条から第二十九条まで、第三十九条から第五十二条まで及び第五十九条から第六十二条までの規定を準用する。この場合において、左表上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第四十二条第一項 第四十五条第一項	公務	職務

第三十九条第一項 第四十条第二項 第四十一条第一項	第十三条第二号又は第三号	私立学校教職員共済組合法第十六条第二号から第四号まで
第三十九条第二項 第四十一条第二項 第四十二条第二項 第四十四条 第四十五条第二項 第五十二条第三号	俸給	平均標準給与の月額
第三十九条第二項 第四十一条第二項 第四十二条第二項 第五十条第二項 第五十二条第三号	俸給日額	平均標準給与の日額
第五十九条	懲戒処分を受け	公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇せられ

第三十六条中「給付」を「組合員の資格若しくは給付」に改め、「異議のある者は」の下に「、その決定若しくは徴収の通知があつた日又は処分があつたことを知つた日から六十日以内に」を加える。

第三十八条を次のように改める。

（国家公務員共済組合法の準用）

第三十八条　前二条に規定するもののほか、審査会については、国家公務員共済組合法第百三条第三項、第百四条第六項及び第七項並びに第百五条から第百十条までの規定を準用する。この場合において、同法第百五条第一項中「国を代表する委員」とあるのは、「学校法人等を代表する委員」と読み替えるものとする。

第四十六条第一項中「第三十一条第一項第三号」を「第五十五条第三項」に改める。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

第二十九条　公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の二　組合は、運営規則の定めるところにより、前条各号に掲げる給付にあわせて、これに準ずる短期給付を行うことができる。

第三十六条第一項中「国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）」を「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第　号）」に改める。

第二十九条　次に掲げる法律の規定中「国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）」を「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第　号）」に改める。

一　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十八号）第二条第二号ト

二　結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十七条第一項

三　国家公務員等退職手当暫定措置法第一条第二項

三　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第十一条第一項第三号

五　厚生年金保険及び船員保険交渉法第二条第一項第二号

六　公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）第三十六条第一項

七　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十六条第一項第一号

八　国民健康保険法（昭和三十三年法律第　号）第六条第三号

2　次に掲げる法律の規定中「国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）」を「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第　号）」に改める。

一　健康保険法第四十三条ノ四第一項

二　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の十四第一項

三　日雇労働者健康保険法第十八条第一項

3　次に掲げる法律の規定中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第　号）」に改める。

一　国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）第二条第四号

二　市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）第十三条第二項

〔別紙〕

国家公務員共済組合法案に対する附帯決議

本法制定の根本主旨により恩給法の適用をうける非現業国家公務員についても本法の適用をすべきことが当然である。

従つて、政府はすみやかにできれば次期国会にこれが改正法案を提出すべきである。

二　第二条第一項の臨時に使用されるもので本法の適用をうけるものの範囲を定める政令の制定に当つては、一年以上雇傭される常勤的非常勤職員を適用の対象にし得るよう、その実態を吟味の上深甚の考慮を払うべきである。

三　今回の国家公務員共済組合法案の提案及びさきに行われた健康保険法の改正に伴い、公共企業体職員等共済組合法について、医療機関等の規定について所要の改正を行い、あわせて次に掲げる事項等の長期給付に関する附則の規定を整備する必要があると考える。

（一）　傷病年金、傷病賜金についても、増加恩給と同様支給を停止しないことにする。

（二）　更新組合員の組合員期間に職員期間に準ずる国家公務員であつた期間で、運営規則の定めるものを加える。

（三）　組合員期間二十年未満の者に支給する年金の資格年限のうちに旧組合職員の在職期間で、運営規則の定めるものを加える。

一　国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、別途今国会に提出された「国家公務員共済組合法案」が成立施行となつた場合にその長期給付に関する規定の適用を受ける者に対し、普通退職の場合の退職手当その他一般の退職手当に関する規定の適用の特例を設けようとするものである。

すなわち、現行の退職手当は、退職事由の分類に従い、その退職手当の支給割合を異にしているが、その分類及びそれに応ずる退職手当の支給割合を改めることとし、この特例による退職手当の最高限度額を退職時の俸給月額の六十カ月分とするとともに、死亡退職の場合の俸給四カ月分の加算規定は適用しないこととしている。

なお、この法律の施行の際に在職する職員で特例の適用をうける者の退職手当について所要の経過措置を設けることとしている。

二　議案の修正議決理由

国家公務員共済組合法が改正されることとなるに伴う措置として適切なものと認めるが、なお、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の職員についても、本法の適用を受けることができることとする必要があると認められるので、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとく附帯決議を付すべきものと決した。

右報告する。

昭和三十三年四月三日

大蔵委員長　足鹿　覺

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び―は修正）

附則第十二項以下を三項ずつ繰り下げ、附則第十一項の次に次の三項を加える。

12　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第　号）第十二条第二項又は同法附則第十三条の規定により同法の長期給付に関する規定の適用を受ける職員（以下「郵政職員等」という。）○並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の職員○に対する第二条から第五条まで及び附則第十項の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一　第三条第一項の規定の適用については、次に掲げる割合とする。

イ　一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百

ロ　十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百十

ハ　二十一年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の百二十

二　第三条第二項の規定の適用については、同項中「前項に規定する者」とあるのは「前項に規定する者のうち、傷い疾病によらず、その者の都合により退職した者」と、「百分の五十」とあるのは「百分の六十」とする。

三　第四条の規定の適用について

は、同条の見出し中「傷い疾病に因る退職」とあるのは「長期勤続後の退職」と、同条第一項中「政令で定める程度の傷い疾病、死亡若しくは二十年以上」とあるのは「二十年以上二十五年未満の期間」と、「又はこれらの事由に準ずる事由に因り退職した者で政令で定めるもの」とあるのは「、これに準ずる事由に因り退職した者で政令で定めるもの又は二十五年以上勤続して退職した者（次条の規定に該当する者を除く。）」とし、同項各号に掲げる割合は、次に掲げる割合とし、同条第二項の規定は、適用しないものとする。

イ　一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五

ロ　十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五

ハ　二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百五十

ニ　三十一年以上の期間については、一年につき百分の百六十七・五

四　前号の規定により第四条の規定を適用する場合において、二十五年以上三十年以下の期間勤続して退職した者の退職手当を計算するときは、その者の俸給月額に乗ずる割合は、同号の規定にかかわらず、その者の二十四年に達するまでの期間については、第一号イからハまでの期間の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに掲げる割合とし、二十五年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の二百五十七・五とする。

五　第五条の規定の適用については、同条第一項中「又は二十五年以上」とあるのは「、公務上の傷い疾病若しくは死亡により退職した者又は二十五年以上」と、「第三条第一項の規定により計算した額に百分の二百を乗じて得た額とする。」とあるのは「退職の日におけるその者の俸給月額に、その者の勤続期間を左のとおり区分して、それぞれ左に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。」とし、同項に次の規定が加えられたものとする。

イ　一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十

ロ　十一年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百八十

ハ　二十一年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十五

ニ　三十一年以上の期間については、一年につき百分の百五十

六　前各号の規定により第三条から第五条までの規定を適用して計算した額が、職員の退職の日における俸給月額に六十を乗じて得た額をこえるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつてその者の退職手当の額とする。

七　附則第十項の規定は、適用しないものとする。

13

在職する郵政職員等○並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の次の各号に掲げる退職をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、前項の規定により適用する第三条から第五条まで及び附則第十項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一　前項第一号の規定により適用する第三条第一項の規定に該当する退職（傷い疾病によらずその者の都合による退職を除く。）その者につき第四条（死亡により退職した者にかつては、同条及び附則第十項。以下この項において同じ。）の規定により計算した退職手当の額と前項第一号の規定により第三条第一項の規定を適用して計算した退職手当の額とのいずれか多い額

二　前項第五号の規定により適用する第五条第一項の規定に該当する退職　その者につき第四条又は附則第六項の規定により計算した退職手当の額と前項第五号の規定により第五条の規定を適用して計算した退職手当の額とのいずれか多い額

三　前項第六号の規定に該当する退職　その者につき同号の規定により計算した退職手当の額と第三条、第四条又は第五条の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

14

日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の職員に対する第三条から第五条まで及び附則第十項の規定の適用については、前二項の規定にかかわらず、別に法律で定めるところによる。

〔別紙〕

国家公務員等限職手当暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

附則第十四項による法律的措置は、公社の特殊性にかんがみ、他の職員と同様の処遇が確保されるよう、速やかに、できれば次期国会にこれを行うべきである。

酪農振興基金法案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　乳業者と生乳の生産者との間の生乳の取引関係の改善に資するため、乳業者及び生乳の生産者の経営の維持及び安定に要する資金の融通を円滑にするよう、これらの者が金融機関に対して負担する債務を保証する機関として、酪農振興基金を設立し、その組織、業務、財務、会計等について所要の規定を設けようとするものである。

本案の内容のおもな点は次の通りである。

（一）　酪農振興基金は、政府及び民間の共同の出資により設立する法人で、政府は、設立当初に五億円出資する。民間は、当初に一億円以上、その後資本の充実、生産の伸張に見合い、昭和三十八年三月末日までに五億円に達するよう出資する。民間の出資者は、乳業者、乳業者の組織する中小企業等協同組合、乳業者が直接、又は間接の構成員になつている農業協同組合連合会、生乳生産者が直接、又は間接の構成員になつている農業協同組合連合会である。

（二）　基金は、出資金を財源として、民間出資者が、(1)　生乳の購入資金その他乳業経営上必要な運転資金、(2)　乳業の経営合理化に必要な設備資金、(3)　生乳の生産に必要な資金などを金融機関から借り入れるときその債務を保証する。なお、基金運営の細目は業務方法書に規定することになつている。

（三）　基金に、役員として理事長一人、理事二人、非常勤理事七人以内、監事二人以内を置く。役員の任期は三年とし農林大臣が任免する。また、評議員会を設け、基金運営に関する重要事項について理事長の諮問に応じ答申させる。

評議員は、出資者及び学識経験者中から十五人以内を農林大臣が任命することとなつている。

（四）　基金は、政府が出資している関係上、収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、農林大臣の認可を要することとなつている。なお、決算についても農林大臣に決算書類を提出して、その承認を受けることとなつている。

二　議案の修正議決理由

わが国の酪農は近来躍進的に発展しているが、その発展の過程において乳業の特性として一時的に、需給の不均衡を生じ、ひいては乳価の過度の低落、受乳の拒否、乳代の遅払等となつて酪農経営の不安定を招来するので、これを防止するため酪農振興基金を設立して、乳業者又は生産者に対し所要資金の融通の円滑化を図つて生乳取引関係の改善に役立てようとすることはきわめて時宜に適する措置であるが、なお、乳製品の滞貨に対する融資保証が行われる旨を明確化し、更に基金本来の業務に支障がない範囲内で、牛乳及び乳製品の需要の増進に関する業務をも行わしめる必要があると認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のごとき附帯決議が附された。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に、酪農振興基金出資金として五億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年四月四日

農林水産委員長　中村寅太

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

（目的）

第一条　酪農振興基金は、乳業者と生乳の生産者との間の生乳取引関係の改善○に資するため、乳業者及び乳製品等の価格の安定並びに乳製品等の需給の調整○に資する生乳の生産者の経営の維持及び安定に要する資金につき、これらの者が金融機関に対して負担する債務を保証して、その融通を円滑にすることを目的とする。

（業務）

第二十九条　基金は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　出資者で第八条第一号に該当するものが、銀行その他の金融機関から、次に掲げる資金の貸付を受け、又は当該資金にあてるために手形の割引を受けることにより、当該金融機関に対して負担する業務の保証

イ　生乳の購入○又は処理若しくは○に要する資金

加工その他乳業の経営に必要な資金（設備の新設又は改良に要する資金を除く。）

ロ　イに掲げる資金のほか、乳製品（脱脂乳、クリーム、バター、チーズ、れん乳、粉乳その他生乳を原料として製造した食品で農林大臣の指定するものをいう。以下同じ。）の保管その他乳業の経営に必要な資金（設備の新設又は改良に要する資金を除く。）

ハ　乳業の経営を合理化するために必要な設備の新設又は改良に要する資金

二　出資者で第八条第二号又は第三号に該当するものが、その組合員たる乳業者又はその直接若しくは間接の構成員たる農業協同組合連合会若しくは農業協同組合に対して前号に掲げる資金を貸し付けるために必要な資金を銀行その他の金融機関から借り受けることにより、当該金融機関に対して負担する債務の保証

三　出資者で第八条第四号に該当するものが、その直接又は間接の構成員たる生乳の生産者に対して当該生産者が乳業者から生乳の販売代金の支払を受けるまでの間において必要とする生乳の生産に要する資金を貸し付けるために必要な資金を、当該生乳の販売代金の額の範囲内で、銀行その他の金融機関から借り受けることにより、当該金融機関に対して負担する債務の保証

四　前三号の業務に附帯する義務

2　基金は、前項に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、飲用牛乳及び乳製品の需要の増進に関する業務を行うことができる。

〔別紙〕

酪農振興基金法案に対する附帯決議

一、政府は、すみやかに酪農振興政策を再検討し、乳価の安定、生乳取引に関する紛争のあつ旋処理機構の確立、学校給食及び職場給食等集団飲用の促進並びに生乳生産者の共同販売組織の整備による生乳取引の改善のために必要な酪農振興法の改正並びに財政上の措置を講ずること。

二、政府は、生乳生産者団体の集乳、冷却、輸送等共販体制確立に必要な施設の新設又は改良につき助成の措置を講ずるとともに、所要資金の貸付につき積極的にあつ旋を行うこと。

三、政府は、基金の設立及び運用に当り、主として中小乳業者及び生乳生産者の経営が安定することとなるようその指導に万全を期すること。

四、政府は、本法が大かんれん乳等に使用される砂糖消費税免税の撤廃に対処する措置として制定せられた経緯にかんがみ、引続き基金に対する政府出資の増額に努めること。

五、政府は、第二十九条第一項第三号の資金の融資保証に当つては、農協の系統融資の体系に混乱を生ずることとならないよう注意すること。

六、政府は、生乳の増産に伴い必要となる処理加工施設の改良、造成又は取得に要する資金についても農林漁業金融公庫等からの資融の途を拓くよう検討すること。

北海道地下資源開発株式会社法案（内閣提出）に関する報告書

一　本案は、北海道における地下資源の開発を促進するため、探鉱等の事業を行う北海道地下資源開発株式会社を設立し、その組織、業務等に関し必要な規定を設けんとするものであつて、その要旨は次の通りである。

1　会社の株式は額面株式とし、政府は、常時、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当る株式を保有しなければならないものとし、政府の所有株式は、利益の配当について、後配株とすること。

2　会社の役員は、取締役七人以内、監査役二人以内とし、その選任等は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力は生じないものとすること。

3　会社は石油の探鉱を除き、探鉱、委託に基く探鉱及びそれらに附帯する事業を営むと同時に、主務大臣の認可を受けて、その保有する探鉱用機械器具の貸付事業を営むことができるものとすること。

4　社債発行限度の特例を設け、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純財産額のいずれかの少い額の二倍以内において、社債を発行することができることとすること。

5　その他、事業計画、資金計画及び重要財産等の譲受、譲渡等に対する主務大臣の認可並びに会社の設立、資本の増加に際しての登録税免除の規定を設けている。

二　議案の修正議決理由

本案は、会社の事業の円滑適切な運営を期するため、本店所在地（原案においては、東京都）を札幌市とし、なお、関係法律の改正規定に対する法制上の事務的整理を行うため、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案には、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度予算に、産業投資特別会計からの出資金二億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年四月四日

国土総合開発特別委員長　亘　四郎

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

（事務所）

第二条　北海道地下資源開発株式会社（以下「会社」という。）は、札幌市本店を東京都に置く。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（会社の設立）

2　主務大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。

3　設立委員は、定款を作成して、主務大臣の認可を受けなければならない。

4　主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

5　設立委員は、附則第三項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。

6　株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。

7　商法第百六十七条、第百八十一条及び第百八十五条の規定は、会社の設立については、適用しない。

（登録税の免除）

8　この法律による会社の設立に伴い必要な登記については、登録税を免除する。ただし、資本の金額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

（商号についての経過規定）

9　第四条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に北海道地下資源開発株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

（事業計画等についての経過規定）

10　会社の成立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第九条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

（北海道開発法の一部改正）

11　北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号を次のように改める。

二　次に掲げる法律に基く内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。

イ　北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号）（同法第十九条に規定する業務のうち東北地方に係るものを除く。）

ロ　北海道地下資源開発株式会社法（昭和三十三年法律第　号）

（租税特別措置法の一部改正）

12　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十四条第一項中「及び東北（日本輸出生糸保管）開発株式会社」を「、日本輸出生糸保管東北開発株式会社及び北海道地下資源開発株式会社」に改める。

〔別紙〕

北海道地下資源開発株式会社法案に対する附帯決議

政府は、次の事項について適当の措置を講ずべきである。

一、北海道地下資源開発株式会社の資金を確保するため、社債の発行条件について適当なる措置をすること。

二、北海道地下資源開発株式会社の円滑な運営を図るため、役員の選任については適切な配慮をすること。

〔第二十六号参照〕

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農林漁業金融公庫は、設立以来五カ年にわたり農林漁業に対し、一千六百七十五億円に達する長期低利資金を融通し、農林水産業の生産力の維持増進のため重要な役割を果してきたのであるが、公庫

業務の一層の発展を期するため本案は、次のような改正を行おうとするものである。

1　公庫の貸付原資として、政府は、昭和三十三年度に八十億円の出資をすること。

2　公庫に副総裁一人を置くこと。

3　農産物価格安定法第二条の農産物等を新規の用途に向けるための製造又は加工の事業を営む者に対し資金を融通できるようにすること。

二　議案の可決理由

本案は、農林漁業の現状にかんがみ、公庫の業務の整備拡充及び機構の充実強化を図るもので、適切妥当な措置と認め、全会一致をもつてこれを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙のごとき附帯決議が附された。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度特別会計予算大蔵省所管産業投資特別会計に農林漁業金融公庫への出資金として八十億円、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律により昭和三十三年度一般会計予算、大蔵省所管本省予算に農林漁業金融公庫出資に必要な経費として六十五億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年四月五日

農林水産委員長　中村寅太

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、公庫の原資構成は、最近、政府出資金に対して借入金の比重が高まる傾向が強まつているため、直接又は間接に貸出業務の円滑な遂行が妨げられる虞れがあるので、政府は、今後、農林漁業における長期低利資金の需要の増大とその特殊性に即応して、原資の確保と貸出手続の簡素化に努めるとともに、資金構成上の欠陥をすみやかに是正するよう特段の考慮を払うべきである。

二、最近の農林水産金融制度は、徒らに複雑化しているきらいがあるので、政府は、その内容について再検討を行い、特にいわゆる制度金融と系統金融との関係につき、農林漁業者の資金需要を完全に満たし得るよう速急に合理的な調整を図るべきである。

なお、公庫支店の設置に当つては、貸付業務の迅速化、簡素化により農山漁民の利便を図ることを旨としてこれを行い、かつ既存受託機関の人事、経理等に急激な影響を及ぼさないよう配慮すること。

三、政府は、非補助小団地等土地改良事業助成基金に係る融資事業の実施に当つては、地元農民の意向を尊重し、農民負担等に考慮を払い補助事業の推進と平行して両者の効率的運用を図るものとし、いやしくも補助金予算を削減することのないよう、引続きその確保につき万全の措置を講ずべきである。

四、海外農業移住者に対する国の施策はなはだ不満足な状態にあり、現在の海外移住振興株式会社を通ずる援護措置をもつてしては、到底農業移民の促進及び円滑化を期し得ないので、政府は、この際、画期的な移民政策を樹立し、もつて農林、外務両省間の所管事務の再調整を図るとともに、特にすみやかに同社の機構、融資条件等について改善の措置を講じ、要すれば特別の方法による農林漁業金融公庫等からの融資の途を拓くことを考慮すべきである。

臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、最近の肥料の需給事情にかんがみ、保管団体に対する農林大臣の肥料買取指示の制度を必要的指示から任意的指示の制度に改めようとするものである。

二　議案の可決理由

本案の趣旨は、現下の肥料事情からみて、妥当なものと認め、多数をもつて、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月八日

農林水産委員長　中村寅太

衆議院議長益谷秀次殿

森林開発公団法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、森林開発公団の業務の円滑な運営に資するため、森林開発公団に森林開発債券を発行する能力を与えようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、森林開発公団の事業を遂行する上において、適切妥当な措置と認め、全会一致をもつてこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月八日

農林水産委員長　中村寅太

衆議院議長益谷秀次殿

分収造林特別措置法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

議案の要旨及び目的

最近、木材需要は著しく増大し、需給のバランスは不満足な状態にあり、なお、将来も、この傾向は一層激化する情勢にある。このような諸情勢に対処するために、人工造林面積を経済的及び技術的に可能な限り拡大するため、現行の諸造林方式にてはその促進の困難なものについて、土地所有者以外の者の資金や技術を導入し、その収益を分収する方法、すなわち分収造林方式の基本原則を確立しようとするものである。

その内容の主な点は次のとおりである。

1　分収造林契約の当事者は、土地所有者、造林者及び費用負担者のうちのいずれか二者若しくは三者とすること。

2　造林樹木は各契約者の共有とし、共有物の分割請求に関する民法の規定の適用を排除すること。

3　分収造林について契約締結のあつせんの申し出があつた場合には、適正な分収造林契約が締結されるように都道府県知事をしてあつせんに努力せしめること。

4　地方公共団体が条例で特に重要な財産として定めている土地につき、分収造林契約を締結する場合には、当該地方公共団体は、その選挙人の投票（住民投票）により、その過半数の同意を要することとなつているが、その締結については、その議会の出席議員の三分の二以上の同意が得られた場合には、本契約の当事者たる造林者に対し、十年以上五十年以内の期間にわたる独占的な使用を許可することができるようにすること。

二　議案の可決理由

本案は、森林資源の現状にかんがみ、造林の促進に資するため、分収造林契約について、都道府県知事によるあつせんの制度並びに民法及び地方自治法の特例を設けようとするもので、適切妥当な措置と認め、全会一致をもつてこれを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のごとき附帯決議が附せられた。

右報告する。

昭和三十三年四月八日

農林水産委員長　中村寅太

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

分収造林特別措置法案に対する附帯決議

一、分収造林の最も通常の対象地域と考えられる市町村有林及び部落有林は、権利関係がきわめて複雑であり、且つ部落民の薪炭採草等日常生活に密接な関係を有するものであるから、分収造林契約を締結するに当つては、山村の土地利用区分について適正を期するとともに、現実に関係部落等の利用権者の全員が一致して当該契約に賛成した場合のほかはこれを行い得ないものとするよう、政府は指導に万全の措置を講じ、もつて山村経済の振興に遺憾なきを期すべきである。

二、政府は、現下の木材需給の憂慮すべき状態にかんがみ、今後一層森林の開発と資源の増強を推進すべきであり、これがため、国有林は、さらに経営の改善につとめるとともに、その資金と組織を活用し、民有林の生産力増強に対し積極的に寄与するものとし、必要に応じ関係法規について根本的な再検討を加うべきである。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、輸出品検査所の支所の設置に関し承認を求める件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

指定輸出農林水産物の輸出検査は、従来、輸出品取締法に基き、小樽、東京、静岡、神戸及び門司の輸出品検査所と横浜外三カ所の支所において実施してきたのであるが、この輸出品取締法にかわつて、本年二月一日から施行となつた輸出検査法によつて、従来の自主検査から強制検査を建前とすることとなつた関係上、検査の円滑な実施を図るために、更に大阪及び鹿児島に支所を増設することとし、これがため、地方自治法の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

指定輸出農林水産物の輸出検査を円滑に実施するため、輸出品検

査所の支所を増設することは、適切なる措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三　本件に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に、輸出品検査所の運営に必要な経費として、一億四千二百十一万五千円が計上され、そのうち約千二百万円が本件に要する経費である。

右報告する。

昭和三十三年四月八日

農林水産委員長　中村寅太

衆議院議長益谷秀次殿

地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、地方交付税の税率を現行の百分の二十六より百分の二十七・五に引き上げてその総額を増加するとともに、これに伴い、普通交付税と特別交付税との割合を変更し、普通交付税は交付税総額の百分の九十二を百分の九十四と、また、特別交付税は交付税総額の百分の八を百分の六と改め、なお、単位費用を改訂し、測定単位の数値の補正方法の一部を改め、「特別地方債償還費」を本則に規定する等、経費の種類及び測定単位について所要の改正を行つて、地方交付税の算定方法を合理化し、その他規定の整備を図つたものであるが、その目的とするところは、地方財政改善化の措置として懸案となつていた地方交付税の総額の増加により地方の自主財源を増強するとともに、昭和三十二年度の臨時的特例にとどまつていた、いわゆる地方の公債費対策を恒久的施策として、交付税制度の中に織り込み、その解決を図るにある。

二　議案の可決理由

地方の自主的財源を充実することは地方財政改善のため、もとより望ましいことであり、また、いわゆる公債費対策すなわち特定の既発行地方債の元利償還のために被る重圧を排除することは望ましいことである。もとより公債費対策を交付税制度の中に織り込んで行うかいなかは理論上も問題のあるところであるが、ともあれ現下の地方財政をめぐる諸事情に照らし、実際方法として必要と認められるので、本案は全会一致原案通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度予算に計上されている金額は、昭和三十一年度分の精算額百十八億円を加えて、二千二百四十億余万円となつている。

右報告する。

昭和三十三年四月八日

地方行政委員長　矢尾喜三郎

衆議院議長益谷秀次殿

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的

現行法は、昭和二十八年以来の石炭不況を背景として、非能率炭坑の買上げ、坑口開設の制限、合理化工事の推進等を内容として、昭和三十年八月に成立したのであるが、昭和三十一年以来のわが国経済の拡大傾向に伴う、エネルギー需要の増大に即して、石炭増産体制の確立の必要が生ずるに至つた。

このために、合理的新鉱開発を促進するための規定を加えようとするのが、本改正案の目的である。

二　議案の要旨

1　未開発炭田の急速、かつ計画的開発を行うために、未開発地域を指定し、指定地域については開発計画をたて、必要と認める時は、鉱区調整を行う。

2　坑口開設の許可制度については、許可基準を改め、手続を簡素化する。

3　本法律の有効期限を、昭和四十二年度末まで延長する。

ただし、石炭鉱業整備事業団の業務に必要な費用にあてるための納付金に関する規定は、現行法通り昭和三十五年八月末までとする。

三　議案の可決理由

エネルギー供給の増加対策は、将来のわが国経済発展のための最も緊急を要する国家的要請となつている現状にかんがみ、石炭鉱業の合理的新鉱開発を促進するために所要の措置を講じようとする本案の趣旨は、きわめて妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月八日

商工委員長　小平久雄

衆議院議長益谷秀次殿

医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案（野澤清人君外七名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

終戦前満州国、朝鮮、台湾、樺太等の地においてその地の制度によつて医師又は歯科医師の免許を得ていた者のうち、昭和二十八年三月以降引き揚げた者については、現行法によつて免許を取得するための特例が講じられているが、昭和二十八年以前に引き揚げた者に対して医師法又は歯科医師法の附則に規定されていた同様の特例措置は、その期限が昭和二十八年又は昭和三十年までとなつているため現在これ等の人々が医師又は歯科医師の免許を取得するためには国家試験予備試験を受験する以外その道が閉ざされている。

しかるに、これ等の人々の中には、特例が認められていた期間中に免許を取得することができなかつた者がなお、相当数おるので今回これ等の者についても昭和二十八年三月以降に引き揚げた者と同様にその期限を昭和三十四年末まで認めるとともに従来二回に限つていた特例試験の受験回数についてもこれを制限しないこととしてこれ等の者に対し医師又は歯科医師となる道を開こうとするものである。

なお、外地で歯科技工の業務を行つていて昭和三十年十月十五日以降引き揚げた者については内地の特例技工士との均衡をはかる必要上その業務の継続、歯科技工士試験の受験資格については特例技工士と同様の資格を認めることとするものである。

二　議案の可決理由

一定の資格のある者の医師又は歯科医師の免許及び試験に関し従前の例による特例試験を受けることができる回数についての制限をなくし、また、引揚者のうち一定の資格のある者に対し、歯科技工士の受験資格に関し特例を認める等の措置を講ずることは時宜に適するものと認め、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月八日

社会労働委員長　森山欽司

衆議院議長益谷秀次殿

〔第二十七号参照〕

恩給法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昨年十一月十五日政府に報告された臨時恩給等調査会の答申をもととし、戦没軍人の遺族ならびに戦傷病者の処遇の改善と老齢退職公務員の処遇の向上に重点をおき、かつ、国家財政等の事情を勘案して、問題の総合的解決を計ろうとするもので、その主なる点は、次のとおりである。

(一)　仮定俸給年額については、文武官を通じ、准士官級以下にあつては、一万五千円ベースに増額するが、尉官級にあつては、現行仮定俸給年額との差額の九割ないし七割、佐官級にあつては、その五割ないし二割をそれぞれ現行仮定俸給年額に加えたものをもつて仮定俸給年額とし、将官級については、すえおきとする。

(二)　旧軍人の公務扶助料の増額

(イ)　倍率を兵において三十五・五割とし、准士官以下の現行倍率を増加修正する（尉官以上現行倍率）とともに、(一)による恩給年額計算の基礎となる仮定俸給年額の引上げを行い増額する。ただし、増額は、妻、子及び六十歳以上の父母、祖父母についてのみ行う。

(ロ)　昭和三十三年十月より増額分の半額を、昭和三十五年七月より満額を実施する。

(三)　旧軍人の増加非公務死扶助料年額及び特例扶助料については、公務扶助料の増額に準じ、一定の割合でその増額を行い、年令制度及び実施については、公務扶助料と同様とする。

(四)　傷病恩給の増額

(イ)　傷病恩給の年額は、第一項症を十七万一千円とし、以下それぞれ五割ないし八割程度増額するとともに、階級差をなくする。

(ロ)　特別項症、第一項症及び第二項症につき、介護手当を、年二万四千円加給するとともに、増加恩給受給者の退職後の子女についての加給を行う。

(ハ)　増加恩給については、昭和三十三年十月より増額を実施する。ただし、退職後の子女の加給については、昭和三十四年一月より実施し、傷病年金については、昭和三十四年七月より実施する。

(五)　普通恩給の増額

(イ)　六十歳以上の退職者及び傷病恩給を受ける者について、文武官を通じ(一)による仮定俸給年額の引上げに伴う増額を行う。

(ロ)　昭和三十三年十月より、六十五歳以上のものについ

てのみ増額分の半額を支給し、昭和三十五年七月より該当者すべてに満額支給を実施する。

（六）普通扶助料の増額

（イ）妻、子及び六十歳以上の父母、祖父母について、文武官を通じ（一）による仮定俸給年額引上げに伴う増額を行う。

（ロ）実施については普通恩給と同様とする。

（七）昭和三十五年七月より旧軍人実在職年を通算する。

（八）昭和三十五年七月より、昭和二十三年六月三十日以前の退職者の妻の扶助料に対する年令制限を撤廃する。

（九）恩給外多額所得者に対する制限を強化する。

（十）未帰還公務員に対する扶助料のそ及支給と留守家族手当及び普通恩給等との調整を行う。

二　議案の可決理由

本案は、恩給等の懸案事項の解決のため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に初年度分として約三十四億円が計上されている。なお、昭和三十六年度以降平年度所要経費は、約二百七十億円が見込まれる。

右報告する。

昭和三十三年四月八日

内閣委員長　福永　健司

衆議院議長益谷秀次殿

防衛庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、第二十六回国会閣法第一五五号）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、わが国の防衛に関する行政事務の一体的かつ能率的運営を図るため、調達庁を防衛庁の所轄に移すこととし、関係法律に所要の改正を行おうとするもので、その改正点の主なるものは次の通りである。

1　防衛庁の任務及び権限に、調達庁設置法に定める調達庁の現行の任務及び権限を追加すること。

2　調達庁は、国家行政組織法第三条第三項ただし書の規定に基いて、防衛庁に置かれる機関とするが、自衛隊の範囲外とすること。

3　調達庁の組織、所掌事務及び権限は、調達庁設置法で定めること。

4　調達庁長官の任命は、防衛庁長官が行うこととし、その他の調達庁の職員に対する任命権は、従前通り、調達庁長官がこれを行うこと。

5　現に総理府の外局として置かれている調達庁は、この法律による調達庁となり、同一性をもつて存続し、現に総理府の外局として置かれている調達庁の職員は、別に辞令の発せられない限り改正後の調達庁の職員とすること。

6　その他関係法律に所要の改正を行うこと。

二　議案の修正議決理由

本案は、わが国の防衛に関する行政事務の一体的かつ能率的運営を図るため、調達庁を防衛庁の所轄に移すことは妥当な措置と認めるが、本案は、第二十六回国会に提出されたものであり、その後における情勢の変化にかんがみ、(1)施行期日の昭和三十二年八月一日を昭和三十三年八月一日とすること。(2)調達庁の職員の定員三千二百七十二人を三千百三十七人とする等修正を加えることを適当と認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月八日

内閣委員長　福永　健司

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

防衛庁設置法の一部を改正する法律

防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条）

第二章　防衛庁

第一節　通則（第二条―第九条）

第二節　本庁

第一款　内部部局（第十条―第二十条）

第二款　幕僚監部（第二十一条―第二十四条）

第三款　統合幕僚会議（第二十五条―第二十八条）

第四款　部隊及び機関（第二十九条・第三十条）

第五款　附属機関（第三十一条―第三十八条）

第六款　職員（第三十九条―第四十一条）

第三節　調達庁（第四十一条の二）

第三章　国防会議（第四十二条・第四十三条）

附則

第三条第二項中「所部の職員」の下に「（調達庁長官以外の調達庁の職員を除く。）」を加える。

第四条に次の一項を加える。

2　防衛庁は、前項に規定する任務のほか、調達庁設置法（昭和二十四年法律第百二十九号）第三条に規定する事務を行うことを任務とする。

第五条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二　調達庁設置法第四条に規定する権限

第七条第一項中「長官及び政務次官」を「長官、政務次官及び調達庁の職員」に改める。

「第二節　内部部局」を「第二節　第一款　内部部局」に改める。

第十条中「防衛庁」を「本庁」に改める。

第十五条第一号中「監査に関すること。」の下に「（自衛隊に係るものに限る。以下次号及び第三号において同じ。）」を加える。

第十六条第一号中「基本に関すること。」の下に「（自衛隊に係るものに限る。以下次号において同じ。）」を加える。

「第三節　幕僚監部」を削り、第二十一条の前に次の款名を加える。

第二款　幕僚監部

「本庁」に改める。

第二十一条第一項中「防衛庁」を「本庁」に改める。

「第四節　統合幕僚会議」を削り、第二十五条の前に次の款名を加える。

第三款　統合幕僚会議

第二十五条中「防衛庁」を「本庁」に改める。

「第五節　部隊及び機関」を削り、第二十九条の前に次の款名を加える。

第四款　部隊及び機関

第二十九条第一項中「防衛庁」を「本庁」に改める。

「第六節　附属機関」を削り、第三十一条の前に次の款名を加える。

第五款　附属機関

第三十一条中「防衛庁」を「本庁」に改める。

第三十五条第一項中「自衛隊の施設の取得及び建設工事の実施を行うとともに、長官の定めるところにより、行政財産」を「長官の定めるところにより、自衛隊の施設の取得及び建設工事の実施を行うとともに、自衛隊に係る行政財産」に改める。

「第七節　職員」を削り、第三十九条の前に次の款名を加える。

第六款　職員

第四十一条中「防衛庁」を「本庁」に改める。

第二章に次の一節を加える。

第三節　調達庁

（調達庁）

第四十一条の二　国家行政組織法第三条第三項ただし書の規定に基いて、防衛庁に置かれる機関は、調達庁とする。

2　調達庁の組織、所掌事務及び権限に関しては、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定めあるもののほか、調達庁設置法及びこれに基く命令の定めるところによる。

附則第四項中「防衛庁は、当分の間、第四条の任務のほか、」を「経理局においては、当分の間、第十五条に規定する事務のほか、」に改め、「（昭和二十四年法律第百二十九号）」を削り、「事務を行う。」を「事務をつかさどる。」に改める。

附則第五項を削り、附則第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を附則第五項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十三年八月一日から施行する。

（調達庁及びその職員の身分の継続）

2　この法律の施行の際、現に総理府の外局として置かれている調達庁（以下「従前の調達庁」という。）は、この法律による改正後の防衛庁設置法第四十一条の二の調達庁（以下単に「調達庁」という。）となり、同一性をもつて存続するものとし、現に従前の調達庁の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、調達庁の職員となるものとする。

（地方自治法の一部改正）

3　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十六条第七項中「防衛庁

の機関」の下に「（調達庁の機関を除く。）」を加える。

（国家公務員法の一部改正）

4　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十六号中「防衛庁の職員」の下に「（調達庁の職員を除く。）」を加える。

（国家行政組織法の一部改正）

5　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の備考を次のように改める。

備考　○

一　○調達庁は、防衛庁に置かれるものとする。

二　公正取引委員会は、経済企画庁に置かれるものとする。

（行政機関職員定員法の一部改正）

6　行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表総理府の項中「調達庁　三、二三七　二七二人」を削り、「防衛庁　一人」を「防衛庁　本庁　三、二三七　調達庁　二七二人」に改める。

（総理府設置法の一部改正）

7　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「調達庁」を削る。

第十八条の表中調達庁の項を削る。

（調達庁設置法の一部改正）

8　調達庁設置法の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（設置及び長官）」に改め、同条第一項中「第二項の規定に基いて、総理府の外局として、」を「第三項ただし書の規定に基き、防衛庁の機関として、」に改め、同条に次の二項を加える。

3　調達庁の職員（調達庁長官を除く。）の任免は、調達庁長官が行う。

4　調達庁長官は、調達庁の所掌事務について、防衛庁長官を経由し、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、国家行政組織法第十二条第一項の命令を発することを求めることができる。

（日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正）

9　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「調達庁長官」の下に「及び防衛庁長官」を加える。

（防衛庁職員給与法の一部改正）

10　防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（以下「職員」という。）」を「（調達庁の職員を除く。以下「職員」という。）」に改める。

第四条第一項中「書記官及び部員」を「防衛庁本庁の書記官及び部員」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

11　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、参事官、内部部局」を「及び参事官並びに防衛庁本庁の内部部局」に改める。

第五条第一項、第二十四条第一項各号列記以外の部分及び第四十九条第四項○及び第百条の二○中「防衛庁」を「防衛庁本庁」に改める。

日本労働協会法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、労働問題について研究を行うとともに、広く労働者及び使用者並びに国民一般の労働問題に関する理解と良識をつちかうことを目的とする日本労働協会を設立することとし、その組織、業務及び財務等に関し、所要の規定を設けたものである。

その要旨は次の通りである。

1　日本労働協会は法人とし、その基金十五億円は、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律第十条第五号の規定により、政府がその全額を出資するものとすること。

2　協会の役員として会長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置き、労働問題に関し公正な判断をすることができ、かつ、深い学識経験を有する者のうちから任命すること。

3　協会は会長及び理事をもつて組織する理事会を設け、重要事項を審議決定するほか、別に十五人以内の学識経験者をもつて組織する評議員会を設けること。

4　協会の主たる業務は労働問題に関する研究、資料の整備、出版、放送、講座の開設、その他労働組合、使用者団体等の行う労働教育活動に対する援助を行うこと等とすること。

5　その他財務、会計及び監督等について、所要の規定を設けること等である。

二　議案の可決理由

労働問題について研究を行うとともに、労働問題に関する理解と良識をつちかうことを目的とする日本労働協会を設立することは、近代的労使関係の確立を促進する上において適切妥当な措置と認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

日本労働協会の基金を設けるため出資に要する経費として、昭和三十三年度一般会計予算に十五億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年四月九日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

下水道法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、現行下水道法を全面的に改正し、公共下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与する目的をもつて所要の規定を設けたものである。

その要旨は次の通りである。

1　下水道を公共下水道と都市下水路とにわけて、下水道の整備促進の対象を明確にすること。

2　下水道の設置について、その施設の規模及び構造に関する基準を定め、又、下水道の管理については、その公共性にかんがみ、下水道の使用の義務を定め、下水道の施設を保全するについての必要な監督を行い、放流水による公共水の汚濁を防止する措置を講ずること等、必要な規定を整備すること。

3　下水道の設置に対する国の補助、資金の融通、国有地の貸付、使用料の徴収、原因者負担金その他の負担金等の規定を設け、財源の確保につき必要な規定を整備すること。

二　議案の修正議決理由

下水道の普及が著しく立遅れている現状にかんがみ、下水道の設置その他の管理について必要な規定を設け、下水道の整備を図ることは時宜に適する措置と認めるが、更に、下水道の災害復旧についても所要の措置を講ずる必要を認め、前田榮之助君（日本社会党）より、下水道を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の対象とすること等の修正案が、又、薩摩雄次君（自由民主党）より、下水道の災害復旧を行う地方公共団体に対して、予算の範囲内で、補助金を交付することができること等の修正案がそれぞれ提出され、前田榮之助君提出の修正案は賛成者少数をもつて否決され、次いで薩摩雄次君提出の修正案が多数をもつて可決されたので、本案は、別紙の通り、修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては別紙のごとき附帯決議が附された。

三　本案施行に要する経費

本年度における下水道関係事業の補助金として、昭和三十三年度一般会計予算（建設省、厚生省及び労働省所管中）に、合わせて約十二億三千五百万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年四月九日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（排水設備等の検査）（小字及び――は修正）

第十三条　公共下水道管理者は、日出後日没前に限り、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備又は除害施設を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建築物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の承諾を得なければならない。

2　前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（他人の土地の立入又は一時使用）

第三十二条　公共下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任を受けた者は、公共下水道又は都市下水路に

関する調査、測量若しくは工事又は公共下水道若しくは都市下水路の維持のためやむを得ない必要があるときは、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2　前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3　第一項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4　日出前又は日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5　第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6　第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。

7　土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8　公共下水道管理者又は都市下水路管理者は、第一項の規定による立入又は一時使用によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9　前項の規定による損失の補償については、公共下水道管理者又は都市下水路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10　前項の協議が成立しないときは、公共下水道管理者又は都市下水路管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から三十日以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

（公共下水道○及び都市下水路○に関する費用の補助）

第三十四条　国は、公共下水道○又は都市下水路若しくは○又は災害の復旧の設置又は改築○を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は若しくは改築○又は災害の復旧に要する費用の一部を補助することができる。

〔別紙〕

一　下水道法案に対する附帯決議

政府は、下水道の災害復旧に関しては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受けることができるようすみやかに財政上必要な措置を講ずること。

一　公衆電気通信法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、現在、日本電信電話公社が試行的に実施している地域団体加入電話並びに同公社及び国際電信電話株式会社が試行的に実施している加入電信について、その役務提供条件等を法定化するとともに、その他若干の改正をしようとするものであつて主なる改正点は次のとおりである。

（一）　地域団体加入電話について、その役務提供条件を次のように定める。

イ　加入契約を締結することのできるものは、公社から公衆電気通信役務の提供を受けることを目的とし、かつ、利用の公平、公社に対する代表者の選任等本法で定める事項を含む組合契約を締結して設立した組合に限ることとする。

ロ　設置区域は、その地域内に居住する者が社会的経済的に相互に比較的緊密な関係を有し、かつ、電話による連絡が不便な地域であつて、公社が通信大臣の認可を受けて定める基準に適合するものに限ることとする。

ハ　地域団体加入電話の交換設備、電話機等については、構内交換電話の場合と同じく、一定の技術基準により、その加入者たる組合が自営できることとする。

ニ　料金は市外通話料を除き認可料金とする。

ホ　その他の役務提供条件については、おおむね一般加入電話に準じて取り扱うこととする。

（二）　加入電信について、その役務提供条件等を次のように定める。

イ　加入電信に関する業務は、国内通信を主とするものについては公社が取り扱い、もつぱら国際通信を行うものについては国際会社が取り扱うものとする。

ロ　加入電信の設備の他人使用については、公社又は国際会社と特に契約した場合及び公益上特に必要な場合であつて通信省令で定める場合を除き、これを禁止する。

ハ　公社又は国際会社は業務の遂行上支障がなく、かつ、特に必要がある場合であつて、通信大臣の認可を受けたときは、電話加入者がその端末設備を設置することを承認することができることとする。

ニ　料金は認可料金とする。

ホ　その他の提供条件については加入電話の場合に準じて取扱うこととする。

（三）　その他

イ　公社又は国際会社は、この法律で定める公衆電気通信役務以外の公衆電気通信役務を試行的に提供することができる。

ロ　公社又は国際会社は、この法律で定めるものを除くほか、公衆電気通信役務の提供条件であつて、通信省令で定めるものを内容とする契約款を定めようとするときは、通信大臣の認可を要する。

ハ　地域団体加入電話の共同設置及び加入電信の他人使用に関連して有線電気通信法の一部に所要の改正を加える。

（四）　この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

二　議案の修正議決理由

現在、試行的に実施されている地域団体加入電話及び加入電信の役務を本来の業務とするため、その提供条件等の法定化を図ること、及び公衆電気通信役務の試行等について新たに規定を設けることは妥当な措置と認めるが、別途政府提出にかかる郵政省設置法の一部を改正する法律案の審議状況にかんがみ、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月九日

通信委員長　片島　港

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2　郵政省の省名が通信省に改められるまでの間、この法律による改正後の公衆電気通信法第九条、第四十三条の四、第四十四条第一項、第五十五条の八及び第百八条の二中「通信大臣」とあるのは「郵政大臣」と、第五十五条の六及び第百八条の二中「通信省令」とあるのは「郵政省令」とする。

2 3　有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号の次に次の一号を加え、同条第六号中「（昭和二十八年法律第九十七号）」を削る。

一の二　公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）第百五条第一項の規定により地域団体加入電話の設備を設置するとき。

第十条第七号の次に次の一号を加える。

七の二　その設備が公衆電気通信法第五十五条の八の規定により設置したものであるとき。

〔第二十八号（その一）参照〕

千九百五十七年十月三日にオタワで作成された万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

本件の要旨及び目的

一　わが国は、千八百七十七年以来、万国郵便連合の加盟国となつているが、同連合の基本文書である現行の万国郵便条約及び関係諸約定を改正するための大会議が、わが国を含む九十六加盟国参加のもとに、昨年八月からオタワで開催され、その結果、十月三日に、本条約及び関係八約定が作成されたが、わが国は、関係諸約定のうち、「現金取立に関する約定」及び「新聞紙及び定期刊行物の予約に関する約定」を除き、次に掲げる本条約及び関係六約定に署名した。

(1)　万国郵便条約

本条約は、第一部万国郵便連合に関する組織規定及び一般規定、第二部通常郵便に関する規定並びに第三部最終規定の三部と最終議定書からなり、このほかに、国際連合と万国郵便連合との間の協定及びその追加協定が附属しており、また、航空郵便に関する規定及びその最終議定書がこの条約の不可分の一部をなすものと定められている。

(2) 価格表記の書状及び箱物に関する約定

本約定は、価格表記の書状及び箱物に関する業務を規律するもので、価格の表記、引受条件、諸料金、責任及び損害賠償並びに条約の規定の適用等について規定している。

(3) 小包郵便物に関する約定

本約定は、小包郵便物に関する業務を規律するもので、小包の種類、重量級、引受の一般条件、諸料金及び小包が名あて局に到着した後の措置、価格表記小包等に関する特別規則、責任及び損害賠償、諸料金の帰属並びに条約の規定の適用等について規定している。

(4) 郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定

本約定は、郵便為替及び郵便旅行小為替に関する業務を規律するもので、郵便為替については、為替の交換方式、為替の振出、公衆に認められる権利に関する事項、為替の払渡、払渡不能の為替及び払渡承認書、責任及び損害賠償並びに料金の割当等について規定し、また、郵便旅行小為替については、郵便旅行小為替の定義及びその振出、小為替の払渡、取調請求、責任及び損害賠償並びに料金の割当等について規定している。

(5) 郵便振替に関する規定

本約定は、郵便振替の交換に関する業務を規律するもので、振替請求の受理条件及び処理、取消及び取調請求、責任及び損害賠償並びに郵便小切手局支払の有価証券の郵便振替による決済等について規定している。

(6) 代金引換郵便物に関する約定

本約定は、代金引換郵便物に関する業務を規律するもので、代金引換として許される郵便物、引受条件、清算、料金、責任及び損害賠償等について規定している。

なお、以上の本条約及び関係五約定は、五年前にブラッセル大会議で採択された現行の条約及び関係諸約定の実施の経験にかんがみ、今日の事態に適応した改善を加えたものである。

(7) 貯金の国際業務に関する約定

本約定は、今次のオタワ大会議で初めて作成されたもので、貯金の国際間にわたる業務を創設することを目的とし、預入、払いもどし、預替等について規定している。

なお、「現金取立に関する約定」及び「新聞紙及び定期刊行物の予約に関する約定」については、わが国においてこれに該当する業務を行つていないので、わが国は以前からこの二約定の当事国となつていない。

本条約及び関係諸約定は、条約の規定により、明年四月一日から発効し、これとともに現行条約及び関係諸約定は同日から廃止されることとなつている。よつて、政府は、本条約及び関係諸約定の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

国際関係の緊密化に伴つて、わが国と諸外国との間の郵便物の交換が日々増加しつつある今日、本条約及び関係諸約定を締結することは、郵便業務における国際協力を維持増進するために、妥当適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三　本件に要する経費

本件に要する経費は、万国郵便連合に対する分担金として、本条約の発効する明年四月一日以降、年額約五百六十五万円程度が見込まれる。

右報告する。

昭和三十三年四月九日

外務委員長　床次　徳二

衆議院議長益谷秀次殿

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

日雇労働者健康保険法は、昭和二十九年発足以来、逐次給付内容の改善を行つてきたのであるが、特に疾病保険として重要な要素である傷病手当金及び出産手当金制度を欠き、また、療養給付の受給手続についても繁雑なものがあり、一方最近の非常なる不健全な財政状態にもかかわらず、国庫負担のみちはいまだ充分に確立されていないのである。これがため、今回所要の改正を行うとともに制度の内容及び運営についても検討を加えようとするものである。

本案の要旨は、次の通りである。

1　被保険者が療養の給付を受けている場合、その療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなつた日から起算して第五日から労務に服することができない期間（最大限十四日）傷病手当金として、一日につき、第一級二百円、第二級百四十円を支給することとしたこと。

2　被保険者が分べんしたときは、分べんの日後十四日以内において労務に服さなかつた期間、出産手当金として、一日につき、第一級二百円、第二級百四十円を支給することとしたこと。

3　保険者は、被保険者が所定の保険料が納付されていることを被保険者手帳によつて証明して申請したときは、日雇労働者健康保険受給資格者票に押印して、その旨を確認しなければならないこととしたこと。なお、被保険者又は被扶養者は確認を受けた受給資格者票を保険医療機関に提出し、療養の給付等を受けること。

4　保険料は、被保険者の賃金日額が二百八十円以上の場合は第一級、二百八十円未満の場合は第二級とし、その額は、一日につき、第一級にあつては二十二円、第二級にあつては十八円としたこと。

なお、被保険者の負担すべき保険料額は、一日につき、第一級にあつては十一円、第二級にあつては八円とし、事業主の負担すべき保険料額は、一日につき、第一級にあつては十一円、第二級にあつては十円としたこと。

ただし、当分の間、被保険者の負担すべき第一級の保険料は十円とすること。

5　国庫は、療養の給付及び家族療養費の支給に要する費用の四分の一を負担するとともに、毎年度予算の範囲内において傷病手当金及び出産手当金の支給に要する費用の三分の一以内を補助することとしたこと。

二　議案の修正議決理由

日雇労働者健康保険における保険給付の内容を改善するため、傷病手当金及び出産手当金の制度を創設するとともに、療養の給付及び家族療養費の支給に要する国庫負担の割合を明らかにし、かつ、保険料の額及び療養の給付の受給手続の合理化を図る等の措置を講ずることは、きわめて時宜に適するものと認めるが、なお、第一級の保険料額については、当分の間、二十円とし、被保険者、事業主はそれぞれ十円を負担することを妥当と認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に、十一億三千五百九十三万円を計上している。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基き、内閣を代表して堀木厚生大臣より修正に対し「本修正案は、原案に比し相当の収入減となり、収支の均衡を保つことが困難となるおそれがあるが、今後における収支の状況により再検討することとし、この際は諸般の事情からやむを得ないものと認める。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十三年四月十日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

［別紙］　（――は修正）

附　則

（施行期日）

1　この法律中第十条、第十五条第二項、第十七条第一項、第十七条の四、第三十条及び第三十五条の改正規定（第十七条の四の改正規定のうち、傷病手当金及び出産手当金に関する部分を除く。）並びに附則第二項、第三項及び第六項から第九項までの規定は昭和三十三年七月一日から、その他の規定は同年十月一日から施行し、改正後の第二十八条及び第二十八条の二の規定は、昭和三十三年度以降の費用について適用する。

（療養の給付及び家族療養費の受給手続に関する経過措置）

2　被保険者又は被保険者であつた者は、第十条の改正規定の施行前に交付を受けた受給資格証明書に係る疾病又は負傷については、同条の改正規定の施行後も、従前の例による手続により、療養の給付又は家族療養費の支給を受けることができる。

（療養費の支給に関する経過措置）

3　第十条の改正規定の施行前に行われた診療又は薬剤の支給に係る療養費の支給については、同条の改正規定の施行後も、なお従前の例による。

（傷病手当金等の日額の算定に関する経過措置）

4　傷病手当金又は出産手当金の日額の算定に関しては、改正前の第三十条第一項の規定による第一級の保険料は、改正後の同条同項の規定による第二級の保険料とみなす。

（傷病手当金の待期に関する経過措置）

5　昭和三十三年十月一日において現に療養の給付を受け、かつ、その療養のため労務に服することができない者は、同日前から引き続き労務に服することができなかつたものである場合においても、同日をはじめて労務に服することができなくなつた日とみなして、改正後の第十六条の二の規定を適用する。

（保険料額の読替）

6　保険料については、当分の間、改正後の第三十条第一項中「二十二円」とあるのは「二十一円」と、同条第二項中「被保険者の負担すべき保険料額は、一日につき、第一級にあつては十一円」とあるのは「被保険者の負担すべき保険料額は、一日につき、第一級にあつては十円」と読み替えるものとする。

（健康保険法の一部改正）

7　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第七項中「十円」を「百円」に改める。

（船員保険法の一部改正）

8　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第七項中「十円」を「百円」に改める。

（厚生年金保険法の一部改正）

9　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第八十七条第四項及び第五項中「十円」を「百円」に改める。

放射線障害防止の技術的基準に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一

議案の要旨及び目的

本案は、放射線障害防止に関する技術的基準の斉一を図らんとするもので、その要旨は、

1　放射線とはアルファ線、重陽子線、陽子線、ベータ線、電子線、中性子線、ガンマ線、エックス線その他の電磁波又は粒子線で直接又は間接に空気を電離する能力を有するものをいうことと定義した。

2　放射線障害防止に関する技術的基準の策定に当つては、基本方針として、放射線を発生する物を取り扱う従業者及び一般国民の受ける放射線の線量を、これらの者に障害を及ぼす恐れのない線量以下とすることとした。

3　総理府に三十人以内の委員よりなる放射線審議会を新たに設置して、放射線障害の防止に関する技術的基準のみならず、核爆発に伴う放射性生成物等の測定方法についても調査審議することとし、関係行政機関の長は、その技術的基準を定めるときは、本審議会に諮問しなければならないこととした。

二

議案の可決理由

放射線による障害防止の技術的基準策定上の基本方針を明確にするとともに、総理府に放射線審議会を設置することにより、放射線障害防止に関する技術的基準の斉一を図り、もつて公共の安全を確保しようとする趣旨は、適切妥当なものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月十日

科学技術振興対策特別委員長　齋藤　憲三

衆議院議長益谷秀次殿

台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法案（小澤佐重喜君外九十一名提出）に関する報告書

一

議案の要旨及び目的

本案は、国土の保全と民生の安定を図るため、台風常襲地帯における台風（豪雨を含む。）による災害を防除するために行われる公共土木施設等に関する事業について、特別の措置を定めるものであつて、その要旨は次の通りである。

1　総理府に、内閣総理大臣が任命する委員二十三人以内をもつて組織する台風常襲地帯対策審議会を設置し、この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他台風常襲地帯における災害の防除に関する重要事項を調査審議することとする。

2　災害防除事業の範囲及び台風常襲地帯の指定については、それぞれ審議会の議決を経て、内閣総理大臣が行うものとする。

3　関係主務大臣は、当該災害防除事業につき、関係都道府県知事の意見を聞いて、災害防除事業五箇年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

4　政府は、災害防除事業五箇年計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならないものとし、なお、同五箇年計画にかかる事業を行う地方公共団体においては、地方財政法第十六条に基く補助金の交付その他の特別助成の措置を受けることができるものとする。

5　財政再建団体である地方公共団体が災害防除事業を実施するため、財政再建計画に変更を加えようとする場合には、自治庁長官は、事業計画の実施が円滑に行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

二

議案の可決理由

災害常襲地帯を対象とする特別の立法措置を講じ、災害の未然防除に万全を期し、もつて民生の安定と国土の開発に寄与せんとする趣旨は妥当なものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、本年度については、約五千万円の見込である。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

政府から、台風常襲地帯における災害の問題については、政府も常に特別の関心をもつており、本法の趣旨に添つて施策したい旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十三年四月十日

国土総合開発特別委員長　亘　四郎

衆議院議長益谷秀次殿

輸出保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一

議案の要旨及び目的

現行輸出保険法は、輸出貿易その他対外取引において生ずる危険について保険する制度の確立を目的として、昭和二十五年から施行されている。

この輸出保険は、政府の経営によるもので、現在八種類の保険が実施されているが、このうち、「普通輸出保険」は、輸出保険制度の幹根をなすものであつて、保険方式としては、保険会社が元受した保険契約を政府が再保険するいわゆる再保険制度を採つている。

本案は、普通輸出保険の運営の推移、特に、包括保険制度、すなわち、輸出組合が組合員の締結する一切の輸出契約を組合員のために付保し、事務の大部分を代行する制度の発達に即応して、再保険制度を政府の直接制に切り換えようとするものである。

本案の主な内容は次のとおりである。

1　普通輸出保険の再保険制度を廃止し、政府の直接引受制に改めるため、「政府は、普通輸出保険を引き受けることができる。」とするほか、条文の整理を行う。

2　普通輸出保険の担保危険の規定を明確化し、保険事故の認定の合理化を図る。

二

議案の可決理由

本案は、輸出保険制度の合理化と輸出者の利便を図り、輸出貿易の健全な発展に寄与するための措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月十日

衆議院議長益谷秀次殿　商工委員長　小平　久雄

計量法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一

議案の要旨及び目的

本案の目的及び要旨は次の通りである。

1　放射線関係の計量単位を定めるとともに、その計量器について、他の計量器と同様、事業規制及び検定を実施する。特に検定については、放射線関係の計量器は、構造が複雑であることを考慮して、新たに構造検査制度を設ける。

2　計量器の製造事業、修理事業の許可区分を、企業の実情に則して定め得るよう政令にゆだねることとする。

3　販売事業について、計量器の普及を計るため、販売員による店舗外販売を認めることとする。

4　基準器検査の能率化を図るため、その一部を都道府県知事に行わせることとする。

5　使用中の計量器の取締りについて、新たに計量士による検査制度を設け、その検査を受けた計量器については定期検査を免除することとした。

二

議案の可決理由

本案は、計量器の普及を計り、計量行政の円滑化を図るために、有効適切な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十三年四月十日

商工委員長　小平　久雄

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

計量法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、計量器の店舗外販売制度の運用にあたつては、計量の安全の確保と販売事業の健全な発展に留意するとともに、計量に関する制度については、社会状勢の推移を考慮の上、適切な措置を講ずべきである。

計量単位の統一に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の目的

現行の計量単位は、メートル法、尺貫法、ヤードポンド法が使用されているが、昭和三十四年一月一日以降は、国内取引等に使用する計量単位は、原則としてメートル法に統一されることになつているので、関係法律の計量単位に関する諸規定を改正して、メートル法に統一する体制を整備しようとするのが本案の目的である。

二　議案の要旨

1　民法、その他の十六の法律で使用されている計量単位をメートル法に統一する。

2　計量法施行法の一部を改正し、メートル法への切り換えに際しての混乱を防ぐために、次の例外を認める。

イ　土地、建物等については、昭和三十四年一月一日から、最高七年三カ月間、尺貫法使用について猶予期間を設け、この間に台帳等の整備を図ることとする。

ロ　ヤードポンド法については、輸出品の国内取引等については五年、航空機の運航等については当分の間、工率の単位である仏馬力については三年、それぞれ猶予期間を設ける。

三　議案の可決理由

現行の、三種の計量単位の混乱による社会生活の非能率化は測り知れないものがある実情にかんがみ、この際、メートル法に統一しようとする本案の趣旨はきわめて妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月十日

商工委員長　小平　久雄

衆議院議長益谷秀次殿

〔第三十号参照〕

刑法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における瀆職及び暴力的行為の実情にかんがみ、必要な改正を行おうとするもので、その要旨は、

1　公務員が、請託を受けて、他の公務員に職務上不正の行為をさせ又は相当の行為をさせないように斡旋すること又はしたことの報酬として、賄賂を収受し、又はこれを要求若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処するものとすること。

2　前項の賄賂を供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、二年以下の懲役又は三千円以下の罰金に処するものとすること。

3　斡旋収賄の罪を刑法第四条の国外犯とすること。

4　自己若しくは他人の刑事被告事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関し故なく面会を強請し、又は強談威迫の行為を為した者は、一年以下の懲役又は二百円以下の罰金に処するものとすること。

5　二人以上現場において共同して犯した刑法第百七十六条から第百七十九条までの罪（強制わいせつ罪、強姦罪準強制わいせつ強姦罪及びこれらの罪の未遂罪）を非親告罪とすること。

6　二人以上の者が、他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、兇器を準備し、又はその準備があることを知つて集合した者は二年以下の懲役又は五百円以下の罰金に処することとし、この場合において兇器を準備し、又は、その準備があることを知つて、人を集合させた者は、三年以下の懲役に処するものとすること。

7　刑法第二百五十九条及び第二百六十一条の罪（私文書毀棄罪及び器物損壊罪）を非親告罪とすること。

二　議案の可決理由

本案は、最近における瀆職及び暴力的行為の追放の措置として適当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のごとき附帯決議が附された。

右報告する。

昭和三十三年四月十一日

法務委員長　町村　金五

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本改正案の実施にあたつては、政府は、検察権、警察権の濫用を厳に戒め、政治活動を阻害し或いは労働運動を抑圧することのないように留意し、なお、斡旋収賄罪については、将来いわゆる第三者供賄に関し、十分検討すべきである。

右決議する。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における暴力事犯についての刑事手続の運用の実績にかんがみ、必要な改正を行おうとするもので、その要旨は、

1　いわゆる権利保釈の除外事由の一として、現行法（第八十九条）は、被告人が被害者等に対して害を加え又は畏怖させるようないわゆるお礼参りの行為をすると疑うに足りる充分な理由がある場合を掲げているが、その対象を若干拡大して、被害者等の親族を加えることとするとともに、疑うに足りる充分な理由とあるのを疑うに足りる相当な理由に改めようとすること。

2　保釈又は勾留の執行停止の取消し事由として、現行法（第九十六条）は、被告人が被害者等に対して害を加え又は畏怖させる行為をした場合を掲げているが、その対象を若干拡大して、被害者等の親族を加えることとすること。

3　暴行罪及び脅迫罪は、その法定刑が懲役二年以下と定められ、現行法上、緊急逮捕をなしうる罪にはあたらないこととなつているが、現下暴力事犯の実情にかんがみ、これらの罪を新たに緊急逮捕しうる罪として規定しようとすること。

4　公判期日又は公判期日外における証人尋問に際して、被告人の立会を一定の要件の下に制限しうることとしようとすること、すなわち、証人が被告人の面前では圧迫を受けて充分な供述をすることができないと認められる場合には、弁護人が立ち会つているときに限り、その供述中被告人を退廷させることができるものとするとともに、退席させた場合には、供述終了後、被告人に証言の要旨を告知し、その証人を尋問する機会を与えなければならないものとしようとすること。

二　議案の修正議決理由

（イ）　暴行の罪及び脅迫の罪についても緊急逮捕ができることとすることは、人権擁護の立場からも、また、「緊急逮捕は罪状の重い一定の犯罪についてのみ許される。」とする最高裁判所の判決の趣旨をも考慮するとき、適当ではないから、暴行、脅迫の罪については、緊急逮捕を認めないこととすることが適当であり、

（ロ）　公判期日又は公判期日外における証人尋問に際して、裁判所が被告人の立会を一定の要件の下に制限し、うることとする場合、裁判所は検察官及び弁護人の意見を聞いてこれを決定することが、被告人の保護と公正な裁判を期する上に、必要であると認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案には、別紙のごとき附帯決議が附された。

右報告する。

昭和三十三年四月十一日

法務委員長　町村　金五

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

第二百十条第一項中「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪」を「死刑にあたる罪、無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪又は刑法第二百八条若しくは第二百二十二条の罪」に改める。

（小字及び――は修正）

第二百八十一条の次に次の一条を加える。

第二百八十一条の二　裁判所は、公判期日外における証人尋問に被告人が立ち会つた場合において、証人が被告人の面前においては圧迫を受け充分な供述をすることができないと認めるときは、弁護人が立ち会つている場合に限り、○検察官及び弁護人の意見を聴き、○証人の○供述中被告人を退席させることができる。この場合には、供述終了後被告人に証言の要旨を告知し、その証人を尋問する機会を与えなければならない。

第三百四条の次に次の一条を加える。

第三百四条の二　裁判所は、証人を尋問する場合において、証人が被告人の面前においては圧迫を受け充分な供述をすることができないと認めるときは、弁護人が出頭している場合に限り、○その○供述人の意見を聴き、中被告人を退廷させることができる。この場合には、供述終了後被告人を入廷させ、これに証言の要旨を告知し、その証人を尋問する機会を与えなければならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2　この法律による改正後の刑事訴訟法第二百十条第一項の規定は、この法律の施行前に刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条又は第二百二十二条の罪を犯した者の逮捕についても、適用されるものとする。

〔別紙〕

刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本改正案の実施にあたつては、政府は、検察権、警察権の濫用を厳に戒め、政治活動を阻害し或いは労働運動を抑圧することのないように留意し、なお、斡旋収賄罪については、将来いわゆる第三者供賄に関し、十分検討すべきである。

右決議する。

証人等の被害についての給付に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における刑事事件の証人、参考人又はその近親者に対する暴力事犯の発生状況にかんがみ、証人又は参考人の供述及び出頭を確保するため、必要な措置を講じようとするもので、その要旨は、

1　国は、証人又は参考人が裁判所、裁判官又は捜査機関に対し、当該刑事事件に関し供述しまたは供述の目的で出頭し若しくは出頭しようとしたことにより、証人若しくは参考人又はこれらの者の配偶者、直系血族若しくは同居の親族が他人からその身体又は生命に害を加えられた場合に、その被害者等に療養その他の給付を行おうとするものである。なお、この場合において証人若しくは参考人又は被害者と加害者との間に親族関係があるときは、当該被害につき証人若しくは参考人又はこれらの者の配偶者、直系血族若しくは同居の親族等にも責に帰すべき行為があつたとき及び証人又は参考人が加害行為の原因となつた供述において当該刑事事件に関する重要な事項について虚偽の陳述をしたものであるときは、給付の全部又は一部をしないことができるものとすること。

2　給付の種類は、療養給付、障害給付、遺族給付、葬祭給付、打切給付又は休業給付とし、その範囲、金額、支給方法等は警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律の規定を参しやくして政令で定めるものとすること。

3　他の法令の規定による給付との関係、損害賠償との関係等の細目的事項については、おおむね前記法律の規定するところに準じて規定するものとすること。

二　議案の可決理由

本案は、最近における刑事事件の証人、参考人又はその近親者に対する暴力事犯に対処する適当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計法務省予算として、百万円を計上している。

右報告する。

昭和三十三年四月十一日

法務委員長　町村　金五

衆議院議長益谷秀次殿

電話加入権質に関する臨時特例法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

電話加入権を質権の目的とすることは、通信政策上の見地等から、現行の公衆電気通信法において禁止されているが、中小企業者等の電話加入者のし烈な要望と、現下の経済事情並びに日本電信電話公社の事業運営の実情とにかんがみ、これら加入者の資金調達の円滑化に資するとともに、その保護を図るための臨時的措置として、本法律を制定しようとするものである。

1　加入電話加入者は、昭和三十八年三月三十一日まで、その電話加入権に質権を設定することができる。ただし、三十日以内の加入期間を指定して加入した電話及び電話取扱局に収容されていない加入電話の電話加入権を除く。

2　質権者の範囲は、国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用協同組合、相互銀行及び政令で定めるその他の金融機関並びに信用保証協会及び事業協同組合に限る。

3　二重質、転質及び流質は禁止する。

4　質権の設定、変更、移転又は消滅は、電話取扱局への登録をもつて第三者に対する対抗要件とし、原簿及び登録に関する事項については、政令で定める。

5　本案附則による公衆電気通信法の改正規定とあいまつて、質権の登録、電話加入権の譲渡、及び電話加入権並びに質権に対する滞納処分または強制執行による差押等の処分の制限は、受付番号の順序によりその効力を定めることとする。

6　質権を設定した加入者が公社に対して、加入契約の解除又は電話加入権の譲渡の承認を請求、加入電話の種類の変更の請求若しくは通信省令で定めるその他の請求をするためには質権者の承諾を要する。

7　公社が、質権が設定されている加入電話について、公衆電気通信法違反等に基く加入契約の解除その他その電話加入権について通信省令で定める処分を行うときは、質権者への通知を要する。

8　質権実行の際の手続を次の通りとする。

イ　裁判所は質権者の申立により、一月以内の期間を限つて通話停止を命ずることができる。

ロ　裁判所は質権者の申立により、民事訴訟法の規定による特別の処分として、質権者自身に電話加入権の換価を命ずることができ、この際原則として鑑定人による鑑定を要しないこととする。

9　公社が加入契約を解除した場合に、返還金があるときは、これを供託させ、かつ、質権者が供託金に対して権利を行うことができることとする。

10　この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める。

11　公衆電気通信法を改正して、新たに二条を加え、電話加入権の譲渡及び電話加入権に対する差押等は、受付番号の順序によりその効力を定めることとする。

二　議案の修正議決理由

本案は、現下の電話金融の実情に照らし、臨時的措置として妥当と認めるが、別途政府提出にかかる郵政省設置法の一部を改正する法律案の審議状況にかんがみ、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月十二日

通信委員長　片島　港

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める。

2　郵政省の省名が通信省に改められるまでの間、第八条及び第九条中「通信省令」とあるのは「郵政省令」とする。

2 3　公衆電気通信法の一部を次のように改正する。

第三十八条の次に次の二条を加える。

第三十八条の二　電話加入権の譲渡の承認の請求は、当該加入電話の加入に関する事務を取り扱う電話取扱局に対し、書面をもつてしなければならない。

第三十八条の三　加入電話の加入に関する事務を取り扱う電話取扱局は、その加入事務を取り扱う加入電話について左の各号の一に該当する書類を受け取つたときは、受け取つた順序により、その書類に受付の年月日及び受付番号を記載しなければならない。

一　第三十八条第一項の規定により、電話加入権の譲渡の承認を請求する書類

二　電話加入権に対する滞納処分（国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいう。）による差押に関する書類

三　電話加入権に対する強制執行による差押又は仮差押若しくは仮処分に関する命令書

2　電話加入権の譲渡の承認は、受付番号の順序によつてしなければならない。

3　電話加入権の譲渡の承認があつたときは、その譲渡の承認

は、第一項第二号の差押又は同項第三号の差押、仮差押若しくは仮処分との関係においては、当該電話加入権の譲渡の承認の請求に係る書類を受け取つた時にされたものとみなす。

郵便為替法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、電信為替の利用者の利便を図るため、電信為替による送金を迅速化し、かつ、その送金とともに通信文を伝達する制度を設けようとするものであつて、改正の要点は次のとおりである。

1　電信為替の差出人の請求により為替金に相当する現金を書留郵便物として受取人に送達することにより為替金の払渡をする制度を設けること。（第二十五条の二）

電信為替の差出人から受取人あての通信文を電信為替証書、または為替金に相当する現金とともに受取人に伝達する制度を設け、差出人及び受取人の利便を図ることとする。

なお、この取扱の料金は電信に関する料金を基準として省令で定める金額とする。

2　電信為替の為替金に相当する現金を受取人に送達することができない場合等における取扱方法を定めること。（第三十七条の二）

受取人の所在不明その他の事由により、為替金に相当する現金を受取人に送達することができないとき、または差出人の請求があるときは、その為替金の額を表示する電信為替証書を発行してこれを差出人に送達することとする。

3　電信為替の業務の一部を日本電信電話公社に委託することができることとすること。（第三十七条の三及び附則第二項）

通信大臣は、電信為替の差出人の利便を図るため、通信文の伝達をともなう電信為替の業務の一部を日本電信電話公社に委託することができることとし、これにともなつて日本電信電話公社法の一部を改正することとする。

4　電信為替の為替金に相当する現金を受取人に送達することができない場合等における取扱方法をとつているが、この方法の外に、差出人の指定があつたときは、為替金の額に相当する現金を書留郵便物として受取人に送達することにより払い渡す制度を設け、受取人の利便を図ることとする。

為替金を受取人に送達して払い渡す取扱をする電信為替の料金を定めること。（第十七条）

現在、電信為替の料金は、電信為替証書一枚ごとに、為替金の額に応じ、普通為替の料金と電信に関する料金を基準として省令で定める金額との合計額と定められているが、為替金の額に相当する現金を受取人に送達して払い渡す取扱においては、電信為替証書を発行したものとみなして算出した電信為替の料金の額に三十円を加えた金額とする。

5　電信為替の差出人から受取人あての通信文を伝達する制度を設けること。（第三十五条の二）

電信為替の差出人から受取人あての通信文を電信為替証書、または為替金に相当する現金とともに受取人に伝達する制度を設け、差出人及び受取人の利便を図ることとする。

なお、この取扱の料金は電信に関する料金を基準として省令で定める金額とする。

6　受取人の所在不明その他の事由により、為替金に相当する現金を受取人に送達することができないとき、または差出人の請求があるときは、その為替金の額を表示する電信為替証書を発行してこれを差出人に送達することとする。

電信為替の業務の一部を日本電信電話公社に委託することができることとすること。（第三十七条の三及び附則第二項）

通信大臣は、電信為替の差出人の利便を図るため、通信文の伝達をともなう電信為替の業務の一部を日本電信電話公社に委託することができることとし、これにともなつて日本電信電話公社法の一部を改正することとする。

この法律の施行期日は、昭和三十三年七月一日とすること。（附則第一項）

二　議案の修正議決理由

本案の趣旨及び内容は妥当なものと認めるが、別途政府提出にかかる郵政省設置法の一部を改正する法律案の審議状況にかんがみ、別紙のとおり修正議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月十二日

通信委員長　片島　港

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

附　則（小字は修正）

1　この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

2　日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「委託により左の業務」を「通信大臣から委託された業務及び委託による左の業務」に改める。

3　郵政省の省名が通信省に改められるまでの間、この法律による改正後の郵便為替法第三十七条の三第二項及び第二項並びに前項の規定による改正後の日本電信電話公社法第三条第二項中「通信大臣」とあるのは「郵政大臣」とする。

中央卸売市場法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、中央卸売市場法により開設された中央卸売市場における生鮮食料品等の卸売業務等の現状にかんがみ、中央卸売市場における卸売の業務等の適正かつ健全な運営を確保するため、おおむね次のような改正を行わんとするものである。

1　開設者は必要があるとき業務規程をもつて卸売業者の取引方法に制限を加えることができること。

2　農林大臣は、卸売人の純資産額が一定額を下つた場合は、その許可を停止することができ、この停止された卸売人が六カ月以内に、一定額以上の純資産額になつた場合には遅滞なくその停止処分を取り消さなければならないこと。もし、この六カ月の期間内において一定額以上の純資産にならない場合には、この卸売業務の許可を取り消すことができるようにすること。

3　本案が施行になつた場合、現在卸売業務を行つている者は、各自純資産額を三カ月以内に農林大臣に報告し、もし、これらの純資産額が一定額以下の場合には、二年以内に一定額以上となるよう純資産額増加計画を作成して、農林大臣に提出すること。及び、施行後九十日以内に純資産額を報告せず又は純資産額増加計画を提出しないものに対しては、業務を取り消すことができるようにすること。

二　議案の可決理由

中央卸売市場の卸売業務等が、農畜水産物の生産から消費に至るまでの流通過程において、国民経済に及ぼす影響の重大性にかんがみ、この卸売業務等の適正かつ健全な運営を確保するため、適切な措置と認め、本案は原案通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のような附帯決議が附された。

右報告する。

昭和三十三年四月十二日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

中央卸売市場法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

農畜水産物の生産から消費に至る流通過程において、中央卸売市場の果している重要な役割にかんがみ、政府は、卸売人の整備統合、その財務内容の速急な健全化と育成、保証金、信用基金制度等の検討、卸売人、仲買人、買出人の性格の明確化、類似市場の吸収、地方市場の整備、前渡金、奨励金、手数料等の適正化、取引方法の改善による流通経費の節減、消費者価格の引下げ、安定等を内容とする本法の根本的改正を図るとともに、市場施設の充実のための国の助成を強化し、もつて農畜水産物の生産者の経営の向上及び消費者の生活の安定のため、いかんなき措置を講ずべきである。

公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的

本案は、最近における町村合併の進捗に伴い選挙の方法を実情に即するように改め、かつ、又過般の参議院議員の選挙方法の改正に伴い、衆議院議員その他の選挙についても所要の調整を加え、更にあわせて、選挙の管理執行に関する規定について合理化を図ることの三点を改正の主たる目的とするものである。

二　議案の要旨

その内容の主なるものは次の通りである。

第一は、町村合併の進捗に伴う改正であり、町村合併の結果、郡市の区域に著しい変動が生じ、現在の郡市の区域をそのまま都道府県議会議員の選挙区画定の基礎的単位とすることができなくなつたので、選挙制度調査会の答申に沿つて、人口が議員一人当りの人口の半数にも達しない郡市は、これを独立の選挙区とすることを認めないものとするとともに、いわゆる飛地又はこれに類似する状況にある郡については、それぞれの地区を独立の郡の区域とみなして選挙区画定の単位とする等、郡市の区域をもつて都道府県議会議員の選挙区とする原則に若干の例外的措置を認めることとした。

なお、同じく町村合併の結果、町村の規模が拡大されたことにかんがみ、現在、投票の当日、郡市の区域外にあるため不在となる場合に認められている不在者投票を同一の郡内であつても、町村の区域外であればこれを認めることとした。

また、町村の選挙については、区域の拡大に伴い、あらたに選挙運動用葉書の使用を認め、選挙運動用ポスターの枚数を増加し、町村長の選挙については、あらたに小型自動車若しくは軽自動車又は船舶の使用を認める等選挙の手続及び運動方法の合理化を図ることとした。

第二は、最近における交通、宣伝等選挙運動手段の発達の状況にかんがみ、衆議院議員の選挙運動期間を二十日に短縮するとともに

に、選挙運動用葉書及びポスターの枚数をそれぞれ五割及び六割増加することとした。これは、過般の参議院議員の選挙運動方法の改正とも見合うものである。

地方公共団体の選挙については、葉書及びポスターの枚数を増加するに止めることとした。

第三は、衆議院議員の選挙区の境界にわたつて郡の廃合が行われた後、旧郡の境界にわたつてあらたに町村の設置があつた場合におけるその町村の所属選挙区の決定方法、二以上の選挙を同時に行う場合における投票及び開票の順序の決定方法等について、これを明確にする規定を設け、立会演説会における演説順序の決定方法を合理化し、立会演説会場における秩序保持に関する規定を整備し、選挙管理委員会における異議の申立又は訴願の審理の適正を期するため、証人喚問の制度を設ける等の措置を講ずることとした。

なお、現在、指定都市以外の市及び町村の選挙管理委員会は、委員の定数を三人としており、その全員が出席しなければ会議を開くことができないものとされているが、委員会の運営上種々不便があるので今回、委員会の権限を整備することとしたのに伴い、附則において地方の自治法の一部を改正し、その定数を四人とすることとした。

その他、附則において、関係法律の規定の整理を行うこととした。

三　議案の修正議決理由

町村合併後の実情及び最近の選挙状況にかんがみ、選挙の方法を実情に即するよう所要の改正を加えようとする本案の趣旨は、適切妥当なものと認めるが、本案は、更に公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附を禁止する規定を設ける必要があると認められるので、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては日本社会党の森三樹二委員より、選挙運動期間を現行法通り二十五日間とするため政府原案中の第三十一条第四項の改正規定を削除する修正案が提出されたが、本修正案は否決された。

右報告する。

昭和三十三年四月十五日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長　南　好雄

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十二条（補充選挙人名簿の期日、期間等の告示）」を「第百二十二条（補充選挙人名簿の期日、期間等の告示）」に、「第百二十二条の二（投票及び開票の順序）」を「第百二十二条の二（投票及び開票の順序）」に改正する。

第百二十二条（補充選挙人名簿の期日、期間等の告示）の一部を次のように改正する。

○「第百二十二条の二（投票及び開票の順序）」を「第百二十二条の二（投票及び開票の順序）」に改める。

第百九十九条の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止）の一部を次のように改正する。

○「第百九十九条の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止）」を「第百九十九条の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止）」に改める。

第二百四十九条の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止）の一部を次のように改正する。

○「第二百四十九条の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止）」を「第二百四十九条の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止）」に、「第二百四十九条の四（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止）」を「第二百四十九条の四（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止）」に改める。

第二百五十二条の二（政党その他の政治団体の政治活動の規制違反）の一部を次のように改正する。

○「第二百五十二条の二（政党その他の政治団体の政治活動の規制違反）」を「第二百五十二条の二（選挙人の制限違反）」に改める。

第二百五十二条の三（選挙人の制限違反）の一部を次のように改正する。

○「第二百五十二条の三（選挙人の制限違反）」を「第二百五十二条の三（選挙人の他の政治団体の政治活動の規制違反）」に改める。

第十一条第一項第二号及び第三号中「禁こ」を「禁錮」に改める。

第十三条第二項中「この場合において、あらたに市となつたものの選挙区の所属については、政令で定める。」を削り、同項の次に次の一項を加える。

3　前項但書の場合において、あらたに設置された市及び郡の区域又は支庁の所管区域の変更により選挙区の境界をなす郡の区域又は支庁の所管区域の境界がなくなつた後に当該境界にわたつてあらたに設置された町村の選挙区の所属については、政令で定める。

第十五条第二項から第四項までを次のように改める。

2　前項の区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下本条中「議員一人当りの人口」という。）の半数に達しないときは、条例で隣接する他の郡市の区域と合せて一選挙区を設けなければならない。

3　第一項の区域の人口が議員一人当りの人口の半数以上であつても議員一人当りの人口に達しないときは、条例で隣接する他の郡市の区域と合せて一選挙区を設けることができる。

4　一の郡の区域が他の郡市の区域により二以上の区域に分断されている場合における前三項の規定の適用については、当該各区域又はそれらの区域を合せた区域を郡の区域とみなすことができる。一の郡の区域が他の郡市の区域により分断されてはいないが地勢及び交通上これに類似する状況にあるときも、また同様とする。

第十五条第六項を次のように改める。

6　第二項、第三項及び前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

第十五条に次の一項を加える。

8　前各項に定めるもの外、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条の二第三項中「第一項又は第二項」を「第一項から第四項まで」に改める。

第三十一条第四項中「二十五日」を「二十日」に改める。

第三十三条第五項第二号中「都道府県の教育委員会の委員及び」を削り、同項第三号中「並びに」を「及び」に改め、「及び教育委員会の委員」を削る。

第三十四条第六項第一号中「衆議院議員」を削り、同項第二号中「地方自治法」を「衆議院議員及び地方自治法」に改める。

第四十九条第一号及び第二号中「都市」を「市町村」に改める。

第五十七条第二項中「都道府県の議員」を「都道府県の議会の議員」に改める。

第七十一条中「、長又は委員」を「又は長」に改める。

第八十六条第一項第二号中「地方自治法第百五十五条第二項《区を設ける指定市》」を「地方自治法第二百五十二条の十九第一項《指定都市》」に改め、同項第三号中「並びに」を「及び」に改め、「及び教育委員会の委員」を削り、同条第三項中「、都道府県及び市の議会の議員」を「並びに都道府県及び市の議会の議員」に改め、「及び教育委員会の委員」を削り、同条第五項中「第八項」を「第五項」に改める。

第百三条第三項各号列記以外の部分中「又は第五項本文」及び「及び第五項本文」を削る。

第百十六条中「第百十条《再選挙》第一項若しくは第二項（選挙の一部無効に係る部分を除く。）又は第百十三条第一項《補欠選挙》若しくは第二項《増員選挙》」を「第百十条《再選挙》（選挙の一部無効に係る部分を除く。）又は第百十三条《補欠選挙及び増員選挙》」に改める。

第百二十二条の次に次の一条を加える。

（投票及び開票の順序）

第百二十二条の二　第百十九条の規定により同時に選挙を行う場合における投票及び開票の順序は、同条第一項の規定による場合にあつては当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が、同条第二項の規定による場合にあつては都道府県選挙管理委員会が定める。

第百三十二条中「三町」を「三百メートル」に改める。

第百四十一条第一項第三号中「及び長」の下に「並びに町村長」を加え、同項第四号中「及び長」を削り、同条第三項中「、」の下に「町村長の選挙以外の選挙にあつては」を加え、「以下本項中同じ。」を削り、「限るものとする。」を「、町村長の選挙にあつては小型自動車又は軽自動車（道路運送車両法第三条の規定に基き定められた小型自動車又は軽自動車をいう。）に限るものとする。」に、「乗用自動車及び小型貨物自動車」を「これらの自動車」に改める。

第百四十二条第一項第一号中「一万五千枚」を「一万五千枚」に改め、同項第三号中「一万枚」を「一万五千枚」に、当該都道府県の選挙区の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一である場合には一万五千枚、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一を超える場合にはその一を増すごとに三千枚を一万五千枚に加えた数」に改め、同項第四号中「二千枚」を「三千枚」に改め、同項第五号中「一万枚」を「一万五千枚」に、「一千枚」を「一千五百枚」に改め、同項第六号中「二千枚」を「三千枚」に、「一万五千枚」を「一万八千枚」に、「五百枚」を「八百枚」に改め、同項に次の一号を加える。

七　町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には公職の候補者一人について一千枚、議会の議員の選挙の場合には公職の候補者一人について三百枚

第百四十二条第二項中「第六号」を「第七号」に改める。

第百四十四条第一項第一号中「五千枚」を「八千枚」に改め、同項第四号中「五百枚」を「八百枚」に、「二千枚」を「三千枚」に改め、同項第五号中「百枚」を「三百枚」に改め、同条第三項中「四十一センチメートル」を「四十二センチメートル」に、「二十八センチメートル」を「二十センチメートル」に改める。

第百四十七条第二項中「一町」を

「百メートル」に改める。

第百四十八条第三項に次のただし書を加える。

但し、点字新聞紙については、第一号ロの規定（同号ハ及び第二号中第一号ロに係る部分を含む。）は、適用しない。

第百五十三条第一項中「人口概ね四千以上の町村で都道府県の選挙管理委員会の指定するもの」を「都道府県の選挙管理委員会の指定する町村」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第百五十五条第一項中「衆議院議員の選挙にあつては三日以内に、その他の選挙にあつては二日以内に、」を「二日以内に」に改める。

第百五十六条の二第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　都道府県の選挙管理委員会は、前項の最初に行われる立会演説会における演説の順序の決定については、立会演説会を行う期間を二又は三の期間に分け、それぞれその期間ごとに行うことができる。

第百五十九条第一項中「退去させることができる。」を「退去させなければならない。」に改め、同条に次の一項を加える。

3　市町村の選挙管理委員会は、立会演説会の開催に当り、会場の秩序保持に関するこの法律の規定の趣旨及び内容を説明し、並びに会場の見易い場所に掲示する等の方法により、立会演説会の秩序保持に努めなければならない。

第百六十五条及び第百六十五条の二中「三町」を「三百メートル」に改める。

第百七十六条第一項第一号中「回数券十五枚」を「片道普通乗車券三十枚」に改め、同条第二項中「回数券」を「片道普通乗車券」に改める。

第百七十七条第三項中「及び回数券」を「若しくは片道普通乗車券」に改める。

第百九十九条の三の次に次の一条を加える。

（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止）

第百九十九条の四　公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている団体は、当該選挙に関し、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。但し、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対し寄附をする場合は、この限りでない。

第二百一条の五第一項第四号及び第二百一条の六第一項第四号中「四十一センチメートル」を「四十二センチメートル」に、「二十八センチメートル」を「三十センチメートル」に改める。

第二百一条の十一第二項及び第三項中「三町」を「三百メートル」に改める。

第二百十二条を次のように改める。

（選挙人等の出頭及び証言の請求）

第二百十二条　選挙管理委員会は、本章に規定する異議の申立又は訴願の提起があつた場合において、その決定又は裁決のため必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言を求めることができる。

2　民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）中証人の訊問に関する規定は、前項の規定により選挙管理委員会が選挙人その他の関係人の出頭及び証言を求める場合について準用する。但し、罰金、拘留、勾引又は過料に関する規定は、この限りでない。

3　第一項の規定により出頭した選挙人その他の関係人の要した実費は、当該地方公共団体が、条例の定めるところにより、弁償しなければならない。

第十六章（第二百三十九条の二及び第二百五十二条を除く。）中「禁こ」を「禁錮」に改める。

第二百三十九条の二各号列記以外の部分中「禁こ」を「禁錮」に改め、同条第二号中「日本専売公社若しくは原子燃料公社の役員若しくは職員又は日本国有鉄道若しくは」を「日本国有鉄道、日本専売公社若しくは原子燃料公社の役員若しくは職員又は」に改める。

第二百四十九条の三の次に次の一条を加える。

（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反）

第二百四十九条の四　団体が第百九十九条の四（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止）の規定に違反して寄附をしたときは、その団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、五千円以上五万円以下の罰金に処する。

第二百五十一条中「○及び第二百四十九条の三○公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反及び第二百五十二条の二《政党その他の政治団体の政治活動の規制違反》及び第二百五十二条の三《選挙人等の偽証罪》の罪」を「○及び第二百四十九条の三○公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反及び第二百五十二条の二《政党その他の政治団体の政治活動の規制違反》及び第二百五十二条の三《選挙人等の偽証罪》の罪」に改める。

第二百五十二条第一項中「○及び第二百四十九条の三○公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反及び第二百五十二条の二《政党その他の政治団体の政治活動の規制違反》及び第二百五十二条の三《選挙人等の偽証罪》の罪」を「○及び第二百四十九条の三○公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反及び第二百五十二条の二《政党その他の政治団体の政治活動の規制違反》及び第二百五十二条の三《選挙人等の偽証罪》の罪」に改める。

（選挙人等の偽証罪）

第二百五十二条の三　第二百十二条《選挙人等の出頭及び証言の請求》第二項において準用する民事訴訟法の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上五年以下の禁錮に処する。

2　前項の罪は、当該選挙管理委員会の告発を待つて論ずる。

3　第一項の罪を犯した者が当該異議の申立に対する決定又は訴願に対する裁決が行われる前に自白したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第二百五十三条第一項中「並びに第二百四十九条の三○公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反」を「、第二百四十九条の三○公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反」並びに第二百四十九条の四《公職の候補者等の寄附の制限違反》」に改める。

第二百五十三条の二第一項及び第二百五十四条中「並びに第二百四十九条の三○公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反」を「及び第二百四十九条の三○公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反」及び

第二百十二条第一項	本章に規定する異議の申立	農業委員会等に関する法律第十一条において準用する第十五章（第二百四条、第二百八条及び第二百十一条第二項の規定を除く。）に規定する異議の申立

第十一条の表第二百五十一条及び第二百五十二条第一項の項中「○及び第二百四十九条の二《公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反》○の罪」を「○及び第二百四十九条の二《公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反》○の罪」に、「○及び第二百四十九条の四《公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反》及び第二百五十二条の三《選挙人等の偽証罪》の罪」を「○及び第二百四十九条の四《公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反》及び第二百五十二条の三《選挙人等の偽証罪》の罪」に改め、同表第二百五十四条の項中「並びに第二百四十九条の三《公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反》」を「及び第二百四十九条の三《公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反》○及び第二百四十九条の四《公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反》」に改める。

8 9 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四条本文中「第百十六条第一項」を「第百十六条」に改め、同条の表第百十六条第一項中「第百十六条」に、「第百十条第一項若しくは第二項（選挙の一部無効に係る部分を除く。）又は第百十三条第一項」を「第百十条（選挙の一部無効に係る部分を除く。）又は第百十三条第一項」に改め、同表第百十三条の項の次に次のように加える。

第二百十二条第一項	本章に規定する異議の申立	漁業法第九十四条において準用する第十五章（争訟）（第二百二条第二項、第二百四条、第二百六条第二項、第二百八条、第二百十一条第二項及び第二百十六条の規定を除く。）に規定する異議の申立

第九十四条の表第二百五十一条及び第二百五十二条第一項の項中「○及び第二百四十九条の二《公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反》○の罪」を「○及び第二百四十九条の二《公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反》○の罪」に、「○及び第二百四十九条の四《公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反》及び第二百五十二条の三《選挙人等の偽証罪》の罪」を「○及び第二百四十九条の四《公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反》及び第二百五十二条の三《選挙人等の偽証罪》の罪」に改め、同表第二百五十四条の項中「並びに第二百四十九条の三《公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反》○及び第二百四十九条の四《公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反》」を「及び第二百四十九条の三《公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反》○及び第二百四十九条の四《公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反》」に改める。

10 11 前項の規定による改正後の地方自治法第百八十一条の規定によりあらたに増加することとなる選挙管理委員は、同法第百八十二条第一項の規定により選挙しなければならない。

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

11 12 前項の規定により選挙された選挙管理委員の任期は、地方自治法第百八十三条第一項の規定にかかわらず、現に在任する他の選挙管理委員の残任期間に相当する期間とする。

一　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

戦傷病者及び戦没者遺族の援護に関しては、昭和二十七年本法制定により障害年金並びに遺族年金等の支給のみちが開かれ、また翌二十八年、恩給法の改正により、軍人に係る傷病恩給、公務扶助料等が支給され、なお、未帰還者留守家族等援護法により、留守家族等に対する援護も強化されたのであるが、これらの年金、恩給等の受給者相互間の衡平、待遇改善並びに法の対象外の者等に対する措置に関しては、総合的に適切な対策を樹立する必要があり、今回臨時恩給等調査会の報告の趣旨にのつとり、恩給法等の一部を改正する法律案と平行して本案が提出されたものである。

その要旨は次の通りである。

1　障害年金を現行の最高（特別項症）十八万一千円から最低（第三款症）一万二千円までの十段階を、最高（特別項症）二十五万六千五百円から最低（第三款症）二十五万一万九千円までの十段階にそれぞれ増額することとし、昭和三十三年十月から実施すること。（ただし、第二款症及び第三款症の増額は、昭和三十四年七月から実施すること。）なお、第二項症以上には三万一千円を、第三項症から第一款症までにはそれぞれ七千円を加給すること。

2　昭和三十四年七月一日以後に支給事由の生じた者に支給する障害一時金の額を現行の第一款症八万五千円、第二款症六万八千円、第三款症五万九千五百円から第一款症十六万円、第二款症十二万八千円、第三款症十一万二千円にそれぞれ増額したこと。

3　先順位者に係る遺族年金額を現行の三万五千二百四十五円から五万一千円に増額することとしたこと。（昭和三十三年十月から増額分の半額を、昭和三十五年七月からその全額を実施すること。）

4　動員学徒等のいわゆる準軍属及びその遺族に対し、次の通り障害年金又は遺族給与金を支給することとしたこと。

(1)　障害年金

支給対象は、業務上の傷病により第六項症以上の不具廃疾にある準軍属であつた者とし、支給額は、不具廃疾の程度に応じ、増額後の障害年金額の半額としたこと。

(2)　遺族給与金

支給対象は、業務上の傷病により死亡した準軍属又は準軍属であつた者の遺族のうち、その先順位者とし、又支給対象となるべき条件は、遺族年金のそれに準ずるものとするが、父母については、六十才以上であつてその者を扶養することができる直系血族がないこと、又は不具廃疾であつて、生活資料を得ることができず、かつ、その者を扶養することができる直系血族がないこととし、支給額は、二万五千五百円（増額後の遺族年金額の半額）としたこと。（なお、支給期間は五年間。）

5　軍人の遺族で引き続き遺族年金の支給を受けているもののうち、その先順位者に対しては、同一の事由による公務扶助料の受給者がいなくなつた場合は、先順位者の遺族年金を支給することとしたこと。

6　事変地勤務又は戦地勤務の軍属が公務上の傷病により不具廃疾になつた場合、当該傷病が戦時災害によつて生じたものでないときにおいても、障害年金又は障害一時金を支給することとしたこと。

7　準軍属であつた者に対し、更生医療の給付、補装具の支給及び国立保養所への収容の措置をとることとしたこと。

8　留守家族手当の月額現行二千九百三十七円を四千二百五十円に増額することとし、昭和三十三年十月から増額分の半額につき、昭和三十五年七月からその全額につき実施することとしたこと。

9　未帰還者留守家族等援護法の施行前に復員した軍人軍属等に対する療養の給付を行う期間を更に二年間延長したこと。

二　議案の可決理由

障害年金、遺族年金並びに留守家族手当の額を増額することとともに、旧国家総動員法により徴用された者等のいわゆる準軍属及びその遺族に障害年金又は遺族給与金を支給する等の措置を講ずることは、恩給法改正とも関連し、きわめて時宜に適するものと認め、本案は全会一致、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

遺族年金、傷害年金及び留守家族手当に必要な経費として、昭和三十三年度一般会計予算に三億五千八百五十万円を計上している。また、療養の給付期間の延長に伴い必要な経費としては、昭和三十三年度一般会計予算に六百五十八万六千円を計上している。

右報告する。

昭和三十三年四月十五日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円（但し良質紙は二十円）（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段(33)三一一一番二九官報課

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十三年四月二十五日

○第二十八回国会　衆議院会議録追録（その一）（三）

議案の要旨及び目的
本案の改正点は次の通りである。
従来、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官以上の裁判官の報酬は、内閣総理大臣等他の特別職の職員の給与に準じて定められている関係上、他の一般の裁判官の報酬及び一般の政府職員の俸給が昭和二十三年六月以降数回にわたつて増額されたのに対して、内閣総理大臣等他の特別職の職員の給与とともに、その増額がしばしば見送られておつたのである。
今回政府において、内閣総理大臣等他の特別職の職員の給与を増額する法律案を別途国会に提出したので、これに対応して、高等裁判所長官以上の裁判官の報酬を増額しようとするものである。
二　議案の修正議決理由
政府原案は、高等裁判所長官以上の裁判官の報酬と他の一般の裁判官の報酬の権衡を考慮した妥当な措置であると認める。なお、原案の附則においては「この法律は本年四月一日から施行する。」となつているが、これを四月一日にさかのぼつて適用するよう修正する必要があるので、別紙のとおり、修正議決すべきものと議決した次第である。
三　本案施行に要する経費
昭和三十三年度裁判所予算に
五百八十二万円
八十七万三千円
六十万六千円
合計（純増額分）
六百八万六千三百五十円

〔第二十一号参照〕

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案の改正点は次の通りである。
従来、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官以上の裁判官の報酬は、内閣総理大臣等他の特別職の職員の給与に準じて定められている関係上、他の一般の裁判官の報酬及び一般の政府職員の俸給が昭和二十三年六月以降数回にわたつて増額されたのに対して、内閣総理大臣等他の特別職の職員の給与とともに、その増額がしばしば見送られておつたのである。
今回政府において、内閣総理大臣等他の特別職の職員の給与を増額する法律案を別途国会に提出したので、これに対応して、高等裁判所長官以上の裁判官の報酬を増額しようとするものである。
二　議案の修正議決理由
政府原案は、高等裁判所長官以上の裁判官の報酬と他の一般の裁判官の報酬の権衡を考慮した妥当な措置であると認める。なお、原案の附則においては「この法律は本年四月一日から施行する。」となつているが、これを四月一日にさかのぼつて適用するよう修正する必要があるので、別紙のとおり、修正議決すべきものと議決した次第である。
三　本案施行に要する経費
昭和三十三年度裁判所予算に
五百八十二万円
八十七万三千円
六十万六千円
合計（純増額分）
六百八万六千三百五十円

報酬増額分
期末手当増額分
特別手当制度廃止に伴う減額分
合計（純増額分）

が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年四月十六日

法務委員長　町村　金五

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

附　則

（小字及び――は修正）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、昭和三十三年四月一日から適用

2　最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官が昭和三十三年四月一日以後の分としてすでに支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案の改正点は次の通りである。
従来最高検察庁検事総長、次長検事、東京高等検察庁検事長及びその他の検事長の俸給は、内閣総理大臣等他の特別職の職員の給与に準じて定められている関係上、他の一般の検察官及び政府職員の俸給が昭和二十三年六月以降数回にわたつて増額されたのに対して、内閣総理大臣等他の特別職の職員の給与とともに、その増額がしばしば見送られたのである。
今回政府において、内閣総理大臣等他の特別職の職員の給与を増額する法律案を別途国会に提出したので、これに対応して、検事長以上の検察官の俸給を増額しようとするものである。
二　議案の修正議決理由
政府原案は、検事長以上の検察官の俸給と他の一般の検察官の俸給との権衡を考慮した妥当な措置であると認める。なお、原案の附則においては「この法律は、本年四月一日から施行する。」となつているが、これを四月一日にさかのぼつて適用するように修正する必要があるので、別紙の通り、修正議決すべきものと議決した次第である。
三　本案施行に要する経費
昭和三十三年度裁判所予算に
百九十万八千円
二十八万六千二百円
六十五万四千九百四十八円
百五十三万九千二百五十二円

俸給増額分
期末手当増額分
特別手当制度廃止に伴う減額分
合計（純増額分）

が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年四月十六日

法務委員長　町村　金五

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

附　則

（小字及び――は修正）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、昭和三十三年四月一日から適用

2　検事総長、次長検事及び検事長が昭和三十三年四月一日以後の分としてすでに支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
裁判所の執行吏は、一般の公務員に準じて恩給を受けており、その俸給年額は執行吏の手数料に対する国庫補助基準額である。今回政府においては、一般の公務員の恩給について、その計算の基礎となる俸給年額を増額する等の措置を講ずる法律案を別途国会に提出したので、これに対応して、昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた執行吏の恩給について、その年額を一般公務員の場合と同様に、一万五千四百八十三円の給与水準による国庫補助基準額である十一万五千円を俸給年額とみなして算出した額に増額しようとするものである。
二　議案の可決理由
一般公務員の恩給の増額に伴い、執行吏の恩給を増額する措置は妥当であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
三　本案施行に要する経費
昭和三十三年度一般会計総理府予算において一万八千円を計上している。

右報告する。

昭和三十三年四月十六日

法務委員長　町村　金五

衆議院議長益谷秀次殿

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案の改正点は次の三点である。
第一は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、栃木今市簡易裁判所及び今市簡易裁判所の名称を変更しようとするものである。
第二は、市町村及びその他の行政区域の変更、あるいは交通上の利便等に伴い、広島簡易裁判所ほか五簡易裁判所の管轄区域を変更しようとするものである。
第三に、市町村及びその他の行政区域の変更のあつたものについて、この法律の別表第四表及び第五表について必要な整理をしようとするものである。
二　議案の可決理由
本案は、国民の利便及び裁判事務上の便宜のため、妥当な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月十六日

法務委員長　町村　金五

衆議院議長益谷秀次殿

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案の改正点は次の二点である。
第一は、最近地方裁判所においては民事・刑事の事件数の増加や裁判官の不足等のため、本来合議体で扱うのが適当である複雑困難な事件がやむなく一人の裁判官で扱われているような実情であるの

で、この際第一審の充実強化策として、判事補二十人を増員しようとするものである。

第二は、従来、裁判所には、二カ月以内の期間を定めて雇用している定員外の常勤職員が相当数勤務しているが、今回政府において、各行政機関における定員外職員を定員化する法律案を提出したので、これに対応して、定員外職員の中、四十四人を裁判所定員法による裁判所の職員の員数に組み入れようとするものである。

二　議案の修正議決理由

政府原案は、第一審を充実強化する措置として、また、二カ月の期間を定めて雇用している定員外の常勤職員の中、実質的には、その職務内容が定員内の職員とほとんど同じである者がおる実情にかんがみ、妥当な措置であると認める。なお、原案の附則においては「この法律は、本年四月一日から施行する。」となっているが、これを四月一日にさかのぼって適用するように修正する必要があるので、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

判事補二十人の増員分として、昭和三十三年度一般会計裁判所予算（人件費）に一千二百五十九万四千円を計上している。

右報告する。

昭和三十三年四月十七日

法務委員長　町村　金五

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

附　則

（小字及び――は修正）

この法律は、（公布の日）昭和三十三年四月一日から施行○○する。（○し、昭和三十三年四月一日から適用）

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（渡海元三郎君外五名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、産業教育の特殊性にかんがみ、産業教育手当の支給対象を拡大せんとするものであり、その要旨は、現行法が、農業又は水産に係る産業教育に従事する国、公立高等学校の教員だけに産業教育手当の支給を規定しているのに対して、今回、さらに、工業、電波及び商船に係る産業教育に従事する教員並びに農業、水産を含め、これらの教育の実習について、教諭の職務を助ける実習助手で政令で定める者に対しても、産業教育手当を支給することができるようにするものである。

二　議案の可決理由

本案は、国立又は公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給対象に工業（電波を含む。）又は商船に係る産業教育に従事する教員を加え、また、新たに農業、水産、工業（電波を含む。）又は商船に係る産業教育に従事する実習助手にも産業教育手当を支給するようにすることは時宜に適したものであることを認め、別紙の通り要望決議を附し、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二百七十二万円の見込である。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

松永文部大臣から、本案については、昭和三十三年度はこれに伴う財政措置が講ぜられていないのみならず、他の公務員との均衡、今後の財政負担の関係等種々検討すべき問題が多いので、賛成しがたい旨の答弁があつた。

右報告する。

昭和三十三年四月十六日

文教委員長　山下　榮二

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案に対する要望決議

産業教育振興法の趣旨に基き、私立学校の重要性とその財政の窮状とにかんがみ、本法案の内容が農業、水産、工業（電波を含む。）又は商船に係る産業教育に従事する私立の高等学校の教員及び実習助手に対しても来年度より等しく準用されるよう、政府は速やかに所要の措置を講ずべきである。

右要望する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、公立義務教育諸学校に関し、学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて義務教育水準の維持向上に資するものであり、その要旨は、まず、学級編制について、

国は、公立義務教育諸学校について、学校の種類及び学級編制の区分に応じ、一学級の児童、生徒の数の標準数を定め、各都道府県教育委員会は、これを標準として、それぞれの基準を定め、その基準を定めるにあたつて、標準数に五人を加えた数をこえる数によろうとする場合には、毎学年、あらかじめ、文部大臣の意見を聞かねばならないこと。

公立義務教育諸学校の学級編制は、この基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行うものとし、市町村教育委員会は、市町村立義務教育諸学校の学級編制について、毎学年、都道府県教育委員会の認可を受けなければならないこと等を規定し、

次に教職員定数の標準については、国は、各都道府県ごとの、公立義務教育諸学校に置くべき教職員の定数について、学校の種類ごとに、その標準となるべき数の算定方式を定め、文部大臣は、公立義務教育諸学校に置かれている教職員の総数が、この算定方式によつて算出した教職員定数より、著しく下る都道府県があるときは、あらかじめ、自治庁長官に通知して、当該都道府県に対し、教職員の増員について、必要な勧告ができること等を規定し、

最後に経過規定として、この法律施行の際、現に、学級編制の標準数をこえる数を基準としている都道府県及び教職員の現員が、教職員定数の標準に満たない都道府県については、政令の定めるところにより、それぞれ、暫定的にその標準となるべき数を定める等、所要の規定を設けている。

二　議案の修正議決理由

本案は、おおむね妥当なものと認めるが、教職員の現員が定数をこえており、かつ、一学級の児童、生徒数が基準以上になつている都道府県の学級編制は、本案附則の経過規定にかかわらず、教員が定数をこえる範囲までは、学級規模の適正化に努め、教員身分の安定と教育効果の向上を図ろうとする旨の修正を適切と認め、本案は別紙の通りの附帯決議を附し修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に約七億七千八百万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年四月十六日

文教委員長　山下　榮二

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字は修正）

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（学級編制の標準に関する経過措置）

2　この法律の施行の際、現に公立の小学校又は中学校の学級編制の認可に当り一学級の児童又は生徒の数について第三条第二項の表の下欄に掲げる数（同項ただし書の規定により別に政令で定める数を標準とする場合にあつては、その数○○。以下同じ。）をこえる数を基準としている都道府県に係る一学級の児童又は生徒の数の標準については、当分の間、同項の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の減少及び学校施設の整備の状況を考慮して政令で定めるところにより、暫定的にその標準となるべき数を定めるものとする。この場合における第四条の規定の適用についての必要な読替は、政令で定める。

（教職員定数の標準に関する経過措置）

3　この法律の施行の際、現に公立の小学校又は中学校に置かれている教職員の総数（第十条各号に掲げる者に係るものを除く。以下「現員」という。）が第七条若しくは第八条又は次項の規定により算定した数（以下「定数」という。）に満たない都道府県の小学校教職員定数又は中学校教職員定数については、引き続き現員が定数に満たない間に限り、第七条及び第八条並びに次項の規定にかかわらず、定数に対する現員の充足の程度及び学級数の増加の状況を考慮して政令で定めるところにより、暫定的にその標準となるべき数を定めるものとする。

（小学校教職員定数の標準に関する特例）

4　公立の小学校の同学年の児童で編制する学級のうちに、一学級の児童の数が五十五人をこえるもの

がある場合においては、当分の間、当該都道府県の小学校教職員定数は、第七条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した数に政令で定める数を加えた数を標準とするものとする。

5　この法律の施行の際、現員が定数をこえ、かつ、現に公立の小学校又は中学校の学級編制の認可に当り一学級の児童又は生徒の数について第三条第二項の表の下欄に掲げる数をこえる数を基準としている都道府県にあつては、同項の基準を定める場合には、附則第二項の標準にかかわらず、当該現員が定数をこえる範囲まで、学級規模の適正化に努めなければならない。

（現員が定数をこえる場合の経過措置）

〔別紙〕

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行の際事務職員及び養護教諭の現員が本法によつて算定された定数をこえる都道府県においては、その現員を確保するよう万全の措置を講ずべきである。

右決議する。

航空機工業振興法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

航空機は、近代的輸送手段として急速に発展している世界の趨勢であり、欧米各国においては、航空機工業の育成について、国の積極的な助成策を講じているのであるが、わが国の航空機工業の基礎は、今日なお、きわめて貧弱な状況である。

航空機工業は代表的総合工業であるので、これを振興することは関連産業の発展、技術の向上、下請産業である中小企業の育成、ひいては国際収支の改善にも役立つのであるから、この際わが国においても、航空機工業の振興を図ろうというのが、本案の目的であり、その要旨は次の通りである。

1　本案で国産化を推進するものは、航空機のほか、その関連機器、部品、材料等とする。

2　航空機工業審議会を置き、航空機等の国産化推進のための重要事項を審議せしめる。

3　航空機等に関する試験研究を行う者に、国有財産を時価より低く使用させることができる。

4　政府は、航空機等の国産化に必要な資金の確保に努める。

二　議案の可決理由

航空機工業の振興を図り、あわせて産業の技術の向上及び国際収支の改善に寄与するため、航空機等の国産化を促進するための措置を講じようとする本案の趣旨は、わが国の経済発展に寄与するためにきわめて妥当な措置であると認め、別紙のごとき附帯決議を附して、全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月十七日

商工委員長　小平　久雄

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

航空機工業振興法案に対する附帯決議

一、本法の目的は、民間の輸送用航空機等の国産化の促進による航空機工業の振興を図るところにあるので、政府は、この趣旨に従つて、本法の運用を行うべきである。

二、政府は、本法の目的を達成するため、航空機工業の技術の向上及び経営基盤の確立等について、適切な振興助成策を講ずるとともに、特に当面最も緊急を要する中型輸送機の設計研究及び試作等について、その合理的促進を図るための機構の整備、資金の確保等について、特段の考慮を払うべきである。

水洗炭業に関する法律案（橋渡君外二十六名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

炭鉱地帯、なかんずく北九州の炭田地帯において多く施業している水洗炭業は、低品位炭の供給と、失業者の吸収に役立つている反面、河川、道路、あるいは田畑に被害を与え、公共の福祉を阻害している実情にあるので、水洗炭業に対して適切な規制措置を講じようというのが、本案の目的であり、その要旨は次の通りである。

1　水洗炭業者は、都道府県知事の登録を受けなければならない。

2　水洗炭業の施業が、公共の福祉を阻害し又は阻害するおそれがあるときは、都道府県知事は、事業改善命令をなしうる。

3　水洗炭業者に、無過失賠償の義務を課し、このために保証金を供託せしめる。

4　水洗炭業者が、被害防止のために必要な施設を行おうとする場合は、都道府県知事は融資のあつせん等の措置を講ずることができる。

5　都道府県に、水洗炭業審議会を置くことができる。

二　議案の可決理由

水洗炭業による被害を防止し、その事業の健全な運営を確保することにより、公共の福祉を保護しようとする本案の趣旨は、きわめて妥当なものと認め、全会一致をもつて、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月十七日

商工委員長　小平　久雄

衆議院議長益谷秀次殿

地方鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国においては、毎年暴風、大雨等異常な天然現象による甚大な災害が発生しており、このため地方鉄道もまた毎年甚大な災害を受けている実情である。

よつて、本案は、かかる実情に対して、復旧に要する費用の一部を補助して災害復旧の促進を図り、もつて民生の安定に寄与しようとするものである。

その要旨は次の通りである。

1　地方鉄道が異常な天然現象により大規模の災害を受けた場合に、当該地方鉄道業者が自己の資力をもつてしてはすみやかに災害復旧事業を施行することが困難であり、かつ、当該地方鉄道を復旧しなければ国民生活に著しい障害を生ずる虞のあるときは、当該地方鉄道業者に対して復旧費の一部を補助することができるものとすること。

2　昭和三十二年七月以降の災害を受けた地方鉄道業者に対しても適用できるものとすること。

3　その他所要の監督規定を整備すること。

二　議案の可決理由

本案は、地方鉄道の整備を図り、もつて民生の安定に寄与するため、有効適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算において、地方鉄道軌道災害復旧費補助として一千四百万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年四月十七日

運輸委員長　赤澤　正道

衆議院議長益谷秀次殿

内閣法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、内閣法第十二条の規定にもとづいて内閣官房が所掌としている事務のうち、特に内閣の重要政策に関する情報の総合整理についての機能の向上を図るため、内閣法第十六条第一項の規定を改正して内閣官房の職員の定員「三十六人」を十五人増員して「五十一人」としようとするものである。

二　議案の修正議決理由

本案は、行政運営の適正を図るため必要な措置と認めるが、施行期日については修正することを適当と認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に、八百七十三万九千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年四月十七日

内閣委員長　福永　健司

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日（昭和三十三年四月一日から施行○○する。○し、昭和三十三年四月一日から適用）（暫定定員）

2　この法律による改正後の内閣法第十六条第一項の規定にかかわらず、内閣官房に置かれる第十四条の二に規定する職員（二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く。）の定員は、昭和三十三年九月三十日までの間は、四十四人とする。

国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国防会議事務局の業務を円滑に処理するため、新たに参事官一人を増員し、職員の定員を参事官三人、その他事務職員等、計十三人（局長を除く。）に改め、四月一日から施行しようとするものである。

二　議案の修正議決理由

本案は、事務処理の円滑を図るため、妥当な措置と認めるが、施行期日については修正することを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

八千二万五千円が、昭和三十三

年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十三年四月十七日

内閣委員長　福永　健司

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

附　則

この法律は、公布の日昭和三十三年四月一日から施行する。

一　議案の要旨及び目的

本案は、第一に昭和三十三年度における各行政機関の事業予定計画に即応し、その定員規模の適正化を図るとともに、第二に公務員制度調査会の答申の趣旨ならびに戦後、適正な定員措置が諸般の事情により抑制されてきた事情にかんがみ、暫定的に、必要な定員外職員を定員化し、その処遇改善を図ろうとするもので、主なる内容は、定員外職員の定員化に伴う増一万九千六百十五人及び昭和三十三年度の事業予定計画に伴う増減を差し引き増三千七百二十一人、計二万三千三百三十六人を増加して第二条第一項の表の合計を六十六万七千二百六十一人とすることである。

なお、事業計画に伴う増減の主なる内訳は次のとおりである。

(1)　増員

科学技術庁の附属研究所等の拡充に伴うもの百四十三人、国立学校の学年進行、学部学科の増設等に伴うもの七百八十四人、郵便取扱い業務量の増加に伴うもの千六十七人、電気通信施設の拡張に伴うもの千九百二十二人、特定郵便局の増設に伴うもの二百人等

(2)　減員

郵政省の電信、電話業務を日本電信電話公社の直轄に移管することに伴うもの六百九十八人、調達庁の駐留軍施設等提供業務の減少によるもの百三十五人

二　議案の修正議決理由

本案は行政運営上、妥当なものと認めるが、施行期日については修正することを適当と認め、別紙の通り、修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算及び特別会計予算に、定員外職員の定員化に伴う振替え経費約二十五億八千万円、昭和三十三年度事業計画に伴う純増員に要する経費約八億八千五百万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年四月十七日

内閣委員長　福永　健司

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律中、附則第四条の改正規定は、公布の日から○○施行し、その他の規定は、昭和三十三年四月一日から適用施行する。

（暫定定員）

第二条　改正後の行政機関職員定員法（以下「新法」という。）第二条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる各行政機関においては、それぞれ、同表中欄に掲げる日までの間の職員の定員は、同表下欄に掲げる員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

調達庁	昭和三十三年七月三十一日	一〇三人
	昭和三十三年九月三十日	六八人
	昭和三十四年二月二十八日	四〇人
経済企画庁	昭和三十三年九月三十日	一人
科学技術庁	昭和三十三年九月三十日	一人
	昭和三十三年五月十五日	二八〇人
	昭和三十三年十一月十五日	一八〇人
	昭和三十四年五月十五日	一五〇人
農林省本省	昭和三十三年九月三十日	一人
食糧庁	昭和三十三年九月三十日	一人
通商産業省本省	昭和三十三年九月三十日	三人
厚生省本省	昭和三十三年九月三十日	一人
	昭和三十三年十一月十五日	一人
	昭和三十四年五月十五日	一人

第三条　行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十項の表厚生省の項中

昭和三十三年五月十五日	一〇〇人
昭和三十三年十一月十五日	三〇人
昭和三十四年五月十五日	一五〇人

を

昭和三十三年五月十五日	二八〇人

に改める。

第四条　行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の表厚生省の項中「昭和三十三年五月十五日」を「昭和三十三年三月三十一日」に改める。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和三十二年七月十六日付の人事院勧告に基き、一般職の国家公務員に対し、新たに通勤手当を支給しようとするものでその要旨は次の通りである。

1　通勤手当は、有料交通機関又は自転車等を利用して、片道二キロメートル以上の距離を通勤する職員に対して支給すること。

2　支給額は、有料交通機関等により通勤する者に対しては、月額六百円を限度として一箇月の通勤費に相当する額から百円を差し引いた額とし、自転車等で通勤する者に対しては月額百円とすること。

3　通勤費の算出、通勤手当の支給等に関する必要事項は人事院規則で定めること。

その他、関係法律に所要の改正を行い、施行期日は昭和三十三年四月一日としている。

二　議案の修正議決理由

昭和三十二年七月十六日付人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般職の国家公務員に対し通勤手当を支給することは妥当な措置と認めるが、本案審議中、施行期日である昭和三十三年四月一日を経過したので、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

約　十四億一千万円

一般会計所属職員分（但し特別職の職員の分を含む。）

約　一億六千万円

特別会計所属職員分

合計約十五億七千万円が昭和三十三年度予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十三年四月十七日

内閣委員長　福永　健司

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日昭和三十三年四月一日から施行○○し、昭和三十三年四月一日から適用する。

（地方自治法の一部改正）

2　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四条第二項中「扶養手当」の下に「、通勤手当」を加える。

（国家公務員災害補償法の一部改正）

3　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「扶養手当」の下に「、通勤手当」を加える。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和二十七年十一月に改定されて以来、秘書官等の一部の職員を除いてはすえ置かれたままとなつている特別職の職員の俸給月額の改定を行うとともに、給与制度全般についての整備を行うため、特別職の職員の給与に関する法律等につき所要の改正を加え

ようとするもので、その内容は次の通りである。

（一）特別職の職員の給与に関する法律に次のような改正を行うこと。

1　特別職の職員の俸給月額を改定するとともに、俸給表の体系を改め、秘書官に対しては、一般職の職員の例により通勤手当を支給することとしていること。

2　委員会、審議会、審査会等の委員長、委員等で他の職務等に従事し、それから生ずる所得が主たる所得となっている者には、俸給月額を支給せずに手当を支給するものとしていること。

3　常勤を要する国家公務員から引き続いて特別職の職員となった者のうち、公務員としての在職期間が長期にわたる者に対して支給していた特別手当は、これを廃止することとしていること。

4　新設の科学技術会議の常勤及び非常勤の議員を、特別職の職員の適用範囲に加えていること。

（二）特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正して、暫定手当の額を、別途政令で定めることとしていること。

（三）会計検査院法、国家公務員法、文化財保護法及び自治庁設置法の一部を改正して、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に関連する所要の規定の整備を行っていること。

（四）防衛庁職員給与法の一部を改正して、防衛事務次官及び統合幕僚会議議長の俸給月額を改定するとともに、その給与体系を特別職の職員に準ずるものに改めていること。

なお、施行期日は、昭和三十三年四月一日としているが、改正規定中、科学技術会議の議員に係る部分は科学技術会議設置法施行の日から、内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房長官及び総理府総務長官に係る部分は、別に法律で定める日から施行することとしている。

二　議案の修正議決理由

一般職の職員の給与については再度の改定が行われたにもかかわらず、特別職の職員の給与は、一部の職員を除いては、昭和二十七年十一月以来すえ置かれたままとなっているため、両者間の均衡が失われる結果となっている実情等にかんがみ、特別職職員の給与の額を改定するとともに給与制度の整備を行うことは妥当な措置と認めるが、本案審議中、施行期日である昭和三十三年四月一日を経過したので、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に約一千百万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年四月十七日

内閣委員長　福永　健司

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

附　則

（小字及び┃┃は修正）

1　この法律は、○公布の日○昭和三十三年四月一日から施行○する。ただし、特別職の職員の給与に関する法律第四条、第九条及び第十四条第一項の改正規定、文化財保護法第十三条第一項の改正規定、自治庁設置法第十三条の次に二条を加える改正規定、自治庁設置法第十六条の次に一条を加える改正規定並びに附則第二項の規定を除くほか、（昭和三十三年法律第　号）の施行期日から、同表の改正規定中内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房長官及び総理府総務長官に係る部分は、別に法律で定める日から施行する。

2　この法律（前項ただし書に係る部分を除く。）は、昭和三十三年三月三十一日において同じ。）の施行の日の前日に関する法律第一条第九号から第十四号までに掲げる職員である者には、その者が同年四月一日以後改正後の特別職の職員の給与に関する法律第四条の規定に該当することとなった場合においても、この法律の施行の日の前日の同年三月三十一日を含む任期が終了するまでの間は、同条の規定を適用せず、同法第二条に規定する給与を支給するものとする。

3　この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。）の施行前に改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基いてすでに特別職の職員（内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房長官及び総理府総務長官を除く。）に支払われた昭和三十三年四月一日から同年四月三十日までの期間に係る給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

〔別紙〕

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

今回の特別職の職員の給与改正に関しては、本日の質疑において明らかにされたごとく、各俸給額に対する官職の格付がきわめて不均衡ずさんである。

政府はすみやかに特別職職員全般にわたってその職責の再検討を行い給与の是正措置を講ずべきである。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、防衛庁の職員に対し、一般職の国家公務員の例に準じ通勤手当を支給する等、防衛庁職員給与法に所要の改正を加えようとするもので、その内容は次の通りである。

第一点は、防衛庁の職員に対し、一般職の職員同様に通勤手当を支給することとしていることと。

第二点は、昨年末の、期末手当の〇・一五月分増額に伴い、その相当額だけを増額するため、航空手当、乗組手当及び落下さん隊員手当の最高制限を引き上げていること。

第三点は、通勤手当の新設並びに航空手当等の率の改訂に伴い、公務災害補償等関係規定の整備を行っていること。

なお、施行は公布の日からとしているが、通勤手当に係る改正規定は、昭和三十三年四月一日からとしている。

二　議案の修正議決理由

防衛庁職員の給与は、一般職の職員の給与との権衡を考慮して定められている実情等にかんがみ、本案は妥当な措置と認めるが、本案審議中、通勤手当に係る改正規定の施行期日である昭和三十三年四月一日を経過したので、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に約一億七千八百万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年四月十七日

内閣委員長　福永　健司

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

附　則

（小字及び┃┃は修正）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、通勤手当に係る改正規定は、昭和三十三年四月一日から┃適用┃施行する。

2　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十九項中「及び扶養手当」とあるのは「、扶養手当及び暫定手当」と、「特殊勤務手当」とあるのは「、通勤手当及び暫定手当」と、「特殊勤務手当、」に改める。

〔第三十二号参照〕

企業担保法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、株式会社の資金調達を円滑にするため、株式会社の総財産を一体として担保の目的とする簡易で合理的な担保制度を創設せんとするものである。その要旨は、

第一に、株式会社の総財産は、その社債を担保するため、企業担保権の目的とすることができる。ただし、当分の間、例外的に、国際復興開発銀行からの借款等の特殊性にかんがみ、日本開発銀行の特殊の貸付金を担保するためにも同様のことを認めようとするものである。

第二に、企業担保権は物権とし、その得喪変更を目的とする契約は、公正証書によって行い、かつ、会社の本社所在地における株式会社登記簿に登記することによってその効力を生ずるものである。

第三に、企業担保権は、会社企業の運営に伴って、常時変動するその時々の状態における会社の総財産に効力が及ぶものとされ、また、先取特権、質権及び抵当権よりも常に後順位にあるものである。

第四に、企業担保権が実行に移されたときは、差押によって会社の総財産が固定し、この総財産を管財人が一括競売又は任意売却するものであって、その換価代金は、企業担保権者及びこれに優先する債権者に配当し、その残余を無担保債権者に配当するものである。

二　議案の可決理由

現在、株式会社が社債を発行する場合には、工場財団その他の各種財団抵当を利用しているが、近代化せられた今日の大企業においては、その企業施設に財団を設け

さらに設備のひん繁な改廃、変動に伴つて、その都度、財団の組成物権について変更の手続をとることは、きわめて、煩雑であり、かつ、多大の時間と費用を要し不便きわまりない実情にあるのである。かかる不利、不便を除去せんがため、株式会社の総財産をその変動するままの姿において、社債の担保に供する簡素で、かつ、合理的な新しい担保制度として、企業担保制度を採用せんとすることは、時宜に適した処置と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月十八日

法務委員長　町村　金五

衆議院議長益谷秀次殿

首都圏市街地開発区域整備法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、首都圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、市街地開発区域内における宅地の造成その他市街地開発区域の整備に関し必要な事項を定め、市街地開発区域を工業都市又は住居都市として発展させることを目的とするものである。

1　市街地開発区域の整備のために事業計画に基いて地方公共団体が実施する土地区画整理事業、工業用水道の布設その他の事業に対して、国が必要な資金の確保その他の援助に努めるものとすること。

2　地方公共団体又は日本住宅公団が一団地の宅地を造成する場合には、関係行政機関の長が、その宅地造成事業が円滑に遂行され得るように配慮するものとすること。

3　市街地開発区域の発展に寄与するための鉄道又は軌道の新設を行おうとする者に対し、また、市街地開発区域内に整備計画に照らして定める工場を新設又は増設しようとする者に対して首都圏整備委員会が、その建設資金のあつせんに努めるものとすること。

二　議案の可決理由

本案は、市街地開発区域内における宅地の造成その他市街地開発区域の整備を行うため必要な措置であると認め、原案の通りこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月十八日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

文部省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の要旨及び目的は次の通りである。

第一点は、官房長を設けることである。文部行政においては、最近は特に科学技術教育の振興に関する問題等総合的角度から検討を要する事柄が多く、部内部外にわたつて調整を要すべき事務がとみに増加してきたので、この際、官房長を設けることにより、これらの事務処理機能を強化するとともに官房の所掌事務を一層効率的に運営しようとするものである。

第二点は、体育局の設置である。すなわち、学校体育、社会体育ならびにこれらに関連する施策を強力に推進するため、体育局を設けて、現在各局に分属している体育に関する事務と学校保健および学校給食に関する事務とを一体的に処理しようとするものである。

第三点は、国立近代美術館の分館として西洋美術館を設けることである。近くフランス政府の好意により故松方幸次郎氏の所蔵に係る作品が、日本政府に寄贈されることになつているので、本年十二月一日から近代美術館の分館として西洋美術館を設け、この寄贈作品等を保管し、公衆の観覧に供しようとするものである。

二　議案の修正議決理由

本案は、文部行政のより効率的な運営を図るため、所要の機構改正を行うものであつておおむね妥当な措置と認めるが、フランス政府の好意にこたえるため並びに行政機構簡素化の見地より、本案は、これを別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として七千八百三十五万四千円が昭和三十三年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十三年四月十八日

内閣委員長　福永　健司

衆議院議長益谷秀次殿

［別紙］

文部省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第六条第一項の改正に関する部分及び同条の次の一条を加える改正に関する部分を次のように改める。

第六条第一項中「五局」を「六局」に、「社会教育局」を「社会教育局　体育局」に改める。

第七条第十四号の次に一号を加える改正に関する部分を削る。

第十条第九号及び第十号の改正に関する部分を次のように改める。

第十条第一号中「国立近代美術館」の下に「、国立西洋美術館」を加え、同条第九号及び第十号を次のように改める。

九及び十　削除

第十一条第十四号の改正に関する部分を削る。

第十二条第五号の改正に関する部分の次に次のように加える。

第十四条中「国立近代美術館」を「国立近代美術館　国立西洋美術館」に改める。

第十五条第一項中「国立近代美術館」の下に「、国立西洋美術館」を加える。

第二十条の改正に関する部分を次のように改める。

第二十条第一項中「国立近代美術館」の下に「、国立西洋美術館の所掌に属するものを除き」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（国立西洋美術館）

第二十条の二　国立西洋美術館は、昭和三十年十月八日に日本国政府及びフランス政府間に成立した合意に基きフランス政府から日本国政府に寄贈された美術に関する作品並びに西洋美術に関するその他の作品及び資料を収集、保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う機関とする。

2　国立西洋美術館は、東京都に置く。

3　国立西洋美術館の内部組織は、文部省令で定める。

附則を次のように改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十条第一号、第十四条、第十五条第一項及び第二十条第一項の改正規定並びに第二十条の次に一条を加える改正規定は、昭和三十四年四月一日から施行する。

（国立西洋美術館の設置に関する経過規定）

2　昭和三十三年十二月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間、国立近代美術館に分館として西洋美術館を置くものとし、その内部組織その他必要な事項は、文部省令で定める。

自治庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、町村合併、地方財政の再建、新市町村の建設及び地方税財政制度の改正等、著しく増大してきた自治庁の所掌事務について、その円滑な遂行を図るため、自治庁設置法の一部に所要の改正を加えようとするもので、その主なる点は次の通りである。

1　所管行政の総合調整を強化し、国会及び地方公共団体との連絡を緊密にする等の活動の円滑化を期するため、長官官房に官房長を置くとともに、現在、長官官房の所掌する地方財政再建促進特別措置法関係の事務を財政局の所掌に移す等、長官官房と財政局の所掌事務に調整を加えること。

2　自治庁の重要な庁務に関し、長官に意見を申し述べることを任務とする参与のうち、学識経験者から任命されるものについては、更新しうる道を開くため、任期を二年とすること。

3　財政再建債消化促進審議会をその任務の終了に伴い廃止すること。

二　議案の可決理由

本案は、自治行政の円滑な運営を図るため、妥当な措置と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に七十四万六千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年四月十八日

内閣委員長　福永　健司

衆議院議長益谷秀次殿

総理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、総理府本府に、南方地域及び北方地域に関する事務を行わせるため、内部部局として特別地域連絡局を、南方地域における事務を行わせるため、附属機関として日本政府南方連絡事務所を置こうとするものであつて、その要旨は次の通りである。

1　南方連絡事務局の名称を特別地域連絡局と改め、総理府の内部部局とする。

2　特別地域連絡局の所掌事務として従来の南方連絡事務局において所掌していた事務の外に政

令で定める北方地域に関する事務（外務省の所掌に属する事務を除く。）を加えること。

3　日本政府南方連絡事務所を総理府の附属機関とすること。

4　右以外の事項はおおむね従来通りとすること。

二　議案の修正議決理由

本案は、行政運営の適正化を図るため、妥当な措置と認めるが、施行期日については、修正するを適当と認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に約五百万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年四月十八日

内閣委員長　福永　健司

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

総理府設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十三年四月一日」を「公布の日」に改める。

建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、新道路整備五カ年計画に基き、道路整備事業を強力に推進する等のため、建設省の機構を整備充実しようとするもので、その内容の主なるものは次の通りである。

1　道路局に管理部及び建設部を設置すること。

2　新たに北陸及び四国の両地方建設局を設けて八地方建設局とし、内部部局を従来の四部から、総務部、河川部、道路部、営繕部及び企画室の四部、一室に改め、東北及び関東の二地方建設局には、これらの部のほか用地部を置き、新設の北陸及び四国の二地方建設局には営繕部を置かないこと。

3　地理調査所の位置を、千葉県より東京都に改めること。

4　地方建設局の所掌事務等について、若干の事務的改正を加えること。

5　施行期日は六月一日。ただし地理調査所の位置変更については、八月一日、地方建設局の所掌事務変更については、公布の日とする。

二　議案の修正議決理由

本案は、わが国の道路行政等を強力に推進するためおおむね妥当な措置と認めるが、行政機構簡素化の見地から、これを修正することを適当と認め、別紙のとおり、修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に、三千三百十二万八千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年四月十八日

内閣委員長　福永　健司

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

建設省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四条の次に一条を加える改正に関する部分を次のように改める。

第五条第五項を次のように改める。

5　河川局及び道路局に、それぞれ次長一人を置く。

第十二条第一号の二の改正規定中「河川」の下に「及び道路」を加える。

第十四条第二項の改正に関する部分及び同条第一項の次に一項を加える改正に関する部分を削る。

附則中「、同条第一号の次に一号を加える改正規定」を「同条第一号の次に一号を加える改正規定及び附則第二項の規定」に改め、附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2　道路法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

第三条　削除

〔第三十三号参照〕

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、日本電信電話公社の経営委員会のもとに新たに、執行系統から独立した監事制度を設けて公社の監査機能を充実し、経営の合理化を図ろうとするものであつて、その要点は次のとおりである。

1　公社の役員として新たに監事二人を置く。

2　監事は通信大臣の認可を受けて、経営委員会が任免する。

3　監事の任期は三年とし、その職務及び権限は次のとおりとする。

イ　公社の業務を監査し、その結果を経営委員会に報告すること。

ロ　公社から通信大臣に提出する決算書類に添付すべき監査報告書を作成すること。

ハ　公社と公社総裁との利害が相反する事項について、経営委員会から選任されて公社の代表者となりうること。

ニ　経営委員会は、必要と認める事項について監事に監査を命じうること。

ホ　通信大臣は、経営委員会に対し、必要事項を監事に監査させ、その結果の報告を求めることができること。

4　本案の施行期日は公布の日とする。

二　議案の修正議決理由

本案は、日本電信電話公社の公衆電気通信事業の経営の合理化に資するものとして、おおむね妥当なものと認めるが、監事の任免について通信大臣の認可を必要とし、かつ、通信大臣が必要事項につき経営委員会に監査を命じうることとした改正点は、日本電信電話公社法制定の趣旨にかんがみ、適切でないものと認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月十八日

通信委員長　片島　港

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

第二十一条中第五項を第六項とし、同条第四項中「二年とする。」を「二年とし、監事の任期は、三年とする。」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。（―は修正）

4　監事は、経営委員会が通信大臣の認可を受けて任命する。

第二十四条に次の一項を加える。

4　経営委員会は、監事が第十五条各号の一に該当するとき、その他監事が監事たるに適しないと認めるときは、通信大臣の認可を受けて、これを罷免することができる。

第七十六条に次の一項を加える。

3　通信大臣は、経営委員会に対して、公社の監督上特に必要があると認める事項について、監事に監査をさせ、及びその結果を報告すべきことを命ずることができる。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、日本開発銀行の業務の円滑な運営を図るため、同行の借入金の限度額を自己資本の二倍とし、貸付金と債務保証との合計額は、自己資本の額と借入金の限度額との合計額をこえないこととしようとするものである。

二　議案の可決理由

従来の規定では、債務保証と借入金の合計額は、資本金と準備金の合計額をこえてはならないこととなつていたが、昭和三十三年度末における開銀の保証及び借入金の合計額は二千六百九十五億円と見込まれ、開銀の資本金及び準備金の合計額二千五百四十五億円に不足すること百五十億円と予想されるので、この際、借入金の限度を引き上げることは時宜に適した妥当な措置であることを認め、本案はこれを原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月十八日

大蔵委員長　足鹿　覺

衆議院議長益谷秀次殿

相続税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、相続税について、遺産取得税体系を維持しつつ被相続人の遺産額と相続人の数を基礎として相続税の総額を算定し、これを各相続人等にその取得財産の価額に応じて納付させる課税方式をとり入れるとともに、課税最低限の引上げ、税率の緩和等を行い、あわせて贈与に対する課税の合理化を図ろうとするものである。

二　議案の修正議決理由

本案は、特に中小財産階層に対して相続税負担の軽減等をはかるため適切な措置であると認めるが、なお、配偶者控除について考慮する必要があると認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本修正の結果必要とする経費

本修正の結果、約一億九千万円の減収が見込まれている。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

一萬田大蔵大臣は、本修正に対して「異議はない」旨の意見を述べた。

右報告する。

昭和三十三年四月十八日

大蔵委員長　足鹿　覺

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第十九条の見出し中「二年」を「三年」に改め、同条第一項中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に、「二年」を「三年」に改め、「ものに限る。」の下に「以下本条並びに第五十一条第二項第二号及び第三項第二号において同じ。」を加え、「前二条」を「第十五条から前条まで」に、「第二十一条の六」を「第二十一条の七」に改め、「（以下本条において「贈与税相当額」という。）」を削り、「その者の」を「その」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

（配偶者控除）

第十九条の二　被相続人の配偶者が当該被相続人からの相続又は遺贈に因り財産を取得した場合においては、当該配偶者については、第十五条から第十八条まで及び前条の規定により算出した金額からその二分の一に相当する金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。ただし、その控除すべき金額が、当該被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額（当該合計額が三千万円をこえる場合には、三千万円）からこれらの者の遺産に係る基礎控除額を控除した金額をその者が民法第九百条の規定による相続分に応じて取得したものとした場合におけるその取得金額（当該被相続人の第十五条第二項に規定する相続人がその者のみである場合には、当該控除した金額）について第十六条の規定を適用して算出した金額の二分の一に相当する金額をこえる場合においては、そのこえる部分の金額は、当該控除をしない。

（未成年者控除）

第十九条の三　相続又は遺贈に因り財産を取得した者（第一条第二号の規定に該当する者を除く。）が、当該相続又は遺贈に係る被相続人の第十五条第二項に規定する相続人に該当し、かつ、二十才未満の者である場合においては、その者については、同条から前条までの規定により算出した金額から一万円にその者が二十才に達するまでの年数（当該年数が一年未満であるときは、これを一年とする。）を乗じて算出した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

2　前項の規定により控除を受けることができる金額がその控除を受ける者について第十五条から前条までの規定により算出した金額をこえる場合においては、政令で定めるところにより、その控除を受ける者の扶養義務者が同項の被相続人から相続又は遺贈に因り取得した財産の価額について第十五条から前条までの規定により算出した金額をもつて、当該扶養義務者の納付すべき相続税額とする。

3　第一項の規定に該当する者がその者又はその扶養義務者について既に前二項の規定による控除を受けたことがある者である場合においては、その者又はその扶養義務者がこれらの規定による控除を受けることができる金額は、既に控除を受けた金額の合計額が第一項の規定による控除を受けることができる金額（二回以上これらの規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈に因り財産を取得した際に第一項の規定による控除を受けることができる金額）に満たなかつた場合におけるその満たなかつた部分の金額の範囲内に限る。

附　則

1　この法律は、公布の日昭和三十三年四月一日から施行する。

2　この法律による改正後の相続税法（以下「新法」という。）の規定は、この附則に特別の定のあるものを除くほか、昭和三十三年一月一日以後に相続若しくは遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下次項及び附則第六項において同じ。）により取得した財産に係る相続税又は同日以後に贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した財産に係る贈与税から適用し、同日前に相続（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を含む。以下附則第四項及び附則第七項において同じ。）により取得した財産に係る相続税又は同日前に贈与若しくは遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。以下附則第八項において同じ。）により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

3　この法律の施行後昭和三十五年十二月三十一日までに相続又は遺贈により財産を取得した者についての新法第十九条の規定の適用については、同条中「当該相続の開始前三年以内」とあるのは、昭和三十四年十二月三十一日までに当該財産を取得した者にあつては「昭和三十一年一月一日から当該相続の開始の日まで」とする。

4　新法第十九条の三第一項の規定に該当する者が昭和三十二年十二月三十一日までに開始した相続により取得した財産につきこの法律による改正前の相続税法（以下「旧法」という。）の規定による未成年者控除を受けたことがある者である場合においては、その者又はその扶養義務者が同条第一項又は第二項の規定による控除を受けることができる金額は、旧法の規定によりその者が未成年者控除を受けることができた金額（二回以上旧法の規定による未成年者控除を受けた場合には、最初に相続により財産を取得した際に未成年者控除を受けることができた金額）から既に旧法の規定による未成年者控除を受けた金額の合計額を控除した金額の百分の五十に相当する金額に達するまでの金額とする。

5　新法第二十一条の六の規定は、昭和三十四年分以後の贈与税から適用するものとし、同年分の贈与税については、同条各号列記以外の部分中「その年」とあるのは「昭和三十四年」と、「その前年又は前前年」とあるのは「昭和三十二年」と、同条第一号中「その年以前三年以内」とあるのは「昭和三十三年及び昭和三十四年」と、同条第二号イ中「その年の前年又は前前年」とあるのは「昭和三十二年」と、「当該各年に」とあるのは「同年に」と、「それぞれ当該各年分」とあるのは「同年分」と、同号ロ中「その年」とあるのは「昭和三十四年」とする。

6　昭和三十三年一月一日以後この法律の施行前に相続又は遺贈により財産を取得した者又はその相続人が当該期間内にその相続の開始があつたことを知つた場合において、その者が新法第二十七条の規定の適用を受ける者であるときは、その者についての同条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その相続の開始があつたことを知つた日の翌日」とあるのは、「相続税法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第　号）の施行の日」とする。

7　前項に規定する期間内に開始した相続に係る被相続人から相続により財産を取得した者又はその相続人がこの法律の施行の日までに旧法第二十七条の規定による申告書を提出している場合においては、当該申告書は、新法第二十七条の規定による申告書とみなす。この場合において、当該申告書につき係る相続税額が当該財産の価額につき新法第二章第一節の規定を適用して算出した相続税額に比し過大となるときは、その者は、この法律の施行の日から六月以内に、新法第三十二条第一項の規定による更正の請求をすることができる。

8　前二項の規定は、昭和三十三年一月一日以後この法律の施行前に贈与又は遺贈により財産を取得した者で当該期間内において死亡したものの相続人が当該期間内にその相続の開始があつたことを知り、かつ、その者が新法第二十八条第二項において準用する新法第二十七条第二項の規定の適用を受ける者である場合について準用する。この場合において、附則第六項中「同条の」とあるのは「新法第二十七条第二項の」と、「同条第一項及び第二項」とあるのは「同項」と、前項中「開始した相続に係る被相続人から相続により財産を取得した者又はその相続人」とあるのは「贈与又は遺贈により財産を取得した者で当該期間内において死亡した者の相続人」と、「旧法第二十七条」とあるのは「旧法第二十八条第三項において準用する旧法第二十七条第二項」と、「相続税額」とあるのは「贈与税額」と、「第一節」とあるのは「第二節」とそれぞれ読み替えるものとする。

9　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「贈与に因り一」を「贈与（相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡に因り効力を生ずるものを除く。）に因り」に改める。

第十条第四項中「又は被相続人からの遺贈に因り」を「、被相続人からの遺贈又は被相続人たる贈与者からの贈与でその死亡に因り効力を生ずるものに因り」に、「贈与に因り」を「贈与（被相続人たる贈与者からの贈与でその死亡

に因り効力を生ずるものを除く。）に因り」に改める。

10　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、遺贈又は贈与」を「若しくは遺贈（贈与者の死亡に因り効力を生ずる贈与を含む。以下第六条第一項において同じ。）又は贈与（贈与者の死亡に因り効力を生ずる贈与を除く。以下第六条第一項において同じ。）」に改める。

第六条第一項中「、包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈」を「又は遺贈」に改め、同条第二項中「又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。）」を削る。

11　第八条及び第九条中「相続税」の下に「、贈与税」を加える。

日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和二十九年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（被相続人からの遺贈及び扶養義務者からの包括遺贈」を「又は遺贈（贈与者の死亡に因り効力を生ずる贈与」に、「財産を取得した者が」を「財産を取得した者で当該相続又は遺贈に係る被相続人の同法第十五条第二項に規定する相続人に該当するものが」に、「十八歳」を「二十歳」に改め、「相続に係る」及び「（包括遺贈者を含む。）」を削り、「第十六条」を「第十九条の三」に、「二万円」を「一万円」に、「当該相続に因り」を「当該相続又は遺贈に因り」に改める。

12　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「又は被相続人からの遺贈」を「、被相続人からの遺贈又は被相続人たる贈与者からの贈与でその死亡により効力を生ずるもの」に改める。

第三十四条中「贈与の目的とした場合」を「贈与（相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずるものを除く。以下第三十九条までにおいて同じ。）の目的とした場合」に改める。

第六十九条第一項中「（包括遺贈及び相続人に対する遺贈に限る。）」を「（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。）」に改める。）

会計法の一部を改正する法律案（内閣提出、第二十四回国会閣法第一六九号、第二十四回国会参議院送付）に関する報告書

議案の要旨及び目的

現行の会計法においては、国が契約をする場合には、すべて公告して競争に付することを原則としているが、最低の落札者によつては、工事の投出し、竣工遅延等により完全な履行がなされない場合も予想されるので、一定の手続を経て、予定価格の制限の範囲内で価格の申出をした他の者のうち、最低価格の申し出をした者を当該契約の相手方とすることができることとしようとするものである。

議案の可決理由

本案は、入札による落札者によつては、契約の内容に適合した履行がなされないため、かえつて国に損失をもたらすこととなるような事態を防止しようとするもので、適切なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案については別紙の通り附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十三年四月十八日

大蔵委員長　足鹿　覺

衆議院議長益谷秀次殿

［別紙］

会計法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本改正法施行に当り「最低の価格の申出をした者」を契約の相手方としない場合は、その運用に当つては中小企業者に不利になることのないよう配慮をすべきである。

社会福祉事業等の施設に関する措置法案（参議院提出、第二十六回国会参法第二号）に関する報告書

議案の要旨及び目的

社会福祉法人、厚生保護会等が国又は地方公共団体から委託を受けて要保護者の収容その他の措置を行つている場合には、国有財産の無償貸付を受け得ることとしている。

議案の可決理由

社会福祉事業を経営する社会福祉法人が、都道府県知事又は市町村長からの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、その委託を拒みえないこととなつているが、施設に要する経費は交付されていないので、委託を受けて事業遂行に当る社会福祉法人は過当の負担を招き、その事業の健全な発達を阻害する原因ともなつている。

よつて国有財産の無償貸付を受け得るみちを開くことは適切妥当な措置であることを認めるとともに、これが濫用されることのないよう別紙の通りの附帯決議を附して本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月十八日

大蔵委員長　足鹿　覺

衆議院議長益谷秀次殿

［別紙］

社会福祉事業等の施設に関する措置法案に対する附帯決議

政府は、この点に充分留意し、社会福祉事業等の健全な発達に資するように努むべきであるが、社会福祉事業施設等の基準に合致しないものに対してまで、この法律に規定する措置をとるようなことをしてはならない。

(1)　無償貸付は、被保護者等を収容する施設の用に供されている財産について行うものとし、その範囲は、当該施設の運営上必要な適正規模のものに限ることとし、かつ、この法律施行の際貸付中のものを主とすること。

(2)　この法律施行の際貸付中の財産に係る既往の貸付料等で未納のものについて、完納しない限り、無償貸付をしないこと。

入場税法の一部を改正する法律案（第二十六回国会衆法第二〇号、参議院送付）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、芸術的価値が高いと思われる演劇について高率の入場税が課税されている現状にかんがみ、これら演劇育成の見地から、その入場税の税率を軽減する措置を講じようとするものである。

議案の可決理由

本案は、芸術的価値の高い演劇育成の見地から、適切妥当な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月十八日

大蔵委員長　足鹿　覺

衆議院議長益谷秀次殿

行政書士法の一部を改正する法律案（木崎茂男君外八名提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、行政書士法のその後の運用状況にかんがみ、従来、任意設立とされていた行政書士会及びその連合会を義務設立とし、その自主的指導力を強化整備するとともに、業として行政書士の職務を行う者は、必ずこれに加入すべきものとして、その職務執行の適正化を図ろうとするものである。

議案の可決理由

行政書士の職務執行の現状よりみて、本改正は、時宜に適したものと認め、原案通り全会一致可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

地方行政委員長　矢尾喜三郎

衆議院議長益谷秀次殿

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、「国家公務員共済組合法」の長期給付に関する規定の施行に必要な経過措置を定め、あわせて関係法律の整理を行おうとするものである。

まず、改正前の共済組合員期間及び恩給公務員期間を改正後の新組合員期間に通算し、旧共済組合員期間及び恩給公務員期間について、改正前の法令の規定を基礎として計算した金額と、新組合員期間について、改正後の長期給付の規定を基礎として計算した金額との合計額をもつて、改正後の長期給付の支給額とする。

次に、恩給公務員であつた者については、年金の最短所要年限が延長され、また、旧組合員であつた者及び恩給公務員であつた者について、ともに退職年金の若年停止年令が引き上げられることに伴う所要の経過措置を講ずるほか、新たに長期給付の適用をうける恩給公務員とその他の一般の恩給公務員との間の人事交流に支障をきたさないよう調整規定を設ける等所要の経過措置を講ずるとともに関係法律につき所要の改正を加えることとするものである。

議案の修正議決理由

「国家公務員共済組合法」の施行に伴う措置として適切なものと認めるが、なお、十年以上二十年未満で死亡した者の遺族年金につい

て、改正法施行前の期間をも算入する必要があると認められるので、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

大蔵委員長　足鹿　覺

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字は修正）

（遺族年金の受給資格に係る組合員期間）

第二十八条　新法第八十八条第一項第三号の規定による遺族年金（公務による廃疾年金を受ける権利を有する者に係る遺族年金を除く。）を受ける権利に係る組合員期間は、○施行日の前日まで引き続く組合員期間及び○施行日以後の組合員期間に限るものとする。

（更新組合員に係る受給資格の特例）

第三十四条　組合員期間が三年未満である更新組合員で施行日の前日に旧長期組合員であつたものが死亡した場合において、その者の第七条第一項第三号の期間の年月数が六月以上であるときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

2　組合員期間が十年以上二十年未満である更新組合員のうち○施行日の前日まで引き続く組合員期間及び○を合算した期間が十年未満○施行日以後の組合員期間に限るものとする。

一　議案の要旨及び目的

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国における外国為替の売買相場の変動の幅の制限に関する管理法の規定が必要以上に制限されているので、最近における外国為替に関する海外の動向にかんがみ、不適当と思われる規定を削除整理するとともに、現行法においては、質問検査の対象が外国為替公認銀行と両替商に限定されているので、これに、内外の貿易業者、保険業者、海運業者等この法律の適用を受ける取引を営業とする者をも質問検査の対象に加えようとするものである。

二　議案の可決理由

本法第七条第五項は、外国為替の直物取引における売相場及び買相場は基準外国為替相場又は裁定外国為替相場から百分の一以上の開きがあつてはならない旨を規定しているが、諸外国においてはこのように制約的な規定を設けているところはなく、これを削除整理することは必要な措置であり、また、質問検査の対象を拡げることは適切な措置であることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

大蔵委員長　足鹿　覺

衆議院議長益谷秀次殿

厚生省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の要旨及び目的は次の通りである。

第一点は、公衆衛生行政の二つの大きな分野である環境衛生行政並びに予防衛生行政のより積極的、より効率的な運営処理を期し、国民の公衆衛生の一層の向上及び増進に資するため、公衆衛生局を予防局及び環境衛生局の二局に分けようとするものである。

第二点は、未帰還者の引揚状況等にかんがみ、本年十一月十六日以降舞鶴地方引揚援護局を廃止することともに、復員関係事務の縮減により、昭和三十三年度以降は、復員連絡局及び同支部を廃止しようとするものである。

なお、施行期日は昭和三十三年四月一日としている。ただし、復員連絡局及び同支部の廃止は同年五月十六日、舞鶴地方引揚援護局の廃止は同年十一月十六日としている。

二　議案の修正議決理由

本案は、厚生行政の効率的運営を図ろうとするものでその趣旨はおおむね妥当と認めるが、行政機構簡素化の見地より、これを、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

内閣委員長　福永　健司

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第一条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「地方支分部局（第三十条―第三十九条の十）」を「地方支分部局（第三十条―第四十一条）」に、「地方復員部（第三十九条の八―第三十九条の十）」を「地方復員部（第四十条・第四十一条）」に、「第三章　職員（第四十二条・第四十三条）」を「第三章　職員（第四十二条・第四十三条）」に改める。

第五条中第二十一号、第二十一号の二及び第二十一号の三を削り、第二十号の二を第二十一号とし、第三十六号の次に次の三号を加える。

三十六の二　栄養士養成施設を指定し、栄養士試験を行うこと。

三十六の三　国民栄養調査を実施すること。

三十六の四　栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）に定める栄養食品の標示の許可をすること。

第六条第一項中「左の七局」を「次の八局」に、「公衆衛生局」を「予防局　環境衛生局」に改め、同条第二項中「、公衆衛生局に環境衛生部を」を削る。

第九条の見出しを「（予防局の事務）」に改め、同条第一項中「公衆衛生局」を「予防局」に、「左の」を「次の」に改め、同項中第四号、第五号、第十一号から第十八号まで及び第二十号を削り、第三号の二を第四号とし、第六号を第五号とし、第十九号を第十一号とし、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（環境衛生局の事務）

第九条の二　環境衛生局においては、次の事務をつかさどる。

一　興行場、公衆浴場、理容所、美容所等多数集合する場所の衛生の向上を図ること。

二　旅館業法を施行すること。

三　環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律を施行すること。

四　清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）を施行し、並びに建築物衛生の改善及び向上を図ること。

五　ねずみ及びこん虫等の駆除に関すること。

六　墓地、埋葬、火葬等に関すること。

七　水道及び下水道の終末処理場に関すること。

八　栄養改善法を施行すること。

九　栄養士の身分及び業務について、監督を行うこと。

十　飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること。

十一　販売の用に供する食品、添加物、器具又は容器包装の取締を行うこと。

十二　と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）、へい獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）及び狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）を施行すること。

十三　前各号に掲げるもののほか、環境衛生の向上及び増進に関すること。ただし、他局の主管に属するものを除く。

十四　前各号に掲げる事務に係る価格等の統制に関すること。

第三十五条中「左の」を「、次の」に改め、同条の表四国医務出張所の項中「善通寺市」を「高松市」に改める。

第三章を削り、第四章を第三章とする。

第三十九条の十を削り、第三十九条の九の見出し中「及び管轄区域」を「、管轄区域及び内部組織」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第四十一条とする。

2　地方復員部の内部組織は、厚生省令で定める。

第三十九条の八を第四十条とする。

附　則

1　この法律中第一条及び附則第二項の規定は昭和三十三年四月一日（公布の日）から、第二条の規定は昭和三十三年五月十六日から、第三条の規定は同年十一月十六日から施行する。

2　結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四十六条中「厚生省公衆衛生局」を「厚生省予防局」に改める。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、経済に関する総合官庁としての経済企画庁の任務の重要性にかんがみ、この際特にその任務と権限を明確にするとともに、これらの事務を一層適確に遂行するために必要な機構の整備を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

(一)　経済企画庁の任務及び権限として、経済全般の運営の基本方針及び毎年度の経済計画大綱の策定に関する事務を明示すること。

(二)　経済研究局を新設し、経済構造及び経済循環の基礎的な調査及び研究、国民所得及び国富の調査及び分析、その他経済に関する総合的かつ基本的な事項の調査及び研究に関する事務を所掌するものとすること。

(三)　特別な職として、非常勤の参与を置き、内外経済動向の分析、経済全般の運営の基本方針の策定その他重要な庁務に関して、長官に対して意見を申し述べるものとすること。

(四)　経済企画庁の任務権限の明示に伴う調整事務の整備、審議官の定数及び職務の改正、総合計画局及び総合開発局の名称変更等所要の改正を行うものとすること。

二　議案の修正議決理由

本案は、国の経済全般の円滑かつ適切な運営のため、おおむね必要な措置と認めるが、行政機構簡素化の見地から、別紙の通り、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に、三千二百四十四万一千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

内閣委員長　福永　健司

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第五条を次のように改める。

（内部部局）

第五条　企画庁に、長官官房及び左の五局を置く。

調整局

計画局

開発局

調査局

経済研究局

第八条（見出しを含む。）中「総合計画局」を「計画局」に改める。

第九条（見出しを含む。）中「総合開発局」を「開発局」に改める。

第十条第三号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（経済研究局の事務）

第十条の二　経済研究局においては、左の事務をつかさどる。

一　経済構造及び経済循環の基礎的な調査及び研究に関すること。

二　国民所得及び国富の調査及び分析に関すること。

三　前二号に掲げるものの外、経済に関する総合的かつ基本的な事項の調査及び研究に関すること。

第十二条の見出しを削り、同条第一項中「九人」を「五人」に改め、同条第二項中「決定について長官を補佐する。」を「決定に参画する。」に改め、同条第三項中「総合開発局」を「開発局」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

（附属機関）

第十三条の二　次条に規定するものの外、本庁に、附属機関として、経済研究所を置く。

2　経済研究所は、左の事務をつかさどる機関とする。

一　経済構造及び経済循環の基礎的な調査及び研究に関すること。

二　国民所得及び国富の調査及び分析に関すること。

三　総合的且つ基本的な事項の調査及び研究に関すること。

3　経済研究所の内部組織については、総理府令で定める。

4　第十四条の見出しを削る。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。ただし、第十一条の次に一条を加える改正規定○及び附則第二項の規定公布の日から施行する。

2　臨時金利調整法（昭和二十二年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「経済審議庁調整部長」を「経済企画庁調整局長」に改める。

外務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近におけるわが国外務行政の現状、すなわち、アジア諸国間との外交案件処理のための事務の増加、アジア、中近東、南米等における経済協力の事例の著増、及び国際連合加盟に伴う事務の増加等にかんがみ、外務省の機構に所要の改正を行おうとするものでその主なる内容は次の通りである。

(一)　アジア局に次長一人を置くこと。

(二)　経済局の所掌事務に所要の改正を加えること。

(三)　国際協力局の名称を国際連合局に改めるとともに同局の所掌事務に所要の改正を加えること。

(四)　附属機関として外務省大阪連絡事務所を設置すること。

二　議案の修正議決理由

本案は、最近のわが国外交の実情にかんがみ、おおむね妥当な措置と認めるが、行政機構簡素化の見地から、別紙の通り、修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に二百三万九千円（外務省大阪連絡事務所の設置に伴うもの）が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

内閣委員長　福永　健司

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

第六条第三項を次のように改める。

（小字及び――は修正）

3　アジア局及び経済局に、それぞれ次長一人を置く。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

法務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、法務行政を適確に遂行するため、法務省の機構について、所要の整備を行おうとするものでその主なる点は、次のとおりである。

(一)　司法制度等に関する法令案の作成並びに司法制度及び法務に関する資料の調査等の事務の増加とその複雑かつ重要性にかんがみ、大臣官房に新たに、司法法制調査部を設け、これらの事務を所掌せしめること。

(二)　中央・地方を通じ総合的な研修の効果をあげるため、法務大臣が必要があると認める場合には、法務研修所の支所を置くことができるものとし、地方においても研修を実施し得る途を開くこと。

(三)　法務大臣の管理の下に、婦人補導院法第一条の規定による婦人補導院を置くものとし、東京、大阪、福岡の三婦人補導院を新設するとともに、なお、法務大臣が必要があると認める場合には、婦人補導院の分院を置くことができるものとすること。

(四)　入国管理事務所の出張所の名称及び位置は、省令で定めるものとし、限られた人員と予算を出張所の事務の繁閑の差によつて有効適切に利用せしめること。

(五)　現在、小菅刑務所の施設内にある東京拘置所を巣鴨刑務所に移管し、戦犯受刑者を収容してきた関係上、大部分が遊休化している当該施設を有効に利用せしめること。

二　議案の修正議決理由

本案は、法務行政の円滑かつ適正な運営を図るためおおむね必要な措置と認めるが、地方自治法第百五十六条の趣旨に基き、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度一般会計予算に一億一千三百三十六万一千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

内閣委員長　福永　健司

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第十三条の十六を第十三条の十七とし、第十三条の十一から第十三条の十五までを一条ずつ繰り下げ、第十三条の十第二項中「別表十一」を「別表十一の通りとする」に、「別表十二」を「法務省令で定める」に改め、同条を第十三条の十一とし、第十三条の九第二項中「別表九」を「別表十」に改め、同条を第十三条の十とし、第十三条の八第二項中「別表七」を「別表八」に改め、同条第五項中「別表八」を「別表九」に改め、同条を第十三条の九とし、第十三条の七を第十三条の八とし、第十三条の六を第十三条の七とし、第十三条の五第一項

中「及び少年鑑別所」を「、少年鑑別所及び婦人補導院」に改め、同条第二項中「別表六」を「別表七」に改め、同条を第十三条の六とし、第十三条の四の次に次の一条を加える。

第十三条の五　法務大臣の管理の下に、婦人補導院法（昭和三十三年法律第　号）第一条の規定による婦人補導院を置く。

婦人補導院の名称及び位置は、別表六の通りとする。

名称	位置
東京婦人補導院	東京都府中市
大阪婦人補導院	堺市
福岡婦人補導院	福岡市

法務大臣は、必要があると認めるときは、婦人補導院の分院を置くことができる。

婦人補導院の内部組織並びに分院の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。

別表十一を削り、別表十を別表十一とし、別表六から別表九までを一表ずつ繰り下げ、別表五の次に次の一表を加える。

（別表）　六

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（地方自治法の一部改正）

2　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十六条第七項中「懲戒機関」の下に「、入国管理事務所の出張所」を加える。

（出入国管理令の一部改正）

3　出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「第十三条の九」を「第十三条の十」に改める。

郵政省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、行政事務の質的及び量的の発展に対応して、行政能率の向上を図るため、郵政省の名称を「通信省」と改めるとともに、内部機構について所要の改正を行おうとするもので、その内容の主なるものは次の通りである。

1　「郵政省」の名称を「通信省」に改めること。

2　特別の職としての「電気通信監理官」二名を廃して、内部部局として「電務局」を新設すること。

3　「電波監理局」を「電波局」と改称し、次長二人を廃して、同局に企画部、放送部及び無線部の三部を置くこと。

4　大臣官房に、新たに「官房長」を置くこと。

5　その他、機構の改正に伴い各部局の所掌事務等について所要の整理を行うこと。

6　施行期日は四月一日とすること。

二　議案の修正議決理由

本案は、郵政事業の能率的運営を図るためおおむね妥当な措置と認めるが、行政機構簡素化の見地から、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十三年度、一般会計予算に約一千万円及び特別会計予算に約八十万五千円、合計約一千八十万五千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

内閣委員長　福永　健司

衆議院議長益谷秀次殿

（別紙）

（小字及び――は修正）

第四条第二十二号の三中「有線電気通信」を「有線電気通信設備の技術基準を定め、その他有線電気通信」に改め、同条第二十二号の十六の次に次の一号を加える。

二十二の十七　法令の定めるところに従い、有線放送電話業務を許可し、及び監督すること。

第五条第一項中「電波監理局」を「電務局」に改め、同条に次の一項を加える。

3　電波局に企画部、放送部及び無線部を置く。

第六条第一項中第八号を削り、第七号の二を第八号とし、同項第十号(ト)中「分限」を「給与」に改め、同号(チ)中「郵政省共済組合」を「通信省共済組合」に改め、同号(チ)の次に次のように加える。

(リ)　職員の結成する労働組合その他の団体との交渉及びこれらの団体に関する事務を処理すること。

(ヌ)　公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関すること。但し、電務局所掌のものを除く。

第六条第一項第十二号の二から第十二号の五までを削り、同条第二項中「及び第十二号の三に掲げる事務並びに」を「に掲げる事務及び」に改める。

第十条の二第二十四号中「に関すること」を「に関し、通信省の権限として法令の定める事項を処理すること」に改め、同条に次の三項を加える。

2　企画部においては、前項第一号、第二号、第四号、第五号及び第九号に掲げる事務並びに同項第六号及び第十五号に掲げる事務の調整に関する事務並びにこれらに係る同項第三号、第二十四号及び第二十五号に掲げる事務をつかさどる。

3　放送部においては、第一項第六号から第八号まで、第十四号及び第十五号に掲げる事務であつて放送又は高周波利用設備に関するもの並びに同項第十六号及び第十六号の二に掲げる事務並びにこれらに係る同項第三号、第二十四号及び第二十五号に掲げる事務をつかさどる。

4　無線部においては、第一項第六号から第八号まで、第十四号及び第十五号に掲げる事務であつて前項に規定するもの以外のもの並びに第一項第十二号及び第二十三号に掲げる事務並びにこれらに係る同項第三号、第二十四号及び第二十五号に掲げる事務をつかさどる。

第十条の次に次の一条を加える。

（電務局の事務）

第十条の二　電務局においては、左に掲げる事務をつかさどる。但し、第二号から第五号まで、第八号及び第十七号に掲げる事務については、電波局所掌のものを除く。

一　電気通信行政に関する企画を行うこと。

二　電気通信の規律に関する法令を立案し、及び実施すること。

三　電気通信の規律に関する事務取扱方法を制定し、及び実施すること。

四　国際電気通信の管理に関する国際的取極及び国際電気通信連合その他の機関との連絡に関すること。

五　国際電気通信の管理に関する一般会計の決算をすること。

六　有線電気通信設備の技術基準を定めること。

七　有線電気通信設備の検査をすること。

八　電気通信に関する研究及び調査をし、又はこれを部外の研究機関に委託すること。

九　日本電信電話公社及び日本電信電話公社共済組合並びに国際電信電話株式会社を監督すること。

十　公共企業体等労働委員会に対する調停及び仲裁の請求に関すること。但し、日本電信電話公社に関するものに限る。

十一　有線放送電話業務に関すること。

十二　所部の職員の任免及び採用に関する計画案を作成すること。

十三　所部の職員を訓練すること。

十四　電務局の所掌事務に関する予算案を準備し、及び成立予算に基く業務計画を実施すること。

十五　電務局の所掌事務に関する一般会計の決算をすること。

十六　電務局の所掌事務に関する周知を行い、及び統計を作成すること。

十七　前各号に掲げるものの外、電気通信に関し、通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

十八　前各号の事務に附帯すること。

第十二条第一項中「地方電波監理局」を「地方電波局」に改め、同条第二項中「地方電波監理局は第十条の二並びに第六条第一項第十二号の二及び第十二号の四」を「地方電波局は第十条の二及び第十条の三第一項」に改め、同条第四項中「（同条第

一項第十二号の二及び第十二号の四に掲げるものを除く。）及び第十一条」を「及び前条」に改め、同条第五項を削る。

第十三条第三項中「地方電波監理局」を「地方電波監理局」に改め、同項の表中

「関東電波監理局	電波局
信越電波監理局	電波局
東海電波監理局	電波局
北陸電波監理局	電波局
近畿電波監理局	電波局
中国電波監理局	電波局
四国電波監理局	電波局
九州電波監理局	電波局
東北電波監理局	電波局
北海道電波監理局」	電波局」

を

「関東	北海
信越	東北
東海	北陸
北陸	近畿
近畿	中国
中国	四国
四国	九州
九州	東北
東北	北海
北海	道」

に改め、同条第四項中「第十条の二第一項第十号」を「第十条の三第一項第十号」に改め、同条第五項及び第七項中「地方電波監理局」を「地方電波局」に改める。

第二十一条第一項から第三項まで中、電波監理局に次長二人をを削る。を次のように改める。

大臣官房に官房長を置く。

2　官房長は、命を受けて、大臣官房の事務を掌理する。

3　郵務局、貯金局、簡易保険局及び電務局に次長各一人を置く。

附　則

第一条　この法律は、公布の日昭和三十三年四月一日から施行する。

第二条　従前の郵政省の機関及びその職員は、通信省設置法に基く相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

（地方自治法の一部改正）

第三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百五十六条第七項中「地方電波管理局」を「地方電波局」に改める。

（大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律の一部改正）

第四条　大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律（昭和二十二年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「郵政大臣」を「通信大臣」に、「簡易生命保険郵便年金事業審議会」を「郵政審議会」に改める。

（国家行政組織法の一部改正）

第五条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「郵政省」を「通信省」に改める。

（判事補の職権の特例等に関する法律の一部改正）

第六条　判事補の職権の特例等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項、第三条の二及び第五条第一項中「郵政省」の下に「若しくは通信省」を加える。

（郵政省職員訓練法の一部改正）

第七条　郵政省職員訓練法（昭和二十三年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

通信省職員訓練法

本則中「郵政大臣」を「通信大臣」に、「郵政省」を「通信省」に改める。

（国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正）

第八条　国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「国立国会図書館支部郵政省図書館」を「国立国会図書館支部通信省図書館」に改める。

（郵便物運送委託法の一部改正）

第九条　郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「郵政大臣」を「通信大臣」に改め、本則中「郵政大臣」を「通信大臣」に、「郵政省」を「通信省」に改める。

（資金運用部資金法の一部改正）

第十条　資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「郵政大臣」を「通信大臣」に改め、同条第二項第四号中「郵政事務次官」を「通信事務次官」に改め、第十一条第二項中「郵政大臣」を「通信大臣」に改める。

（電話設備費負担臨時措置法の一部改正）

第十一条　電話設備費負担臨時措置法（昭和二十六年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「郵政省令」を「通信省令」に改め、第六条の二中「郵政大臣」を「通信大臣」に改める。

（木材防腐特別措置法の一部改正）

第十二条　木材防腐特別措置法（昭和二十八年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「通商産業省令、運輸省令、郵政省令」を「通商産業省令、運輸省令、通信省令」に改め、第九条中「郵政大臣」を「通信大臣」に改める。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

第十三条　公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第八十四条中「郵政大臣及び郵政省令」を「通信大臣及び通信省令」に改め、附則第二十七条中「郵政大臣」を「通信大臣」に改める。

（引揚者給付金等支給法の一部改正）

第十四条　引揚者給付金等支給法（昭和三十二年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「郵政大臣」を「通信大臣」に改め、同条第五項中「郵政省令」を「通信省令」に改める。

（恩給法等の一部改正）

第十五条　次に掲げる法律の規定中「郵政大臣」を「通信大臣」に改める。

一　恩給法（大正十二年法律第四十八号）第八十二条ノ三

二　印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第三条

三　公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第三十九条

四　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）第十五条第一項

五　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第四十九条

六　国民貯蓄債券法（昭和二十七年法律第百六十四号）第八条

七　有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法（昭和二十八年法律第九十八号）第十三条第一項及び第三項

八　戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）附則第二十四項から第二十六項まで

九　国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第十三条第十項

十　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百四条並びに第百十二条第二項及び第三項

十一　国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律（昭和三十二年法律第八十九号）第一条

（郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律等の一部改正）

第十六条　次に掲げる法律の規定中「郵政省」を「通信省」に改める。

一　郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律（昭和二十四年法律第九十四号）第三条第二項

二　行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）第二条第一項

三　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十二条第二項

四　軍事郵便貯金等特別処理法（昭和二十九年法律第百八号）第八条

（積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部改正）

第十七条　次に掲げる法律の規定中「郵政事務次官」を「通信事務次官」に改める。

一　積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項第十号

二　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）第十六条第四項第三号

（簡易生命保険法等の一部改正）

第十八条　次に掲げる法律の規定中「郵政省」を「通信省」に、「郵政省簡易保険局長」を「通信省簡易保険局長」に、「郵政大臣」を「通信大臣」に改める。

一　簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）

二　郵便年金法（昭和二十四年法律第六十九号）

（お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律等の一部改正）

第十九条　次に掲げる法律の規定中「郵政省」を「通信省」に、「郵政大臣」を「通信大臣」に、「郵政省令」を「通信省令」に改める。

一　お年玉つき郵便葉書等の発売

に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）
二　有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）
三　公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）
（郵便貯金法等の一部改正）
第二十条　次に掲げる法律の規定中「郵政大臣」を「通信大臣」に、「郵政省」を「通信省」に改める。
一　郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）
二　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）
三　郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）
四　郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）
五　郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）
六　郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第百九号）
七　簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）
（電波法等の一部改正）
第二十一条　次に掲げる法律の規定中「郵政大臣」を「通信大臣」に、「郵政省令」を「通信省令」に改める。
一　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）
二　有線放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）
（放送法等の一部改正）
第二十二条　次に掲げる法律の規定中「郵政大臣」を「通信大臣」に改める。
一　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）
二　郵便貯金特別会計法（昭和二十六年法律第百三号）
三　簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）
四　日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）
五　国際電信電話株式会社法（昭和二十七年法律第三百一号）
六　有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）
（他の法令の読替）
第二十三条　前二十条に掲げる法律を除くほか、他の法令中「郵政省」とあるのは「通信省」と、「郵政大臣」とあるのは「通信大臣」と、「郵政事務次官」とあるのは「通信事務次官」と、「郵政省令」とあるのは「通信省令」と読み替えるものとする。

農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案の改正点は次の通りである。
1　農林省振興局の所掌事務に農村建設青年隊事業に関する事務を加えること。
2　輸出品検査の所掌事務に、農林省の所掌事務に係る指定貨物についての指定検査機関が行う検査の指導監督の事務を加えること。
輸出検査法の施行（昭和三十三年二月一日）に伴い、冷凍水産物、合板、食料かん詰及びびん詰等の輸出品検査を民間の指定検査機関に行わせることとなつたので、検査の実務に通熟している職員を輸出品検査所に配置し、民間の指定検査機関の行う検査の指導監督を行わせてその適正な実施をはかろうとするものである。
3　種畜牧場の所掌事務に家畜、家きん及びみつばちの飼養管理及び改良増殖並びに草地の改良に関する調査研究の事務を加えること。
最近における急激な畜産の発展に伴い、家畜、家きん等の飼養管理の改善、草地の改良等の面においては、現在の試験研究機関が行つている基礎的な試験研究の拡充強化と相まつて現実に解決を迫られている問題についての実用化試験の面をも推進しようとするものである。
4　食糧庁に経理部を設けること。
今国会に成立した食糧管理特別会計法の一部改正法に対応して、多岐にわたる経理関係事務を統括整理し、食糧管理業務の実態を適確には握し、その処理に万全を期しようとするものである。なお、機構、人員については、現在総務部に属している主計、経理、監査の三課をそのまま経理部に属させるとともにその人員の配置も、現在の定員のわく内で措置することとしている。
5　以上の改正に伴い若干の規定の整備を行うこと。
二　議案の可決理由
本案は、農林行政の円滑な運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
三　本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として昭和三十三年度一般会計予算に二十八万二千円が計上されている。
右報告する。
昭和三十三年四月二十二日
内閣委員長　福永　健司
衆議院議長益谷秀次殿

運輸省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、運輸行政の円滑な運営を図るため、所要の改正を加えようとするもので、主なる改正点は次の通りである。
改正の第一点は、本省の内部部局である海運局に次長一人を置き、同局の海運調整部を廃止すること。
最近海運局の所掌事務が輻そうの度を加えてきたので、この新事態に対処するため、現在、海運局内の一部として、海運局、船舶局、船員局及び港湾局の四局に関連する事務の総合調整事務を所掌している海運調整部を廃止して、その所掌事務のうち、海運関係四局の調整事務を大臣官房に委ね、新たに海運局の所掌事務全般について局長を補佐して事務処理の能率化を図るため、海運局に次長一人を置くこととしたこと。
改正の第二点は、航空局の監理部及び技術部の所掌事務の一部について再配分したこと。
航空法施行以来数年の経験に徴し、航空法に基く事務のうち、航空機乗組員免許、航空従事者の教育養成等の事務は、現在、航空局監理部が所掌しているが、これらの事務は、きわめて技術的な内容を有しているので、これらを同局技術部に移すこととし、飛行場の設置計画、管理に関する事務等はこれを航空技術部から同局監理部へ移すこととしたこと。
改正の第三点は、運輸省の附属機関である運輸技術研究所の支所を茨城県那珂郡東海村に置くこと。
原子力船の動力装置及びその制御その他原子力船に関する試験研究は先進諸国に比し、既にある程度の遅れがあり、その対策として、専門研究機関の設立が各方面から熱望されている実状にかんがみ、最近その施設も整備された日本原子力研究所東海研究所に、運輸技術研究所の支所を置くこととしたこと。
改正の第四点は、先に全面改正した倉庫業法等運輸関係諸法律の改廃に伴い、内部部局の所掌事務について、規定の整備を図つたこと。
二　議案の可決理由
本案は、運輸行政の円滑な運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
三　本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として七百六十万一千円が昭和三十三年度一般会計予算に計上されている。
右報告する。
昭和三十三年四月二十二日
内閣委員長　福永　健司
衆議院議長益谷秀次殿

統計法等の一部を改正する法律案（参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、統計法の一部を次のように改正する。
第一点は、統計官の資格要件を現在、統計法に規定されている統計主事の資格要件と同じものとし、これを統計法に明記すること。
第二点は、統計法及び統計報告調整法において行政管理庁長官の権限の一部を統計基準局長に委任することができる規定を設けてあるが、第二十六回国会で国家行政組織法の一部を改正する法律が成立した際に「統計基準部長」の字句が修正漏れになつていたのを改めること。
二　議案の可決理由
本案は、統計官の資格を法律に規定することは妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十三年四月二十二日
内閣委員長　福永　健司
衆議院議長益谷秀次殿

通商産業省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、通商産業行政の円滑な運営を図るため通商産業省設置法に所要の改正を加えようとするもので、その内容は次のとおりである。

1　通商局に振興部を新設すること。
　通商局に振興部を設置し、海外における貿易振興の中核体としての日本貿易振興会の運営の強化、今後ますます活発化するものと期待される海外諸外国との経済協力の促進並びに輸出保険、輸出検査、意匠の奨励及び盗用の防止等の事務をあわせ行うことにより、輸出に関する行政の体勢を格段に強化すること。
2　意匠に関する事務を特許庁より本省に移すこと。
　意匠に関する奨励事務は従来特許庁において行つていたが、最近輸出品の意匠の改善および外国品の意匠の盗用の防止等意匠問題が国際的にも国内的にも重要な問題となつている状況にかんがみ意匠に関する事務を通商局の所掌とするとともに従来、特許庁の附属機関として設置されていた意匠奨励審議会を本省の附属機関とすること。
3　軽工業局にアルコール事業部を新設すること。
　アルコール専売事業は、年間売上が三十数億円に達するのみならず、公共企業体としての特殊性にかんがみ、軽工業局にアルコール事業部を設けて業務体制を確立し、より一層事業の合理化をはかること。
4　金沢繊維製品検査所高岡支所を本所に昇格させること。
　高岡支所における輸出絹人絹織物の検査品は昭和三十二年度において、全国検査高の十三パーセントに達し全国で第三位の地位を占める実情にかんがみ、これを本所に昇格し、その検査機能の充実を図るとともに、民間検査機関の指導監督にも万全を期すること。
5　特許庁に工業所有権研修所を設置すること。
　最近における急速な技術の進歩と経済の発展に伴い、工業所有権出願は、急激に増加し、しかも内容的に高度化、複雑化している実情にかんがみ、工業所有権研修所を設置して、審査、審判に必要な職務上の研修を行い、審査官、審判官の職務能率の向上をはかること。

二　議案の修正議決理由
　本案は、通商産業行政の効率的運営を図るため、おおむね妥当な措置と認めるが、行政機構簡素化の見地より、軽工業局にアルコール事業部を新設する規定を削除する修正は適当と認め、別紙のとおり、修正議決すべきものと議決した次第である。
　右報告する。
　昭和三十三年四月二十二日
　　内閣委員長　福永　健司
　衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕
　第五条第二項を次のように改める。（――は修正）
2　大臣官房に調査統計部を、通商局に振興部を、軽工業局に化学肥料部及びアルコール事業部を置く。
　第十一条第二項の次に次の一項を加える。
3　アルコール事業部においては、第一項第一号及び第七号に掲げる事務のうち、アルコール及びエチルエーテルに関すること並びに同項第四号及び第五号に掲げる事務をつかさどる。

　昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書（その2）（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨
　本件は、財政法第三十六条の規定に基き、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。
　昭和三十一年度一般会計予備費の予算額は、八十億円であるが、このうち、五十六億六千六百余万円は、昭和三十一年四月十九日から同年十二月二十八日までに使用され、すでに第二十六回国会において承諾済みであり、その後昭和三十二年一月十一日から同年三月三十日までの間に、河川等災害復旧事業に必要な経費、農業施設災害復旧事業に必要な経費、漁港施設災害復旧事業に必要な経費、裁判費の不足を補うために必要な経費、退官退職手当の不足を補うために必要な経費等に、二十三億三千余万円を使用したものである。

二　本件の議決理由
　委員会において審査の結果、本件使用は、これを妥当なるものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
　右報告する。
　昭和三十三年四月二十二日
　　決算委員長　坂本　泰良
　衆議院議長益谷秀次殿

　昭和三十一年度特別会計予備費使用総調書（その2）（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨
　本件は、財政法第三十六条の規定に基き、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。
　昭和三十一年度各特別会計予備費の予算総額は、七百十七億百余万円であるが、このうち昭和三十一年五月三十一日から同年十二月二十八日までの間に、二億六千四百万余円を使用し、すでに第二十六回国会において承諾済みであり、その後昭和三十二年一月八日から同年三月二十九日までの間に、失業保険特別会計における失業保険給付に必要な経費、郵政事業特別会計における退官退職手当等の不足に必要な経費、労働者災害補償保険特別会計における保険金支払に必要な経費、国有林野事業特別会計における冷害対策事業等に必要な経費、中小企業信用保険特別会計における保険金支払に必要な経費等に、二十八億五千八百余万円を使用したものである。

二　本件の議決理由
　委員会において審査の結果、本件使用はこれを妥当なるものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
　右報告する。
　昭和三十三年四月二十二日
　　決算委員長　坂本　泰良
　衆議院議長益谷秀次殿

　昭和三十一年度特別会計予備費使用総調書（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨
　本件は、予備費使用の例に準じて、提出されたものであつて、昭和三十一年度特別会計予備費の予算総額は、八十億円であり、このうち、昭和三十二年五月十五日から同年十二月十七日までの間において、河川等災害復旧事業に必要な経費、農業施設災害復旧事業に必要な経費、漁港施設災害復旧事業に必要な経費、南極観測船「宗谷」の改造等に必要な経費、「引揚者給付金等支給法」の施行に伴い必要な経費等に、五十九億四百余万円を使用したものである。

二　本件の議決理由
　委員会において審査の結果、本件使用はこれを妥当なるものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
　右報告する。
　昭和三十三年四月二十二日
　　決算委員長　坂本　泰良
　衆議院議長益谷秀次殿

　昭和三十一年度特別会計予算総則第十一条に基く使用総調書（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨
　本件は、予備費使用の例に準じて、提出されたものであつて、昭和三十一年度特別会計予算総則第十一条の規定に基き、昭和三十二年三月二十八日郵政事業特別会計における業務量の増加等に必要な経費に六十三億三千五百万円を使用したものである。

二　本件の議決理由
　委員会において審査の結果、本件使用は、これを妥当なるものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
　右報告する。
　昭和三十三年四月二十二日
　　決算委員長　坂本　泰良
　衆議院議長益谷秀次殿

　昭和三十二年度特別会計予備費使用総調書（その1）（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨
　本件は、財政法第三十六条の規定に基き、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。
　昭和三十二年度各特別会計予備費の予算総額は、七百二十一億

千九百余万円であるが、このうち、昭和三十二年六月二十五日から同年十二月二十七日までの間において、食糧管理特別会計における昭和三十二年産米の買入数量増加に伴い必要な経費、中小企業信用保険特別会計における保険金支払に必要な経費、外国為替資金特別会計における国際通貨基金から外貨買入に伴う手数料に必要な経費、特定多目的ダム建設工事特別会計における天竜川美和ダム建設事業の調整に必要な経費等に、三百六億四千二百余万円を使用したものである。

二　本件の議決理由

委員会において、審査の結果、本件使用は、これを妥当なるものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

決算委員長　坂本　泰良

衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十二年度特別会計予算総則第十三条に基く使用総調書（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、予備費使用の例に準じて、提出されたものであつて、昭和三十二年度特別会計予算総則第十三条の規定に基き、昭和三十二年九月十七日特別鉱害復旧特別会計における特別鉱害復旧事業に必要な経費に、七千五百万円を使用したものである。

二　本件の議決理由

委員会において審査の結果、本件使用は、これを妥当なるものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

決算委員長　坂本　泰良

衆議院議長益谷秀次殿

昭和二十九年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、昭和二十九年度において、増加又は減少した国有財産総額及び同年度末国有財産現在額の報告で、国有財産法第三十四条の規定に基き、国会に提出されたものである。本年度中に増加した国有財産の総額は一般会計並びに特別会計を通じ七千二百七十五億八千八百余万円、同じく減少した額は五百六十六億余万円、この増加額と減少額との差引額（純増額）は六千七百九億八千八百余万円、年度末現在額は一兆四千三百三億五千六百余万円である。

二　本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

決算委員長　坂本　泰良

衆議院議長益谷秀次殿

昭和二十九年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、昭和二十九年度中における国有財産無償貸付の状況を表示した報告で、国有財産法第三十七条の規定に基き国会に提出されたものである。

本年度中の貸付の増加額は一般会計ならびに特別会計を通じ、一億三千四百余万円、同減少額は一億二千三百余万円、この増加額と減少額との差引額（純増額）は千百余万円、年度末現在額は二億余万円である。本年度における増加のおもなるものは公園の用に供するものの分千五百余万円である。

二　本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

決算委員長　坂本　泰良

衆議院議長益谷秀次殿

失業保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、雇用労働者五人未満の事業主に雇用される労働者が、失業保険の任意包括被保険者となることを促進するため、これらの小規模の事業主の行うべき事務の簡素化をはかるとともに、失業保険事業の円滑な運営を確保するため、所要の規定を整備することを目的とするものである。

その要旨は次の通りである。

1　五人未満の労働者を雇用する事業主に雇用される被保険者に対し、保険料及び保険金算定の基礎となる賃金について特定賃金月額による特例、並びに保険料の納期についても特例取扱を設けること。

2　失業保険事務組合により、被保険者資格の得喪の届出、保険料の納付その他失業保険に関する事項を処理する制度を設けること。

3　適用促進のための措置として、遡及適用にかかる保険料等に関する延納及び分割納付制度を設け、また遡及適用の期間の短縮をはかること。

4　労働者が失業保険へ任意加入を希望する旨を申し出た場合等に、事業主がその労働者に対して解雇その他不利益な取扱をすることを禁止する規定を設けること等である。

二　議案の可決理由

小規模の事主業に雇用される労働者の失業保険加入を促進し、その福祉の増進をはかることは、きわめて時宜に適する措置と認め、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

〔第三十四号参照〕

最低賃金法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障することによつて、その労働条件の改善を図り、もつて労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保その他国民経済の健全な発展に寄与することを目的とし、最低賃金及び最低賃金の実施に関連する家内労働者の最低工賃に関し、必要な事項を定めるものである。

その要旨は次の通りである。

1　最低賃金の決定は、業種、職種又は地域別にその実態に即して行うこととし、全産業全国一律方式を採用しないこと。

2　最低賃金は労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとし、最低賃金が決定された場合、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないこと。

3　最低賃金の決定は、業者間協定による最低賃金、業者間協約による地域的最低賃金及び最低賃金審議会の調査審議に基く最低賃金の四方式によること。

4　家内労働については、決定された最低賃金の有効な実施を確保するために必要な限度において、行政官庁が最低賃金審議会の意見を聞いて、最低工賃を定めること。

5　最低賃金審議会は中央及び地方に置き、委員は労、使、公益各同数とし、ほかに特別委員として関係行政機関の職員を加えることができること。また最低賃金審議会には、必要に応じて、業種別、職種別の専門部会を置くことができることとすること。

6　本法の適用範囲は、原則として労働基準法及び船員法の適用あるもの全部とし、これが施行に関する主務大臣は、それぞれ労働大臣及び運輸大臣とすること等である。

二　議案の可決理由

低賃金の労働者について適正な賃金の最低額を保障することにより、その労働条件の改善を図り、国民経済の発展に資することは、わが国労働法制上、画期的なことであり、その趣旨は適切妥当なものと認め、本案は、原案の通り、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月二十三日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行法においては、すべての核燃料物質の使用については、政令の定めるところにより内閣総理大臣の許可を受けなければならないこととし規制されているが、本案は、核燃料物質のうちでも濃縮ウラン、プルトニューム、ウラン二三三等のいわゆる特殊核物質を除きその他のものについては、その種類ごとに放射線障害が発生する恐れのない量を政令で定め、それ以下の使用については規制をしないこととし改め、その他核燃料物質の使用許可の基準を改め、原子力の研究、開発利用以外の用に供する核燃料物質について使用の許可ができるようにするとともに、一定種類の微量な核燃料物質の譲渡、譲受について制限緩和を図ることとした。

二　議案の可決理由

特定種類の核燃料物質を微量に使用する場合については、その使

用許可を要しないこととするとともに、核燃料物質の使用許可基準を適正化し、あわせてその譲渡、譲受けについての制限緩和を図らんとする本案の趣旨は、適切妥当なものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月二十三日

科学技術振興対策特別委員長　齋藤　憲三

衆議院議長益谷秀次殿

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、社会情勢の推移に対応し、郵便葉書及び郵便切手に附する寄附金の配分を受ける対象の範囲を拡張するとともに、寄附金つき郵便葉書等の発行手続に関する規定及び寄附金の管理並びに使途の適正を図るに必要な規定を整備しようとするものであつて、改正の要点は次のとおりである。

（一）　法律の題名を改めること。

現行の「お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律」を「お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律」に改める。

（二）　寄附金の配分を受ける団体の範囲を拡張すること。

寄附金の配分を受ける団体の範囲は、従来社会福祉の増進を目的とする事業を行う団体に限られていたが、この外、風水害、震災等非常災害による被災者の救助を行う団体及びがん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究と治療を行う団体並びに原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う団体をも加える。

（三）　寄附金つき郵便葉書又は郵便切手の発行手続を整備すること。

1　通信大臣は、寄附金つき郵便葉書等を発行するつど、政令で定めるところにより寄附金を受ける団体を指定する。

2　寄附金つき郵便葉書等の発行前に、寄附目的、発行数、売さばき期間、附加される寄附金の額及び寄附金の配分を受ける団体を告示する。

3　寄付金の配分額は、売さばき期間経過後、告示された団体ごとに、団体の行う事業を所管する大臣と協議したうえ郵政審議会にはかつて決定する。

なお、通信大臣は当該団体ごとの配分額を公示する。

（四）　郵便募金管理会を設立すること。

1　寄附金の出納及び配分金の使途の適正を図る目的をもつて特殊法人たる郵便募金管理会を設立し、その業務は寄附金の受入、保管、配分金の交付及び使途の監査等とする。

2　管理会に、役員として通信大臣が任命する理事長一人及び理事三人以内並びに監事二人以内を置く。

3　管理会は通信大臣の認可を受けて寄附金額の百分の二をこえない額を業務の執行に要する費用に充てることができる。

（五）　寄附金の使途を適正ならしめるための措置を次のようにすること。

1　通信大臣は、使途の適正を確保するため寄附金の配分を受ける団体の事業を所管する大臣と協議し、かつ、郵政審議会にはかつて当該団体が守らなければならない事項を定めることができる。

2　寄附金の使途については管理会が監査し、その結果について通信大臣及び団体の事業を所管する大臣に報告する。

（六）　通信大臣は、管理会の役員を任命及び解任する権限を有し、管理会の業務執行に関し、各種の認可及び承認を与え、監督上必要な命令をなし、業務上の報告を徴することができることとしたこと。

（七）　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行することとしたこと。

等である。

二　議案の修正議決理由

本案の趣旨及び内容はおおむね妥当なものと認められるが、寄附金つき郵便葉書等の寄附金配分額の一割以内において通信省職員の保健又は保養を目的とする事業を行う団体に対しても寄付金の配分ができるように改めるとともに、別途政府提出にかかる「郵政省設置法の一部を改正する法律案」の審議状況に徴し、本案の附則に過渡的処理の規定を加え、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

通信委員長　片島　港

衆議院議長益谷秀次殿

［別紙］

（小字及び┃┃は修正）

第五条を次のように改める。

（寄附金つき郵便葉書等の発行）

第五条　通信省は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書（お年玉つき郵便葉書を含む。）又は郵便切手（以下「寄附金つき郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。

2　前項の寄附金は、社会福祉の増進を目的とする事業を行う団体、風水害、震災等非常災害による被災者の救助を行う団体、がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究及び治療を行う団体又は原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う団体○又は通信省の職員の保健若しくは保養を目的とする該事業の実施に心要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。

3　前項の団体は、第一項の規定により寄附金つき郵便葉書等を発行するつど、その発行前に、通信大臣が政令で定めるところにより指定するものとする。

4　通信大臣は、第一項の規定により発行する寄附金つき郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を告示しなければならない。ただし、当該寄附金つき郵便葉書等が、寄附金つきのお年玉つき郵便葉書である場合には、当該お年玉つき郵便葉書に係る第二条の規定による告示の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号、第四号及び第五号に掲げる事項を告示すれば足りる。

一　寄附目的

二　発行の数

三　売さばき期間

四　附加される寄附金の額

五　寄附金の配分を受ける第二項の団体の名称

5　寄附金つき郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならない。

（配分金額の決定等）

第七条　通信大臣は、第五条第一項の規定により寄附金つき郵便葉書等を発行したときは、当該寄附金つき郵便葉書等に係る売さばき期間が経過した後、当該寄附金つき郵便葉書等につき同条第四項の規定により告示した同項第五号の団体（以下「配分団体」という。）ごとに、当該団体に対する寄附金の配分額を決定するものとする。

この場合において、通信省の職員の保健又は保養を目的とする事業を行う団体に対する寄附金の配分額の総額は、配分団体に対する寄附金の配分額の総額の百分の十をこえることができない。

2　通信大臣は、前項の規定による決定をするに当つては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項を定めることができる。

3　通信大臣は、第一項の規定による決定をし、又は前項に規定する事項を定めるには、あらかじめ当該寄附金つき郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣と協議し、かつ、郵政審議会にはからなければならない。

4　通信大臣は、第一項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、配分団体ごとの配分金の額を公示するとともに、その額及び第二項に規定する事項を定めた場合にあつてはその事項を配分団体及び郵便募金管理会に通知しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（郵便募金管理会の設立）

2　通信大臣は、お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律（以下「新法」という。）第十八条第一項の例により、郵便募金管理会（以下「管理会」という。）の理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

3　前項の規定により指名された理事長、理事又は監事となるべき者は、管理会の成立の時において、新法の規定により、それぞれ、理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

4　通信大臣は、設立委員を命じて、管理会の設立に関する事務を処理させる。

5　設立委員は、管理会の設立の準備を完了したときは、その旨を通信大臣に届け出るとともに、その事務を附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

6　附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継を受けたときは、遅

滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

7　管理会は、設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

8　新法第十四条の規定は、この法律の施行の際現に郵便募金管理会という名称を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

9　管理会の最初の事業年度は、新法第二十七条第一項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十四年三月三十一日に終るものとする。

10　管理会の最初の事業年度の事業計画並びに収入及び支出の予算については、新法第二十八条中「事業年度の開始前に」とあるのは、「管理会の成立後遅滞なく」とする。

11　郵政省の省名が通信省に改められるまでの間、新法中「通信大臣」とあるのは「郵政大臣」と、「通信省」とあるのは「郵政省」とし、この法律の附則第二項、第四項及び第五項中「通信大臣」とあるのは「郵政大臣」とする。

（登録税法の一部改正）

12　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本赤十字社」の下に「、郵便募金管理会」を、「日本赤十字社法」の下に「、お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律」を加える。

（所得税法の一部改正）

13　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「、社会福祉法人」の下に「、郵便募金管理会」を加える。

（法人税法の一部改正）

14　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「社会福祉法人」の下に「、郵便募金管理会」を加える。

（地方税法の一部改正）

15　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第一号中「社会福祉法人」の下に「、郵便募金管理会」を加える。

電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、電波に関する科学、技術が著しく進歩発達し、電波の利用面が増大したので、電波の監理を実情に即させるため、手続の簡易化、従事者制度及び手数料の合理化等を図ろうとするものであつて主なる改正点は次のとおりである。

（一）　無線局の規模、種別又は電波監理上の必要の度に応じ、新設検査その他の免許手続について、一部を省略することができることとする。

（二）　免許人である法人に合併があつた場合、免許人の地位の承継は許可を要することとする。

（三）　無線局免許の欠格事由のうち、放送局については、外国性排除の条件を加重する等、一般の無線局の場合より厳格にする。

（四）　予備免許、免許又は許可には、必要最少限で、かつ、不当な義務を課することとならない限度において、条件又は期限を附し得ることとする。

（五）　無線従事者の資格免許の有効期間の定めを廃する。

（六）　新たに初級のアマチュア無線技士の資格を設ける。

（七）　無線従事者の従事範囲を法定事項から外し、政令で定めることとする。

（八）　免許を要しない微弱電波の無線局についても、障害排除のため措置を命じ及び検査を行い得ることとする。

（九）　無線局の定期検査について、監理上の必要の度に応じて、その検査を省略できることとする。

（十）　手数料の徴収単位並びに料額を改訂する。

（十一）　その他行政上の手続の簡易化を図る等の改正を行う。

（十二）　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

二　議案の可決理由

本案の趣旨及び内容は、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

通信委員長　片島　港

衆議院議長益谷秀次殿

著作権法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、著作権保護の目的を達成するために、現行法の罰則を強化するものであつて、その改正の要点は、著作権侵害等の罪に対して、最高二年の懲役を科するなど、新たに体刑を加えるとともに、罰金についても、その最高額を五万円に引き上げること。著作権侵害等の罪に対する公訴の時効が、二年となつている現行法の規定を削除すること。従つて、今後、公訴の時効は、刑事訴訟法の原則によつて三年となることなどである。

二　議案の可決理由

著作権保護の目的達成のため、現行法の罰則を強化することは、時宜に適したものであることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月二十三日

文教委員長　山下　榮二

衆議院議長益谷秀次殿

へき地教育振興法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、へき地教育の振興を図るため、現行法に規定してある国庫補助の対象を拡大するとともに、教職員に対するへき地手当支給等についての規定を設けるものであつて、その要点は、へき地学校の健康管理及び通学改善に関する市町村の任務を、新たに、義務規定とし、国は、市町村が行う事務に要する経費について、その二分の一を補助すること。へき地学校に勤務する教員の養成施設を設ける等、都道府県の任務を明確に規定し、国は、教員養成施設に要する経費について、その二分の一を補助すること。

都道府県は、へき地学校教職員に対し、新たに、へき地手当を支給すること及び当該手当算出の方法を法定し、さらに、それに関するへき地学校の級別指定の基準を全国的に統一することとし、これを文部省令で定め、都道府県は、それに準拠して条例を定める旨を規定していること。昭和三十四年四月一日から施行することなどである。

二　議案の可決理由

へき地教育の振興を図るために、へき地手当に関する基準を定めるとともに、国の地方公共団体に対する補助対象を拡大し、かつ、補助率を二分の一とする等の改正については、時宜に適したものであることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二億八千万円の見込みである。

右報告する。

昭和三十三年四月二十三日

文教委員長　山下　榮二

衆議院議長益谷秀次殿

〔第三十五号参照〕

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（綱島瀬三君外十六名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、建国を記念し、国を愛する心を養うため、二月十一日を建国記念の日として国民の祝日に加えようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、「国民の祝日に関する法律」制定当時及びそれ以後における国民与論の動向にかんがみ、これを妥当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月二十三日

内閣委員長　福永　健司

衆議院議長益谷秀次殿

調理師法案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

食生活の向上並びに公衆衛生上の見地からして調理従業者の資質の向上を図ることは、きわめて重要で多くの都道府県においては条例又は規則により調理師の制度を設けているのであるが、各都道府県によつて区区であるので今回これを統一して全国的制度として調理師の資格を整備しようとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　一定の調理、栄養、衛生に関する知識技能を具えることを調理師の資格要件とし調理師の免許制度を設けることとすること。

2　調理師の免許を受けることができるものは、(1)義務教育修

了後、厚生大臣が指定した調理師養成施設で一年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識、技能を修得したもの、(2)義務教育修了後二年以上調理の実務に従事した後、都道府県知事が行う、試験に合格したものとすること。

3　調理師でなければ、調理師の名称を使用してはならないこととすること。

4　調理師会の組織に関する規定を設け調理師が自主的に技能の向上、福祉の増進を図ることとすること。

5　経過措置として、現在、都道府県の条例又は規則によつて調理士免許を持つている者については、本法案施行後三年間を限り、本法の規定による調理師とみなすこととするとともにこれらの条例又は規則によつて調理士免許を持つている者及びこの法律施行前に五年以上の実務経歴があるものに限つて、本則とは別に、当分の間、厚生大臣の定める基準により都道府県知事が行う講習を受け本法による調理師免許を受けることができることとすること。

二　議案の可決理由

国民の食生活の向上に資するため、調理師の資格等を定めて調理従業者の資質を向上させることにより、調理技術の合理的な発達を図る等所要の諸措置を講ずることは時宜に適するものと認め、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、けい肺患者に対する保護の実情にかんがみ、さらに次の臨時措置を行い、その保護の改善をはかるものである。

1　けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法による療養給付の給付期間が経過し、なお療養を必要とすると認定された者に対し、当分の間、療養給付を行うこと。

2　右の者に対し、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法による休業給付額に相当する傷病手当を支給すること。

3　右の療養給付及び傷病手当は、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法による療養給付及び休業給付が、この法律施行前に終つた者に対しても適用すること。

4　この法律は、昭和三十三年六月一日から施行し、昭和三十五年三月三十一日限り、その効力を失うものとし、政府は昭和三十四年十二月三十一日までに、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の改正案を国会に提出すること。

5　その他、国庫負担を八割とし、事業主から負担金を徴収するほか、所要の規定を設けること等である。

二　議案の可決理由

けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等について、さらにその保護の改善をはかることは適切妥当な措置と認め、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和三十三年度約一億円である。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円
（但し良質紙は二十円）
（海込料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段（33）三一一一番・三一一二番

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十三年四月二十五日

○第二十八回国会　衆議院会議録追録（その二）

請願に関する報告書

〔第二十五号参照〕

外務委員会

原水爆実験禁止等に関する請願（請願者　静岡県浜松市成子町　原水爆禁止浜松地区協議会長木全大孝外二千六百八十名）（太田正孝君紹介）（第六八九号）、同（請願者　静岡市西草深町二十五番地広瀬よし外千三百六十名）（神田博君紹介）（第六九号）、同（請願者　岡山市花畑一番地大輪包子外千名）（小枝一雄君紹介）（第七〇号）、同外二件（請願者　広島市雑魚場町三百四十番地広島県原爆被害者団体協議会事務局長藤居平一外三千百九十一名）（佐竹新市君外四名紹介）（第七一号）、同外一件（請願者　広島県賀茂郡西条町六百九十九番地森哲祐外二千九百三十七名）（重政誠之君外五名紹介）（第七二号）、同外二件（請願者　広島県安芸郡矢野町伊藤サカエ外二千三百九十八名）（中川俊思君外五名紹介）（第七三号）、同外十四件（請願者　広島県三原市本町千九百八十番地竹内昭男外一万五百名）（灘尾弘吉君外五名紹介）（第七四号）、同（請願者　静岡県榛原郡榛原町坂部四千二百四十七番地小関一郎外千百三十五名）（西村直己君紹介）（第七五号）、同（請願者　静岡県三島市芝町四丁目三千百二十三番地鈴木宗一外六百八十七名）（勝間田清一君紹介）（第一六五号）、同外十一件（請願者　新潟県高田市寺町二丁目荒井比佐男外五百三十七名）（猪俣浩三君紹介）（第一六六号）、同外一件（請願者　静岡県熱海市網代栄町四百六十二番地ノ二杉山成子外八百二十五名）（勝間田清一君紹介）（第三五五号）、同外二件（請願者　静岡市富士見町十五番地金子昭二外二千二百名）（下川儀太郎君紹介）（第三五七号）、同（請願者　静岡県浜名郡浜北町中瀬杉山彦三外五百六十八名）（長谷川保君紹介）（第三五八号）、同（請願者　徳島市中昭和町三丁目十八番地野村豊三郎外千八百七十二名）（阿部五郎君紹介）（第六五八号）、同（請願者　神戸市生田区下山手通七丁目一番地協同工業会館内原水爆禁止兵庫県連絡協議会長岡本仁外一万二千九十名）（五島虎雄君紹介）（第六五九号）及び同（請願者　東京都北多摩郡清瀬町野塩千五百九十二番地東京都患者同盟執行委員長金沢顕雄）（山花秀雄君紹介）（第二五四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

人類にはかり知れない災害を及ぼす原水爆実験競争を、原子戦争準備の危険な表現と認め、政府は世界各国とくにアジア、アフリカ諸国と共同して原水爆実験の即時無条件禁止協定を国連総会に提案するとともに、日本へ原子兵器を持ち込むことを拒否されたい。なおかつ被爆医療法を被爆者の生活保障を含む援護法に改善し、被爆者の家族の援護を立法化されたいというのである。

二、請願の議決理由

原水爆実験禁止は、わが国民の悲願であり、これについては本院も数回にわたつて決議しているところであり、原水爆実験禁止と被爆者の援護に関する本請願の趣旨はまことに妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十三日

外務委員長　床次　徳二

衆議院議長益谷秀次殿

エニウエトク水爆実験中止等に関する請願外二件（請願者　東京都豊島区池袋一丁目六百四十二番地豊島区原水爆禁止協議会武部りつ）（中村梅吉君外二名紹介）（第三一九四号）、同外八件（請願者　東京都三鷹市牟礼千二十番地粂田善一外二万五千三百九名）（原彪君紹介）（第三一九五号）、同（請願者　東京都杉並区方南町四百七十番地全国金属東京地方本部新八洲光学支部奥住幸三郎外八十四名）（帆足計君紹介）（第三一九六号）及び同（請願者　東京都新宿区歌舞伎町四番地新宿原水協会長竹谷吉郎外二千九百六十三名）（松岡駒吉君紹介）（第三一九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二大陣営に対立した世界が、互いに軍備を競い、原水爆弾やミサイル誘導弾を研究していることは、やがて人類の壊滅を招くこととなり、まことに憂慮にたえない。ついては、次の事項実現のために適切な措置を講ぜられたいというのである。（一）アメリカのエニウエトク水爆実験の即時中止、（二）沖縄の原水爆基地化と新島のミサイル基地化の即時中止、（三）東西首脳会談を開き、原水爆実験の即時無条件禁止協定の締結、等。

二、請願の議決理由

人類の壊滅を防ぐために原水爆の実験とその基地化に反対している本請願の趣旨はまことに妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十三日

外務委員長　床次　徳二

衆議院議長益谷秀次殿

宝島に米軍基地設置反対に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長米山恒治）（中馬辰猪君紹介）（第六三号）及び同（請願者　鹿児島県議会議員日高広為）（山中貞則君紹介）（第一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県宝島基地設置については、昨年七月より沖縄米軍による測量が実施されているが、同島の人口は耕作面積に対して飽和状態にあるので、その接収は、島民生活の脅威であり、また島民は基地の中に追い込まれた形となつて、教育上、風教上に多大の影響を及ぼすため、島民および同村当局の絶対反対するところである。ついては、宝島の米軍基地設置はこれを阻止されたいというのである。

二、請願の議決理由

宝島の米軍基地設置について、島民の経済生活及び教育、風教の上から反対している本請願の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十三日

外務委員長　床次　徳二

衆議院議長益谷秀次殿

日韓漁業問題の早期解決に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長米山恒治）（中馬辰猪君紹介）（第六七号）及び同（請願者　鹿児島県議会議員日高広為外一名）（山中貞則君紹介）（第一六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

李ライン設定以来、日本漁船の公海における正当な操業が韓国の不法な武力行為によつて脅かされ、鹿児島県においては年々八億円に及ぶ多大の損失を招いているばかりでなく、多くの日本人漁夫が抑留されていることはきわめて遺憾である。ついては、日韓漁業問題をすみやかに解決せられたいというのである。

二、請願の議決理由

韓国の一方的な李ラインの設定は不法であり、また関係業者の被害も重大である。この問題の根本的解決のために、日韓漁業問題の早期解決を要望する本請願の趣旨はまことに妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十三日

外務委員長　床次　徳二

衆議院議長益谷秀次殿

世界連邦実現に関する請願（請願者　岡山県新見市長土屋源市外一名）（星島二郎君紹介）（第三一六二号）及び同（請願者

山口県徳山市長黒神直久）（受田新吉君紹介）（第三一六三号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第二次大戦後、世界は自由、共産の二つに対立し、各国は多額予算をもつて軍備を強化し、なかんずく米、英、ソは原子爆弾および長距離誘導弾等の積極的な研究、実験がなされており、もし今後において、ひとたび戦争が起きるならば、これら核兵器やミサイルの出現によつて、人類の未来は断たれるかもしれない恐れがある。ついては、世界にさきがけて、人類の恒久平和社会を建設するため、国会は国民の名において世界連邦実現への日本国宣言をすみやかに議決し、これを内外に声明され、国連の世界連邦化実現の原動力とされたいというのである。

二、請願の議決理由

人類の恒久平和社会建設のために、世界連邦実現を要望する本請願の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十三日

外務委員長　床次　徳二

衆議院議長益谷秀次殿

商工委員会

石油資源開発株式会社への国家投資に関する請願（請願者　東京都新宿区大久保一丁目三百十七番地全国石油鉱業労働組合中央委員長伊藤誠光）（神田博君紹介）（第八九号）、同（東京都都新宿区東大久保一丁目三百十七番地全国石油鉱業労働組合中央副委員長星英夫）（伊藤卯四郎君紹介）（第二九〇号）、同（東京都新宿区東大久保一丁目三百十七番地全国石油鉱業労働組合中央執行委員結城寅正）（永井勝次郎君紹介）（第三四六号）及び同（東京都新宿区東大久保一丁目三百十七番地全国石油鉱業労働組合中央執行委員三丁目俊弥）（佐々木良作君紹介）（第七六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石油の需要量は年々増加しているが、国内産原油生産量がはなはだしく不足しているため、さきに石油資源開発株式会社法の制定を見たことは、まことに時宜を得たものである。ついては、これを積極的に推進するため、右石油資源開発株式会社の三十三年度開発所要資金三十六億円中、国家投資二十六億円は絶対にこれを確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

石油の開発を積極的に推進するため、石油資源開発株式会社への国家投資額を、大幅に増加されたいという請願の趣旨は、石油に対する需要が飛躍的に増大しているわが国の実情にかんがみ、きわめて妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

商工委員長　小平　久雄

衆議院議長益谷秀次殿

県営発電電力の県内売電制度確立に関する請願（請願者　長野県議会議長高橋広躬）（吉川久衛君紹介）（第二九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県の立地条件は、水力発電に最も適しているが、反面このような立地条件は、その特性上著しい産業未開発地域となつているので、これらの後進性を排除し、産業経済の発展を図るためには、最少限度県営発電の電力程度のものは、重点的に県内に投入すべきであると信ずる。ついては、電気事業法を改正し、これが発電電力を特別に県内に売電することができるようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

電源地帯の特殊性として、一般的に未開の山間辺地が多く、その発生電力は主として大都市に送電されている現状である。このような状況において後進地区はますますその不利が増大する矛盾を有している。かかる実情にかんがみ、本請願の要旨は妥当なものであり、近く提出される予定の電気事業法の制定の際、十分に検討すべきであると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

商工委員長　小平　久雄

衆議院議長益谷秀次殿

政府系中小企業専門金融機関強化に関する請願（請願者　長野県議会議長高橋広躬）（吉川久衛君紹介）（第二九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中小企業はわが国の産業経済の中で大きな比重を占めているが、今日の経営実態は金融引締の強化につれて設備、運転の資金面において極度に窮迫し、加うるに大企業からの圧迫に伴い、経営、生産面に多大の悪影響をもたらし、ために困窮または転落を予想される企業は日を追うて増加の傾向にあり、特に零細企業者のきわめて多い長野県の経済実態からしてまことに深憂にたえない。ついては、中小企業振興対策として、すみやかに次記事項を実現されたいというのである。（一）市中金融機関の中小企業向け融資を積極的に促進すること、（二）政府系中小企業専門金融機関の資金量を増加すること、等。

二、請願の議決理由

わが国の中小企業は、国民経済上はなはだ重要な地位を占めているが、その振興上最も重視すべき金融の円滑化については、いまだ完全な対策が講ぜられていない現状であつて、これを早急に解決するためには、中小企業向け資金量の増大がまず第一に必要である。この観点から、本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

商工委員長　小平　久雄

衆議院議長益谷秀次殿

日本製金属洋食器に対する米国の輸入制限等に関する請願（請願者　新潟県燕市長田巻甲外一名）（大島秀一君紹介）（第六二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

米国洋食器製造業者は、昨年四月同国関税委員会に対し、互恵通商協定法の免除条項の適用申請をした結果、同委員会は、日本製金属洋食器の関税率を一九三〇年の関税率にまで引き上げるよう米大統領に勧告した。もしこの勧告が採択されるならば、輸入関税において現行率に比し実に二倍強ないし三倍強に増大され、燕市の金属洋食器製造業者をはじめ関連産業は死地に追いこまれることになる。ついては、この問題は日米両国間の友好促進のためにも憂慮すべきことであるから、政府は、米大統領が同勧告を採択されないよう、しかるべく尽力されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近、米国において、金属洋食器を初め日本製品に対する輸入制限の動きが著しいが、これは、日米の通商関係及び友好関係の上からはなはだ遺憾であるとともに、わが国の中小企業に及ぼす悪影響がきわめて大きい。政府及び業界は、米国政府及び米国民にわが国の実情を訴える等、あらゆる方途を講じてこれに対処しつつあるが、今後さらに一そうの尽力が必要であつて、この見地から、本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の

て採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十二日
商工委員長　小平　久雄
衆議院議長益谷秀次殿

金属洋食器に対する米国の輸入制限等に関する請願（請願者　岐阜県関市長亀山一二外五名）（野田卯一君紹介）（第七九四号）、同外五件（請願者　岐阜県関市関商工会議所会頭遠藤斉治朗外五名）（野田卯一君紹介）（第九五五号）及び同外六十八件（請願者　岐阜県関市日の出町東洋食器株式会社渡辺三郎外六十八名）（野田卯一君紹介）（第一〇七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
このたびアメリカ関税委員会が、大統領に対し、日本よりの輸入金属洋食器の関税引き上げを勧告したよしであるが、もしこれが実現されると岐阜県関市内の弱小企業たる金属洋食器業者は、重大な脅威にさらされることになる。ついては、米国の関税引き上げによる輸入制限を阻止されたいというのである。

二、請願の議決理由
最近、米国において、金属洋食器を初め日本製品に対する輸入制限の動きが著しいが、これは、日米の通商関係及び友好関係の上からはなはだ遺憾であるとともに、わが国の中小企業に及ぼす悪影響がきわめて大きい。これに対処するため、政府及び業界は、米国政府及び米国民に対しわが国の実情を訴える等の方途を講じつつあるが、今後さらに一そうの尽力が必要であつて、この見地から、本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和三十三年四月二十一日
商工委員長　小平　久雄
衆議院議長益谷秀次殿

更生保護事業に競輪益金配分に関する請願（請願者　東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目六百五十八番地財団法人日本更生保護協会長木村篤太郎）（山本正一君紹介）（第一〇七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
最近において犯罪者は激増の一途をたどり、さらに売春防止法の完全実施によりこの種犯罪者は増加し、さらに皇太子の御成婚によつて恩赦が行われて、多数の刑余者が釈放されることも予想されるとき、更生保護事業の充実強化は緊急を要するものがある。ついては、更生保護事業に、第二十六回国会における衆参両院の附帯決議による競輪益金を配分されたいというのである。

二、請願の議決理由
競輪による益金は、地方財政の改善及び関連産業の振興の外、社会福祉のために積極的に使用すべきであつて、この観点から、本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十二日
商工委員長　小平　久雄
衆議院議長益谷秀次殿

中小企業の育成振興に関する請願（請願者　東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村会長山本力蔵）（中馬辰猪君紹介）（第一〇九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
第二十七回国会において、中小企業団体組織法の成立をみたが、中小企業の育成振興のため、同法の運営に当つては、中小企業の設備の近代化、技術の向上、経営の健全化の施策を強力に推進するとともに、融資の拡大等による金融措置を一そう強化されたいというのである。

二、請願の議決理由
わが国の中小企業は、国民経済上はなはだ大きな地位を占めており、その振興を図るために、従来から、組織強化、金融疏通その他の諸対策が講ぜられて来たが、いまだ完全とは言い難く、今後種々の悪条件を克服して、中小企業の経営安定、生産性向上等を実現するためには、あらゆる角度から諸施策の強化充実を図る必要があり、この見地から、本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十二日
商工委員長　小平　久雄
衆議院議長益谷秀次殿

琉球産のパイン輸入に関する請願（請願者　沖縄那覇市安謝六百二十七沖縄製罐工業株式会社宮城仁四郎外三名）（床次徳二君紹介）（第一四一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
資源に乏しい琉球においては、残された土地の高度利用が必要であり、このため山地農業の可能な、パイン産業が急速に発展してきたが、同産業は、新規開墾による過度の労力不足と、高価な種苗しろ等に基因し、必然的に他国に比較しコスト高になるので、日本政府の保護育成措置がなければ、その発展は期待できない実情にある。ついては、日本政府は琉球パインを優先的に買い上げるとともに、当分の間、琉球以外からのパイン輸入に対する差益吸収金および関税は、現行率のまま据え置かれたいというのである。

二、請願の議決理由
資源の乏しい地方について、適地適産の農業を発達せしめるためには、政府の特段の保護育成施策を必要とする。この見地から、本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十二日
商工委員長　小平　久雄
衆議院議長益谷秀次殿

発明考案者にバッジ交付の請願（請願者　新潟県南魚沼郡塩沢町字大沢四十五番地星野幸一）（大野市郎君紹介）（第一八〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現今各議会議員、公務員ならびに各団体その他各種の者がバッジを付けているにもかかわらず、国家において最も重要な科学技術の進歩に貢献している発明発見者には、なんら携帯表示すべきものがないのは不利である。ついては、すみやかにバッジを交付し、もつて発明考案の増進を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由
科学技術の伸展はわが国の現状においては誠に重要であるにかんがみ、発明者に対する保護と発明意欲の増進のため、本請願の要旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十二日
商工委員長　小平　久雄
衆議院議長益谷秀次殿

特許審査の迅速化に関する請願（請願者　東京都新宿区南元町六番地エレクトロニックス協議会長高碕達之助外二十四名）（平野三郎君紹介）（第一九六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
特許出願がなされてからその審査に相当多くの年月が費されている現状では、出願人はその特許出願に係る発明につき特許を得られるや否やを知り得ないままに長年月を経過することを余儀なくされ、せつかくの発明も機を失するのみならず、その発明を事業化するための投資に不安を感じ、または他の投資者の協力を得るに困難となり、従つて特に資力のない発明者や中小企業者は、事業化に著しい障害をきたしている実情である。ついては、今次の特許法改正に当つては、特許出願がなされてから出願公告までの期間を一箇年とするというように、審査期間を法定し、審査の促進を計られたいというのである。

二、請願の議決理由
特許庁の審査官の人員不足や経験者不足等の原因から特許の審査期間がとかく遅延し勝となり長期間の審査を要する現状は、発明を保護奨励する目的で作成された特許法の根本精神に反するものである。従つて本請願の趣旨はきわめて妥当なものであると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十二日
商工委員長　小平　久雄
衆議院議長益谷秀次殿

建設委員会

前沢町南国道の舗装促進に関する請願（請願者　岩手県胆沢郡前沢町五十人町三十一番地前沢町南国道舗装促進期成同盟会事務局長千葉清輔外九百八十二名）（小澤佐重喜君紹介）（第九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岩手県胆沢郡前沢町を貫通する一級国道四号線は、産業道路として、また文化の流通路として重要な路線であるが、幅員は狭く、曲角が多いので市街路として不適格であるばかりでなく、自動車の交通量が激増するとともに、交通事故もきわめて多くなつていることは遺憾である。ついては、同路線をすみやかに舗装されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十二日
建設委員長　西村　直己
衆議院議長益谷秀次殿

新上橋こ道橋の幅員拡張に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長米山恒治）（中馬辰猪君紹介）（第九四号）及び同（請願者　鹿児島県議会議員日高広為外一名）（第三二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
一級国道三号線は、交通量の多い主要路線であるが、鹿児島市新照院町地内の新上橋こ道橋は、前後の道路幅員は二十五メートルに拡幅されているにかかわらず、同こ道橋はいまなお幅員十二、四メートルであるため、交通上はなはだしい支障をきたしている。ついては、新上橋こ道橋の幅員を拡張されたいというのである。

二、請願の議決理由
道路交通の円滑をはかるため、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十二日
建設委員長　西村　直己
衆議院議長益谷秀次殿

治山治水予算増額に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長米山恒治）（中馬辰猪君紹介）（第九五号）及び同（請願者　鹿児島県議会議員日高広為外一名）（山中貞則君紹介）（第二八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県におけるたび重なる災害の特色は、現行法の対象外たる小災害がその大部分を占めており、このため国土の荒廃はその極に達している。ついては、治山治水の根本的恒久対策を樹立するとともに、この計画実施に必要な予算の大幅増額ならびに実情に即した災害基準引き下げ等、法の改正を図られたいというのである。

二、請願の議決理由
災害を防除し、民生の安定をはかるため、早急に措置する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十二日
建設委員長　西村　直己
衆議院議長益谷秀次殿

県道鹿児島枕崎線等の二級国道編入に関する請願（請願者　鹿児島県日置郡吹上町長松元信蔵）（小牧次生君紹介）（第三二四号）及び同（請願者　鹿児島県議会議員日高広為外一名）（山中貞則君紹介）（第三二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県枕崎市から加世田市を経て日置郡市来町の一級国道三号線を結ぶ県道鹿児島、伊集院、枕崎線および加世田、西市来線は、産業経済ならびに観光上の重要路線であり、薩摩半島を北九州に直結する最短道路でもあるので、二級国道として追加指定せられたいというのである。

二、請願の議決理由
当該路線の重要性にかんがみ、地方振興の見地より、早急に措置する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十二日
建設委員長　西村　直己
衆議院議長益谷秀次殿

河川改修予算増額に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長米山恒治）（中馬辰猪君紹介）（第九七号）及び同（請願者　鹿児島県議会議員日高広為外一名）（山中貞則君紹介）（第三二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国における河川改修の予算は近年減少の一途をたどつているが、鹿児島県は台風の常襲地帯で、河川はほとんど未改修の原始河川ともいうべきものが多いから、政府は、治水予算を大幅増額の上、同県における次記事項を実施されたいというのである。（一）川内川および肝付川の直轄河川改修費予算の増額とその早期完成、（二）川内川中流部薩摩郡鶴田村に洪水調節のためのえん堤築造、（三）天降川外七河川の中小河川改修費の予算増額とその早期完成、等。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に措置する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十二日
建設委員長　西村　直己
衆議院議長益谷秀次殿

県道中央線の二級国道編入に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長永田良吉外一名）（二階堂進君紹介）（第九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県鹿屋市を起点とし、国見岳を縦断し、佐多町（大泊）に至る県道中央線は、重要産業路線であり、宮崎県と鹿児島県南部とを結ぶ路線で、国鉄国分線の着工等開発事業と並向して、同路線の整備改良は、同地方における最も重要な施策の一つである。ついては、同路線を二級国道に認定され、南九州特定地域の開発を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該路線の重要性にかんがみ、地方振興の見地より、早急に措置する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十二日
建設委員長　西村　直己
衆議院議長益谷秀次殿

県道酒田金山線改良工事促進に関する請願（請願者　山形県酒田市長本間重三外八名）（松澤雄藏君紹介）（第九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
県道、酒田、金山線（青沢越）は、庄内地方と最上地方とを結び、山形県内陸方面から酒田港に通ずる重要路線であるが、山道がけわしいため交通はきわめて不便であり、沿道の産業ならびに文化の発展を阻害している実情にかんがみ、昭和二十六年に県事業として改修に着手したが、以来七箇年を経た今日においても遅々として進行せず、現在未完成区間は約八キロに及び今後の総工事費は約三億余円を必要とされている。ついては、同工事に一箇年六千万円以上の工事費を投入し、五箇年以内に完成されるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十二日
建設委員長　西村　直己
衆議院議長益谷秀次殿

学校統合に伴う通学路開設に関する請願（請願者　愛媛県東宇和郡黒瀬川村長河野重利外二名）（井谷正吉君紹介）（第一九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛媛県東宇和郡黒瀬川村立魚成小学校男河内分校と嘉喜尾小学校の統合は、村民の強い要望にもかかわらず、通学道路および肱川上流黒瀬川の橋の架設が必要となるため、これが資金調達がならず、いまだに二校存続の不合理が続けられている。ついては、黒瀬川村大字嘉喜尾字下五味より同村大字男河内字宮成に至る下五味宮成線九百メートル、工事費三百万円を援助されたいというのである。

二、請願の議決理由
通学の利便を図るため、検討する必要があると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日
建設委員長　西村　直己
衆議院議長益谷秀次殿

関屋分水促進に関する請願（請願者　新潟市流作場二千四百四十番地新潟交通株式会社内関屋分水促進期成同盟会長中野四朗太）（大島秀一君紹介）（第二九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
最近新潟港は、国際状勢の推進、海運界の好況等により、著しい発展を遂げ、さらに日、ソ大陸貿易の再開により相当の貿易量が予想されるが、元来同港は河口港の宿命的欠陥として流下土砂による港内埋没防止対策等に毎年多額の出費を余儀なくされている実情にある。ついては、新潟港の飛躍的発展に対処する見地より、根本的に流下土砂を防止するため、旧信濃川改良工事の一環として日本海に近接する地点で、あらたに分水路を開削する計画、いわゆる関屋分水案を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害を防除し、港湾機能の円滑な運営をはかるため、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十二日
建設委員長　西村　直己
衆議院議長益谷秀次殿

二瀬ダム建設事業促進に関する請願（請願者　埼玉県秩父市長高野利兵衛）（荒船清十郎君紹介）（第三一六号）、同（請願者　埼玉県知事栗原浩）（荒船清十郎君紹介）（第三八〇号）及び同（請願者　埼玉県秩父市議会議長星野正一郎）（荒船清十郎君紹介）（第七四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
荒川総合開発計画の根幹である二瀬ダムの建設が、国営をもって着工されることになったことは、まことに感謝にたえない。ついては、同ダムの重要性にかんがみ、昭和三十三年度予算において特別の配慮をもって、早期完成を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より早急に施行する必要があると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十二日
建設委員長　西村　直己
衆議院議長益谷秀次殿

鹿児島、霧島間等の道路整備に関する請願（請願者　鹿児島市長勝目清）（池田清志君紹介）（第三二七号）、同（請願者　鹿児島市助役緒方虎之助外一名）（上林山榮吉君紹介）（第六三四号）、同（請願者　鹿児島市鹿児島観光道路整備期成同盟会長勝目清）（中馬辰猪君紹介）（第七五一号）、同（請願者　鹿児島県鹿児島郡谷山町長桑鶴実）（赤路友蔵君紹介）（第九六一号）、同外一件（請願者　鹿児島県姶良郡加治木町長緒方明男外一名）（池田清志君紹介）（第九六二号）、同（請願者　鹿児島県姶良郡姶良町市水流清高外一名）（床次徳二君紹介）（第九六三号）、同（請願者　鹿児島県揖宿郡喜入町長白浜重任外一名）（原捨思君紹介）（第九八七号）、同（請願者　鹿児島県国分市長中馬猪之吉）（中馬辰猪君紹介）（第一〇九八号）及び同（請願者　鹿児島県指宿市長肥後正樹）（上林山榮吉君紹介）（第一一一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
霧島および指宿、桜島一帯の観光客は年々増加の一途をたどっているが、年々来襲する台風災害の一部が復旧されるのみにて、その整備は遅々として進まない現状である。ついては次記道路の整備舗装を三十二、三年中に完成されたいというのである。（一）国道一級十号線（鹿児島市―浜之市間）、（二）国道二級二二三号線（浜之市―牧園町霧島村間）、（三）国道二級二二四号線（鹿児島市―桜島口間）、（四）国道二級二二六号線（鹿児島市―指宿間）。

二、請願の議決理由
道路交通確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十二日
建設委員長　西村　直己
衆議院議長益谷秀次殿

針持川改修に関する請願（請願者　鹿児島県大口市曾木恒吉浚）（池田清志君紹介）（第三一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県大口市針持川は、水系内の面積が広く、これに反して河川の幅員が狭いため、年々の雨季には多大の災害をこうむり局部的復旧を続けるのみでは、とうてい完全な防禦は至難であるので、屈曲部を取り除き水流を阻害せぬよう改修することが最善の策と考えられるが、同市においては予算上施行困難であるから、国費をもって施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十二日
建設委員長　西村　直己
衆議院議長益谷秀次殿

川内川改修工事及び鶴田ダムの建設促進に関する請願（請願者　鹿児島県川内市長寺田市正）（池田清志君紹介）（第三二九号）及び同（請願者　宮崎県知事二見甚郷外三十一名）（三木武夫君紹介）（第四八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
川内川は、九州三大河川の一に数えられ、流域一帯は一万七千町歩の水田と九千町歩の畑を擁しているが、三十二年七月二十八日の大洪水には川内市および東郷町においては、尊い人命の死傷や堤防決壊、その他数億円に上る被害をこうむり、まさに第二の諫早市となるのではないかと、住民一同恐怖の極にあつたが、被害を最小限度に食いとめることができた。ついては、この際川内川全般の開発改修を大幅に推進するとともに、下流の洪水激化を予防しつつ、上流改修を促進し、かつ電力、かんがい用水および工業用水等の確保のために、鶴田ダム建設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十二日
建設委員長　西村　直己
衆議院議長益谷秀次殿

治水事業費予算増額に関する請願（請願者　鹿児島県薩摩郡宮之城町長稲津秀也）（池田清志君紹介）（第三二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
台風常襲地帯である九州地区は、毎年大洪水の被害を受けているが、一方治水事業は遅々として進まず、いたずらに復旧と破壊が繰り返されている実情にあることは、まことに遺憾にたえない。ついては、昭和三十三年度の治山治水事業費を大幅に増額し、国庫負担率を引き上げるとともに、台風常襲地帯に対する特別措置を確立する等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に措置を講ずる必要があると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十二日
建設委員長　西村　直己
衆議院議長益谷秀次殿

川内川上流右岸改修工事促進に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡栗野町長西田円外一名）（池田清志君紹介）（第三二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県姶良郡栗野町の中央部を川内川が貫流しているが、打続く台風により護岸の決壊はなはだしく、川内川のはん乱による農地の冠水のための被害は大きく、ことに右岸は危険にひんし、洪水時は水防団出動により、かろうじて決壊をまぬがれている実情で、関係者は深く憂慮している。ついては、川内川上流栗野町北方地先右岸改修工事を促進せられたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除ならびに沿岸住民の民生安定のため、早急に施行する必

要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

新北上川濁水地帯振興に関する請願（請願者　宮城県桃生郡雄勝町長山下松四郎外四名）（内海安吉君紹介）（第三二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新北上川（追波川）の川口に位置する雄勝町、北上村、河北町、女川町、牡鹿町の沿岸一帯は、増水期のみならず、常時流下する濁流により、魚介も類の繁殖は著しく阻害され、また往時豊魚をうたわれたいわし、さば、ぶり、たら等の魚類の回遊は変動し、現在はほとんど皆無となつたため、三万に上る沿岸零細漁民の生活は、困窮の極に達している。ついては、これが対策として、沿岸道路の早期改修と釜石峠にトンネルの開削ならびに釜石、橋浦間に永久橋を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

県道谷地神町線舗装工事の継続施行に関する請願（請願者　山形県西村山郡河北町長市川清矩外五名）（松澤雄藏君紹介）（第三二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西村山郡河北町より北村山郡東根町神町に通ずる県道谷地神町線は、三十二年寒候事業により延長四百四十メートルの舗装工事が河北町谷地々内に施行されたが、もし同工事が万一打切り、または延期ともなれば、舗装箇所以外の約六千八百メートルの同路線は、悪化の一途をたどり道路の維持修繕および諸車通行の不便はなはだしく、同地方発展を阻害する。ついては、昭和三十三年度も引き続き同舗装工事を継続施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路交通の円滑をはかるため、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

中小河川改修事業費増額に関する請願（請願者　山形県議会議長加藤富之助）（西村力弥君紹介）（第四〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県における河川は、ほとんど原始的河川で著しく荒廃しており、百ミリ以内の降雨にも水害続出し、この復旧のため、年々数億円の国費を投じている状況にある。ついては、中小河川改修費の予算を大幅に増額し、とくに山形県補助金を年額一億五千万円以上に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に措置することが必要であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

野川総合開発事業木地山ダム築造に関する請願（請願者　山形県議会議長加藤富之助）（西村力弥君紹介）（第四〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県の野川総合開発計画により、昭和二十九年三月に管野ダムならびに野川発電所の完成をみたが、近時大出水の多発により、管野ダムの計画洪水量を突破するに至つたため、完全治水が不可能となり、またこのダム容量では、古田に対するかんがいも不完全であり、さらに下流の開田適地も放置されている現況である。ついては、建設省も調査を実施しているから、同野川総合開発の完成を期するため、昭和三十三年度において野川上流木地山にダムを築造せられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除ならびに総合開発計画推進の見地より、早急に措置することが必要であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

北海道、東北地方の治水事業早期完全実施に関する請願（請願者　青森県議会議長大島勇太郎外六名）（山下春江君紹介）（第四三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道、東北地方は、戦後半減されたわが国の国土内において、主要食糧の生産地として、きわめて重要な地位にありながら、これが開発はほとんど放置された状態にあり、ことに大部分の河川は原始河川のままにおかれ、治水施策はまつたく等閑に付されている。ついては、すみやかに治水事業の早期完全実施を推進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に実施する必要を認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

積雪寒冷特別地域における道路交通確保に関する特別措置法による事業の補助率引上げに関する請願（請願者　青森県議会議長大島勇太郎外六名）（山下春江君紹介）（第四五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北地方の道路は、冬季間四箇月は積雪寒冷のため交通は途絶し、これがため産業経済の伸展はもとより、文化の向上にも、多大の影響を及ぼし、ことに春季融雪時における道路は、他地方の想像に絶する惨状で、これが修理に多額の費用を要するので、事業費の配分に特別の考慮をはらわれるとともに、補助率については、従来の二分の一を、国道においては四分の三、地方道においては三分の二まで引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

東北地方の輸送力確保の見地より、早急に措置する必要を認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

府道県米子石見新見線法勝寺地内道路舗装に関する請願（請願者　鳥取県西伯郡西伯町長磯田俊二外一名）（足鹿覚君紹介）（第五四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県西伯郡西伯町内の県道米子石見新見線は、日野郡に通ずる主要県道であるため、自動車交通量は逐年激増し、同町の中心地である大字法勝寺地内街道は、地元民の年々数度にわたる奉仕補修施行にもかかわらず悪化の一途をたどつている実情である。ついては、街路商店の商品と店舗、家屋の保護、さらには将来における道路維持費の節減を図るため、昭和三十三年度においては、法勝寺地

内の同府県道を舗装されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保並びに道路交通の円滑を図るため早急に実施する必要を認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

府県道法勝寺母里線を第一種改良工事により実施の請願（請願者　鳥取県西伯郡西伯町長磯田俊二外一名）（足鹿覺君紹介）（第五四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

府県道法勝寺母里線は、鳥取県西伯郡西伯町より、同郡会見町に通ずる主要幹線で、現在整備工事が実施されているが、最近は交通量もますます増大し、路線の状態も日増しに悪化しつつあり、早急な改良工事の実施が必要である。ついては、昭和三十三年度において、同路線の整備を第一種改良工事として実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要を認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

福成橋架替えに関する請願（請願者　鳥取県西伯郡西伯町長磯田俊二外一名）（足鹿覺君紹介）（第五四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

府県道米子、石見、新見線は、山陰、山陽に通ずる近距離線として、その重要性を認められているが、この路線中法勝寺川に架設されている西伯町大字福成地内の福成橋は、架設後十一年になり、近時交通量激増し、大型車による輸送のスピード化にともない、木橋の損傷は、はなはだしいものがある。ついては、橋部のう回を直線コースに復元するとともに、昭和三十三年度より福成橋の永久橋かけ替えに着工されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より早急に施行する必要を認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

土木事業に対する地元負担金軽減に関する請願（請願者　鳥取県西伯郡名和町議会議長松村惣太郎）（足鹿覺君紹介）（第五四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国において実施される各種の土木事業に対する地元負担金または受益者の分担金は、目下急迫せらざるものがあり、従来しばしばこれが負担の軽減を要望してきたがいまだその実現を見ないことは遺憾である。ついては、現行負担率を再検討し、すみやかに土木事業に対する地元負担金を軽減または撤廃せられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政の現状にかんがみ、必要な措置を講ずべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

国道改修費等に対する地元負担金軽減に関する請願（請願者　鳥取県西伯郡名和町議会議長松村惣太郎）（足鹿覺君紹介）（第五四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道の改修または改良事業が実施される場合は、従来地元町村にそれぞれ高率の負担が課せられており、このため窮乏の町村の財政は、ますます困窮の度を加えている。ついては、これが負担の軽減または、撤廃の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政の現状にかんがみ、必要な措置を講ずべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

富士岡地区黄瀬川上流部改修に関する請願（請願者　静岡県御殿場市中清水六百十九番地勝又秀夫外八十名）（勝間田清一君紹介）（第五四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県御殿場市富士岡地区を縦断する黄瀬川上流部本地区、すなわち西川線と称する河川は、昭和三十一年六月二十三日災害で古今未曾有の水害をこうむり、架設された橋、護岸井せき、田畑、山林等が決潰流失し、これがため護岸の復旧工事が完成しなければ、両岸の耕地は耕作不能の状態である。ついては、昨年十一月に部分的に復旧工事が着手されたが、これではとうてい災害を防ぐことができないから、さらに被害河川調査の上、至急被害対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に検討する必要があると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

川内川総合開発に関する請願（請願者　鹿児島県知事寺園勝志）（池田清志君紹介）（第六八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

川内川は、戦前より直轄河川改修工事が計画、実施され、下流部においては計画の七十パーセント程度が完成しているものの、いまだにはん乱、これに伴う災害を防止するには至らず、流域内水田の約五割は例年の出水により、常に冠水しておるありさまで、上流下部を通じて河川改修工事の促進は、流域住民の切実な要望となり、かくて川内川の中流薩摩郡鶴田村に洪水調節と河水利用高度化と関連してダムの建設が構想されるに至った。ついては、直轄河川工事の促進、洪水調節を主目的とするダム建設、これに付随する発電、川内地域工業立地条件整備、川内川総合開発を推進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、工事の促進等所要の措置を講ずる必要を認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

川内川河水調節ダム建設等に関する請願（請願者　鹿児島県知事寺園勝志）（池田清志君紹介）（第六八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県北部を貫流している川内川流域には、同県の穀倉をなす大口盆地および川内平野を始めとし、幾多の平野が開け、また北薩の中心をなす川内市を始め大小都市が発達しているが、川内川の改修工事が進まないため、豪雨に際しては流域全般に相当の被害が発生しきわめて憂慮にたえない。ついては、改修工事をすみやかに完成せしめるとともに、同河川に河水調節ダムを建設され、さらに川内川流域における準用河川のうち隈之城川、平佐川、樋脇川、樋渡川ならびに田海川等を、現在の川内川直轄工事と合せて総合的な直轄改修として施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より早急に施行する必要を認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

九州地区直轄河川の早期完成に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡東野町議会議長田底竹吉）（池田清志君紹介）（第六九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

災害常襲地帯である九州における直轄河川の改修現状は、予算の不足により遅々として進まず、このままの状態では完成までには二十四年の長年月を要し、この間の損害等を考えると憂慮にたえな

い。ついては、九州地区直轄河川の早期開発完成を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要を認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

登米町内県道の舗装に関する請願（請願者　宮城県登米郡登米町長菊地茂作外四名）（内海安吉君紹介）（第六九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県登米郡登米町に、昭和三十二年度より県道登米停車場線の舗装工事が実施され、町民一同感謝しているが、次年度はこれに継続して、同町の中心繁華街で、かつ官公署等が連なり、交通量のきわめて大きい県道登米佐沼線（登米町内三日町、九日町、中町地区）および石巻一関線（登米町内三日町、荒町地区）を、粗粒式アスファルトコンクリート舗装を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路交通の円滑を図るため、早急に施行する必要を認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

一級国道十三号線改良事業継続に関する請願（請願者　山形県最上郡金山町長岸英一外二名）（松澤雄藏君紹介）（第六九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道十三号線秋田、山形県境雄勝峠の改良は昭和三十年度に完了し、引き続き山形県側真室川町、金山町境の難所である主寝坂峠の改良も、三十一年度より着工されたことは喜びにたえないが、同工事が完成してもなお、真室川町側雄勝峠改良の終点まで約千六百メートル、金山町側森合峠改良終点まで約六千七百メートルの未改良区間があり、該区間は特に幅員が狭く、路床の条件も悪いので、この際続いて工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より継続して工事を実施する必要を認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

高速自動車インターチエンジ設置に関する請願（請願者　福井市長熊谷太三郎外十六名）（草野一郎平君紹介）（第七四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国土縦貫高速自動車道の北陸路国道八号線よりの乗入れ地点は、滋賀県彦根市地先と内定せられたよしであるが、かりにこの地点にのみ乗入地を設定されるならば、北陸と中京方面との交通は約十三キロのう回路となり、永久に無駄を重ねることになる。ついては、北陸八号線より乗り入れるインターチエンジ（接続地点）は、もつとも合理的かつ至近距離である滋賀県坂田郡米原町字番場町付近の適地に、さらに新らしく設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

高速自動車道の機能発揮の万全をはかるため、早急に検討する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

国土開発縦貫自動車道建設に関する請願（請願者　滋賀県議会議員辻田太一外一名）（堤康次郎君外四名紹介）（第七四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国土開発縦貫自動車道建設法に基く高速自動車道の建設は、着々具体化の運びになつているが、名神二百キロに及ぶ路線延長のうち、約八十キロ余にわたつて琵琶湖東方の肥よく地帯を縦貫する計画は、滋賀県農民にじん大な犠牲を与えるため、これに反対しているから、次記要件につき、具体的な対策をたてて事態を拾収せられたいというのである。（一）同法第六条による基本計画との調整および第九条による損失補償と相まつて生活再建、環境整備のための措置を明示して、より具体的な現地折衝を期し得るよう図ること、（二）損失補償についてはもちろん、第二次補償的な生活再建、環境整備のための措置は、その直接的間接的たるを問わず、高速自動車道の建設にかかる一連の事業として、国の財政措置によることとし、一般公共事業の例による地方団体等の負担に転嫁することのないようすること。

二、請願の議決理由

円滑なる工事の促進を図るため、一応検討する必要があると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十一日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

県道加世田西市来線等の二級国道編入に関する請願（請願者　鹿児島県串木野市長　平瀬実武外三十九名）（中馬辰猪君紹介）（第七五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

枕崎市、日吉町間の主要県道鹿児島伊集院枕崎線ならびに日吉町より市来町に至る県道加世田西市来線は、地方産業、経済の発展に伴い、ますます重要度を加えつつあり、同路線を国道に編入すれば、一級国道三号線と二級国道枕崎鹿児島線とを結ぶ薩摩半島環状道路が構成されることになる。ついては、前記両路線を二級国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該道路の重要性にかんがみ、早急に措置する必要を認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

西光寺川堤防復旧に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡隼人町東郷園田為幸）（池田清志君紹介）（第七九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県姶良郡隼人町東郷字六反田八百八十二番地西光寺川堤防は、昭和二十三年八月のルース大風水害により欠壊したまま現在まで放置されているため、将来大洪水があつた場合は、この地点を基点とし大欠壊を起す恐れがある。ついては、西光寺川堤防（工事予定量二百メートル位）の復旧工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害を防除し、民生の安定をはかるため、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十一日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

金山橋架橋工事促進に関する請願（請願者　福島県安積地方町村議会議長会長渡辺酉尾）（助川良平君紹介）（第七九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小名浜、新潟を結ぶ二級国道の福島県上田村郡田村町地内阿武隈川に架橋されている金山橋は、目下工事中であるが、現在通行中の仮橋は水面上より十数メートル高い木橋で、すでに危険状態にあり、諸事の交通は空車に限られているため、住民の不便はもとより、諸物資の輸送上非常な支障をきたしているので、金山橋の架橋をすみやかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に対策を講ずる必要を認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

熱海、中ノ沢間観光道路整備に関する請願（請願者　福島県安積地方町村議会議長会長渡辺酉尾）（助川良平君紹介）（第七九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島県の熱海、中ノ沢間観光産業道路は、磐梯朝日国立公園の探勝と付近に点在する多くの温泉郷とを結ぶ重要路線であり、同観光道路の開発は、福島県観光事情の発展上必要欠くことができないものである。ついては、該区間観光道路の整備を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
福島県観光事業の発展を図るため、観光道路の整備を促進する必要を認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日
建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十三年四月二十二日
建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

水の手橋等改修に関する請願（請願者　鹿児島県川内市　隈之城町橋口良盛）（池田清志君紹介）（第八二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県川内市内を貫流する隈之城川の堤防被害復旧工事は、着々進行しているが、しかしこの堤防工事のみでは同地区の大雨ごとの災害はとうてい防止できるものでなく、これと密接な関連を持つ水の手橋の改修を断行しなければ、これが万全を期し得られず、さらに付近国道の悪路の改修をもあわせ行わねば、同地区の経済、文化、交通の発展は望まれない状態にある。ついては、川内市の隈之城川水の手橋ならびに付近国道を改修されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害の防除ならびに道路交通確保の見地より、早急に施行すべきものであると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日
建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

公営住宅事業に関する請願（請願者　甲府市長鷹野啓次郎外六名）（足鹿覺君紹介）（第八四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
わが国の住宅不足の現状は、約二百七十万戸と推定され、戦後十二年を経過した今日、なお健康で文化的な生活を営むための住いの恵まれない世帯が依然として減少していない。ついては昭和三十三年度政府予算における住宅建設費に、次の事項を強力に推進されたいというのである。（一）政府住宅施策として公営住宅事業を最重点施策として採り上げること、（二）不燃構造住宅とくに中層耐火構造住宅の増加を図ること、（三）標準建設費を現在の建築物価にスライドせしめるよう、適切な引き上げを図ること、（四）住宅建設用地の確保のため、用地対策として公営住宅次年度以降用地の取得造成に対する補助金制度の改善あるいは全額融資制度の確立を図ること。

二、請願の議決理由
低額所得者の住宅難が未だ著しい状況にかんがみ、公営住宅事業推進のため早急に措置を講ずる必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日
建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

県道谷地神町線舗装工事継続施行に関する請願（請願者　山形県西村山郡河北町大字谷地字清矩外五名）（松浦東介君紹介）（第八六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形県西村山郡河北町より北村山郡東根町神町に通ずる県道谷地神町線は、東根町、天童町および各方面との物資の交流等に利用されており、今年度県事業により延長四百四十メートルの舗装工事が河北町谷地地内に施行され、関係者はもちろん、全町民感謝しているが、万一舗装工事が打ち切り、または延期になれば、舗装箇所以外の約六千八百余メートルの同路線は、日ごとに悪路化し、道路の維持修繕および諸車通行の不便等幾多の弊害が生じ、同地方発展に重大なる影響をもたらす原因となる。ついては、昭和三十三年度も引き続き同舗装工事を継続施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、引き続き工事を施行する必要を認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日
建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

国道二号線三島、下田間等の舗装に関する請願（請願者　静岡県田方郡上狩野村湯ヶ島下田街道狩野線改善促進期成会長木下源吾外五名）（勝間田清一君紹介）（第八九七号）及び同（請願者　静岡県田方郡上狩野村長城戸啓外五名）（畠山鶴吉君紹介）（第一三五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国道二号線三島、下田間の内、修善寺、出口（静岡県田方郡中狩野村）間および主要県道出口、湯ヶ島（同県田方郡上狩野村）間の、伊豆縦貫路の内の約十二キロの道路は、幅員はわずかに四ないし五メートルで、大型バスの交換のできない個所もあり、また沿道には湯ヶ島を中心として多数の温泉地があるため、動力車一日の交通量は六百台以上で、路面の損傷度が非常に高い。よつて、関係住民は静岡県と協力して自主的に補修につとめたが及ばないから、同十二キロの道路をすみやかに舗装されたいというのである。

二、請願の議決理由
道路交通の円滑をはかるため、早急に施行する必要があると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日
建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

一級国道三号線鹿児島県内の整備促進に関する請願（請願者　鹿児島県川内市長寺田市正外二十一名）（池田清志君紹介）（第一〇七七号）及び同（請願者　鹿児島市長勝目清外二十一名）（中馬辰猪君紹介）（第一一六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県の風光明美は国内外の観光客を多数誘致しているが、これら客貨輸送には国道三号線との関連が実に緊密なるものがあるが、戦後の自動車交通の激増、スピード化により、砂利道としての耐荷能力をはるかに超過し、路面の荒廃悪化は日を追つて増大しているとき、三号線中鹿児島県区域内の整備費配当は、例年に比較して下回るやに聞くが、かくてはいつの日にかその後進性を脱却し得るや測り知れないから、道路整備事業費配当を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由
道路交通確保の見地より、措置を講ずる必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日
建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

恒久的災害対策確立に関する請願（請願者　東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村会長山本力蔵）（中馬辰猪君紹介）（第一〇九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
風水害、および雪害等の各種災害は毎年わが国土に大きい被害をもたらし、その惨状は筆舌に尽し難いものがあるが、政府のこ

れに対する施策は例年一時しのぎ策に終始し、地方財政を窮迫せしめることはもちろん一災害は災害を呼ぶ一の弊を除去し得ないことはきわめて遺憾である。ついては、災害防除の総合的恒久対策を確立するため、次記事項を実現されたいというのである。（一）災害復旧事業は原則として全額国庫負担とし三箇年完了を法定すること、（二）災害関連事業（改良）仕越工事等の地方立替分ないし負担分に対し十分な金融措置を講ずるとともに、これらわく外の資金調達のため「災害基金」的制度を考慮すること、等。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に対策を講ずる必要を認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

寄居町都市計画街路中央通線改修に関する請願（請願者　埼玉県大里郡寄居町長岩田周外一名）（荒船清十郎君紹介）（第一一四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県大里郡寄居町都市計画街路中央通線は、寄居駅より二級国道甲府熊谷線（延長三百三十メートル）を横断し、重要府県道飯能寄居線に連絡する重要路線であるから、昭和三十三年度国庫補助事業として改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に実施すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

二級国道甲府熊谷線舗装に関する請願（請願者　埼玉県大里郡寄居町長岩田周外一名）（荒船清十郎君紹介）（第一一四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二級国道百四十号甲府熊谷線中、埼玉県大里郡寄居町地内は、市街地部分延長千二百八十メートルはアスファルト簡易舗装を施行済みで、わずかに舗装道としての体面を保っているが、その他の部分は砂利道路面であり、近年著しく交通量が増加し、一日換算千八百八十三台を数え、土質の関係上路面の損傷はなはだしくその維持はきわめて困難な実情にあり、加えて奥秩父開発による各種工作機械資材等超重量物の通過により、沿道住民は日夜の別なく振動、騒音等に悩まされている状態である。ついては、昭和三十三年度においては、二級国道百四十号線を国庫補助事業舗装道新設工事として施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

交通難を緩和し、沿道住民の民生安定を図るため早急に施行すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

都市計画街路環状七号線着工促進に関する請願（請願者　東京都杉並区和泉町七百三十三番地　橘富士松外七十三名）（花村四郎君紹介）（第一一四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都杉並区の南部地区の住民は、中央線にある区役所をはじめ諸官庁との交通の便がはなはだ悪く、とくに中間に居住する住民にとつては、その不便は想像に余るものがある。ついては、甲州街道和泉町より、方南町、和田本町、堀ノ内を経て、青梅街道高円寺二丁目に達する都市計画街路環状七号線をすみやかに着工されたいというのである。

二、請願の議決理由

都市内交通の確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

国分市中心街を経る県道谷線の舗装に関する請願（請願者　鹿児島県国分市長中馬猪之吉外一名）（中馬辰猪君紹介）（第一一六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県国分市街地を経る幹線道路（県道国分停車場線、県道福山国分線、県道浜之市東襲山線、県道小村国分線）は、国分駅前と常念寺付近のみがコンクリート舗装道路にして他はすべて砂利道であり、全線にわたり路面のでこぼこがはなはだしく、加えて近年の自動車交通量の増大と大型車両増加は、さらに路面の損傷を大きくし、交通に多大の支障をきたしているのみならず、降雨のときは路面上の流滞水により被害じん大であり、関係受益者の困却ぶりはその極に達している。ついては、これら県道各線を舗装されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路交通の円滑をはかるため、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

一級国道鹿児島県内の整備促進に関する請願（請願者　鹿児島県川内市助役横山正元外二名）（池田清志君紹介）（第一一九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国的な幹線道路網を構成する一級国道については、国が直轄管理の上整備の促進を企画中のことと思われるが、鹿児島県を縦貫する一級国道（十号線六十六キロメートル、三号線百六キロメートル）の整備に関する三十三年度事業実施見込額は、鳥越トンネル前後の整備を含めて一億八千万円程度とそく聞するが、これが事実とすれば、昭和三十二年度実績二億二千万円（鳥越トンネル一億二千五百万円を含む）をはるかに下回り、道路整備十箇年計画の趣旨に反するばかりか、同県道路事業の推進上ならびに産業経済の発展上からもきわめて憂慮にたえない。ついては、道路整備事業費の配分に当つては、同県も国の重要施策の利益と恩恵に浴することができるよう特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に予算措置を講ずる必要があると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

下田、天城湯ケ島、修善寺間道路改修に関する請願（請願者　静岡県賀茂郡上河津村長板垣録郎外四名）（畠山鶴吉君紹介）（第一三三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

下田、天城湯ケ島、修善寺間の道路は、伊豆半島でも最も有名な天城山のふもとに通じ、伊豆東海岸、上・下河津村より、また一方下田町および松崎方面より中伊豆の湯ケ島温泉に通ずる重要な観光道路であるが、近年伊豆の発展と交通量の急激な増加に伴い、交通事故は多発し、ことに大型観光バス等の事故が続出している状態である。ついては、事故防止等のた

め、右道路をすみやかに改修舗装せられたいというのである。

二、請願の議決理由

道路交通の円滑化ならびに通行の安全確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

下田、石廊崎間道路改修に関する請願（請願者　静岡県賀茂郡南伊豆町長青木力之助外一名）（畠山鶴吉君紹介）（第一三四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県下田、石廊崎間の地域は、伊豆半島南端に位し伊豆七島を眼前に眺める伊豆随一の景勝地で、伊豆半島最大の観光地としても衆知の通りで、ことに最南端の石廊崎灯台等は、地形上、海上交通上、きわめて重要な役割を果している。ついては、自動車交通量が急激に増大し、道路改修の必要性が急務であることを痛感されているおりから、下田、石廊崎間の道路の拡張舗装を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強ならびに観光道路整備の見地より、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

下田、土肥、大仁間道路改修に関する請願（請願者　静岡県賀茂郡下田町長鈴木貞雄外六名）（畠山鶴吉君紹介）（第一三四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県下田、松崎、土肥、修善寺、大仁に至る道路は、昭和二十八年五月に観光、産業道としての重要性が認められ、二級国道に指定されたのに、いまだ悪道のまま放置されているが、同地帯は最近観光地としてめざましく発展しており、加えて現在伊東、下田間はすでに舗装されているので、これらと緊密な関連性を持つ伊豆循環道路を完成するためにも、右道路をすみやかに改修、舗装せられたいというのである。

二、請願の議決理由

道路交通の円滑をはかるため、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

土肥、戸田、沼津間道路改修に関する請願（請願者　静岡県田方郡土肥町長渡辺平三外二名）（畠山鶴吉君紹介）（第一三四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県土肥、戸田、沼津間に通ずる海岸新設道路は、かねてより一部着工されているが、このコースは風光が非常に明美であり、しかもこの間には物産豊富にして重要な漁港である人口一万名の戸田村が離れ島のごとく取り残されている。ついては、同道路からの恩恵をほとんど受けることのない戸田村の開発のためにも、さらにまた海岸の観光ルート貫通のためにも、前記道路を急速に整備されたいというのである。

二、請願の議決理由

観光道路の整備ならびに地方振興の見地より早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

伊東、川奈間海岸線道路建設促進に関する請願（請願者　静岡県伊東市長稲葉兵吉）（畠山鶴吉君紹介）（第一三四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県伊東、川奈間道路は、海岸沿いに伊東と川奈部落とを結び、八幡野方面に通ずる道路で、現在建設中であるが、なお約八百メートルは未着工となっている。ついては、この道路は伊東と川奈漁港とを通ずる近距離道路であり、魚類の輸送その他最近激増している川奈方面への交通量の緩和のためにも、すみやかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力増強の見地より早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

伊東、熱海間道路建設促進に関する請願（請願者　静岡県伊東市長稲葉兵吉）（畠山鶴吉君紹介）（第一三四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

修善寺、伊東、熱海間道路の道路は、現在林道として一部は完成しているが、なお相当部分の間が未完成のままとなっており、せつかくの道路も、今日その使命を果し得ない状態である。ついては、右道路をすみやかに完成せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

伊東、修善寺間道路改修に関する請願（請願者　静岡県伊東市長稲葉兵吉外三名）（畠山鶴吉君紹介）（第一三四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県伊東より修善寺に至る道路は、伊東温泉を起点とし修善寺温泉に達し、その他の各観光地とを結ぶきわめて重要なる道路であるが、昔よりなんら改修されておらず、従つて近年の急増した交通量より見て、また観光上の見地からも、このまま放置することは許されない段階となつている。ついては、前記道路の改修舗装を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強ならびに観光道路整備の見地より、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

下田、松崎間道路改修に関する請願（請願者　静岡県賀茂郡下田町長鈴木貞雄外一名）（畠山鶴吉君紹介）（第一三四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県賀茂郡下田より下賀茂温泉、蛇石に通ずる道路は、きわめて狭く、しかもけわしい蛇石峠を経る道路であるが、年々自動車事故等が続発している。ついては、観光道路として、また伊豆南端部開発のためにも前記道路を拡張舗装されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強ならびに観光道路整備の見地より、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請

願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

下田、妻良子浦間道路改修に関する請願（請願者　静岡県賀茂郡南伊豆町長青木力之助外一名）（畠山鶴吉君紹介）（第一三四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県妻良子浦は、伊豆半島南端部に位する絶景地として、年々観光客の増加をみており、また妻良港を控えた同半島内でも有力な漁業地でもあり、近年ますます発展しているが、同区域間における道路は、いまだ昔の車道そのままのきわめて原始的な道路で、全く改善されていない状態である。ついては、すみやかに現地を調査し、下田、妻良子浦間の道路改修工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強ならびに観光道路整備の見地より早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

伊東、八幡野、下河津間道路改修に関する請願（請願者　静岡県伊東市長稲葉兵吉外三名）（畠山鶴吉君紹介）（第一三四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県八幡野、下河津間の道路は、伊東、八幡野間および下河津、下田間の有料道路の間に位しているが、同道路のみ著しい悪道のため、観光地として、また生鮮食料の供給地としても、その輸送等の重大な役割を果すに困難な情況である。ついては、これが打開のため、この際伊東、八幡野より下河津に至る道路を拡張舗装されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路交通の円滑をはかるため、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

下河津、天城山、湯ヶ島間道路改修に関する請願（請願者　静岡県賀茂郡下河津村長板垣録郎外一名）（畠山鶴吉君紹介）（第一三五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県賀茂郡下河津より、伊豆の最高峰天城山を経て、湯ヶ島に至り、修善寺温泉に通ずる道路は、近時観光客の増加に伴い、大型バス、トラック、乗用車等の交通量が激増したため、道路の損傷はなはだしく、これがため事故も少くない状況である。ついては、前記道路の改修舗装を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路交通の円滑をはかるため、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

二級国道熱海、伊東間改修に関する請願（請願者　静岡県伊東市長稲葉兵吉外一名）（畠山鶴吉君紹介）（第一三五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県の熱海、伊東の両市は、伊豆半島の観光地として目ざましい発展を遂げ、自動車による交通量は著しく増加しているが、この間の道路は二級国道に編入され、また主要観光道路として指定されているのに、依然として旧来のまま改修されずに放置されていることは遺憾である。ついては、二級国道熱海、伊東間をすみやかに改修せられるよう、適切なる措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強ならびに観光道路整備の見地より早急に措置する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

熱海、網代間道路整備に関する請願（請願者　静岡県熱海市長小松勇次）（畠山鶴吉君紹介）（第一三五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県熱海より網代に至る道路は、海岸線まで押し迫つた山塊のため、きわめて狭く、その拡幅工事は通常の方法でも困難であるが、しかしながら熱海を起点とした、伊豆半島海岸線の循環重要道路の一部として、このまま放置することは許されない状況となつているから、現地に適合した措置としてブリッジ道路を建設し、道路の拡幅を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

吉田線道路改修に関する請願（請願者　静岡県富士宮市長上杉増太郎外二名）（畠山鶴吉君紹介）（第一三五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県吉原、富士宮、白糸の滝、富士五湖を結ぶコースは、明峰富士の山すそ地帯であるので、近年富士山にあこがれる外人観光客の増加を見ており、これらの地帯を結ぶ自動車交通路たる吉田線は、観光道路としてきわめて重要な役割を果しているが、ひどい悪道であるため、せつかくの景勝も滅殺され、むしろ苦情を残している実情である。ついては、吉田線の改修工事をすみやかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路交通の円滑化ならびに観光道路整備の見地より早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

沼津、根方、吉原間道路改修に関する請願（請願者　静岡県沼津市長塩谷六太郎外一名）（畠山鶴吉君紹介）（第一三五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県沼津市より根方、吉原市に至る道路は、愛鷹山すそに面する一本道路のために、近年交通が著しくひん繁となり、しかも道路は狭く、これがため交通事故が多く、加えて製紙工場の通勤者の多くが、自動車を主な交通機関としている実情にかんがみ、交通事故の絶無、産業振興上のあい路の除去のために、前記道路の改修舗装を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路交通の円滑をはかるため、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

熱川、大川間海岸線有料道路建設促進に関する請願（請願者　静岡県賀茂郡城東村長鈴木恒三郎）（畠山鶴吉君紹介）（第一三五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊豆半島熱川、大川間の有料道路建設については、伊豆半島東海岸線の幹線道路の一部として、かねてよりその必要性が認められ、道路公団によって調査実測が行われているが、同区間の道路は、きわめて狭く、その上がけ等があるため、降雨期には交通事故が続発し、交通途絶もしばしば起きている実情である。ついては、伊豆半島熱川、大川間の有料道路の建設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路交通の円滑をはかるため、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

熱海、函南、大場間道路改修に関する請願（請願者　静岡県田方郡函南村長　杉山弥三郎外一名）（畠山鶴吉君紹介）（第一三五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熱海市より静岡県函南、大場の両村に至る道路は、農業ならびに観光上の重要地帯を連ねているが、静岡県下第一の農作物を産出する函南村は、その出荷に当り、悪道のため著しい制約を受けており、加えて近時熱海、伊豆長岡、修善寺等の温泉地を訪れる観光客は激増し、これを輸送する大型バスの往来のため、道路は著しく損傷されている実情である。ついては、同道路の改修舗装工事をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路交通の円滑をはかるため、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

下田街道天城トンネル、八丁池間道路改修に関する請願（請願者　静岡県田方郡上狩野村湯ヶ島下田街道狩野線改善促進期成会長木下源吾）（畠山鶴吉君紹介）（第一三五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

八丁池は伊豆半島天城山系海抜千二百メートルにあって、相模、駿河の両湾を一望におさめる景勝地で、いわゆる伊豆のスカイライン上にありて、この池の清澄なる水を背景とする神秘的環境と相まち、伊豆国立公園の焦点である。ついては下田街道天城トンネル北口より分岐して、八丁池（静岡県田方郡上狩野村）に通ずる道路約九キロを自動車の交通可能の道路に改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路交通の円滑化ならびに観光道路整備の見地より早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

宅地建物取引業法の一部改正に関する請願（請願者　東京都千代田区有楽町一丁目三番地日本電気協会ビル大平興業内東京都宅地建物取引業試験保証金撤廃期成同盟会長　宇都宮徳馬君紹介）（第一四五号）、同（請願者　東京都千代田区有楽町一丁目三番地日本電気協会ビル大平興業内東京都宅地建物取引業試験保証金撤廃期成同盟沼田熊雄）（宇都宮徳馬君紹介）（第一四五号）、同（請願者　東京都千代田区有楽町一丁目三番地日本電気協会ビル大平興業内東京都宅地建物取引業試験保証金撤廃期成同盟山井誠治外十名）（徳安實藏君紹介）（第一五二七号）及び同（請願者　東京都千代田区有楽町一丁目三番地東京都宅地建物取引業試験保証金撤廃期成同盟篠原徳七外六千七百八十四名）（廣瀬正雄君紹介）（第二一三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回突如として宅地建物取引業法第十一条と第十二条に、おのおのその二として保証金十万円供託と試験制度とを加えて、これを法律化したが、これは大部分の業者の知らぬ間に行われたものであって、これは法律の改正にあらずして、改悪であるから、次記要項の措置をされたいというのである。

（一）宅地建物取引業法の第十二条ノ二の保証金供託の項を削除すること、（二）同法第十一条ノ二の試験制度の項を削除すること、（三）現在の登録業者は無条件既得権保持とすること。

二、請願の議決理由

既登録業者についてその既得権を認めることは妥当であり、早急に検討する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

東府中バイパス路線位置変更に関する請願（請願者　東京都府中市六千三百七十四番地吉野亥之太郎外九十三名）（木崎茂男君紹介）（第一四二三号）、同（請願者　東京都府中市七千五十三番地大崎徳四郎外九十三名）（山花秀雄君紹介）（第一四二四号）、同（請願者　東京都府中市六千三百七十番地村野猛外八十九名）（中村高一君紹介）（第一五一六号）及び同（請願者　東京都府中市七千九十三番地小山田兼敏外九十三名）（並木芳雄君紹介）（第一六九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般建設省が甲州街道交通量緩和策として計画している調布、府中間の十八メートル既設国道二十号線に東西につなげるバイパス（補助路線）が完成されると、この付近に点在する住宅民は、合計三本の道路を横断しなくては駅周辺にある商店街に買物が行けなくなり、危険この上もなく、七八軒の人家はまた立退きを受けることとなるばかりでなく、バイパス接続地点までの二十号線は、無用の長物となること必至である。ついては、同バイパス路線の位置を変更されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保及び付近住民の利便を図るため検討する必要があると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本願請はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

二級国道飯田浜松線の整備促進に関する請願（請願者　静岡県磐田郡二俣町長熊村昌一郎外一名）（戸塚九一郎君紹介）（第一四二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二級国道飯田浜松線は、浜松市佐久間町浦川地区を経て飯田市を結ぶ最短路線であり、また遠州地方の産業開発上重要な地位を占めており、ことに二俣町以北の地域は高い山が重なっている未開発地域で、森林資源および地下鉱産資源は無尽蔵と称されているが、これら資源の輸送路である同国道は、明治末期から昭和初期にかけて完成したもので、大部分は自動車以前の交通的見地から設計施行されたため、屈曲の改修、橋の改築、幅員の拡張等幾多の改良工事を施行しなくては、とうてい本来の目的の達成は不可能である。ついては、静岡県磐田郡二俣町以北愛知県境に至る、二級国道飯田浜松線をすみやかに改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

沖水川直轄砂防区域延長等に関する請願（請願者　宮崎県北諸県郡三股町長大河内利雄外二名）（瀬戸山三男君紹介）（第一四五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県の沖水川は、水源を鰐塚山に発し、二十五キロ余下って大淀川に合流する屈指の急流河川であるが、その荒廃はなはだしく、下流地帯では河床は沈下し、あるいは乱流し、沖水川の護岸は次々と欠壊し、田畑の流失埋没等年々多大の災害を繰り返している。ついては、大淀川上流沖水川の直轄砂防区域を、現在三股橋より下流

三キロの通称赤岩までの区域に延長され、細目川左岸上流七・五キロの石積堤防の地点までと沖水川右岸上流九キロメートルの護岸工事、および同点の床固め工事の増工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害を防除し、民生の安定をはかるため、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

宅地建物取引業法の一部改正に関する請願（請願者　名古屋市西区菊井通七丁目十三番地宅地建物取引業中部ブロック協議会長須永伊之助外九名）（久野忠治君紹介）（第一六九〇号）、同（請願者　名古屋市昭和区伊勝町一丁目六十九番地愛知県不動産取引業組合連合会副会長佐久間鎌吉）（加藤鎌五郎君紹介）（第一八一四号）、同（請願者　京都府中京区烏丸通リ姉小路上ル虎屋町京都府宅地建物組合長満田正太郎外九名）（田中伊三次君紹介）（第一八一五号）、同（請願者　三重県津市蔵町千三十九番地三重県不動産仲介商業協同組合理事長平井光生外九名）（田中久雄君紹介）（第一八一六号）、同（請願者　名古屋市中村区大日町二丁目九十六番地須永正臣外十名）（内海安吉君紹介）（第二八一三号）、同（請願者　愛知県一宮市琴平町十二番地下矢来重外十名）（江崎真澄君紹介）（第二八一四号）、及び同（請願者　愛知県岡崎市戸崎町石畑一丁目一番地早川太一外十一名）（中垣國男君紹介）（第二一四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宅地建物取引業法を改正して、法律改正前の登録業者にまでさかのぼつて試験制度を適用し、保証金を供託せしむることは、従来の業者には全く有害無益な制度であるから、昭和三十二年七月三十一日までの登録業者（既得権者）で引き続き業をなすものを試験制度ならびに保証金供託の適用から除外されたいというのである。

二、請願の議決理由

既登録業者についてその既得権を認めることは妥当であり、早急に検討する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

おいて採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

国道七号線舗装に関する請願（請願者　山形県飽海郡遊佐町長渋谷八三郎七名）（松澤雄藏君紹介）（第一六九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道七号線は裏日本随一の重要幹線であり、近年自動車の飛躍的増加に伴つてその往来もひん繁を極めているが、現状は昔ながらの砂利道であるため膨大な交通量を支えることはできず、通行者の不便と住民の迷惑は筆舌に尽しがたいものがある。ついては、該道路の舗装工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路交通の円滑をはかるため、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

報徳橋改修に関する請願（請願者　神奈川県小田原市曽比二千四百六十番地米山要助外十三名）（小金義照君紹介）（第一八一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

報徳橋は小田原市柏山地先にあつて、小田急線柏山駅より下曽我に通ずる県道上酒匂川にかけられているが、同橋は貧弱で大雨のたびにその弱さを露呈し、現在橋台は傾き、幅員は縮小されわずかに歩道として通行ができる程度で、大雨時には交通中止を余儀なくされている状態である。ついては、

すみやかに同報徳橋を改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除ならびに交通確保の見地より、早急に施行する必要があると認められ、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

二級国道小樽江差線島牧地区の整備等に関する請願（請願者　北海道島牧郡島牧村長市川建助）（正木清君紹介）（第二一一〇号）及び同（請願者　北海道島牧郡島牧村助役京谷嘉雄）（稚熊三郎君紹介）（第二二五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道島牧郡島牧村は、合併の一大要素として、冬季の交通確保を全住民が要望しているところであるから、次記事項の実現をはかられたいというのである。（一）磯谷郡蘭越町港町から同村字原歌町間の小樽江差線二級国道中、同村関係寿都町より字原歌町四十一キロ余の冬季道路交通確保は、いまだ実現を見るに至つていないから、同村役場所在地にブルトーザ二台を配置し常時整備すること、（二）同村字大平地区には十九箇所もの難関道路があり、ことに幅員が狭く、自動車の運行に不利不便であるから、該地区トンネルの補修（内壁補修）と第一号トンネルの幅員拡張を昭和三十三年度に施行すること、（三）同村字原歌町から字栄浜路線十キロの路面維持修繕費等を配分し、砂利敷工事等を実施すること、等。

二、請願の議決理由

道路交通の円滑をはかるため、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議

に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

秩父方場線道路建設促進に関する請願（請願者　埼玉県秩父市長島野利兵衛）（荒船清十郎君紹介）（第二一七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

産業と観光の秩父と、資源の群馬県とを結ぶ至近の距離にある埼玉県秩父郡吉田町と、群馬県多野郡方場町の境にある土坂峠の開削を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強ならびに地方振興の見地より、早急に措置する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

神代川河川改修に関する請願（請願者　岡山県阿哲郡哲西町長羽場盛太郎外一名）（橋本龍伍君紹介）（第二四六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県阿哲郡哲西町の神代川改修については、昭和二十九年度に岡山県当局の実地調査によつて改修の必要を認められ、改修予定地に取り上げられたのであるが、いまだ実現されないので、以来年々洪水はんらんの厄にあい、同地方の稲作は減収し、交通は障害を受け、ひいては教育文化事業等すべての町政に大きな災いをもたらしている実情である。ついては、哲

西町大字上神代字才の鼻御山前橋より上流二キロメートルの間の神代川をすみやかに改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除ならびに民生安定の見地より、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

一級国道十九号線整備促進に関する請願（請願者　愛知県知事桑原幹根外二名）（第二五九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

一級国道十九号線は中部日本の縦貫道路であるが、幅員は狭小で屈曲が多く、激増する自動車交通に著しい支障をきたしており、中部地方の産業の振興、文化の向上に一大障害となつているばかりでなく、特に木曽谷総合開発のため、その整備改良は目下の急務である。ついては、国道十九号線をすみやかに整備改良されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強ならびに地方振興の見地より、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

国道二十二号線一宮、名古屋間補助道路新設に関する請願（請願者　愛知県一宮市長伊藤一外五名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二五九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道二十二号線一宮、名古屋間の交通利用状況は、近時飛躍的にひん繁となり、ほとんど横断ができない実情で、さらに交通量の激増と運転のスピード化は、ますます交通事故の発生を招来し、連日貴重な人命を損傷しつつある。ついては、これが対策として、現国道に並行し、森本、多加木、九日市場および伝法寺等を通ずる補助道路を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路交通の円滑化ならびに通行の安全確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

美浜町西海岸侵食対策事業促進等に関する請願（請願者　愛知県知多郡美浜町長野田定治外一名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第二五九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡美浜町の奥田、若松地区海岸は、白砂の天然海岸のため堤防護岸なく、さる十三号台風にも大きい被害をこうむつた実情にかんがみ、侵食対策事業としてとり上げられ、本年度より着工の運びとなつたことは喜びにたえない。ついては、昭和三十三年度工事費も昨年度以上に確保し、すみやかに完成をはかるとともに、十三号台風災害復旧護岸工事も、すみやかに完成するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、措置を講ずる必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

蘭牟田地区海岸の堤防保全工事に関する請願（請願者　鹿児島県薩摩郡鹿島村長白橋弥右衛門外一名）（池田清志君紹介）（第二六四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県薩摩郡鹿島村蘭牟田地区の海岸堤防は、明治三十三年に施工した不完全なもので、年々襲来する台風による波浪のためこうむる被害はきわめて大きく、そのつど部落民は家財道具を移転し、避難するなど、常に危険にさらされている実情である。ついては、蘭牟田地区海岸の堤防保全工事をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害を防除し、民生の安定をはかる見地より、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

東橘町城北間連絡立体交差施設設置に関する請願（請願者　甲府市長鷹野啓次郎）（荻野豊平君紹介）（第二六四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

甲府市は、中央本線をはさんで南北地区に分れ、最近市の西北部への発展は、目ざましいものがあり、しかもこれを結ぶ道路としては、朝日町ガードおよび横沢町ガードの外、東橘町踏切の三箇所しかなく、このいずれも狭く、あるいはけた下低く、不完全で、近時北部の発展とともに、急激に増加した交通量には即応しない現況である。とくに東橘町から城北に至る路線のみは、平面交差の関係上、列車通過時および貨車入れかえの場合等には、待避実に数十分を要し、その間の不便は、言語に絶するものがあるので、この際、山梨県において計画された県道古府中線（県庁東側から武田神社に通ずる路線）に、この両地区連絡の交通路の施設（立体交差）を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路交通の円滑をはかるため、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

国道十三号線栗子峠の改良促進に関する請願（請願者　山形県米沢市長吉池慶太郎外一名）（黒金泰美君紹介）（第二八一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県、山形県境に位置する栗子峠は、国道十三号路線中の最大難所の一つであり、標高千百メートルに位置する栗子トンネルは山形県側において取付区間約六千メートル、福島県側約八千メートルが急しゅんにして、屈曲はなはだしいため、自動車交通に一大支障をきたしており、かつ冬季間においては、雪積多量で十一月末より五月末の六箇月間は交通が中絶する状態にあり、輸送路としては、わずかに関山峠を自衛隊のブルトーザー除雪作業により宮城県を経て福島、東京方面に遠回りしている現状である。ついては、栗子峠の改良工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路交通の円滑をはかるため、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十二日

建設委員長　西村　直己

衆議院議長益谷秀次殿

西大崎一丁目区画整理に関する請願（請願者　東京都品川区西大崎一丁目三百三十二番地中村鎮一郎外百七十七名）（松岡駒吉君紹介）（第二八七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都品川区西大崎一丁目区画整理案は、西大崎一丁目のみを犠牲とするものであつて、二万四千三百二十七坪の町内に、幅三十メートルの第一放射線道路と第二京浜国道の二つの道路を北から南へ貫通させ、町の性格は一変し、地元商店は営業困難となる。しかも土地の減歩とこれが補償金の少ないことは住民の死活問題である。よつて、次記要項を措置されたいというのである。（一）土地の減少は、付近遊休地を買い上げて換地補償するか、または時価で買い上げること、（二）建物移設は時価で補償すること、（三）建物移設による破損修理費は時価で補償すること、（四）歩行者のため、西大崎から五反田へ二箇所、第一放射線道路に二箇所の地下道を設けること、等。

二、請願の議決理由

土地区画整理事業の適正な運営を図る必要を認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、

内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十二日
建設委員長　西村　直己
衆議院議長益谷秀次殿

豊平川南二十二条橋架設に関する請願（請願者　札幌市長高田富与外一名）（正木清君紹介）（第二九五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道札幌郡豊平町真駒内には戦後駐留軍キャンプが設置され、なお昭和二十七年度には山鼻地区に自衛隊北部方面総監部が設立されて以来、同方面の豊平川を中心として軍官舎、自衛隊病院および多くの付属施設が設置されるに及び、異状な発展をきたしている実情である。ついては、当該自衛隊よりの要請もあり、その連絡交通路として豊平川に仮称南二十二条橋が必要なので、国庫補助工事として架設されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十二日
建設委員長　西村　直己
衆議院議長益谷秀次殿

東北縦貫自動車道建設促進に関する請願（請願者　宮城県宮城郡松島町長伊藤政治外二十二名）（愛知揆一君紹介）（第三〇一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東北地方の貨物輸送は、鉄道、国道、自動車、船舶に依存しているが、豊富な資源の搬出は、交通の混雑のため常に滞貨を免れない状態で、これがためにことに打撃を受けるものは、関西および関東地方のような遠隔地に輸送する鮮魚、貝類、野菜等で、その弊害は著しいものがある。ついては、国土開発縦貫自動車道建設法に基く東北縦貫自動車道をすみやかに建設するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
東北地方における輸完力増強の急務である点にかんがみ、早急に措置する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十二日
建設委員長　西村　直己
衆議院議長益谷秀次殿

県道谷地長瀞線押切、舞台間架橋に関する請願（請願者　山形県西村山郡河北町長市川清矩外十二名）（松浦東介君紹介）（第三〇七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形県下の県道谷地長瀞線は、西村山郡河北町押切および舞台間の最上川が県営渡船をもつて通行しているが、近時交通量が増加し、対岸の部落より谷地の小中学校への通学や農作業のための往復ならびに一般の通行にきわめて不便を感じており、特に出水時には渡船不可能の日数も相当あり、産業、経済、消防、教育上その他の損害は多大なものがある。ついては、同県道の最上川河北町字押切、舞台間に橋を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由
交通の円滑化をはかるため、早急に施行する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十二日
建設委員長　西村　直己
衆議院議長益谷秀次殿

調布市の新国道建設に関する請願（請願者　東京都調布市長青木貞治外一名）（福田篤泰君紹介）（第三一四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今般建設省は、二十号国道（甲州街道）改修のため調布市内仙川町に改修事務所を設置し、東京都杉並区高井戸町より府中市に至る間を五箇年計画をもつて完備されることは、関係地の開発と交通の緩和上早急に実現を望むものであるが、調布市入間町滝坂より同市飛田給飛行場府中市接続地点に至る間を新国道により改修されることは、重要国道としての使命を果すためにも、また日々増加する交通量に備えるためにも最適と思われる。ついては、調布市希望の新国道は、建設省案の国道よりも五百メートル余の短縮となり、国家経済の立場から見ても好ましいから、調布市内において新国道を建設されたいというのである。

二、請願の議決理由
幹線交通の円滑をはかるため、早急に検討する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十二日
建設委員長　西村　直己
衆議院議長益谷秀次殿

西新井橋架替工事促進に関する請願（請願者　東京都足立区本木町一丁目四百二十一番地瀬田孝三郎外二百三十八名）（荒船清十郎君紹介）（第三二三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東京都足立区を東西に縦貫する荒川放水路に架設されている西新井橋は、老朽してもはや耐用の限界に達し、今日までにたびたび補修工事を実施されながら、重量制限をしてかろじてその目的を達している状態であり、一朝豪雨が襲来し、増水ともなれば交通は極度に制限され、この混乱は想像に絶するものがある。ついては、先年来工事中の新西新井橋をすみやかに完成されるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
道路交通の円滑化ならびに通行の安全確保の見地より、早急に措置する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十二日
建設委員長　西村　直己
衆議院議長益谷秀次殿

地方行政委員会

市町村立高等学校教職員の退職年金通算に関する請願（請願者　埼玉県川口市青木町川口女子高等学校長加藤浅次郎）（楠美省吾君紹介）（第六四号）、同（請願者　京都市北区紫野大徳寺町紫野高等学校長林清一外一名）（高村坂彦君紹介）（第六五号）、同（請願者　鹿児島県国分市国分実業高等学校山口芳郎）（池田清志君紹介）（第一一八号）及び同（請願者　大阪府守口市西郷通り三丁目三十番地全国市町村立高等学校長会理事長原田正逸）（小牧次生君紹介）（第一一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在、すべての教育公務員の中、ひとり全日制の市町村立高等学校教職員のみが、退職年金の基礎となる在職期間の通算制度において、はなはだしい不利をこうむつており、これがために老後の生活について大きな不安を残しているので、都道府県立高等学校および義務教育諸学校教職員と同様、市町村立高等学校教職員の在職期間の全国通算が得られるよう、至急立法措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
市町村立高等学校職員が、等しく教育に従事しながら、ただ単に給与支払者が市町村であるという理由から、退職年金の通算において不利な立場におかれることは、はなはだ不合理である。他の市町村吏員との関連もさることながら、教育公務員としての特殊性を優先して考慮すべきこと本請願の趣旨の通りであると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
地方行政委員長　矢尾喜三郎
衆議院議長益谷秀次殿

木炭県営検査費の地方交付税算定に関する請願（請願者　青森県議会議長大島勇太郎外六名）（山下春江君紹介）（第四四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
本炭の検査は、農林規定に基き県営をもつて実施しているが、その財源は、林業部門でも最も零細な製炭者負担の検査手数料でまかなつている現状である。一方粗悪品購入による消費者の損害を防止するため、ますます検査を強化しなければならないが、生産者負担の手数料額は、製炭原木の値上り等により最高限度に達している反面、検査員に対する給与改訂等による経費増加に伴い、純県費の支出がなければ検査事業の遂行は不可能となるが、東北各県の財政事情より純県費の負担は困難である。ついては、木炭検査費を、地

方交付税の基礎となる基準財政需要額に、林野行政費の一因子として取り上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交付税における基準財政需要額の測定については、今日なお算入洩れや算入不足が皆無ではなく、本請願の場合のごとく、東北地方の特殊事情とはいえ、木炭検査というような義務的な経費につき、これを検査手数料という特定財源のみで賄うこととして一般財源所用額を計上しないのは適当でない。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

地方行政委員長　矢尾喜三郎

衆議院議長益谷秀次殿

軽油引取税の一部交付に関する請願（請願者　岐阜県高山市議会議長高田弥一郎）（牧野良三君紹介）（第五六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

都道府県および五大都市の道路整備費に充当するため、都道府県税として軽油引取税が創設されたが、近時自動車等の交通量の急激な増加に伴つて、道府県および五大都市の道路のみならず、市道の損傷もまたはなはだしいものがある。ついては、市道の整備拡充の促進と、市財政の窮乏を救うため、五大都市以外の市に対しても、軽油引取税の一部を交付するよう、地方税法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

道路整備の財源としての軽油引取税を都道府県及び五大市のみに配賦することは、その効果的使用を考えた上での措置と考えられるが、その税収も逐次増加する現状にあつては、その配賦についてはは、自動車による道路損傷がはなはだしくかつ財源の乏しい都市を考慮に入れることは、本請願の言うごとくきわめて妥当な方策であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

地方行政委員長　矢尾喜三郎

衆議院議長益谷秀次殿

自動車税の一部を市に還元の請願（請願者　岐阜県高山市議会議長高田弥一郎）（牧野良三君紹介）（第五六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近年経済の発展に伴い、自動車輸送量は激増し、これがため自動車交通量の増加ならびに大型化による道路の損傷はなはだしく、産業、経済、衛生面等都市発展に及ぼす影響は大なるものがあるが、これら損傷せる道路整備は住民の強く要望するところであるにもかかわらず、市財政の現状では、その万全を期し得られない。ついては、現行の自動車税を道路整備のための目的税とし、その一部を市に還元されたいというのである。

二、請願の議決理由

自動車税が道府県の普通税である現制度のもとにおいて、道路整備が緊急の要務である現在、ことに自動車の交通量の増加とこれに伴う道路の損傷を考慮する場合、自動車税を、道路財源に充当するため目的税とする考え方には十分考究すべき余地があると思われる。軽油引取税や地方道路譲与税とも関連せしめて市の道路財源の増強を図るため制度の改正を検討する時機に来ていると思われる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

地方行政委員長　矢尾喜三郎

衆議院議長益谷秀次殿

地方道路譲与税法の一部改正に関する請願（請願者　岐阜県高山市議会議長高田弥一郎）（牧野良三君紹介）（第五六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに政府は地方道の改修費として地方道路税収入額の一部を都道府県および指定市（五大市）へ譲与する法を公布したが、五大市のみに税を譲与して、その他の市へ譲与しないことは、不均衡もはなはだしい。ついては、五大市以外の全市にも道路面積等に応じて譲与できるよう、地方道路譲与税の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方道路譲与税の譲与を都道府県及び五大市に限ることは、必ずしも適切でない。従来、譲与税収入の増額を図ると共に本請願の言うごとく、五大市以外の全国の市にもその必要に応じて譲与するよう制度の改正を考慮することが望ましい。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

地方行政委員長　矢尾喜三郎

衆議院議長益谷秀次殿

製氷冷凍事業用電力の電気税撤廃に関する請願（請願者　岡山市上石井四百八十九番地岡山県冷凍事業協同組合理事長寺岡槌三郎外三十九名）（亀山孝一君紹介）（第七九三号）及び同（請願者　東京都中央区明石町十二番地製氷冷凍用電気税撤廃期成同盟委員長高碕達之助）（足鹿覺君紹介）（第八二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

製氷冷凍事業用電力については、第二十六回国会において成立した地方税法の一部を改正する法律により、その一部が非課税に指定されたが、その措置は極度に限定され、非課税の対象となるものは、全製氷冷凍工場のわずかに十九パーセントに過ぎない実情である。ついては、製氷冷凍事業の特殊性と、すでに全面的非課税となつている業種となんら相違するものでないから、製氷冷凍事業用電力の電気税を全廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

製氷冷凍事業用電力について電気ガス税の非課税の扱を受けるものはきわめて少部分であるが、これは非課税範囲はできるだけ縮小するのが望ましいとする基本方針から来たのであり、わずかに零細な漁民を保護する趣旨に出たことである。事業の公共性や基本産業であるとの故をもつてすべて非課税とすることは税の建前からも問題があり、又その限界については必ずしも明らかでないのであるが、電気ガス税の今後の扱については根本的に考慮を要するものがあると認められるので、本件請願の趣旨もその際検討すべきものである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

地方行政委員長　矢尾喜三郎

衆議院議長益谷秀次殿

（請願者　兵庫県尼崎市西長洲本通り四丁目三十一番地戸水登喜雄）（永田亮一君紹介）（第一一〇三号）、同（請願者　鳥取市茶町四十六番地若藤数雄外一名）（古井喜實君紹介）（第一一〇四号）、同（請願者　佐賀県武雄市武雄町牧瀬次八）（大坪保雄君紹介）（第一一二三号）、同（請願者　大阪市南区大宝寺町中十二番地名手安次郎）（菅野和太郎君紹介）（第一一二四号）、同（請願者　広島市八丁堀二十四番地高橋千覚）（灘尾弘吉君紹介）（第一一二五号）、同（請願者　高知市外形二百十番地高知県大工左官板金業者代表塩田明治）（林譲治君紹介）（矢尾喜三郎君紹介）（第八七三号）、同（請願者　大阪市北区老松町二丁目三十一番地戸田常蔵）（大矢省三君紹介）（第九〇八号）、同（請願者　岡山市下石井九番地山田考三）（亀山孝一君紹介）（第九〇九号）、同（請願者　京都市上京区知恵光通丸太町下ル富森信三）（川崎末五郎君紹介）（第九七〇号）、同（請願者　盛岡市日影門外小路百五十三番地全国板金工業会理事長米内一郎）（北山愛郎君紹介）（第九八九号）、同（請願者　福岡市本町六十番地神野作助）（伊藤卯四郎君紹介）（第一〇二八号）、同（請願者　松山市港町二丁目二十一番地愛媛県大工、左官、板金業者代表青木数一）（關谷勝利君紹介）（第一〇五七号）、同（請願者　兵庫県明石市材木町九番地兵庫県大工、左官、板金業者代表伊藤喜市）（渡海元三郎君紹介）（第一〇五八号）、同（請願者　大分市中島一条六千十二番地大分県大工、左官、板金業者代表阿部幸平）（唐瀬正雄君紹介）（第一〇五九号）、同（請願者　高松市昭和町百六十番地長田末男）（藤本捨助君紹介）（第一〇六〇号）、同（請願者　兵庫県尼崎市西長洲本通り四丁目三十一番地戸水登喜雄）（永田亮一君紹介）（第一一〇三号）、同（請願者　鳥取市茶町四十六番地若藤数雄外一名）（古井喜實君紹介）（第一一〇四号）、同（請願者　佐賀県武雄市武雄町牧瀬次八）（大坪保雄君紹介）（第一一二三号）、同（請願者　大阪市南区大宝寺町中十二番地名手安次郎）（菅野和太郎君紹介）（第一一二四号）、同（請願者　広島市八丁堀二十四番地高橋千覚）（灘尾弘吉君紹介）（第一一二五号）、同（請願者　高知市外形二百十番地高知県大工左官板金業者代表塩田明治）（林譲治君紹介）

（第二二九〇号）及び同（請願者　津市乙部三筋町奥田治郎蔵）（中井徳次郎君紹介）（第二七一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大工、左官および板金業者は、主として自家労働をもつて営む小額所得者で、その所得は勤労所得に近く、戦前には営業税を納めていなかつた事実より見て、一般業者よりも何割か低い税率の取扱いを受けるべきだと思われる。ついては、大工、左官および板金業者の事業税は、所得五十万円以下について、一般業者よりも低い税率四パーセントの取扱いを認め、事業税軽減の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

大工、左官および板金業者の業態が、勤労を主とするものであることは本請願の言う通りであり、従つてこれに対する事業税について軽減措置を講ずることも誠に至当な要望であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

地方行政　委員長　矢尾喜三郎

衆議院議長益谷秀次殿

新町村育成強化等に関する請願（請願者　愛知県北設楽郡東栄町議会議長伊藤豊太郎外三名）（八木一郎君紹介）（第九七二号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十八年以来実施された町村合併もおおむね完了し、九千八百余の市町村が約三分の一に近い数に減少したが、合併協定の内容も多種多様で、協定事業の履行は財政的な壁に突き当つて遅々として進行しない現状であるとき、三十二年度予算において、自治庁の要求を大蔵省では三分の一に削り、その結果は五箇町村が合併し、人口三万五千の新町への施設整備事業費補助が、わずかに三百万円で、町民一人当り八十五円位では、いかんともしがたい。ついては、合併町村の育成強化対策と、未合併町村にも特別助成の方途ができる措置を早急に講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

町村合併の成果を完成し、地方自治の基盤を強固にするためには新市町村の完成のためこれを育成する方途は、新市町村建設促進法の定めているところであるが、更にその実を挙げるためその財政的援助の措置が必要である。政府もその点について努力はしているようであるが、なお、はなはだ不充分の憾みがある。本請願の主意は更に政府において尊重し善処する必要があるものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

地方行政　委員長　矢尾喜三郎

衆議院議長益谷秀次殿

地方制度改革の推進等に関する請願（請願者　東京都港区西久保巴町三十五番地全国町村会長山本力蔵）（中馬辰猪君紹介）（第一〇八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方制度の根本改革については、過般第四次地方制度調査会において、現行府県制度の改革を中核とする地方制度の根本的改革意見を決定し、これを政府に答申せるにかかわらず、これが具現化について積極的推進が見られないことは、きわめて遺憾である。ついては、地方制度調査会の答申の趣旨を尊重し、すみやかに市町村優先の原則に基く地方制度ならびに税財政制度の根本的改革を断行し、町村自治の伸長と住民福祉の増進等をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方制度調査会の答申に基き、府県制度の根本的改革を中核とする地方制度の根本的改革は、既に政府の検討に着手したところであるが、本請願はすみやかに地方制度を市町村優先の原則に基き税財政制度の根本的改革とともに断行することを要請するものである。その願意もとより政府の検討すべき点であるからこれを政府当局に送付し研究に資すべきものである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

地方行政　委員長　矢尾喜三郎

衆議院議長益谷秀次殿

個人間の任意農地交換に対する不動産取得税の免税に関する請願（請願者　鹿児島県川内市農業委員会長橋口重已）（中馬辰猪君紹介）（第一〇九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

個人間において行う任意交換の農地に対し、売買による取得と同様の取扱いにより、一律に不動産取得税が課せられていることは、農業経営の合理化を期する基礎要件としての農地集団化を促進する意味においてはなはだ遺憾である。ついては、農業後進県である鹿児島においては、今後における新農村建設の指標に照らし、農業委員会が証明するものに限り、地方税法第七十三条の三十一の規定に基き、特別の事情があるものとして取扱い、すみやかに免税措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

不動産取得税は、不動産の取得に対し、当該不動産所在の道府県において、当該不動産の取得者に課するものであり（地方税法第七十三条の二）、その非課税については、地方税法の第七十三条の三以下に規定されて限定されているが、同法第七十三条の三十一には非課税でなくして天災その他特別な事情がある場合において、不動産取得税の減免されることあるべきを規定している。本請願は農業経営の合理化のため任意交換の農地に対しても本税を免ずる措置を講ずべしとするのである。法第七十三条の六には土地改良事業の施行に伴う換地の取得に対する本税の非課税の規定があり、その趣旨において通ずるものがあるが、その趣旨の実現については、方法について検討を要するものがある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

地方行政　委員長　矢尾喜三郎

衆議院議長益谷秀次殿

町村職員退職者の恩給扶助料不均衡是正に関する請願（請願者　広島県庄原市新庄町広島県町村職員恩給連盟幹事長岡本佳男）（永山忠則君紹介）（第一二五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

町村職員に対する恩給扶助料の給与については国家公務員恩給の改訂と同様に、昭和二十三年十月以前の該当者に対し不均衡を是正し、昭和三十三年一月より実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

町村職員に対する恩給扶助料の給与について国家公務員恩給の改訂と同様に昭和二十三年十月以前の該当者に対し、不均衡の是正はその実現には困難な各般の事情も存するであろうが、本件請願の願意はもとより無理からぬものと思われるので、その実現について研究の上でき得る限り、これを実現するよう措置すべく政府の検討にまつべきものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

地方行政　委員長　矢尾喜三郎

衆議院議長益谷秀次殿

地方債許可の早期決定に関する請願（請願者　兵庫県川西市議会議長藤原清司外十九名）（山口丈太郎君紹介）（第一三九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方債を財源とする事業は、例年地方債許可の決定がおくれるため、当該年度において完成することが不可能となる場合が多い現状であるが、必ず年度内に完成するためには、必ず年度内に完成する必要があるので、地方債の許可は、毎年第一・四半期において決定されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方債の許可割当を年度内早期に行うことは、これを財源とする地方公共団体の事業の施行完成のためには必要なことであり、地方財政の健全化のためにも肝要なことである。国会は常に政府を督励して本請願の趣旨のごとき要請をしばしば行つているのであるが重ねてこれを要望するのであつて、本請願の地方債の許可は毎年第一・四半期において決定されたいとする願意はこれを政府当局に伝達する要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上

は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
地方行政　委員長　矢尾喜三郎
衆議院議長益谷秀次殿

戸籍改製費交付に関する請願（請願者　兵庫県川西市議会議長藤原清司外十九名）（山口丈太郎君紹介）（第一四二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
戸籍法第百二十八条第一項但書による戸籍の改製に要する経費について、国では特別交付税で措置する模様であるが、この経費は義務的経費でありかつ特殊なものであるので、不交付団体にも交付されたいというのである。
二、請願の議決理由
旧法による戸籍は、本年度においてこれを新法によって改製すべく法的に義務付けられているのであつて当然、普通交付税で措置すべきものであり、でき得れば本請願にあるごとく不交付団体にも交付するよう別途措置することが望ましい。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
地方行政　委員長　矢尾喜三郎
衆議院議長益谷秀次殿

自転車、荷車の鑑札存続に関する請願（請願者　新潟県南魚沼郡塩沢町大沢四十五番地屋野亨一）（大野市郎君紹介）（第一七三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
自転車ならびにリヤカー、荷車等に対する税金が、来年度より廃止になるよしそく聞するがこれが無税となると鑑札がなくなり、いろいろと混乱し、また悪用する者も出るであろうと思われる。ついては、同税は廃止されても鑑札は存続し、従来のように行政区単位をもつて公布され、今後増加ならびに移動等に対しても従前のように取り扱われたいというのである。
二、請願の議決理由
自転車荷車税の廃止により、税の廃止と鑑札を廃止することを一緒にすることは、意外の不便や不利が生ずることを予測し、鑑札制度を残置することが望ましいとする本請願の趣旨は一応尤もなことと思われる。
自転車荷車税は今国会における地方税の改正により廃止されたので本請願の願意は具体的に検討する必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
地方行政　委員長　矢尾喜三郎
衆議院議長益谷秀次殿

遊興飲食税の還元に関する請願（請願者　静岡県熱海市長小松勇次外一名）（畠山鶴吉君外七名紹介）（第一九九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
財政的に、行政的に十分な能力のある団体と、ない団体との関連性、あるいは府県と市町村との関係、または市町村相互間の問題等を無視した現行地方税のあり方が、行政事務負担分野の変更により財政的にでこぼこを生じているため、警察制度、教育委員会制度などは客観的に見て強化されていない現状である。ついては、地方税法の一部を改正し、遊興飲食税の一部をもつて、遊興飲食税特別都市還元金（仮称）または遊興飲食税等市町村交付金（仮称）制度の創設により、特別都市の建設事業促進のため、財源付与の適切なる措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
遊興飲食税の一部を関係市町村に還元すべしとする主張は、かねてより本税の多く徴収実績をもつ地元市町村から聞かれていたところであるが、本請願は特別都市建設事業促進のため、その財源付与として特別都市振興法による特別都市に対し遊興飲食税の一部を交付金制度によって交付されたいというのであつて、地方税法の全面的再検討の際は考慮する必要があると思われる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
地方行政　委員長　矢尾喜三郎
衆議院議長益谷秀次殿

酒消費税創設に関する請願（請願者　静岡県熱海市長小松勇次外一名）（畠山鶴吉君外七名紹介）（第一九九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
市町村の傾向は毎年驚異的に伸展しつつあるにもかかわらず、その税源たるや、固定資産税を大宗として全く固定的なものに限られ（本年度より目的税としての入場税を別とし）、歳出は逐年累増され収支の均衡もはなはだしく失しつつあり、交付税率の引き上げ位いでは、この難関を切り抜けることはできない実情である。ついては、自治体の自主制を尊重し、歳入の主要部分を純然たる自主財源でまかなうため、地方税法の一部を改正し、酒消費税を創設されたいというのである。
二、請願の議決理由
市町村財政における自主財源強化の一方途として酒消費税の創設を要望する本請願の主張は、しばしば地方財政充実の方法として聞かれたところであり、地方行政の水準の調整について将来、根本的に再検討の上改革を行うべき場合にはぜひ検討すべき問題点であるから、本請願の趣旨は考慮すべき必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
地方行政　委員長　矢尾喜三郎
衆議院議長益谷秀次殿

娯楽施設利用税の還元に関する請願（請願者　静岡県熱海市長小松勇次外一名）（畠山鶴吉君外七名紹介）（第一九九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十五、二十六両年度において、別府市以下八都市にそれぞれ国際観光特別都市建設法が施行となつたが、しかし八都市とも現段階においては、同法は空文にひとしく、その実効をおさめ得ない実情である。例えば軽井沢町のごとく、常住人口は一万五千に満たないが夏季数箇月は約五万人の小都市となり、約千台に達する自家用車等のため、火山灰土より成る路面は著しく損壊されるなど同町の維持修繕費などは、年々増高する反面財源としては、ガソリン税は国税、ゴルフ入場税、娯楽施設利用税などは県税として吸収されるので、結局別荘所有者からの固定資産税と住民税のみでまかなわれている実情にあり、とうてい特別都市建設のための諸経費のやりくりは困難である。ついては、地方税の一部を改正し、ゴルフ場入場税等娯楽施設利用税をもつて、仮称「娯楽施設利用税国際観光特別都市建設法施行法地方団体交付金制度」の創設により、特別都市建設事業促進のため、還元されたいというのである。
二、請願の議決理由
国際観光特別都市建設のため、特定の交付金制度を創設し、ゴルフ場入場税等娯楽施設利用税をもつてその財源とせよという本請願の趣旨は、かの遊興飲食税の一部を関係市町村に還元すべしとする主張とともに、地方税制の根本的改正の際には検討を必要とするものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
地方行政　委員長　矢尾喜三郎
衆議院議長益谷秀次殿

中小企業の事業税撤廃に関する請願（請願者　東京都中央区八重州四丁目七番地ノ二日本絹人繊織物工業会長岸加四郎）（阿左美廉治君紹介）（第二〇四五号）、同（請願者　宮城県塩釜市字町三百九十二番地ノ五塩釜商工会議所会頭岩崎喜市外百十三名）（保科善四郎君紹介）（第二一〇四八号）、同（請願者　宮城県塩釜市字町二百九十二番地の五塩釜市商店連盟会長青木儀平外百十一名）（佐々木更三君紹介）（第二〇六七号）、同（請願者　北海道函館市鶴岡町函館商工会議所内日本中小企業政治連盟函館支部長加藤昇）（川村善八郎君紹介）（第二一二九号）、同外六件（請願者　福岡県若松市浜四番町二丁目田中三郎外二百十八名）（松本七郎君紹介）（第二一三〇号）、同（請願者　岩手県一関市大町七十五番地中小企業政治連盟一関支部佐藤栄太郎外百三十二名）（北山愛郎君紹介）（第二二五五号）、同外七件（請願者　山

梨県富士吉田市下吉田日本中小企業政治連盟富士吉田支部有賀清外八百六十七名）（内田常雄君紹介）（第二二八四号）、同（請願者　福岡県小倉市米町二丁目四十番地協同組合小倉専門店会長　船津銭之助外四十名）（田原春次君紹介）（第二二八五号）、同外二件（請願者　新潟県長岡市大手通長岡写真材料商組合小山清外八十五名）（田中角榮君紹介）（第二二八六号）、同（請願者　北海道函館市鶴岡町一番地函館商工会議所内日本中小企業政治連盟函館支部出村喜作）（田中正巳君紹介）（第二二八七号）、同外一件（請願者　東京都文京区富坂町一丁目二番地東京都豆腐油揚商工協同組合文京支部新井丑五郎外百四十四名）（鳩山一郎君紹介）（第二二八八号）、同外八件（請願者　福岡県若松市三内町川島秀二外千百二十八名）（淵上房太郎君紹介）（第二二八九号）、同四十四件（請願者　福井市宝永上町百五番地福井県絹人絹シャツトル工業協同組合小林勇弥外三千百十二名）（植木庚子郎君紹介）（第二二三七五号）、同（請願者　大阪府泉南郡熊取町大阪タオル工業連合会理事長坂上健太郎外七十一名）（小西寅松君紹介）（第二三七六号）、同外二件（請願者　愛知県春日井市鳥居杉町六丁目二番地林小夜子外二百五十六名）（早稲田柳右ェ門君紹介）（第二三七九号）、同外三件（請願者　新潟県長岡市東坂之上町二丁目スズラン通商店街協同組合理事長長谷川繁雄外八十一名）（亘四郎君紹介）（第二三八〇号）、同外三件（請願者　高松市丸亀町三十四番地日本中小企業政治連盟高松支部長宮武義玄外九百四名）（大平正芳君紹介）（第二四三二号）、同（請願者　滋賀県長浜市神戸町八番地協同組合長浜専門店会理事長富田貞夫外四十四名）（草野一郎平君紹介）（第二四三三号）、同（請願者　東京都北区神谷町一丁目六百九十番地東京都豆腐油揚商工協同組合北支部中島義近外百二十七名）（濱野清吾君紹介）（第二四三四号）、同（請願者　東京都千代田区神田錦町三丁目十一番地東京都豆腐油揚商工協同組合千代田支部篠崎一夫外四十二名）（原彪君紹介）（第二四三五号）、同（請願者　群馬県伊勢崎市本町一丁目十二番地清水勝衛外三百二十七名）（福田赳夫君紹介）（第二四三六号）、同外四件（請願者　福岡県鞍手郡宮田町上大隈宮田賀屋組合長関岡行雄外五百九十二名）（淵上房太郎君紹介）（第二四三七号）、同外一件（請願者　新潟県長岡市宮原町長岡酒造組合松本七郎外二十名）（三宅正一君紹介）（第二四三八号）、同（請願者　東京都調布市下布田町十九番地日本中小企業政治連盟調布支部山岡八十二郎外五百一名）（山花秀雄君紹介）（第二四三九号）、同（請願者　静岡県浜松市田町百九十三番地日本中小企業政治連盟静岡県西部支部坪井貞治外千二百八名）（太田正孝君紹介）（第二五三五号）、同（請願者　京都市中京区河原町通竹屋町上ル日本塗装工業会京都支部長鈴木陽治外十七名）（田中伊三次君紹介）（第二五三六号）、同（請願者　和歌山市中之島紀和町化粧品小売組合長土井初治外六百三名）（田中織之進君紹介）（第二五三七号）、同（請願者　群馬県伊勢崎市本町一丁目十二番地日本中小企業政治連盟伊勢崎支部清水歌子外三百二十七名）（前田榮之助君紹介）（第二五三八号）、同外三十二件（請願者　名古屋市東区筒井町二丁目一番地鈴木鉦一外四百八十三名）（横井太郎君紹介）（第二五三九号）、同外六件（請願者　福岡県若松市三内町二丁目十一番地宮川芳太郎外二千六百十八名）（福田赳夫君紹介）（第二五九九号）、同外十九件（請願者　名古屋市中区裏門前町一丁目五十六番地大須商店街連盟平松兵治外千三百五十八名）（横井太郎君外一名紹介）（第二六〇〇号）、同外八件（請願者　新潟県中蒲原郡村松町商工会藤木隆太郎外八百十三名）（渡邊良夫君紹介）（第二六〇一号）、同外十五件（請願者　滋賀県八日市市浜野町三十一番地日本中小企業政治連盟八日市支部高木武外七百六十四名）（今井耕君紹介）（第二六〇二号）、同外三件（請願者　福井県鯖江市鳥羽中町峰田喜兵衛外三百九十九名）（堂森芳夫君紹介）（第二六〇三号）、同（請願者　広島県呉市中通七丁目十六番地野尻伊三郎外千九百九十六名）（中川俊思君紹介）（第二六〇四号）、同（請願者　高知市梅ケ辻六十五番地浜田馬次外千四百七十一名）（林譲治君紹介）（第二六〇五号）、同（請願者　新潟県長岡市大手通三丁目十三番地呉地区中小企業政治連盟山田村一外千九百三名）（田中織之進君紹介）（第二六〇六号）、同（請願者　群馬県伊勢崎市本町一丁目十二番地日本中小企業政治連盟伊勢崎支部清水歌子外三百二十七名）（福井盛太君紹介）（第二六〇七号）、同外八件（請願者　富山市梅沢町二百十番地広貫堂家庭薬協同組合理事長塩井幸次郎外九百六十八名）（松岡松平君紹介）（第二六〇八号）、同外十一件（請願者　福島県郡山市字比谷地二番地宮田八郎外千百十六名）（粟山博君紹介）（第二六〇九号）、同外二件（請願者　宮城県玉造郡鳴子町名生定字田中十六番地日本中小企業政治連盟鳴子支部高橋十蔵外三百七十一名）（大石武一君紹介）（第二六一〇号）、同（請願者　新潟県新津市本町一丁目落合覚次外百七十四名）（高岡大輔君紹介）（第二六一一号）、同（請願者　群馬県高崎市住吉町一番地宮川芳太郎外二千六百十八名）（福田赳夫君外一名紹介）（第二六一二号）、同外十九件（請願者　名古屋市中区裏門前町一丁目五十六番地大須商店街連盟平松兵治外千三百五十八名）（横井太郎君外一名紹介）（第二六一三号）、同外三件（請願者　福井県鯖江市鳥羽中町峰田喜兵衛外四百二名）（蘆塵雄次君紹介）（第二六一四号）、同外一件（請願者　滋賀県八日市市浜野町三十一番地日本中小企業政治連盟八日市支部加藤友太郎外六十九名）（今井耕君紹介）（第二六一五号）、同（請願者　岡山県笠岡市笠岡二千五百九番地笠岡地区中小企業政治連盟会長藤江準一外二百二名）（橋本龍伍君紹介）（第二六一六号）、同外十七件（請願者　福井県鯖江市西鯖江町渡辺仁太郎外六十二百六十名）（植木庚子郎君紹介）（第二六一七号）、同（請願者　三重県四日市市浜田千四百三十九番地草野務外百六十八名）（山手滿男君紹介）（第二六一八号）、同（請願者　愛媛県今治市大字蔵敷七百四番地中四国タオル調整組合理事長宮崎研一）（井原岸高君紹介）（第二六一九号）、同外一件（請願者　福島県喜多方市字三丁目四千七百八十六番地中政連喜多方支部岩田善八外二百四十五名）（八田貞義君紹介）（第二七一五号）、同外二十件（請願者　佐賀県唐津市紺屋町千六百九十一番地日本中小企業政治連盟唐津支部馬渡雄二外二千二百十三名）（保利茂君紹介）（第二七一六号）、同外六件（請願者　島根県出雲市今市町七百十二番地中政連出雲支部土江省三外七百九名）（大橋武夫君外一名紹介）（第二八一九号）、同外五件（請願者　岡山県津山市二階町五十七番地津山商工業組合連合会長浮田美尊外五百五十三名）（大村清一君紹介）（第二八二〇号）、同（請願者　大阪府泉南郡熊取町大阪タオル工業連合会理事長坂上健太郎）（小西寅松君紹介）（第二八二一号）、

同（請願者　和歌山市宇須三十九番地高松商店街会長北原健三外六百十七名）（永田亮一君紹介）、同（第二八二二号）、同（請願者　三重県四日市市大字末永字東浦十番地万古陶磁器工業協同組合理事長笠岡鉄男外百十二名）（山手滿男君紹介）（第二八二三号）、同外十九件（請願者　佐賀県唐津市木綿町千九百五十九番地中政連唐津支部井上藤造外二千二百十二名）（井手以誠君紹介）（第二八四〇号）、同外三件（請願者　水戸市南三ノ丸百十八番地ノ九中政連水戸支部森山一忠外五百三十一名）（加藤高藏君紹介）（第二八四一号）、同（請願者　東京都大田区本蒲田五丁目六番地東京都豆腐油揚商工協同組合支部森良雄）（菊池義郎君紹介）（第二八四二号）、同外九十三件（請願者　神戸市兵庫区松原通三丁目七番地松原市場鞍谷茂信外七千五百四十二名）（首藤新八君紹介）（第二八四三号）、同外十四件（請願者　福岡県大牟田市白銀堺政行外十四名）（楠橋波君紹介）（第二八四四号）、同外八件（請願者　東京都調布市下布田町十九番地中政連調布支部薫森貞治外八百三十二名）（福田篤泰君紹介）（第二八四五号）、同外二十六件（請願者　福岡県直方市山部株式会社飯野鉄工所取締役社長飯野憲一郎外千三百十五名）（淵上房太郎君紹介）（第二八四六号）、同（請願者　広島県呉市岩方通三丁目十三番地呉地区中政連山田村一外百名）（松本俊一君紹介）（第二八四七号）、同外五件（請願者　富山市総曲輪百三番地寺本清信外六百三十八名）（松岡松平君紹介）（第二八四八号）、同（請願者　仙台市東二番丁八十九番地仙台商工会議所内中政連仙台支部森豊次郎外千八百二十名）（愛知揆一君紹介）（第二八七四号）、同（請願者　福岡県小倉市魚町四丁目小倉専門店会松島正雄外六十九名）（池田禎治君紹介）（第二八七五号）、同外六件（請願者　東京都大田区新宿町千三百五十二番地蒲田東部燃料組合長石井源太郎外三百四十八名）（宇都宮徳馬君紹介）（第二八七六号）、同外四件（請願者　新潟県栃尾市滝之下中政連栃尾支部大島虎一外三百四十一名）（大野市郎君紹介）（第二八七七号）、同外三件（請願者　福井県鯖江市鳥羽中町中政連鯖江支部峰田信次外四百名）（奥村又十郎君紹介）（第二八七八号）、同外五件（請願者　東京都杉並区上高井戸五丁目二千百六十六番地杉並燃料組合長安藤保五郎外二百二十三名）（岡崎英城君紹介）（第二八七九号）、同（請願者　東京都大田区田園調布二丁目六十四番地東調布燃料同業組合長佐藤作太郎外九十四名）（菊池義郎君紹介）（第二八八〇号）、同外二件（請願者　東京都大田区田園調布二丁目六十四番地東調布燃料同業組合長佐藤作太郎外九十四名）（菊池義郎君紹介）（第二八八一号）、同外五件（請願者　東京都荒川区尾久町十丁目千五百七十番地荒川燃料組合長遠藤兵三郎外五百十二名）（林博君紹介）（第二八八二号）、同外二件（請願者　東京都文京区小日向水道町七十一番地小石川燃料組合長伊藤歓一郎外九十七名）（鳩山一郎君紹介）（第二八八三号）、同外二件（請願者　東京都北区西ヶ原一丁目四十七番地滝ノ川燃料組合長加藤慶次郎外百六十九名）（濱野清吾君紹介）（第二八八四号）、同（請願者　岡山県倉敷市栄町六百七番地中政連倉敷支部斉藤友一外五百七名）（橋本龍伍君紹介）（第二八八五号）、同外百三十二件（請願者　東京都杉並区阿佐ヶ谷二丁目五百四十五番地中政連杉並支部内田貞三外一万三千三百十八名）（花村四郎君紹介）（第二八八六号）、同外三件（請願者　東京都世田谷区北沢一丁目千三百十六番地世田谷燃料組合長早川万蔵外百六十九名）（廣川弘禪君紹介）（第二八九七号）、同外一件（請願者　北海道函館市鶴岡町一番地函館商工会議所内中政連函館支部長出村喜作外二千十一名）（田中正巳君外一名紹介）（第二八八六号）、同（請願者　金沢市西町一番丁十八番地中政連金沢支部井口清次外五千百九十四名）（德田與吉郎君紹介）（第二八八七号）、同（請願者　東京都武蔵野市吉祥寺二千九十三番地北多摩燃料連合会第一支部組合長鈴木芳之助外六十二名）（中村高一君紹介）（第二八八八号）、同外五件（請願者　東京都板橋区仲宿四十八番地板橋燃料小売同業組合長野兎喜三郎外二百三十五名）（中村梅吉君紹介）（第二八八九号）、同外五件（請願者　東京都江東区大島町二丁目六百八十二番地大島中政連新湊支部清水弥一郎外六百三名）（内藤友明君紹介）（第二八九〇号）、同外一件（請願者　東京都台東区谷中初音町四丁目八十四番地下谷燃料組合長大沢延行外八十名）（原彪君紹介）（第二八九一号）、同外五件（請願者　東京都荒川区尾久町十丁目千五百七十番地荒川燃料組合長遠藤兵三郎外五百十二名）（林博君紹介）（第二八九二号）、同外二件（請願者　東京都文京区小日向水道町七十一番地小石川燃料組合長伊藤歓一郎外九十七名）（鳩山一郎君紹介）（第二八九三号）、同外二件（請願者　東京都北区西ヶ原一丁目四十七番地滝ノ川燃料組合長加藤慶次郎外百六十九名）（濱野清吾君紹介）（第二八九四号）、同（請願者　岡山県倉敷市栄町六百七番地中政連倉敷支部斉藤友一外五百七名）（橋本龍伍君紹介）（第二八九五号）、同外百三十二件（請願者　東京都杉並区阿佐ヶ谷二丁目五百四十五番地中政連杉並支部内田貞三外一万三千三百十八名）（花村四郎君紹介）（第二八九

○八号）、同（請願者　広島県尾道市土堂町四十番地ノ一尾道専門店会福田京三外百七名）（高橋順一君紹介）（第三一〇九号）、同（請願者　富山県高岡市定塚町一丁目横田助二外百七名）（内藤友明君紹介）（第三一一〇号）、同（請願者　愛知県刈谷市刈谷新中根広小路通り発展会三輪善作外二百九十六名）（中垣國男君紹介）（第三一一一号）、同外三件（請願者　東京都北区王子三丁目十九番地東京都生麺工業協同組合北区支部長小林又雄外四十七名）（濱野清吾君紹介）（第三一二二号）、同（請願者　鳥取市西町四十四番地植田勅治外五百二十六名）（古井喜實君紹介）（第三一一三号）、同外六件（請願者　福井県敦賀市本町二丁目中政連敦賀支部高橋清外六百三名）（植木庚子郎君紹介）（第三一一四号）、同（請願者　富山県高岡市旅籠町十二番地金森保義外百四十三名）（正力松太郎君紹介）（第三一一四六号）、同（請願者　新潟県糸魚川市大字新田百二十七番地越後豆腐商工協同組合西頸城郡支部倉若誠衛外四十名）（田中彰治君紹介）（第三一一四七号）、同（請願者　埼玉県川口市栄町三丁目百番地中政連川口支部長大泉寛三外千百七十七名）（福永健司君紹介）（第三一一四八号）、同外二十五件（請願者　福岡県若松市西新町四丁目石田寿一外千八百十八名）（淵上房太郎君紹介）（第三一一四九号）、同外五件（請願者　東京都杉並区阿佐ヶ谷一丁目七百六十五番地小川智代吉外四百八十名）（花村四郎君紹介）（第三一一六一号）、同外百二件（請願者　神戸市東灘区本庄町深江稲荷筋三丁目中政連神戸支部西尾忠雄外七千四百五十三名）（首藤新八君紹介）（第三一一九一号）、同外二件（請願者　福岡県若松市中川通三丁目八尋勝雄外三百四名）（多賀谷眞稔君紹介）（第三一一九二号）、同外二件（請願者　広島県尾道市土堂町四十番地ノ一尾道専門店会福田京三外百七名）（高橋順一君紹介）（第三一一〇九号）、同（請願者　富山県高岡市定塚町一丁目横田助二外百七名）（内藤友明君紹介）（第三一一〇号）、同（請願者　愛知県刈谷市刈谷新中根広小路通り発展会三輪善作外二百九十六名）（中垣國男君紹介）（第三一一一号）、同外三件（請願者　東京都北区王子三丁目十九番地東京都生麺工業協同組合北区支部長小林又雄外四十七名）（濱野清吾君紹介）（第三一一二二号）、同（請願者　鳥取市西町四十四番地植田勅治外五百二十六名）（古井喜實君紹介）（第三一一三号）、同外六件（請願者　福井県敦賀市本町二丁目中政連敦賀支部高橋清外六百三名）（植木庚子郎君紹介）（第三一一四五

に税法改正案に関連して論議せられるところである。非課税の範囲はできる限り縮小するか、これを全廃すべきものとすることが強い主張となつている。石炭は重要な産業基礎資材として物価構成上も基本的地位を占めるので、現在非課税となつているが、亜炭は必ずしも石炭と同一に論ずることは出来ない。もとより類似の点はあるが程度において異なる。しかし本税については更に根本的税法改正の際再検討の必要はあるものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

地方行政　矢尾喜三郎

委員長

衆議院議長益谷秀次殿

地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律の有効期限延長に関する請願（請願者　岩手県議会議長橋本八百二）（鈴木善幸君紹介）（第二七七九号）及び同（請願者　新潟県議会議長岡田幸平）（田中彰治君紹介）（第二九一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律は、昭和三十四年三月末日限りの時限法として実施されているが、東北地方においては、いよいよ国策としての総合開発を本格的に実施すべき段階にあるので、その中途において、この法律が廃止されれば、地方財政の弱体化を来たし、開発促進上一大障害となることは明らかである。ついては、地方財政再建の実態にかんがみ、すみやかに同法の有効期限を延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律の有効期限延長に関する請願（請願者　岩手県議会議長橋本八百二）（鈴木善幸君紹介）（第二七七九号）及び同（請願者　新潟県議会議長岡田幸平）（田中彰治君紹介）（第二九一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律は、昭和三十四年三月末日限りの時限法として実施されているが、東北地方においては、いよいよ国策としての総合開発を本格的に実施すべき段階にあるので、その中途において、この法律が廃止されれば、地方財政の弱体化を来たし、開発促進上一大障害となることは明らかである。ついては、地方財政再建の実態にかんがみ、すみやかに同法の有効期限を延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律は、その立法の主旨から見るも東北地方のごとき財政が窮乏し、公共事業等もその必要を充たすに困難なようないわゆる後進県等はその恩恵が多いことは明らかである。よつて本法の有効期限を、本法の定めた昭和三十四年三月末日以後に延長するように要望する本請願の願意も固より納得し得るところである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

地方行政　矢尾喜三郎

委員長

衆議院議長益谷秀次殿

地方財政再建促進特別措置法の一部改正等に関する請願（請願者　新潟県議会議長岡田幸平）（田中彰治君紹介）（第二九〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方自治の本旨にのつとり、再建団体の行政水準の向上を図るため、地方財政再建促進特別措置法等の関係法令に、次の改正を加える等必要な措置を講ぜられたいというのである。（一）剰余金を翌年度において、公共事業費等投資的経費の増額に当てる場合の計画変更については、地方公共団体が自主的に行い得るよう措置すること、（二）財政再建債の償還計画達成前にあつても、当該再建団体の財政事情により、計画を達成することが可能と認められる場合は、再建団体としての規制を免ずるよう措置すること、（三）その他財政再建計画の実施に伴う国の監督権を緩和すること。

二、請願の議決理由

地方財政再建団体がなるべく自主的立場において財政を処理運営し、他の監督乃至干渉を廃止したいとする念願はもとより、地方自治の建前上無理のないところであるが、いわゆる再建団体は一方においては再建債の発行の承認、その利子の補給等特別な保護を与えられている関係上、現行法上特定の事項について国の監督を受けることとなつていることもまたやむを得ない。本請願の要請する程度の国の規制緩和は果して認められるべきか否か、けだし検討を要する問題である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

地方行政　矢尾喜三郎

委員長

衆議院議長益谷秀次殿

自治体営病院事業の企業債に関する請願（請願者　新潟県議会議長岡田幸平）（田中彰治君紹介）（第二九一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民医療を確保し、国民皆保険のすみやかなる実現を図るためには、わが国医療機関体系のうちで重要な位置を占めている、自治体営病院の充実整備の促進と経営の健全化は、きわめて重要であるが、自治体営病院の整備は、ほとんどその財源を起債に求めている結果、企業債は累積し、近時その元利償還額は病院経営にとつて大きな負担となり、いまや診療報酬の単価問題と相まつて自治体営病院事業は危機にひんしている実情である。ついては、病院事業企業債に係る公債費が、病院経営に与えている重圧を緩和し、自治体営病院の公共的使命にのつとつた経営の健全化に資するため、病院事業企業債の償還期限を施設の耐用年数に対応するよう改訂するとともに、その公債費を地方交付税の算定基礎に算入するよう、現行地方交付税を改正し、もしくは利子補給制度を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

企業債の面において地方債を増額し公営企業の運営の健全化を図ることは、国の地方債に対する最近の方針であるが、一方において、本件請願のごとく、公営病院事業がその企業債の元利償還のために重圧を受けているのでこれを緩和されたいとして二方法を提案しているのでこれも地方債に対する国の政策として考慮すべきことである。即ち自治体経営病院事業のための企業債の償還期限や利子の補給等についても政府は実情に即するよう検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

地方行政　矢尾喜三郎

委員長

衆議院議長益谷秀次殿

社会労働委員会

引揚者等給付金法の事務取扱緩和に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長米山恒治）（中馬辰猪君紹介）（第八三号）及び同（請願者　鹿児島県議会議員日高広為外一名）（山中貞則君紹介）（第二一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

引揚者等給付金法が実施されるに至つたが、引揚者の大部分は終戦後混乱した時期に引揚げ、かつ現在までに相当の年月を経過していること等の理由により、事務規程が要求している資料の収集作成が困難を極め、せつかくの施策が死法化せんとしていることは遺憾であるから、同法立法の趣旨と引揚者の実情とにかんがみ、事務取扱規程の緩和をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適切妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働　森山　欽司

委員長

衆議院議長益谷秀次殿

国民健康保険診療報酬支払基金制度設置に関する請願（請願者　長野県議会議長高橋広躬）（吉川久衛君紹介）（第一九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民健康保険運営の現状は、各市町村の財政事情に左右され、医療費財源の確保に相当の差異があり、そのため給付内容の不統一、診療報酬支払の遅滞等、この事業の運営上著しい障害となつているが、これらの問題を解決し、事業を円滑に推進せしめるためには、国保支払基金制度を設立し、その運営により医療サービスの合理化を図ることが妥当と思料される。ついては、この制度を実現するため必要な資金等所要措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

前掲のごとき措置を講ずることは適切妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

薬事法改正に関する請願（請願者　兵庫県伊丹市伊丹百二十四番地兵庫薬政会長服部盛次外四名）（第一九七号）、同（請願者　鹿児島県姶良郡隼人町内千四百四十番地迫田安義）（第一九八号）、同（請願者　兵庫県加古川市南東町井上一雄）（田中武夫君紹介）（第二七九二号）、同外二件（請願者　兵庫県西宮市南越木岩町百十番地兵庫県薬剤師協会西宮支部長橘本一夫外四名）（第二七九三号）及び同（請願者　神戸市兵庫区塚本通三丁目九番地兵庫県薬剤師協会石原健一外百九十四名）（五島虎雄君紹介）（第三〇六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行薬事法の根幹は、米軍占領時下、その政策の一環として制定されたものであつて、すでに現在の社会情勢に合致せず、国民皆保険の実施を想定するとき、今日ただちにこれを改正すべきものがある。ついては、薬剤師法（身分法）を単行法として薬事法（業務法）から分離し、薬剤師の身分と医薬品管理業務に関する法的根拠を明確にし、薬剤師の調剤、医薬品の製造および販売業等の基本法としての性格を整備されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

保健所に対する国庫負担増額に関する請願（請願者　山形県議会議長加藤富之助）（黒金泰美君紹介）（第二〇一号）及び同（請願者　兵庫県津名郡津名町長西議一郎外二名）（山下榮二君紹介）（第四七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近来保健所においては、結核予防、環境衛生、栄養等公衆衛生に関する業務がはなはだしく増大しつつあるにもかかわらず、その実施機関たる保健所の人的、物的ならびに機械の整備充実ならびに運営費は十分でなく、ためにその業務の遂行に大きな困難を生じていることは遺憾である。ついては、昭和三十三年度においてはすみやかに保健所に勤務する全職員費を国庫負担とするとともに、保健所に関するすべての経費に対する国庫負担額を二分の一以上にし、その総額を増加されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民衛生の第一線機関である保健所の人的、物的の充実はきわめて肝要なことであり、本請願の趣旨は妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

児童福祉施設事務費増額に関する請願（請願者　山形県議会議長加藤富之助）（黒金泰美君紹介）（第二〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

児童福祉施設については、職員の長期病欠、女子職員（保母等）の分べん休暇などのため、現行の職員定数では施設管理が困難である。しかるに、事務費国庫負担限度額決定の算出基礎は、現員給制に基いているので、これら代用保母等の職員の経費は認められず、なお庁費、修繕費等はすべて低額で、事業遂行に支障を来たしている。ついては、児童福祉施設事務費を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨はおおむね妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

小規模事業所の適用に関する健康保険法改正に関する請願（請願者　山形県議会議長加藤富之助）（黒金泰美君紹介）（第二〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在従業員五人未満の事業所の健康保険の適用については、任意適用の途が開かれているとはいえ、業態または職種により、必ずしも全部が適用を受けていない現状にあるが、本来の姿として、職域保険と地域保険の二本建が望ましい。ついては、三人以上の従業員を使用する事業所にも健康保険が適用されるよう、小規模事業所の適用に関する健康保険法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

全国民医療保障の趣旨からみて本請願は適切妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

国立療養所の給食費増額に関する請願（請願者　宮崎県日南市油津町梅ヶ浜国立日向療養所療友会世良田久美外百十名）（瀬戸山三男君紹介）（第二〇七号）、同（請願者　富山県婦負郡古里村国立療養所古里保養園富山県療養者会老松一吉外二名）（三鍋義三君紹介）（第三六一号）、同（請願者　岐阜県恵那郡大井町国立岐阜療養所患者自治会古田栄作）（楯兼次郎君紹介）（第六〇五号）及び同（請願者　愛媛県温泉郡重信町志津川国立愛媛療養所療友会水口季男）（中村時雄君紹介）（第六四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

米価の値上げや諸物価の高騰する中で、国立医療施設の給食費は、数年来一日九十六円十銭に据え置かれ、給食内容はまことに乏しいものとなつている。ついては、給食費を一日百三十円に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

国民健康保険の国庫補助増額等に関する請願（請願者　鳥取県国民健康保険団体連合会理事長古井喜實）（古井喜實君紹介）（第二一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民健康保険は社会保障の基盤であるが、最近医療費単価の引上げ案が提起されたことは、国民皆保険の前途に大きな暗影を投じたものであり、まことに遺憾にたえない。ついては、国民皆保険の実現と保険財政確立のため、次の事項を実施されたいというのである。

（一）国民健康保険に対する国庫補助金を増額し、県費補助を義務支出とすること、（二）診療報酬単価は値上げしないこと、（三）国民健康保険財政赤字解消対策をすみやかに樹立し、これが財源措置を国庫負担とすること、等。

二、請願の議決理由

国民皆保険の趣旨からみて本請願は適切妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日
社会労働委員長　森山　欽司
衆議院議長益谷秀次殿

保健所費国庫補助率引上げに関する請願（請願者　鹿児島県議会議員日高広為外一名）（山中貞則君紹介）（第二一七号）及び同外二件（請願者　埼玉県議会議員大沢弘外五十五名）（古島義英君紹介）（第四二七号）

一、請願の要旨及び目的
保健所運営の現状は、地方財政窮乏の影響により、基幹要員たる医師をはじめとする必要職員が充足確保されないのみか、所要の整備が円滑に行われていないため、公衆衛生行政諸施策の滲透に多大の支障をきたしている実情である。ついては、昭和三十三年度予算においては、保健所費国庫補助率を三分の二に引き上げるとともに、食品衛生監視員、環境衛生監視員を二分の一国庫補助対象職員として振りかえられたいというのである。

二、請願の議決理由
保健所運営の実情にかんがみ、趣旨はきわめて適切なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
社会労働委員長　森山　欽司
衆議院議長益谷秀次殿

売春防止法の完全実施に関する請願（請願者　横浜市神奈川区白楽九十四番地五大市婦人団体連絡協議会深沢淑子）（綴綴彌三君紹介）（第三九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
売春防止法は、文化国家を建設するため、まことに有効適切なものであるが、最近業界ならびに政府の一部に、同法実施の引き延しを考慮している動きがあることは遺憾である。ついては、売春防止法を完全に実施するとともに、売春婦の保護更生施設の義務設置、更生資金の無利子、貸付保護更生関係の要求予算の確保等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由
その趣旨は適切妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
社会労働委員長　森山　欽司
衆議院議長益谷秀次殿

保育所予算に関する請願（請願者　名古屋市中区東橘町二丁目七十番地名古屋市保育連合会長若松贈遊外八名）（春日一幸君紹介）（第三九六号）、同（請願者　愛知県豊橋市東新町二番地豊橋同胞園長井川徳治外三百五十名）（杉浦武雄君紹介）（第三九七号）、同（請願者　愛知県岡崎市上地町字丸根四十七番の二岡崎市福岡保育園長堀田教連外五百九十八名）（中垣國男君紹介）（第五〇五号）、同（請願者　名古屋市昭和区向山町一丁目五十番地稲葉源蔵外七名）（春日一幸君紹介）（第六六八号）及び同（請願者　名古屋市中区東橘町二丁目七十番地名古屋市保育連合会西田宗男外七名）（野澤清人君紹介）（第一八〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
保育事業の拡大強化は、現下の国民生活の実態にかんがみ、緊急の要務であるにかかわらず、現実を無視した少額な国家予算のため、三十有余万に及ぶ保育に欠ける児童が放置され、児童福祉法の精神は空文に帰しつつある。ついては、昭和三十三年度予算に次の事項を計上されたいというのである。（一）援護率を引き上げ国民生活の実態にそぐわない徴収基準を引き下げること、（二）職員の期末超勤手当の支給ならびに給与を引き上げること、（三）庁費修繕費を増額すること、（四）給食費を増額すること。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は適切妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
社会労働委員長　森山　欽司
衆議院議長益谷秀次殿

国民健康保険直営診療所の経費国庫補助に関する請願（請願者　青森県議会議長大島勇太郎外六名）（山下春江君紹介）（第四二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
近時国民健康保険の直営する診療所が、経営困難のため続々遊休施設化しつつあることは、無医地区を解消し国民に対する医療の機会均等化をねらった施策にかんがみ、まことに遺憾である。ついては、同直営診療所事務費に対し全額国庫補助の道を講ずるとともに、赤字補てんのためその実情に応じた補助金を交付し、もつて診療所設置の目的が完全に達せられるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
国民皆保険を実施するに当り、無医地区の解消はきわめて重要問題であり、本請願の趣旨は妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
社会労働委員長　森山　欽司
衆議院議長益谷秀次殿

結核後保護施策の恒久的制度確立に関する請願（請願者　長野県議会議長高橋広躬）（唐澤俊樹君紹介）（第四四五号）、同（請願者　長野県議会議員矢ケ崎克己）（吉川久儀君紹介）（第九四七号）、同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内渡辺境外百五十八名）（茜ケ久保重光君紹介）（第二三二九号）、同（請願者　栃木県河内郡河内村下岡本二千百六十番地国立栃木療養所内今村健雄）（神田大作君紹介）（第二三三〇号）及び同外一件（請願者　東京都板橋区常盤台二丁目飯沼病院患者自治会大沼貞雄外百六十名）（淺沼稻次郎君紹介）（第二五〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
近年結核に対する国の施策は着着と進められ、昭和二十六年に結核予防法が制定されて以来、予防と治療においては、国策の一環として徹底した措置を講ぜられつつあることは喜びにたえないが、一方回復期にある患者に対し、体力、気力はもとより職業技能等も併せて付与し、健康な社会人として一刻も早く生産部門へ参加させるための結核後保護施策に至つては、全く消極的なものではなはだ遺憾である。ついては、政府はこれが重要性にかんがみ、結核アフター・ケア法（仮称）を制定して、施設の増設と国庫負担制度を確立し、結核後保護施策の万全を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由
結核対策の一環として、後保護問題は重要であり、これが発展は望ましいことで、本請願は検討すべきものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
社会労働委員長　森山　欽司
衆議院議長益谷秀次殿

国民健康保険の療養給付費国庫補助増額に関する請願（請願者　長野県議会議長高橋広躬）（唐澤俊樹君紹介）（第四四六号）、同（請願者　長野県議会議員矢ケ崎克己）（第六一二号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第七六三号）、同（請願者　長野県議会議員原武）（原茂君紹介）（第九四八号）、同（請願者　栃木県河内郡河内村下岡本二千百六十番地国立栃木療養所内今村健雄）（神田大作君紹介）（第二三三九号）及び同外一件（請願者　前橋市元総社町二千四百九十番地斎藤利行外百七十六名）（福田赳夫君紹介）（第二五一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国民健康保険の普及徹底については、国策たる国民皆保険の趣旨にのつとり努力を続けた結果、逐次実績の向上をみつつあることは喜びにたえないが、これが運営にあたつては、近時受診率の上昇に伴う療養給付額の増加と、被保険者の保険税負担が限界にきている点等において、著しく困難な状態にあり、これが同事業の進展を阻害している実情である。ついては、同事業の推進に万全を期するため、現行の療養給付に対する国庫負担率を最小限度三割以上に増額せられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨はきわめて妥当なるものと認め、よつてこれを議院

の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

精神衛生対策推進に関する請願（請願者　長野県議会議長高橋広躬）（唐澤俊樹君紹介）（第四四七号）、同（請願者　長野県議会議員矢ケ崎克己）（吉川久衛君紹介）（第六一〇号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治外一名）（松平忠久君紹介）（第七六四号）及び同（請願者　長野県議会議員原武）（原茂君紹介）（第九四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨今の複雑な社会情勢ならびに文化の向上に伴い、精神障害者はますます増加の傾向を示し、昭和二十九年に実施された精神衛生実態調査の結果によると、精神障害者は長野県下でも約三万人を数え、内施設に収容を要するものは約九千人と推定されているが、これらの患者中既に入院している者は約一割であり、入院を要する患者でありながら経済状態により入院できないものが九割を占めている実情である。ついては、次記諸施策の推進を図られたいというのである。（一）精神障害者の発生予防ならびに精神衛生思想の啓発を行うこと、（二）収容施設の整備拡充を図ること、（三）精神薄弱者の教育施設の強化拡充を図ること、等。

二、請願の議決理由

近代文化の進展とともに、社会情勢の複雑化により精神衛生問題は、国民衛生上、重要視され、多数の精神障害者の根本的対策を樹立する必要があり、本請願の趣旨は適切妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の施行費国庫負担に関する請願（請願者　青森県議会議長大島勇太郎外六名）（山下春江君紹介）（第四四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律は、昭和三十二年九月二日より施行され、これが業務の大半は各都道府県知事に委任されることとなつたが、業務の実施に要する経費は、当然国庫補助または国庫負担においてなすべきものであるので、速急にこれが負担措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適切妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

栄養指導車国庫補助に関する請願（請願者　千葉県船橋市外鎌ケ谷日本栄養士会長田中静雄外五名）（第四六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栄養改善法が施行されてから五年を経過したが、国民栄養の指導と援助は全般的に見るべき成果を挙げていないのは、栄養改善事業の実施に必要な人物、物的整備が十分に行われていないことによる。ついては、国民の食生活および栄養改善に、機動性のある栄養指導車が各都道府県、五大市に一台ずつ配置されるよう切望されている折、すみやかにこれに対し国庫補助金を設定されたいというのである。

二、請願の議決理由

栄養改善事業における一般大衆教育上から、栄養指導車は非常に適切なものであるので、本請願の趣旨は妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

簡易水道普及に関する請願（請願者　神戸市生田区下山手通り四番地兵庫県簡易水道協会長佐川辰夫）（山口丈太郎君紹介）（第四七〇号）、同（請願者　兵庫県朝来郡朝来町役場内杉田義一外十二名）（五島虎雄君紹介）（第四七一号）、同（請願者　兵庫県三原郡西淡町長川口治義外十二名）（山下榮二君紹介）（第四七八号）、同外一件（請願者　福島県大沼郡新鶴村長山口武美外十名）（平田ヒデ君紹介）（第六〇八号）、同（請願者　兵庫県加古郡阿閉村長中作関治外四名）（田中武夫君紹介）（第六七〇号）及び同（請願者　鳥取市東町九十九番地県庁内鳥取県簡易水道協会長遠藤茂）（足鹿覺君紹介）（第八三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

文化に恵まれない農山漁村においては、水道の布設は多年の悲願であるが、国庫補助金が少額なこと、起債の充当率は七十パーセントに過ぎないこと、起債は一件百万円以下は認められないことなどの数々のあい路により、その普及は著しく阻害されている。ついては、次の事項を実現されたいというのである。（一）簡易水道布設費国庫補助金の大幅増額、（二）簡易水道布設費の地元負担金に対する全額起債の認可、（三）既設簡易水道の拡張および改良事業に対する国庫補助金及び起債融資制度の実現。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨きわめて適切妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

日雇労働者の賃金引上げ等に関する請願（請願者　東京都港区芝新橋七丁目十二番地産別会館内全日本自由労働組合中央執行委員長植松藤作）（淺沼稻次郎君紹介）（第五九九号）及び同（請願者　東京都港区芝新橋七丁目十二番地全日本自由労働組合中央執行副委員長土屋二一外一名）（松澤雄藏君紹介）（第二三〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国の失対事業に就労する日雇労働者の生活状態は、まことに悲惨そのものである。ついては、（一）賃金一日一律五十円引き上げ、（二）一箇月二十五日就労、（三）越年十日、夏期七日の期末手当の予算化、（四）失業保険の待期期間の短縮と手当最低二百円の支給、（五）日雇健保に傷病手当の付加、（六）日雇健保に産前産後手当の付加、（七）日雇健保の手続の簡素化、（八）生活保護費の引き上げ等の救済対策を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

失業対策事業の実情にかんがみ、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

里帰り婦女子の処遇改善に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長米山恒治）（床次徳二君紹介）（第六〇〇号）、同（請願者　鹿児島県議会副議長大倉静夫）（池田清志君紹介）（第六〇一号）、同（請願者　鹿児島県議会議員門司与志雄）（小牧次生君紹介）（第七二三号）、同（請願者　鹿児島県議会議員肥後吉郎）（伊東隆治君紹介）（第七一四号）、同（請願者　鹿児島県議会議員柴立芳文）（中馬辰猪君紹介）（第七二五号）及び同（請願者　鹿児島県議会議員大西栄藏外一名）（二階堂進君紹介）（第一〇八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中共よりの里帰り婦女子の処遇については、その都度政府、関係団体等協力のもとに取り進められて来たが、その結果は里帰り婦女子の期待に十分に沿い得ず、しかも関係当事者の事務上にも問題が多いのであるが、中共には今なお里帰りを希望する婦女子が少くないと予想されるので、この際政府においては、里帰り婦女子の受入援護、滞日間の援護、中共渡航時の援護等について抜本的な対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

里帰り婦女子に対して、抜本的な対策を講ずることは適切妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣

に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

国立療養所の看護体制改革に関する請願（請願者　岐阜県恵那市大井町国立岐阜療養所患者自治会古田栄作）（楯兼次郎君紹介）（第六〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新看護体制の実施により、重症患者が重症療棟へ収容され、付添廃止が強行されたが、これも昼間の看護力が精一ぱいで、夜間は六十人余りの重症患者にわずか二名の看護婦が当直している実情で、また手術時にも、看護はわずか四日間という状態である。ついては、患者のため、またこれでは看護婦の労働強化になるので、看護婦の増員をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由
結核治療の外科療法、化学療法の進歩は、看護力の増員を必要とし、又病院管理上、部外者の付添は好ましくないので、本請願の趣旨は妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

保育所予算確保に関する請願（請願者　福島県勿来市長古川伝一外六名）（平田ヒデ君紹介）（第六〇七号）及び同（請願者　名古屋市昭和区向山町一丁目五十番地昭和荘保育園稲葉源蔵外七名）（加藤鐐五郎君紹介）（第八一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
保育事業の拡充強化は、現下国民生活の実態にかんがみ緊急不可欠であるが、制定された児童福祉法もあまりに現実を無視した国家予算のため、時代に逆行し、後退しつつあることは遺憾である。ついては、昭和三十三年度保育所予算の削減を撤廃し、あわせて次記事項の実現に尽力されたいというのである。（一）援護率を引き上げ、国民生活の実態にそぐわない徴収基準を引き下げること、（二）職員の期末超勤手当の支給ならびに給料を引き上げること、（三）庁費三千円を六千円に復し、修繕費三百円を六百円に増額すること、（四）給食費を増額すること。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は適切妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

失業対策事業賃全額国庫負担に関する請願（請願者　岐阜県高山市議会議長高田弥一郎）（牧野良三君紹介）（第六〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
失業対策事業の三分の一は、事業主体である地方公共団体の負担となつており、従来より相当の重圧を地方財政に加えていたが、政府の財政施策の変更により、同事業に対して起こす市債の道が閉されたことは、ますます地方財政の窮乏に拍車をかけたものであり、さらに今後の失業者の増加を予想すれば、地方財政は重大な危機に直面するおそれがある。ついては、失業対策事業は、国の施策の一環であるから、これが事業費を全額国庫負担とされたいというのである。

二、請願の議決理由
失業対策事業の実情にかんがみ、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

国立療養所の給食賃引上げに関する請願（請願者　静岡県賀茂郡南伊豆町湊国立療養所湊病院金井孝夫外二百五名）（勝間田清一君紹介）（第六四一号）及び同（請願者　岩手県一関市山目国立岩手療養所患者自治会鈴木清作外二百九十名）（北山愛郎君紹介）（第八三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国立療養所の現行給食賃は、一日一人当り九十八円（三十二年度米価上り分を含む）であるが、このような少額な給食賃では、栄養価と味覚とを満足させるには、ほど遠い状態にあり、このため大部分の患者は、血のでるような貴重な金を使つて補食している実情にある。ついては、国立療養所の給食賃を一日一人当り百四十円に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

生活保護法の保護基準及び実施要領に関する請願（請願者　岩手県議会議長橋本八百二）（鈴木善幸君紹介）（第七三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
生活保護法の保護基準ならびに実施要領を、次の事項を十分考慮の上、すみやかに改正されたいというのである。（一）勤労収入等が増加した場合は、現行基準控除とは別に、所得増加に伴つて一定率による額をとくに収入から控除する措置を講ずるとともに、現行の基礎控除額増額について配慮すること、（二）期末手当等に対する特別控除を増額すること、（三）年末あるいは、お盆等における生活の実態を考慮し、その月の最低生活費の認定に当つては、年末において七割、お盆において三割相当額の特別加算の措置を講じ、かつ働力のない無収入世帯の被保護者に対しても、正月、盆行事の行われ得るよう配慮すること。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、いずれも適切妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

下水道整備促進に関する請願（請願者　鹿児島県川内市長寺田市正外二十名）（池田清志君紹介）（第七八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県内の諸市町村においては、下水道施設が完備していないため、毎年の降雨期には市街地に汚水があふれ、また尿処理の問題も漸次困難となり、これが対策に苦慮しているが、従来この問題に対する政府の予算的措置はきわめて不満足な状態にあるため、なかなかこれが改善を期し得られない実情である。ついては、下水道施設整備計画を樹立し、国庫補助の大幅増額を図り、補助率を少くとも二分の一以上とするとともに、起債の増額、単独わくの設定等の施策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、地方財政の状況より、やむを得ないものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

社会保険診療報酬引上げ反対等に関する請願（請願者　鳥取県西伯郡名和町松村惣太郎）（足鹿覚君紹介）（第八二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国民の医療費負担は年々激増し、また平均賃金の推移と医療費の推移を比較してみると、医療費の上昇率の方がはるかに上回つている等の理由により、社会保険医療単価の引き上げに反対するとともに、結核医療費の公費負担が打切られたため、国保ならびに健保の一般医療給付に対しては、国庫負担率の引き上げおよび定率化の措置が講ぜられているにもかかわらず、共済組合が除外されていることは不合理である。ついては、すみやかにこれが是正をされたいというのである。

二、請願の議決理由
国民総医療費と国庫負担の問題は、社会保障上きわめて重要なる問題で、本請願の趣旨は時宜に適したものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和三十三年四月二十四日
社会労働委員長　森山　欽司
衆議院議長益谷秀次殿

薬事法改正に関する請願（請願者　福島県耶麻郡猪苗代町大字蚕養字中島乙五百九十番地一ノ頼留四郎）（平田ヒデ君紹介）（第八二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
近く薬事法の改正が国会に上程されるやにそく聞しているが、ついてはこの際、現行薬事法における旧薬種商の呼称「指定医薬品を除く医薬品販売業者」は、はなはだ繁雑でありかつ不明瞭であるから、これを「薬業師」等の簡単明瞭なる法文呼称に改正されたいというのである。

二、請願の議決理由
従来からの経過を考慮して、薬事法改正の場合には、一応検討すべきものとして、本請願の趣旨は妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
社会労働委員長　森山　欽司
衆議院議長益谷秀次殿

災害簡易水道の地方債利子全額国庫負担に関する請願（請願者　愛知県北設楽郡東栄町議会議長伊藤豊太郎外三名）（八木一郎君紹介）（第九七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県渥美半島沿岸部落の井戸は、台風十三号の被害により全滅となつたので、各町においては、いそぎ災害簡易水道の事業を施行したが、これが財源たる地方債については、年々元利償還を行つているものの、地方財政はますます窮迫をきたしている。ついては、このような不可抗力的な事業の地方債の利子は、全額国庫負担とされたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
社会労働委員長　森山　欽司
衆議院議長益谷秀次殿

失業対策事業等に関する請願（請願者　鹿児島市平之町百二十四番地鹿児島全民労県連合会長中村一）（赤路友蔵君紹介）（第九九号）、同（請願者　鹿児島市平之町百二十四番地革進自由労働組合委員長藤崎弘海）（有馬輝武君紹介）（第九九八号）、同（請願者　東京都港区芝海岸通三丁目一番地全国民自由労働組合連合会中央執行委員長馬場大静）（井堀繁雄君紹介）（第一〇三〇号）、同（請願者　熊本市栄町八寮三熊本民主自由労働組合委員長大島憲之）（坂本泰良君紹介）（第一〇三一号）、同（請願者　東京都三鷹市下連雀町二百十三番地全民労東京連合会長坂本貞雄）（山花秀雄君紹介）（第一〇三二号）、同（請願者　山形市三島通六百十番地ノ七全民労山形県連合会平泉惣市）（西村力弥君紹介）（第一一七九号）及び同（請願者　福岡県鞍手郡鞍手町中山七坑三区鞍手建設労働組合原高信）（河野正君紹介）（第一二七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
近時景気の後退に伴つて常用雇用の減少と完全失業者の増加、駐留軍関係労務者の大量失業等が目立ち、労働事情はきわめて悪化しているので、昭和三十三年度予算においては、次記諸点にそつて経費を確保されたいというのである。（一）失業対策吸収人員を四十万人とすること、（二）年間就労日数は三百十一日とすること、（三）日雇失業保険の待期期間を短縮し、給付内容を是正すること、等。

二、請願の議決理由
失業対策事業の実情にかんがみ、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
社会労働委員長　森山　欽司
衆議院議長益谷秀次殿

国立療養所の給食費増額及び看護力充実に関する請願（請願者　静岡県浜名郡浜北町於呂国立天竜荘療養所竜和会梅林広雄）（長谷川保君紹介）（第一〇三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国立療養所における給食費は、現在一日の給食費は九十七円九十銭でまかなわれているが、諸物価の高騰に伴い、量、質の面で低下しつつあり、また新看護体制実施以来看護婦の絶対量が不足し、看護力の低下をきたしている。ついては、国立療養所の給食費を増額し、看護力を充実されたいというのである。

二、請願の議決理由
外科療法、化学療法の進歩に伴い、結核治療は格段にその効果をあげているが、なお栄養、大気、安静の療法も無視できない。本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
社会労働委員長　森山　欽司
衆議院議長益谷秀次殿

国立病院等の医師の待遇改善に関する請願（請願者　京都市伏見区深草向畑町国立病院療養所医師協議会疋田義太郎）（小川半次君紹介）（第一〇六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国立病院、療養所に勤務する医師の給与はきわめて低く、かつ不合理であり、先般の国家公務員給与改訂においても、医療職という別わくが作られたのみで、実質的改善はほとんど見られず、このまま放置すれば、現在の各施設は現勤務医の勤労意欲の低下と、新らしい有能者の獲得困難から、次第にその機能を失い、国民医療維持上憂うべき事態の到来が予見される。ついては、国立病院、療養所の医師の待遇を改善されたいというのである。

二、請願の議決理由
医療機関の幹部職員である医師の充足には、その待遇が先般医療職としての別枠に規定されたが民間医療機関に比してなお劣るため、非常に困難している現状から、本請願の趣旨は妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
社会労働委員長　森山　欽司
衆議院議長益谷秀次殿

旧満州国日系軍官及び生徒の遺族援護に関する請願（請願者　東京都新宿区花園町四十八番地　蘭星会長石丸志都磨外一名）（堀内一雄君紹介）（第一三一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
旧満州国軍日系軍官は、その人事、統帥、教育、恩賞等、軍人としての身分は勅令の定むる処に従い、取扱いは関東軍司令官の指導監督の下にあり、常に第一線において日本軍と同様の立場において任務に服し、多くの犠牲者を出した。ついては、旧満州国軍日系軍人および生徒等の遺族に対し、次の事項を考慮されたいというのである。（一）旧満州国軍日系軍官等の戦死者、殉職者（約二百名）の遺族に対し、恩給法または戦傷病者戦没者遺族等援護法を日本軍人と同じく適用されるよう同法を改正すること、（二）ソ連に抑留中死没した陸軍軍官学校予科生徒（約百名）の遺族に対し、軍人として戦傷病者戦没者遺族等援護法を適用されるよう同法を改正すること。

二、請願の議決理由
その趣旨きわめて妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
社会労働委員長　森山　欽司
衆議院議長益谷秀次殿

高齢者の医療に関する請願（請願者　福島県耶麻郡熱塩加納村大字熱塩字北平田三百四十七番地瓜生裕次郎）（八田貞義君紹介）（第一三一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高齢者は諸種の疾病に侵され易く、ことに脳溢血病のごときは、わが国の病死者中死亡率が最も高いものであり、国民保健上憂慮されている問題である。ついては、高齢者を対象として、専門的医療を目的とする高齢科を設置するよう、全国医療機関に対し発令されたいというのである。

二、請願の議決理由
近時、平均余年は飛躍的に延び、老人人口の増加が顕著であ

る。かかる時代において老人医学の発展は強く要望されるところである。本請願の趣旨は時宜適切なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

清掃施設に対する国庫補助増額等に関する請願（請願者　兵庫県川西市議会議長藤原清司外十九名）（山口丈太郎君紹介）（第一四〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

清掃法第十八条および第十九条は、清掃施設ならびに機材の整備に対し、国庫補助あるいは資金の融資について規定しているが、同法施行令第六条においては、国庫補助の対象は、し尿化そうのみに限定せられ、その他の施設の設置ならびに機材の整備については、全額都市負担となり、困窮せる都市財政の現状では、清掃事業の完全な遂行は期しがたい。ついては、清掃施設ならびに機材等に対する補助の拡大と補助率の二分の一以上の引き上げを図るとともに、市費負担額においては、全額起債を認める等、すみやかに適切な財政的援助措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

その趣旨、妥当なるものと認め、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願（請願者　松江市上乃木町国立島根療養所内奥田重利外四名）（中崎敏君紹介）（第一八八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年の米価値上げに伴う生活保護基準の〇・五パーセント引上げも、諸物価の値上りはそれを追いこしてさらに生活水準は実質的に低下し、生活保護法運用の引き締めによる一部負担の増加、早期退院、健康保険法の改正等は、せつかくの医学の恩恵を十分浴することのできない者を増しており、加えて三十三年度予算が実施される時、これら生活保護患者にさらに経済的に苦しい状況におかれることは必至である。ついては次記事項をすみやかに実現されたいというのである。（一）生活保護法の最低生活基準額を引きあげ、対象人員を増加すること、（二）健康保険に対する国庫補助（厚生省原案七十一億七千万円）を復活すること、（三）国立療養所、病院の給食費を引き上げること、（四）結核予防法の公費負担率を八割に引き上げること、等。

二、請願の議決理由

適切妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は前掲の各事項を実現することは上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

国立病院等の賄費増額に関する請願（請願者　大阪府貝塚市名越国立療養所貝塚千石荘日本患者同盟大阪支部高田義一外二千百三十七名）（中山マサ君紹介）（第一八八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核が医学的に治る病気になつた今日においても、大気、安静、栄養は三大原則として今でも守られているが、なかでも栄養は重要視され、これがため入院患者のほとんどがまずしい病院の給食の外に、補食しているため、生保患者などはこのため、日用品費としてもらつている一箇月六百四十円もその方にふりむけている実情である。ついては、栄養の摂取が低い賄費（国立病院九十四円十銭、国立療養所九十六円十銭）で押さえられている現状にかんがみ、これが賄費を百二十円に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

結核治療の進歩は著しいものがあるが、大気、安静、栄養の三大原則も今なお必要な療法で、殊に栄養に重要視されているので、本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

国立らい療養所の軽快退所者援護に関する請願（請願者　東京都北多摩郡東村山町国立療養所多摩全生園社会復帰友の会野上完三）（山花秀雄君紹介）（第二一六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ハンゼン氏病療養所においては、昭和二十三年よりプロシンを使用して以来、著しく病状が軽快となり、年々退所者が激増しているが、一たん療養所に入所した者は、社会人としての地位を失うのが常であるばかりでなく、同病の療養期間が長期にわたるため、その間の空白は大きく、経済的にも人道的にもきわめて遺憾であるから、軽快退所者に対し、次の事項を実現されたいというのである。（一）国または地方公共機関で、就職をあつせんすること、（二）技術習得のための職業補導対策を充実すること、（三）退所者援助のための寮を設置すること、（四）寮を経由せず直接就職可能な退所者には生活資金を支給すること、（五）生業資金を増額すること。

二、請願の議決理由

ハンゼン氏病治療の進歩に伴ない軽快退所する者も少なくない現状にかんがみ、本請願はその趣旨妥当と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

結核回復者の優先雇用に関する請願（請願者　東京都立川市曙町一丁目二百六番地国立立川病院患者更生会川畑三郎）（山花秀雄君紹介）（第二一九七号）、同（請願者　東京都江戸川区松本町千二十五番地片山病院内平井清一）（島村一郎君紹介）（第二三二五号）、同外一件（請願者　東京都北多摩郡村山町国立村山療養所内神原正人外六百十五名）（山花秀雄君紹介）（第二三二六号）、同外一件（請願者　東京都北多摩郡清瀬町野塩六百七十六番地結核回復者後保護施設薫風園内前田安昭外一名）（中村高一君紹介）（第二五二六号）、同（請願者　東京都北多摩郡清瀬町野塩千五百九十二番地東京都患者同盟執行委員長金沢躍雄）（山花秀雄君紹介）（第二五二七号）及び同（請願者　東京都世田谷区廻沢町六百四十番地千才寮内結核回復者自治会双葉会長原島一雄外六十四名）（鈴木茂三郎君紹介）（第二五五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の社会では結核回復者の就職はきわめて困難であり、病院からはもう働けるからといわれて退院しても、使用者側ではわずかな欠点を問題として、回復者の雇用をこばんでいる実情である。ついては、これら結核回復者の職業紹介を優先的に確実にするとともに、就職の機会を得るまでの間生活資金を貸し付けるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

結核対策に関する請願（請願者　福島県須賀川市国立福島療養所内福島県患者連合会長小山直樹）（平田ヒテ君紹介）（第二一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核対策として次の施策を実現されたいというのである。（一）健康保険の国庫負担を増額し、患者負担をなくすよう法律を改正する、（二）厚生省の社会保険診療報酬の改訂による入院料、給食費の引き上げは実施しない、（三）日雇健保の療養給付期間の延長と傷病手当金制度を確立する、（四）国民健保に対する国庫補助率を大幅に引き上げる、（五）結核治療費の全額国庫負担制度を確立する、（六）アフター・ケア予算の増額を立法化する、（七）医師の不足を解決し、看護人員を増員する、等。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当と認め、

これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働　委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

日雇労働者健康保険の指定市町村範囲拡大に関する請願（請願者　新潟市東堀前通三番町三百七十九番地新潟県建設労務者厚生協会理事長中林栄之助）（三宅正一君紹介）（第二二六四号）

一、請願の要旨及び目的

新潟県建設労務者厚生協会は、擬制組合による日雇健康保険を創設したるところ、最近保険の趣旨徹底とともに、同県下広範囲にわたり辺地の山村漁村も加入し、各地区の担当組合長はほとんど犠牲的奉仕にて運営の衝に当つているが、指定市町村の範囲きわめて狭く、これがため印紙の購入、保険料の徴収に困難を来たし、厚生協会運営の前途は、まことに多難である。ついては、百名以下の市町村、地域的関係にて操作を要する市町村にも、実情に即して指定し、とくに雪国の新潟県特異の有り方を考慮され、一日も早く善処され、県保険課等に指示されたいというのである。

二、請願の議決理由

特異の実情にかんがみ、趣旨はきわめて適切なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働　委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

生活保護法の基準額引上げ等に関する請願（請願者　栃木県河内郡河内村下岡本二千百六十番地国立栃木療養所内今村健雄）（神田大作君紹介）（第二三〇九号）、同（請願者　東京都江戸川区松本町千二十五番地片山病院友和会平井清一）（島村一郎君紹介）（第二三一〇号）、同（請願者　東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目五百五十三番地代々木病院内柴田忠外三十名）（岡崎英城君紹介）（第二三一一号）、同外一件（請願者　東京都江戸川区小岩二丁目江戸川病院内菊地俊久外百四十六名）（原彪君紹介）（第二三二二号）、同外一件（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内　泉田三郎外三百八十名）（福井盛太君紹介）（第二三二三号）、同（請願者　東京都世田谷区経堂町三十三番地児玉経堂病院内大津進）（山花秀雄君紹介）（第二三二四号）、同外二件（請願者　東京都豊島区池袋二丁目千三十一番地野村病院豊友会山口丈四郎外百六十二名）（淺沼稲次郎君紹介）（第二四七九号）、同（請願者　埼玉県南埼玉郡蓮田国立療養所内埼玉県患者協議会間島和夫）（井堀繁雄君紹介）（第二四八〇号）、同外一件（請願者　茨城県那珂郡東海村国立療養所晴嵐荘内井川二彦外三百九十二名）（石野久男君紹介）（第二四八一号）、同（請願者　東京都中野区江古田四丁目千七百二番地浄風園病院内患者自治会浄風会上村正八）（原彪君紹介）（第二四八二号）、同（請願者　東京都北多摩郡清瀬町野塩千五百九十二番地東京都患者同盟執行委員長金沢顕雄）（山花秀雄君紹介）（第二四八三号）、同（請願者　東京都世田谷区烏山町六百十三番地下田医院初芽会中川哲悟）（鈴木茂三郎君紹介）（第二五五七号）、同（請願者　神奈川県秦野市落合五百番地国立神奈川療養所内秋元克夫外四十三名）（門司亮君紹介）（第二五五八号）、同（請願者　新潟県柏崎市大久保赤坂山新潟県患者同盟会長吉田博康）（三宅正一君紹介）（第二六〇七号）、同（請願者　東京都杉並区上高井戸二丁目三百七十番地久我山病院久我山会委員長石原雅夫）（帆足計君紹介）（第三六六八号）、同（請願者　松江市乃木町国立島根療養所奥田重利外四名）（足鹿覚君紹介）（第二七〇五号）、同（請願者　新潟県議会議長岡田幸平）（田中彰治君紹介）（第二九二六号）及び同（請願者　兵庫県有馬郡三田町国立兵庫療養所内日本患者同盟兵庫県支部委員長田尻一男）（五島虎雄君紹介）（第三二八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の生活保護法の内容は、憲法で保障された健康で文化的な生活というには、あまりにもひどいものである。ついては、（一）生活保護法の基準額を大幅に引き上げ、（二）入院患者加算費としての六百四十円を千円以上に引き上げ、（三）年末扶助の支給、（四）厚生年金、遺族扶助料、恩給などの収入認定からの除外について、措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、いずれも適切妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働　委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

医療保障制度確立に関する請願（請願者　神奈川県横須賀市吉倉町湘南アフターケア親和会千野直治外百名）（山本正一君紹介）（第二三一五号）、同（請願者　神奈川県横須賀市野比国立療養所久里浜病院患者自治会長丹沢克郎外四百八十名）（小泉純也君紹介）（第二三八六号）、同（請願者　新潟県柏崎市大久保赤坂山新潟県患者同盟会長吉田博康）（三宅正一君紹介）（第二六〇七号）、同（請願者　神奈川県川崎市大師河原町四千五百番地川崎中央病院内平田善造外一名）（野田武夫君紹介）（第二五三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立療養所、病院の医師および看護婦不足は医療法の内容を無視したものであり、結核患者の治療、看護は十分とはいいがたい実情にある。ついては、患者の治療、看護の徹底をはかるために、医師不足の解決と看護人員を増員されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働　委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

国立病院等の医師、看護婦増員に関する請願（請願者　栃木県河内郡河内村下岡本二千百六十番地国立栃木療養所内今村健雄）（神田大作君紹介）（第二三一六号）、同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百四十五番地国立療養所大日向荘内泉田三郎）（長谷川四郎君紹介）（第二三八八号）、同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内渡辺璋外百八十二名）（武藤運十郎君紹介）（第二三八九号）及び同（請願者　茨城県鹿島郡鹿島町鹿島療養所内塚本倖嗣）（石野久男君紹介）（第二五一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立療養所、病院の医師および看護婦不足は医療法の内容を無視したものであり、結核患者の治療、看護は十分とはいいがたい実情にある。ついては、患者の治療、看護の徹底をはかるために、医師不足の解決と看護人員を増員されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働　委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

国立療養所等の給食費増額及び完全給食、看護基準の明確化に関する請願（請願者　栃木県河内郡河内村下岡本二千百六十番地国立栃木療養所内今村健雄）（神田大作君紹介）（第二三二一号）、同（請願者　東京都練馬区谷原町一丁目五百六十二番地富士見丘静風荘療養所内葛葉伶則）（淺沼稲次郎君紹介）（第二四九五号）、同（請願者　東京都北多摩郡清瀬町野塩千五百九十二番地東京都患者同盟執行委員長金沢顕雄）（山花秀雄君紹介）（第二四九六号）及び同（請願者　群馬県渋川市新町井上恵子外二百三十七名）（福田赳夫君紹介）（第二四九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在国立療養所の給食費は九十

六円十銭、国立病院では完全給食であるにもかかわらずさらに低い九十四円十銭となつているが、このような低い額では療養に必要な栄養を摂取することが不可能であり、従つて回復も遅れている実情である。ついては、国立病院等の給食費を百三十円に増額するとともに、行き届いた看護ができるよう完全看護の基準人員を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

病院給食は治療効果を高める一要因であり、処方の一部とも考えられるもので、その内容の充実は治療効果を更に高めるもので、本請願の趣旨は時宜適切と認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

結核回復者の職及び住宅確保に関する請願（請願者　栃木県河内郡河内村下岡本二千百六十番地国立栃木療養所内今村健雄）（神田大作君紹介）（第二三二三号）、同（請願者　東京都練馬区谷原町一丁目五百六十二番地富士見丘静風荘療養所内葛葉伶則）（浅沼稲次郎君紹介）（第二四八七号）及び同外一件（請願者　茨城県那珂郡東海村国立療養所晴嵐荘内井川二彦外三百五十六名）（石野久男君紹介）（第二四八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長い闘病生活を経て、ようやく生活復帰ができるようになつた結核回復者は、しかしなかなか就職できず、住宅も家賃が高く、入居条件もむつかしいなど幾多の障害があり、せつかく働けるようになつても現実はきわめて深刻である。ついては、結核回復者の職および住宅の確保について、立法措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

結核治療費の全額国庫負担制度確立に関する請願（請願者　栃木県河内郡河内村下岡本二千百六十番地国立栃木療養所内今村健雄外千五百五十一名）（神田大作君紹介）（第二三三一号）、同外一件（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内泉田三郎外二百三十七名）（栗原俊夫君紹介）（第二三八七号）及び同（請願者　東京都北多摩郡清瀬町野塩千五百九十二番地東京都患者同盟執行委員長金沢顕雄）（山花秀雄君紹介）（第二五〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の結核予防法は、健康診断、予防接種が全額公費負担となつているのみで、その他の治療費は公費負担額が五割、自己負担額が五割となつているが、公費負担額のうちの五割が、地方自治体の負担とされており、国費負担はわずかに残りの五割、全体の四分の一に過ぎない。ついては、結核医学が進歩し、不治といわれた結核が、治る病気となつた現在においては、国の根本的な結核対策を樹立するため、治療費を全額国庫負担とし、これが予算を大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

結核対策はきわめて重要な問題であり、本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

国立病院等の燃料費増額に関する請願（請願者　栃木県河内郡河内村下岡本二千百六十番地国立栃木療養所内今村健雄）（神田大作君紹介）（第二三三四号）、同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内泉田三郎）（武藤運十郎君紹介）（第二三三五号）及び同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内渡辺璋外二百二十四名）（福田赳夫君紹介）（第二五二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

炭価値上りと予算節減とによつて、国立病院、療養所では、結核患者への入浴、給湯ならびに医療従業員への燃料制限の措置がとられており、このことは療養条件を阻害しているので、燃料費の増額について、予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

結核児童の療養に関する請願（請願者　栃木県河内郡河内村下岡本二千百六十番地国立栃木療養所内今村健雄）（神田大作君紹介）（第二三三六号）、同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内泉田三郎）（武藤運十郎君紹介）（第二三三七号）及び同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内田村せき外百五十六名）（福田赳夫君紹介）（第二五二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核療養所には、児童が多数入院しているが、療養所内に教育施設を伴う所は全国でわずかに九百床程度で、このため結核児童の多数は教育が受けられず、またせつかくの施設も入所料が高いので、入所が困難な実情である。ついては、結核児童の養育制度の確立と、結核児童の入所料の大幅減額を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

結核児童対策は、治療、教育をあわせ行い、その病床数は少なくとも現在の病床程度は妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

一、請願の要旨及び目的

現在の付添看護基準が不当に低く、他の疾病と異なり、比較的身体の自由が効く結核ですら、床頭のベルを押せる程度の重症者でなければ付添婦を付けられず、結核患者は、この低い基準のわく内で永い間病苦と戦つている現状である。ついては、健康保険、医療保護の患者に対して、次の事項を実現されたいというのである。（一）付添看護基準を引き上げること、（二）予算の不足で付添看護打ち切りを行わないこと、（三）長期にわたる要付添患者に対し、完全看護病院に転院の指示をしないこと、（四）家族、親族、友人の付添看護はさせないこと。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

付添看護基準引上げ等に関する請願（請願者　東京都足立区千住高砂町八十九番地市原病院患者自治会愛生会河野秀継外百十三名）（原彪君紹介）（第二三四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の付添看護基準が不当に低く、他の疾病と異なり、比較的身体の自由が効く結核ですら、床頭のベルを押せる程度の重症者でなければ付添婦を付けられず、結核患者は、この低い基準のわく内で永い間病苦と戦つている現状である。ついては、健康保険、医療保護の患者に対して、次の事項を実現されたいというのである。（一）付添看護基準を引き上げること、（二）予算の不足で付添看護打ち切りを行わないこと、（三）長期にわたる要付添患者に対し、完全看護病院に転院の指示をしないこと、（四）家族、親族、友人の付添看護はさせないこと。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

健康保険家族給付の増額に関する請願（請願者　東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目五百五十三番地代々木病院内柴田忠外三十名）（帆足計君紹介）（第二三四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

健康保険家族の医療費の半額自己負担はあまりにも重く、これがため全国の病院や療養所が困窮している不幸な人が、どれほど多いか知れない。ついては、健康保険の家族給付の現行五割を、少くとも八割に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、おおむね妥当なるものと認められるので、これを議院の会議に付して採択すべき

ものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

結核予防法に関する請願（請願者　東京都北多摩郡村山町国立村山療養所内神原正人）（山花秀雄君紹介）（第二三四六号）、同（請願者　東京都練馬区谷原町一丁目五百六十二番地富士見丘静風荘療養所内葛葉佾則）（浅沼稲次郎君紹介）（第二五〇九号）、同（請願者　東京都中野区江古田四丁目七百二番地浄風園病院内浄風会上村正八）（原彪君紹介）（第二五一〇号）及び同（請願者　兵庫県有馬郡三田町国立兵庫療養所内日本患者同盟兵庫県支部委員長田尻一男）（五島虎雄君紹介）（第二一八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の結核予防法では、外科手術で入院する際の費用は半額分、しかも六箇月間しか認められず、食費も除かれており、また何よりも困ることは、入院の申請をしても半分以上が予算上不承認となつていることである。ついては、結核患者に対しては、入院費、治療費ともに全額無差別平等に国で負担するよう、結核予防法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民衛生上、結核対策はきわめて、重要な問題であり、殊にその治療費については、個人負担ははなはだしく、困難である状況より本請願の趣旨は妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

結核予防法予算の増額等に関する請願（請願者　東京都北多摩郡国分寺町五百六十八番地国分寺病院内浦野春吉外百十九名）（山花秀雄君紹介）（第二一三四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近年国の厚生行政として結核撲滅が大きく取り上げられ、治療から予防へといわれているが、要治療患者はいまだに多く、結核予防法による命令入所等の措置を受けても、一応病状が治まる時期には退院を余儀なくされ、精神の安静を必要とする結核患者が落ちついて闘病にいそしむことができず、治療半端のままで社会に投げ出されるのが現状である。ついては、患者が落ちついて治療ができるよう、結核予防法予算を増額するとともに、入所期間（現在は原則として六箇月、最高一年半）を延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

結核対策は国民衛生上きわめて重要な問題であり、その治療費の個人負担は、長期にわたる疾病であるため、非常に困難である現状にかんがみ、本請願の趣旨は妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

国立病院等の給食費増額及び看護設備改善に関する請願（請願者　東京都北多摩郡村山町国立村山療養所神原正人）（山花秀雄君紹介）（第二三四九号）及び同（請願者　東京都北多摩郡清瀬町野塩千五百九十二番地東京都患者同盟執行委員長金沢顕雄）（山花秀雄君紹介）（第二五〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立療養所の給食費は、昭和三十三年度より一日百二円に増額されるとのことであるが、療養者達が再三請願に及んだ百三十円からみるとなお相当低く、これにては療養に必要な栄養を摂取することが不可能である。ついては給食費を一日百三十円に増額するとともに、国立病院等の看護設備を改善されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

結核回復者寮の増設に関する請願（請願者　東京都北多摩郡国分寺五百六十八番地国分寺病院内浦野春吉）（山花秀雄君紹介）（第二三五〇号）及び同（請願者　東京都北多摩郡大和町奈良橋大和病院同友会豊島淳）（中村高一君紹介）（第二五二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核回復者が社会復帰する場合、まず住宅が当面の障害となつている現状にかんがみ、結核回復者寮を増設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

結核回復者に対する公営住宅優先割当等に関する請願（請願者　東京都北多摩郡清瀬町野塩千五百九十二番地東京都患者同盟執行委員長金沢顕雄）（山花秀雄君紹介）（第二四九八号）及び同（請願者　兵庫県有馬郡三田町国立兵庫療養所内日本患者同盟兵庫県支部委員長田尻一男）（五島虎雄君紹介）（第二一八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核療養者の中には、生活苦と生活環境が悪いために発病した者が多く、一軒の家に多数の世帯が住んでいたり、一間に多数の家族が住んでいるために、一人が結核を発病すると、たちまち他の者に感染し、とくに乳幼児がいる場合は、きわめておそろしい問題である。ついては、わが国から結核をなくし、国民生活を安定させるために、家賃の安い公営住宅を大量に建設し、建設された住宅を結核回復者に優先的に割当周旋されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

病院等の設備改善に関する請願（請願者　茨城県鹿島郡鹿島町鹿島療養所内塚本倖嗣）（石野久男君紹介）（第二五一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

私立の中小病院では、いまだに工業用水を飲用に用いたり、下水やふん尿処理が十分でないため、五月から十一月始めまで、かやをつらねば蚤せないような実情にあるが、これが解決は、一つの病院の力ではとてもむずかしい問題であるから、国として根本的な対策を立てるとともに、それまでの間可能な方法で、設備改善に具体的な援助をされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

本倖嗣（石野久男君紹介）（第二五一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県下の私立病院の給食費は、回春荘百十円、鹿島療では百十円四十銭といわれているが、かような低額では治療に必要な栄養を摂取することは不可能である。ついては、療養者の生活が向上するよう、国において基準を明確にし、指導、監査を強化するとともに、国立療養所の給食費も一そう増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

病院等の給食費増額及び監査強化に関する請願（請願者　茨城県鹿島郡鹿島町鹿島療養所内塚

採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

国立療養所の入所費無料取扱範囲拡大に関する請願（請願者　東京都北多摩郡清瀬町野塩千五百九十二番地東京都患者同盟執行委員長金沢顕雄）（山花秀雄君紹介）（第二五一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核患者は、長期にわたり家庭を離れて療養生活を続けなければならず、かつ多額の医療費を必要とするため、国立療養所では入所費の軽費ならびに無料取り扱いが行われているが、最近この取り扱いが次第に狭められる傾向のあることは遺憾である。ついては、この取扱いを拡大し、必要に応じて適用できるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

結核治療費の個人負担は、その疾病の性質上長期にわたるので、きわめて困難なる者が少なくなく、本請願の趣旨は妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

国立療養所の施設関係費増額に関する請願（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘内渡辺璋外百七十七名）（福田赳夫君紹介）（第二五二二号）及び同（請願者　東京都北多摩郡清瀬町上清戸六百十三番地国立療養所清瀬病院内山下健二郎）（中村高一君紹介）（第二五二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立療養所の建物等は、傷い軍人療養所を引き継いだものや、終戦後間もなく増築したものが多いため、年数をかなり経た現在、その荒廃はとくに著しいものがある。ついては、療養者が設備の整つた施設で快適な療養ができるよう、国立療養所の施設関係費予算を大幅に増額するとともに、現行の坪当りの施設の修理費六百二十五円を、三倍以上に引き上げ、療養所で自主的に使えるようわくをひろげられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

生活保護法による長期入院者の扶助金引上げに関する請願（請願者　東京都八王子市子安町四百八番地永野八王子病院多摩療友会二川勇）（中村高一君紹介）（第二五二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

生活保護法による生活基準額はきわめて低く、長期入院者の生活扶助金は現在一箇月六百四十円で、これでは人間生活の最低以下ともいうべきである。ついては、生活保護法による長期入院患者の生活扶助金を、せめて月額千円に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨はきわめて妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

入院結核患者に期末扶助支給に関する請願（請願者　東京都北多摩郡大和町奈良橋千百七十番地大和病院同友会豊島淳）（中村高一君紹介）（第二五二八号）及び同（請願者　茨城県鹿島郡鹿島町鹿島療養所内日本患者同盟茨城支部塚本倖嗣）（石野久男君紹介）（第二五二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

医療扶助、生活扶助等によつて入院している結核患者の経済状態は、まことにみじめなもので、一箇月六百四十円の扶助では、療養に必要な物はおろか、最低生活の必需品をさえ整えられずに長い年月を過している実情である。ついては、このような生活困窮患者に盆、暮れの二回、応分の期末特別扶助を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

社会保障費増額等に関する請願（請願者　岡山県都窪郡早島町国立岡山療養所内中吉昭）（中原健次君紹介）（第二五三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

予算案に示された社会保障費が、貧困な額に止まつていることは遺憾であるから、次記事項の実現を考慮されたいというのである。（一）健康保険を始めとする社会保障の改善と、国庫補助を増額すること、（二）生活保護法の基準額を引き上げること、（三）結核治療費を全額国庫負担とすること、（四）国立療養所、病院の給食費増額と看護要員の充実を明確に実施すること、（五）未帰還者留守家族等援護法による療養給付を延長すること。

二、請願の議決理由

その趣旨は、おおむね妥当なるものと認め、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

私設保育所保母の待遇改善等に関する請願（請願者　新潟県中蒲原郡村松町泉町梁取セツ子外十三名）（高岡大輔君紹介）（第二七〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

私設保育所に勤務する保母は、園児保育のため献身しているが、環境設備が不十分であるばかりでなく、待遇も市立保育所と異り、共済制度および相互扶助制度等の保障条件が全くないことは遺憾である。ついては、次記諸項を実現されたいというのである。（一）児童保育施設助成金を増額すること、（二）保母有資格者の待遇および身分保障条件については、公私の別なく同等とすること、（三）職員が五人未満でも健康保険法を適用すること。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は適切妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山　欽司

衆議院議長益谷秀次殿

地方衛生研究所法制定に関する請願（請願者　千葉市星久喜五百四十六番地佐野良）（臼井荘一

君紹介）（第三〇六三号）、同（請願者　東京都新宿区百人町四丁目五百三十九番地東京都立衛生研究所長新井養老）（八田貞義君外一名紹介）（第三一三四号）、同（請願者　甲府市錦町四番地山梨県立医学研究所三井四郎）（内田常雄君紹介）（第三一七一号）、同（請願者　甲府市錦町四番地山梨県立医学研究所中沢猛外一名）（荻野豊平君紹介）（第三一七二号）、同外一件（請願者　横浜市南区中村町三丁目百八十五番地神奈川県衛生研究所長児玉威外一名）（綱島彌三君紹介）（第三一七三号）、同（請願者　千葉市寒川町一丁目七十三番地加地信）（吉川兼光君紹介）（第三一七四号）、同（請願者　奈良県衛生研究所長吉見孝一）（植村武一君紹介）（第三二二六号）、同（請願者　岡山市門田文化町千二百九十三番地北村直次）（亀山孝一君紹介）（第三二二七号）、同（請願者　松江市東朝日町島根県衛生研究所長志水清）（櫻内義雄君紹介）（第三二二八号）、同（請願者　甲府市錦町四番地山梨県立医学研究所本田玄四郎）（古屋貞雄君紹介）（第三二二九号）、同外一件（請願者　徳島市佐古町十六丁目三十九番地岩藤良秋外一名）（三木武夫君紹介）（第三二三一号）、同（請願者　横浜市神奈川区反町二十六番地横浜市衛生局長藤田裕）（門司亮君紹介）（第三二三二号）、同（請願者　奈良市法蓮町千百九十九番地奈良県衛生研究所長吉見孝一）（植村武一君紹介）（第三二三三号）、同外四件（請願者　静岡市安東二丁目三十三番地佐藤義作外四名）（神田博君紹介）（第三二三六号）、同（請願者　東京都新宿区百人町四丁目五百三十九番地東京都立衛生研究所内前田敏郎）（中曾根康弘君紹介）（第三二三七号）、同（請願者　東京都新宿区百人町四丁目五百三十九番地東京都立衛生研究所内須貝達雄）（福田赳夫君紹介）（第三二三八号）、同（請願者　岡山県高梁市鍛冶町金岡英雄）（山崎始男君紹介）（第三二九〇号）、同（請願者　岡山市門田文化町千二百九十二番地北村直次）（和田博雄君紹介）（第三二九一号）、同（請願者　東京都新宿区百人町四丁目五百三十九番地高橋淳一）（茜ケ久保重光君紹介）（第三三一七号）、同（請願者　東京都杉並区阿佐ケ谷二丁目五百九十八番地万本貞子）（栗原俊夫君紹介）（第三三一八号）及び同（請願者　千葉市神明町二百番地海保新太郎）（中村庸一郎君紹介）（第三三八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方衛生研究所は、都道府県の行う公衆衛生行政の科学技術的中枢機関であるのにかかわらず、施設、人員ともに弱体で、とうてい時代に即応した効果的な活動はなし得られず、また地方財政の関係により、府県間の懸隔著しく憂慮にたえない。ついては、すみやかに地方衛生研究所法を制定され、次記要項を実施しうるようされたいというのである。（一）要検査物件の増加、（二）試験、検査の速急性と精度の向上ならびにその普及、（三）国がある程度責任を負うべき物件の検査、（四）公衆衛生についての研究ならびに放射性物質危害防止につき地方衛生研究所の活用。

二、請願の議決理由

公衆衛生行政の科学技術的の第一線機関である地方衛生研究所の充実は肝要なことであり、本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山欽司

衆議院議長益谷秀次殿

結核療養所の作業病床増設等に関する請願（請願者　兵庫県有馬郡三田町国立兵庫療養所内日本患者同盟兵庫県支部委員長田尻一男）（五島虎雄君紹介）（第三一七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在兵庫県下には、兵庫療養所七十床、春護園四十床の作業病床があるが、これだけではとうてい同県下患者の要求に応じられない実情にあるから、残る遊休病床を全部作業病床に加入するよう措置するとともに、どの療養所にも作業病床を設置されたい。また作業病床の期間は、現在六箇月しか認められていないが、医学の発達した今日においても、なお長期の療養を要するから、最低一年に延長し、患者の再発を予防するとともに、生活被保護者の作業病床への移行は、現在国立系療養所入院患者のみであるが、公私立施設の入所中の該当患者も、容易に入床し得るよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

結核治療の一環として、作業療法はその再発予防、社会復帰にきわめて重要であり、本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山欽司

衆議院議長益谷秀次殿

国立療養所等の給食費等増額に関する請願（請願者　兵庫県有馬郡三田町国立養療所内日本患者同盟兵庫県支部委員長田尻一男）（五島虎雄君紹介）（第三一七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立養療所ならびに国立病院には、昭和三十三年度予算において百二円の給食費が計上されているが、国立以外の病院、療養所では、同じ療養に対して、百二十円以上が認められている実情であるから、国立病院、療養所においても給食費は一日百二十円以上に引き上げるとともに、入院者に入浴制限のないよう燃料費予算を引き上げ、老朽設備を改善するための設費予算を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院に送付すべきものと採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

社会労働委員長　森山欽司

衆議院議長益谷秀次殿

国立療養所等の看護人員増加に関する請願（請願者　兵庫県有馬郡三田町国立兵庫療養所内日本患者同盟兵庫県支部委員長田尻一男）（五島虎雄君紹介）（第三一七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立療養所および国立病院においては、新看護体制に移行してから一年以上になるが、新看護体制では完全看護により家族や付添婦を必要としないことになっているにかかわらず、看護人員が著しく少ないため、施設側でも暗黙のうちにこれらの付添いを認め、なかには家族や、付添を要求するところさえ出ており、また患者は看護婦があまり忙がしいので、なかなか用を頼みにくい実情である。ついては、国立療養所等の看護人員を増加されたいのである。

二、請願の議決理由

病院管理上、部外者の付添は好ましくないので、本請願の趣旨は妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを

議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
社会労働委員長　森山　欽司
衆議院議長益谷秀次殿

保育所措置費国庫負担増額に関する請願（請願者　福島県議会議長河原田盛雄）（山下春江君紹介）（第三二二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
保育所の措置費は現状においても相当額の赤字を生じ、市町村財政に多大の影響を与えているが、昭和三十三年度の保育所予算は前年度に比し、わずかに増額を見たものの、給食費、期末、勤勉手当等の増額を見込むときは、実質的に国の援護率の低下となっている。ついては、政府は保育所単価の実質切り下げと費用徴収の強化とによって、低所得者の要保護児童を保育所より締め出し、かつ職員の減給、整理等施設の運営に極度の混乱を生じしめないよう、国庫負担を増額されたいというのである。
二、請願の議決理由
その趣旨は妥当なるものと認め、よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
社会労働委員長　森山　欽司
衆議院議長益谷秀次殿

生活保護法の一部改正に関する請願（請願者　埼玉県北足立郡蕨町長高橋庄次郎外三十四名）（福永健司君紹介）（第三二二五号）及び同（請願者　埼玉県北足立郡蕨町四千三百六十八番地飯田節外三十四名）（井堀繁雄君紹介）（第三三二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
埼玉県北足立郡蕨町では、全国に先がけて老齢年金制度を実施し、今般さらに母子年金制度をも実施することに決定したが、これら年金制度による支給金が、生活保護法の適用者については該当額だけ給付金から差し引かれることとなるため、年金制による利点が減殺されるばかりでなく、結果的には被保護者に対するこれら年金を地方公共団体が国に代つて負担するに過ぎないこととなり、同制度の趣旨からみて不合理であり、遺憾にたえない。ついては、地方公共団体の支給する年金等は、生活保護法適用者の収入に加算しないよう、生活保護法の一部を改正されたいというのである。
二、請願の議決理由
老齢年金が、生活保護法適用者の収入に加算されることは、制度の趣旨からみて不合理であり、本請願は適切妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
社会労働委員長　森山　欽司
衆議院議長益谷秀次殿

助産婦に対する受胎調節実施指導員の資格付与に関する請願（請願者　東京都渋谷区宮代町日赤産院助産婦専任教員同窓会長清水すみえ）（野澤清人君紹介）（第三三八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現行優生保護法によると受胎調節指導員の資格は、助産婦が講習を受けなければ付与されないことになつているが、現行の保健婦助産婦看護婦法に基き資格を取得した助産婦は、看護婦教育終了後助産婦学校養成所において、さらに一箇年の教育課程をもち、受胎調節実施指導に必要な学科および実習は、十分に修得している。ついては、新たに助産婦の助産婦国家試験合格後資格を取得した者に対しては、助産婦教育期間をもつて講習終了とみなし、ただちに、受胎調節実施指導員の資格を付与されたいというのである。
二、請願の議決理由
受胎調節は、わが国の人口問題上、重要なことで、指導員も全国的に必要とされている現状から、本請願はその趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
社会労働委員長　森山　欽司
衆議院議長益谷秀次殿

医療法施行規則による病院の助産婦数算定に関する請願（請願者　東京都渋谷区宮代町日赤産院助産婦専任教員同窓会長清水すみえ）（野澤清人君紹介）（第三三八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
医療法施行規則では、病院の看護婦の数は入院患者が四人またはその端数を増すごとに一人とされ、さらに産婦人科または産科については、その適当数が助産婦でなければならないとされており、これの算出に際して、各施設ともに一母子を患者一名として定員を定めているが、産婦の看護はもとより新生児の看護は、細心の注意のもとに、豊富な専門的知識と熟練した技術を必要とし、また時間的にも他疾患の看護以上に長時間を要しているので、助産婦の少ない施設では、労働過重におちいり十分な活動ができない状態である。ついては、産科における看護要員の設置に当つては、新生児を患者数に算入するとともに、必要助産婦数を明確化されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、その趣旨妥当なるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
社会労働委員長　森山　欽司
衆議院議長益谷秀次殿

国立病院等の助産婦定員確保及び給与基準改正に関する請願（請願者　東京都渋谷区宮代町日赤産院助産婦専任教員同窓会長清水すみえ）（野澤清人君紹介）（第三三八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現行の保健婦助産婦看護婦法によると、助産の業務は、医師または助産婦でなければ、業として行つてはならないと規定されており、また医療法においては、病院の産科もしくは産婦人科には、看護婦のうち、適当数の助産婦を置くことが規定されているが、現在の官公立病院には助産婦の定員が認められておらず、医師が行うほかは看護婦によつて助産業務を行つている実情は、明らかに前記法律違反であり、かつ助産婦の職業的立場を無視したものである。ついては、国立病院等の助産婦定員を確保するとともに、助産婦の給与基準とくに初任給が看護婦と同額であることは、助産婦が実際に一年の学習期間を必要としている実情から不合理であるので、助産婦の初任給を看護婦とは別に規定されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は検討すべきものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
社会労働委員長　森山　欽司
衆議院議長益谷秀次殿

農林水産委員会

甘しよでん粉価格及び買上数量早期決定に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長米山恒治）（中馬辰猪君紹介）（第八六号）及

び同（請願者　鹿児島議会議員日高広為外一名）（山中貞則君紹介）（第二八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県の農業は全国でも零細な経営形態をもち、加うるに台風常襲地帯であるため、その甘しよ生産に依存するところ大きく、これが農家経済に与える影響は多大なものがある。しかるに政府の甘しよでん粉価格の発表が遅延するため、昨年は同県甘しよ価格の暴落を招き、農家経済に重大な不安をもたらした。ついては、同県農家の実情を考慮し、生産費に見合う価格の決定および買上数量ならびに買上価格を早期に決定発表されたいというのである。

二、請願の議決理由

台風常襲地帯におけるいも作農家の経済安定の見地より、甘しよでん粉価格及び買上数量の早期決定を図られたいという本請願の趣旨は妥当なものであると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

機船底びき網漁船違反操業防止に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長米山恒治）（中馬辰猪君紹介）（第八七号）及び同（請願者　鹿児島県議会議員日高広為外一名）（山中貞則君紹介）（第二八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

零細漁家を中心とする沿岸漁業の生産が依然として振わないことは、機船底びき網漁船の禁漁区侵犯に原因するところ大で、特に最近はその違反操業が増加し、沿岸漁業資源の減少に一段と拍車をかけている実情である。ついては、漁民の生活権の擁護と沿岸漁業振興のため、次記事項を実現せられたいというのである。（一）巡視船および取締船を増強し、鹿児島県漁場を集中的に取り締ること、（二）機船底びき網漁業取締法の罰則を強化すること、（三）機船底びき網漁業に関する臨時特例を撤廃すること。

二、請願の議決理由

零細漁家を中心とする沿岸漁業の振興対策は、重点的水産政策の一つであり、これがためには、積極的に増殖事業を推進するとともに、沿岸漁業資源の保護対策を確保しなければならない。これがため特に中型及び小型機船底びき網漁業の違反操業の防止の万全を期することは重要なことであり、また中型機船底曳網漁業に関する臨時特例は、十年以前からその禁止期間を一カ月短縮したまま現在にいたつているものであつて、この際、沿岸漁業振興の見地から改めるべきものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

鹿児島県の消費者米価内地変更に関する請願（請願者　鹿児島県鹿児島郡谷山町議会議長前田新太郎）（中馬辰猪君紹介）（第八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般消費者米価の引き上げを機会に県毎に産米の過不足によつて格差を設けることになり、鹿児島県は乙地に指定されたが、次記の理由より丙地に変更されたいというのである。（一）従来同県の産米はおおむね県民の配給量を満たすには不足していたが、今年度は米作技術の向上と早期栽培による端境期の克服等により、県外産米の搬入は要しなくなる見込であること、（二）県民の経済力は第一次産業に従事する者が約八割を占め、その所得はきわめて低く、米価改訂による消費者の負担増は家計に深刻な影響を与えているが、特に乙地と丙地との差額だけでも年間約八千万円の負担増となること。

二、請願の議決理由

鹿児島県における米穀事情から、消費者米価を現在の乙地から丙地に指定変更をしてもらいたいとの本請願の趣旨は、妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

市町村総合土地改良開発事業実現に関する請願（請願者　東京都文京区大塚仲町三十六番地新農村建設全国協議会長小浜八弥）（和田博雄君紹介）（第一二三号）、同（請願者　東京都文京区大塚仲町三十六番地新農村建設全国協議会会長二（笹山茂太郎君紹介）（第三三七号）及び同（請願者　北海道夕張郡栗山町長沢崎松四郎外七名）（中馬辰猪君紹介）（第七〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般政府においては、農林水産業の生産基盤の強化確立の一環として、市町村総合土地改良開発事業を計画しているやに聞き喜びにたえないが、これが実施に当つては、次記諸項を実現せられたいというのである。（一）市町村総合土地改良開発実施要綱の完全実施はもちろん、特にこれが助成措置および融資措置の強化を図ること、（二）地元増反奨励の具体的助成措置を講ずること、（三）未墾地の取得、利用を一そう容易ならしめる新方式を確立すること、等。

二、請願の議決理由

農林水産業の生産基盤確立の一環として、市町村総合土地改良開発事業を推進することは妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

繭糸価格安定法に基き玉糸の一般買入実施に関する請願（請願者　東京都中央区日本橋通三丁目六番地全国輸出玉糸協同組合理事長大林正志）（五十嵐吉蔵君紹介）（第二七八号）、同外一件（請願者　岡山市桑田町一丁目二番地岡山県養蚕農業協同組合連合会会長理事菅野幸嘉外一名）（橋本龍伍君紹介）（第二七九号）、同（請願者　長野県知事林虎雄外五名）（宮澤胤勇君紹介）（第四七三号）及び同（請願者　東京都中央区日本橋通三丁目六番地蚕糸業振興審議会委員栗原公司外一名）（荒船清十郎君紹介）（第一二一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

玉糸は国産品の原料により、その生産数量の七割以上を輸出し、しかもほとんどがドル資金を国内に吸収している。しかるに米国から玉糸の価格安定を強く要望されているにもかかわらず、玉糸が繭糸価格安定法に基いて一般買入を実施されていないことは、国内のみならず米国に対する日本国法の見地から遺憾である。ついては、同法に基いて玉糸の一般買入を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸出を主とする玉糸の価格の変動は最近特に著しく、米国の需要者からはその安定を要望する声が高い。従つて本件は輸出増進のため十分検討の必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付し

て採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

秋田県下国有林野行政処置に関する請願（請願者　秋田市長野町四番地の二秋田県自治会館内秋田県国有林分収促進協議会長中川重春）（石山權作君紹介）（第二八〇号）及び同（請願者　秋田県北秋田郡上小阿仁村長小林大二郎外十九名）（齋藤憲三君紹介）（第七九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

林野に関する明治政府以来の行政処分の欠陥を補てんして、明治政府の失政を改善する新施策により、次記要項により、時代に即応して秋田県下山村農民を援助救済されたいというのである。（一）旧藩来の林野制度たる三官七民の分収実施、（二）分収せず収益した代償として部分林の契約実施、（三）秋田県民父祖の功績に対して記念施設を建設。

二、請願の議決理由

明治時代及びそれ以前の分収造林契約は明治三十二年国有土地森林原野下戻法により調整されたが、その時における法の施行に当り適当でなかつた実情が存するような点があり、秋田県下山村農民から明治政府行政の改善を要望する声が高い。従つて、本件は山村農民の経済安定の上から十分検討すべき必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

中海干拓計画調査の早期完結に関する請願（請願者　島根県松江市長熊野英外三名）（櫻内義雄君紹介）（第二八一号）、同（請願者　島根県知事恒松安夫）（櫻内義雄君紹介）（第四五三号）、同（請願者　島根県安来市長大井修一外三名）（中馬辰猪君紹介）（第九八三号）及び同（請願者　島根県平田市長木佐徳之助外三名）（永山忠則君紹介）（第一二八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根、鳥取両県にまたがる中海の一部を干拓する計画は、昭和三十年度から農林省直轄で調査を始められているが、同計画は自然条件が好適である上に経費が低廉で、しかも経済効果は大きいので国家的に有利な事業であり、ことに開発の遅れている山陰地方発展のためには絶好の事業である。ついては、昭和三十三年度においては、同計画に関する全調査を完了するよう予算措置を講ずるとともに、三十四年度から着工せられるよう措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

特に経済効果の著しい国営干拓事業は、すべて、土地改良法ならびに特定土地改良工事特別会計法によつて実施せられている。従つて、本請願は妥当なるものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

乳価安定に関する請願（請願者　長野県議会議長高橋広躬）（吉川久衛君紹介）（第二八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の酪農業は近来飛躍的伸展をとげ、農業経営の安定ならびに国民栄養向上のため、きわめて重要な地位を占めるに至つているが、原乳価格はつねに不安定で、とくに最近は牛乳、乳製品の需給関係の悪化から乳製品の滞貨は数十億円に達し、加えて大かん練乳用砂糖に対する免税措置の撤廃等、酪農経営を根底からおびやかす多くの問題が累積し、いまや酪農経営は空前の危機に直面している。ついては、次記の事項を実現し、乳価の安定を期せられたいというのである。（一）適正乳価保障制度の法制化、（二）乳制品需給調整制度の確立、（三）乳製品の輸入抑制と輸出の促進、等。

二、請願の議決理由

酪農経営の安定は、一にかかつて乳価の安定によるところ大である。しかるに、最近における乳製品の需給の不均衡並びに大かん練乳等に対する砂糖消費税の免税措置の撤廃等の事情は、酪農振興の上から楽観を許さない情勢であり、本請願の趣旨は時宜に適したものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

園芸振興法制定に関する請願（請願者　長野県議会議長高橋広躬）（吉川久衛君紹介）（第二八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、さきに農林省特産課を園芸特産課と改称するとともに、園芸振興調査会を設置しこれが振興に着手されたことはよろこびにたえないが、これらの行政措置が単に名目のみに終ることなく、名実ともに積極的な振興施策を推進するため、すみやかに園芸振興法（仮称）を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

農家経済に占める園芸の地位は大きく、その消長は農家経営の存在を左右するものである。園芸特産地帯の特殊性を十分考慮して、積極的なる園芸振興施策を推進するため、園芸振興法を制定されたいという本請願の趣旨は、きわめて妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

凍霜害防止対策措置法制定に関する請願（請願者　長野県議会議長高橋広躬）（吉川久衛君紹介）（第二八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近年のごとく発生する凍霜害に対しては、従来のごとく被害発生後における応急的臨時措置を講ずる以前に、被害を未然に防止し、あるいはその被害を最低限度に止め得る恒久的対策を樹立することが望ましいが、窮迫せる農家経済と貧困な技術では、とうてい実現が不可能である。ついては、政府においてこれらの総合的防止対策を確立し、積極的な援助を与えるとともに、併せて発生後における被害に対しても諸般の救済施策を実施するよう立法措置を講ずることが適当であるから、凍霜害防止対策措置法（仮称）を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

凍霜害による農林被害は年々膨大なる額に達し、これが対策については、種々研究されているところであるが、その被害の種類、態様が千差万別であり、この対策を規定することは容易なことではない。しかし、近年の災害という特殊事情からして、鋭意検討を重ね、総合的災害防除対策及び災害復旧対策についての制度を確立することは緊要である。本請願の趣

旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

優秀乳用種雄牛の設置に関する請願（請願者　長野県議会議長高橋広躬）（吉川久衛君紹介）（第二八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県の酪農は、近年著しい伸展を示し、現在乳牛飼育頭数は四万頭の多きに及んでいるが、さらに将来の躍進を図るためには、乳牛の質的向上などの、積極的な改良施策の樹立が必要であり、これが根本施策としては、優秀乳用種雄牛を増殖し、改良増殖を図ることが最も適切な措置であると確信する。しかしながら、優秀乳用種雄牛はその資源が乏しいため、きわめて高価であり、窮迫せる同県財政下においては、容易に導入設置できない状態にあるので、貸付乳用雄牛の拡充および同県に対する種雄牛設置補助金の大幅増額の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

酪農業の経営安定と将来の躍進を図るためには、優秀乳用種雄牛を増置し積極的な改良増殖を図ることが最も適切な措置である。しかし、この優秀乳用種雄牛の導入は資源が乏しく、高価のため、非常に困難な状態である。ついては、これが導入に対して特段の措置を講ぜられたいというのである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

木炭の公営検査費国庫補助に関する請願（請願者　島根県議会議長室崎勝造）（櫻内義雄君紹介）（第四二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

木炭の県営検査は、生産者から徴収する検査手数料と一般県費を財源として運営しているが、人件費等は逐年増大し、地方財政の窮状と相まつて、その完全実施はきわめて困難な現状に立ち至つている。ついては、木炭の公営検査に対し、国庫補助の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

木炭の生産地は逐年奥地に移行され、その生産費は増加し、生産量は低下する半面、検査手数料及び県費による必要経費の増加は不可能な状態にある。生産量を確保し、適正価格を維持するためには、国庫補助によりこれを調整する必要があり、本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

土地改良政策に関する請願（請願者　新潟県議会議長岡田幸平）（田中彰治君紹介）（第四二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

土地改良予算は昭和二十七、八年を頂点として年々減額され、新規事業の採択が減少していることはまことに遺憾である。ついては、政府においては、すみやかに土地改良政策に十分な再検討を加え、真に土地改良による営農合理化を図り、食糧自給体制の確立を促進するため、土地改良の根幹をなす国営、府県営事業の早期完成を図るとともに、その付帯団体営事業等を並行実施し、さらに補助率の引き上げ、長期融資の利率の引き下げ等により、地元負担の増大を緩和する措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

農業経営の合理化、農業生産力の増強のため土地改良事業の早期完成及びこれが地元負担の緩和は必要であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

漁港の整備促進に関する請願（請願者　東京都千代田区丸の内二丁目十四番地漁港協会長井出正孝外三十一名）（田口長治郎君外一名紹介）（第四三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民保健食糧の供給源たる水産物の生産供給の確保と、生産物の輸出伸長による外貨の獲得を期することは、わが国経済自立の国策遂行上喫緊の要事であるが、その基盤である漁港諸施設の現状は、これが要請に著しく立ち遅れている実情にあるにかんがみ、政府は漁港施設の急速なる整備拡充を最重要国策の一つとして採り上げ、漁港整備計画を早期に完成せしめるとともに、昭和三十三年度以降の予算において、次の諸経費を大幅に増額されたいというのである。(一)五箇年計画を達成するため、昭和三十三年度に五十億円の予算を計上すること、(二)漁港局部および漁港海岸保全に関する経費を大幅増額計上すること、等。

二、請願の議決理由

水産業の生産基盤である漁港諸施設を速やかに整備することは、道路、港湾の整備とともに最も重要な国策の一つであり、これがためには、昭和三十三年度予算は既に決定しているが、今後とも国会の承認を得ている整備計画漁港を今後五箇年以内にその整備を完了するよう必要な予算措置を講ずるとともに、局部改良事業及び海岸保全事業に関する経費についても同様措置することにより水産業を振興して漁民生活の安定を図ることは適切である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

国有林野開放に関する請願（請願者　青森県議会議長大島勇太郎外六名）（山下春江君紹介）（第四三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の山林の所有形態が、北海道、東北地方のように国有林に遍在していることは、土地利用の産業に依存している両地方の発展を阻害していることは言をまたない。ついては、政府は、この際大幅に国有林を開放して地方産業の振興に寄与せしめるとともに、集約利用をはかり、地方労働の場を与え、もつて地方住民の生活の安定と福祉の増進をはかるべきであることを信じ、国有林を開放されたいというのである。

二、請願の議決理由

酪農経営その他土地利用の産業の正常なる発展を促進するために、必要な国有林の開放は現下の産業不振からして必要であり、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

漁港整備事業促進に関する請願（請願者　青森県議会議長大島勇太郎外六名）（山下春江君紹介）（第四五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道、東北地方は、全国最大の水産資源地帯で、水産食糧供給の重責をになつているが、漁業の基盤である漁港の整備は遅々として進まず、漁船の安全、出漁、水揚にはなはだしい支障を生じ、漁業者のこうむる損害はばく大なものがあり、水産振興をいちじるしく阻害している。ついては、これらの障害を打開し、漁業者の生産意欲高揚と経営安定をはかり、水産振興を期することは、北海道、東北開発の見地からのみならず、国家経済自立のため緊急であるから、漁港関係予算を画期的に増額し、漁港の整備促進をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

漁港関係予算を画期的に増額し、漁港の整備を促進して、漁船の保全、か働率の向上を図ることはもちろん、漁獲物の鮮度保持、処理能力の強化あるいは漁業経費の節減等をはかることは、水産業を振興しその経営の安定を期するため妥当な措置である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

積寒地帯土地改良事業の事業費増額等に関する請願（請願者　青森県議会議長大島勇太郎外六名）（山下春江君紹介）（第四五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

積寒地帯としての北海道、東北地方の冷害恒久対策は、土地条件の整備が最も必要であるが、積寒法による事業発足以来、第一次五箇年振興計画の事業実施状況は、当初計画の一割程度にとどまつているので、土地改良事業促進のため事業費を増額するとともに、積寒地帯における団体営事業に対する現行補助率二割ないし四割を五割に引き上げ、採択基準面積二十町歩を五町歩に引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

自然条件に恵まれざる積寒地帯の農業振興に対しては特に助成に意を用いる必要がある。なかんずく土地改良事業は生産基盤を確立する事業であるから本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

木曾国有林の権益擁護に関する請願（請願者　長野県議会議長高橋広躬）（唐澤俊樹君紹介）（第四五四号）、同（請願者　長野県議会議員矢ヶ崎克巳）（吉川久衛君紹介）（第六二七号）、同（請願者　長野県議会議員原武）（原茂君紹介）（第九五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近岐阜県側より長野県西筑摩郡王滝村所在の三浦国有林地籍内に、観光道路開設計画が進められつつあるが、同地籍一帯は、長野県御岳県立公園の区域内で、観光についてその施設は当然長野県独自の立場で立案施行すべきものであるのに、岐阜県側では名を観光事業にかりて森林資源の裏口搬出を計画していることは想像に難くなく、三浦国有林一帯の膨大な山林資源の大半は、直接岐阜県側に搬出される恐れが多分にあることは、木曾谷住民七万余人の死活にかかわる重大問題である。ついては、木曾国有林の権益擁護のために適切なる措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

山村住民の生業が文化事業等の名の下に圧迫され、その生活権擁護のために、自己の生活をその森林に依存している住民が、その森林が不当な方法に利用されることを防ぎ、自己の生活の確保と民生の安定を図ろうとすることは当然である。この点よりして、本請願は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

パン用外国産小麦の政府売渡価格引下げに関する請願（請願者　大阪市北区芝田町六十五番地全大阪パン協同組合理事長森利兵衛）（浅香忠雄君紹介）（第六一四号）、同（請願者　東京都千代田区有楽町二丁目四番地全日本パン協同組合連合会専務理事井上栄太郎）（遠藤三郎君紹介）（第六一五号）、同（請願者　岡山市上伊福立花町百六十番地の十六岡山県パン協同組合理事長梶谷忠二）（小枝一雄君紹介）（第六一六号）、同（請願者　名古屋市伊勢町四丁目十五番地愛知県パン協同組合理事長伊藤長一）（河野金昇君紹介）（第六一七号）、同（請願者　東京都千代田区有楽町二丁目四番地全日本パン協同組合連合会会長木村栄一）（中村庸一郎君紹介）（第六一八号）、同（請願者　東京都千代田区有楽町二丁目四番地全日本パン協同組合連合会会長松浦福三郎）（福田赳夫君紹介）（第六一九号）及び同（請願者　横浜市西区高島通り一丁目七番地神奈川県パン協同組合連合会長湯川光雄）（亀山孝一君紹介）（第六八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

米食偏重の弊を改め、パン食の普及につとめねばならぬのは論を待たないが、外麦の政府売渡価格は、現在きわめて割高となつており、政府は、この差益百数十億円を食管特別会計の赤字の補てんにあてているよしである。白米に対する小麦粉の比価は、戦前五十三パーセントであつたが、最近は六十八パーセントに上昇している。ついては、製パン業者の多くは中小企業であるから、政府は売渡価格のしわ寄せを製パン業者に押し付けることのないよう、外麦の政府売渡価格を引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

現下の食糧事情からパン食の普及を図ることは必要であり、これがため、外麦の政府売渡価格を引き下げられたいという本請願の趣旨はきわめて妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

甘しよ糖業振興に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長米山恒治）（床次徳二君紹介）（第六二〇号）、同（請願者　鹿児島県議会副議長大坪静夫）（池田清志君紹介）（第六二一号）、同（請願者　鹿児島県議会議員門口与志雄）（小牧次生君紹介）（第七三二号）、同（請願者　鹿児島県議会議員柴立芳文）（中馬辰猪君紹介）（第七三三号）、同（請願者　鹿児島県議会議員前田敏男）（原捨思君紹介）（第九八二号）及び同（請願者　鹿児島県議会議員大西栄蔵）（二階堂進君紹介）（第一〇九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
甘しよ糖に対してでん菜糖同様の保護政策が施行されれば、現在の産糖高の二倍以上となり、生産コストは将来でん菜糖より有利となり、生産農家の経済安定をはかることとなるので、次記事項を考慮されたいというのである。（一）でん菜糖業再生当時の保護法にならい、甘しよ糖の買上制を図ること、（二）でん菜糖生産振興制度要綱案とともに、甘しよ糖生産振興につき、同時に審議すること、（三）買上制不可能の場合には、税制の改正につき甘しよ糖に対し特別に考慮せられ、臨時措置法を施行すること、（四）分蜜糖製造を始めるには、初め向三年のうちは採算割となるから、その期間に限り収入税額の一部または全額を糖業育成のため支出すること。

二、請願の議決理由
現在のわが国の砂糖事情からみて本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村寅太

衆議院議長益谷秀次殿

奥地製炭及び木炭公営検査に対する国庫補助に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長米山恒治）（床次徳二君紹介）（第六二二号）、同（請願者　鹿児島県議会副議長大坪静夫）（池田清志君紹介）（第六二三号）、同（請願者　鹿児島県議会副議長柴立芳文）（池田清志君紹介）（第六二五号）、同（請願者　鹿児島県議会議員門口与志雄）（小牧次生君紹介）（第七三六号）、同（請願者　鹿児島県議会議員柴立芳文）（中馬辰猪君紹介）（第七三七号）及び同（請願者　鹿児島県議会議員大西栄蔵外一名）（二階堂進君紹介）（第一〇九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
木炭の生産は、近年原木の不足と価格の高騰、生産地の奥地移行の悪条件により、次第に困難な形勢にあるが、これらに対する国の施策は、昭和二十五年統制撤廃以来全く空白状態のまま今日に至つていることは、まことに遺憾である。ついては、奥地製炭を促進するため、国庫補助の方途を講ずるとともに、都道府県の施行している木炭検査は、地方財政のひつ迫につれ、次第に悪化し、指導機能を失つている実情にあるから、これが木炭検査に対しても国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由
木炭は国民生活の必需品でありこれを確保する必要がある。最近においては、生産地の奥地移行による、生産の低下、価格の高騰を招いている実情にある。これがため木炭の生産指導機構を強化すること及び木炭の検査に対しては、国庫補助を行い、必要量の確保と価格の適正化を図るべきであり、この点からして、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村寅太

衆議院議長益谷秀次殿

畑地農業改良促進法の期限延長等に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長米山恒治）（床次徳二君紹介）（第六二四号）、同（請願者　鹿児島県議会副議長大坪静夫）（池田清志君紹介）（第六二五号）、同（請願者　鹿児島県議会議員門口与志雄）（小牧次生君紹介）（第九八一号）及び同（請願者　鹿児島県議会議員大西栄蔵外一名）（二階堂進君紹介）（第一〇九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
畑地の改良および農業技術の改良を行い、農産物の急速な生産増加を図るため、昭和二十八年に畑地農業改良促進法が施行せられたが、同法は昭和三十三年度をもつて失効する時限法であり、加えて同事業の実績は、昭和三十二年までわずか二十パーセントの進行率であることは遺憾であるから、同法の効力をさらに五箇年間延長するとともに、本年度予算においては十四億円を確保するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
畑作振興は今後農政の重点施策であり、従つて、畑地農業改良促進法の効力を更に延長しようとする本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村寅太

衆議院議長益谷秀次殿

長沼堰土地改良区の暗きよ排水工事施行に関する請願（請願者　山形県東田川郡藤島町大字長沼長沼堰土地改良区理事長大沼兵太外百七十五名）（松澤雄藏君紹介）（第六八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形県下の長沼せき土地改良区においては昭和二十六年以来積寒法による暗きよ排水工事を施行し、昭和三十二年度までにすでに百九十二町歩を完了したが、来年度より残余百四十四町歩を施行するため申請手続をし、書類審査もすでに仙台農地事務局を通過したとの事であるから、昭和三十三年度からは残余の暗きよ排水工事に着工できるように措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
自然条件に恵まれざる積雪寒冷地帯の農業振興に対しては、特に助成に意を用いる必要があり、なかんずく土地改良事業は、生産基盤を確立する事業であるから、本請願は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村寅太

衆議院議長益谷秀次殿

森林資源の開発育成等に関する請願（請願者　鳥取市東町鳥取県庁内鳥取県森林土木協会長石谷貞彦）（足鹿覺君紹介）（第八三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
森林資源の開発育成と山村経済振興の基幹施設たる林道網の整備拡充を図るため、（一）未開発林道の開発計画の確実な実施と、これが国庫補助の増額ならびに補助対象条件を緩和すること、（二）森林の保育、造成等、経営のための林道開設に対する国庫補助を創設すること、（三）林道の改良、改修、維持管理等に対し、国庫補助をする等の施策を講ずるとともに、治山事業の拡充と保安林整備の促進についても、万全の措置をとられたいというのである。

二、請願の議決理由
わが国における木材の需給関係を確保するためには、未開発資源の開発と造林適地の最高度の利用による生産の確保である。これがため、林道網の開設、森林造成等及び既設林道の維持等に必要な経費に対しては、山村の実情を考慮し、地元負担の軽減を図ることが緊要であり、本請願の趣旨は妥当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
農林水産委員長　中村　寅太
衆議院議長益谷秀次殿

山林荒廃防止事業費の国庫補助増額に関する請願（請願者　鳥取市東町鳥取県庁内鳥取県森林土木協会長石谷貞彦外四名）（足鹿覺君紹介）（第八三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
中国地区の大部分は瀬戸内海に面し、少雨地帯であるため乾燥がはなはだしく、また山腹は急傾斜であつて、戦時戦後を通じての無謀な乱伐、過伐、無断開墾等により一度の大雨により洪水を起し易く、その被害は各所に発生している現況で、この根源は山林の荒廃に起因している。ついては、これらの災害を未然に防止し、民生の安定と産業の発展とを期するためには、一日も早く森林の復興を図ることが急務であるから、はげ山復旧荒廃防止事業費を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由
瀬戸内海に面する地域は特に造林適地に恵まれず荒廃のまま放置されている現情にある。この地域に、造林等を行うことにより、山林地の荒廃を防止し、農林業に寄与することが必要である。従つて、これを推進するために必要な予算措置を講ずべきである。この趣旨よりして、本請願は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
農林水産委員長　中村　寅太
衆議院議長益谷秀次殿

黒鴨林道開設事業費全額国庫負担に関する請願（請願者　山形県西置賜郡白鷹町議会議長鈴木七四郎外一名）（松浦東介君紹介）（第八六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形県西置賜郡白鷹町大字黒鴨地内の黒鴨林道開設事業は、国庫補助をもつて昭和二十六年着工以来継続事業として今日に至り、昭和三十二年度までに第一期計画の四十八パーセント強の進行を見たが、これのみでは所期の目的は達成し難く、さらに第二期事業の実行を必要とする。しかるに同林道開設事業費の負担区分は、国庫補助五割、県補助二割、残りは地元負担となつているため、地元の事業主体である鮎貝森林組合の財政をもつては、今後の負担見通しは、きわめて困難な実情にあるため、事業の続行は困難視されている。ついては、全額国庫をもつて、同林道事業費を負担されたいというのである。

二、請願の議決理由
森林開発のための林道の早期完成は林業事情からして現下の急務である。従つて早期に林道を開設することはもちろんであるが、山村経済の実情にかんがみ地元負担の軽減を図ることが必要であり、本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
農林水産委員長　中村　寅太
衆議院議長益谷秀次殿

日高郡下の治山事業費国庫補助に関する請願（請願者　和歌山県日高郡美山村長西川源四郎外一名）（世耕弘一君紹介）（第八九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県日高郡下の治山関係の復旧は、着々成果を挙げつつあるが、しかし奥地の方は遅れ勝ちとなつているため、多量の土砂を流出し、下流地域に被害を与えつつあるので、このまま放任すると、下流の復旧途上にある各工事は、また破壊されることは明らかである。ついては、徹底した治山事業を施行するため、同事業費を大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由
奥地災害の復旧事業が遅れ勝ちであるため、下流復旧工事が支障を受けている現況にかんがみ、災害復旧関係法規の趣旨に照らし、早期復旧の成果を上げるために、予算措置を講ずることが必要であり、本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
農林水産委員長　中村　寅太
衆議院議長益谷秀次殿

高野町の治山事業費国庫補助に関する請願（請願者　和歌山県伊都郡高野町長出水重一）（世耕弘一君紹介）（第八九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県伊都郡高野町は、紀の川支流貴志川、丹生川ならびに有田川の上流水源地帯に位し、住民は農林業を主としているが、去る昭和二十八年七月の水害および台風十三号により、同町管内は全面にわたつて大災害を受けて以来、年々の度重なる災害に復旧のいとまもなく、地すべり、山くずれ等が各所に発生しているので、同町の治山事業を遂行するため予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
累年災害による地すべり、山くずれ等の災害を早期復旧し、治山事業を推進することにより、奥地山村住民の生産の確保と民生の安定を図るために、適当なる予算措置を講じすみやかに事業遂行を行う必要があり、本請願は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
農林水産委員長　中村　寅太
衆議院議長益谷秀次殿

大塔村の治山事業費国庫補助に関する請願（請願者　和歌山県西牟婁郡大塔村長坂本新次郎）（世耕弘一君紹介）（第八九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県西牟婁郡大塔村は、面積二百二十余平方キロ中九割以上が山林であり、村民の生活の糧は山林によつて得ているが、該山林は昭和二十三年の震災以来年々の災害により、地すべり、山くずれ等が村内各所に見受けられ、加えて殿山発電所設置により、ダムの上流におけるたん水地域は特にその度がはなはだしく、流域住民は不安な生活を送つているが、貧困な同村財政をもつてしてはいかんとも成し難いので、大塔村の治山事業費を国庫より補助されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害復旧を早期に完成し、治山工事を推進することにより、奥地林業専業者の生産の確保と民生の安定を図るため、予算措置を講じすみやかなる治山事業の遂行を行う必要がある。本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十三年四月二十四日
農林水産委員長　中村　寅太
衆議院議長益谷秀次殿

湯川部落の治山事業費国庫補助に関する請願（請願者　和歌山県伊都郡高野町湯川区長前亮之進）（世耕弘一君紹介）（第八九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
和歌山県伊都郡高野町湯川部落は、林業モデル経営指導村に指定されており、林業の盛衰いかんが

同部落の生命を左右する現況にあるが、打ち続く災害により山林の荒廃は著しく、奥地であるため復旧が遅れているうえに、さらに災害に見舞われるので、画期的な治山工事の施行を部落民ひとしく切望している。ついては、湯川部落の治山事業費に対し、大幅な国庫補助をされたいというのである。

二、請願の議決理由

災害復旧を促進し、治山工事を推進することにより、奥地林業者の生産の向上と民生の安定を図るため、予算措置を講じ、すみやかに事業を遂行する必要があり、本請願の趣旨は妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

奥秩父中津川林道開さくに関する請願（請願者　埼玉県秩父市長高野利兵衛外十名）（荒船清十郎君紹介）（第九四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秩父多摩国立公園のうち、埼玉県側は、うつそうたる原生林にして、昭和二十九年の調査によると、三千七百七十二万石の森林資源と金、銀、銅、亜鉛、硫化鉄、鉄鉱等二百七万八千トンに及ぶ地下資源を有し、これが開発は現下の急務である。とくに、甲府熊谷線二級国道路線のうち、大滝村落合より分れて中津川渓谷に沿う県道を経て、さらに森林地帯を通過し、三国峠を越え　長野県南佐久郡川上村に至る道路は、全くの未開の奥地で、わずかに登山者の通行を許すのみである。ついては、将来における奥地自然開発ならびに植林育成のため、奥秩父中津川林道を開さくされたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国木材需給体制確立の必要上、奥地未開発林の開発により生産を確保することが必要であり、本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

農業共済組合評価員の人件費等に関する請願（請願者　静岡市土太夫町四十番地静岡市農業共済組合長梅原統一外二十二名）（西村直己君紹介）（第九五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業災害補償制度の根幹をなす損害評価については、部落評価員の責任は重かつ大なるものがあるが、従来の評価員が法的機関として一段と任務が重なり、農繁期中相当の日数を費すから、農家負担の軽減からも、評価人件費ならびに事務費については、農林省要求を最少限度として国会を通過せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

農業災害補償制度における損害評価の適否はその死命を制するともいわれ、部落評価員の責任はきわめて重大であり、本請願の趣旨に対しては十分な考慮を払うべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

総合的農林漁業政策の推進に関する請願（請願者　東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村会長山本力蔵）（中馬辰猪君紹介）（第一〇九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

過般農林水産政策要綱が決定され、長期農林漁業総合対策が提示されたが、わが国農林漁業に存する諸種の後進性劣弱性にかんがみ、とくに次の事項を考慮されたいというのである。(一)農林漁業者の自主性と創意工夫に基き、農林漁業者、農林漁業諸団体の協力により、町村が総合的農山漁村振興対策を計画樹立すること、(二)行政各部門間の連係を緊密にし、各種事業の計画実施を有機的に総合化するとともに、投下経費はとくに効率的に使用する措置を考慮すること、(三)農林漁業の生産力増大のため関係科学技術の発達、導入を可能ならしむるよう、技術指導組織強化の措置を講ずること、(四)財政金融による助成措置を強化すること。

二、請願の議決理由

総合的農山漁村振興対策の計画樹立、投下経費の効率的使用措置、技術指導組織強化の措置および財政金融による助成措置を強化することは、第一次産業の生産性を向上し、農業経営の安定をはかる上から妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

有明海沿岸漁業振興対策等に関する請願（請願者　佐賀市水ヶ江町佐賀県有明海漁業協同組合連合会長理事田中善内外十三名）（井手以誠君紹介）（第一一四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

有明海沿岸漁業は、昭和二十八年頃より使用された農薬により異常な減産をみ、これがため昭和三十一年において有明海漁業対策費として国庫の補助を受けたが、これも昭和三十二年度においては打ち切られ、加えて干拓事業の実施は、漁場の喪失と工事に伴う海況の悪化により、ますます減産に拍車をかけている状態であるから、次記事項の実現を図られたいというのである。(一)有明海全域を対象とした恒久的漁業振興策について特別立法措置をとること、(二)有明海漁業振興対策費としてのり人工乾燥施設等に対する国庫補助をなすこと、(三)水害による災害復旧費の補助、助成措置をなすこと、(四)水害復旧のための掃海事業について措置すること

二、請願の議決理由

沿岸漁業のうち、特に内湾における漁業は、自然的な天災に加えて、周辺都市における鉱工業あるいは最近においては農薬使用等によりその漁場は汚染され、被害をこうむり、あるいは干拓事業の進展に伴い漁場は縮小されてきていることにかんがみ、積極的に有明海等内湾漁場の高度利用をすすめこれら漁業の振興を図ることは最も適切な措置である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

農業協同組合の刷新強化に関する請願（請願者　東京都千代田区有楽町一丁目十一番地ノ四農協ビル内全国農業協同組合中央会長苅見安）（中馬辰猪君紹介）（第一一五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業協同組合の刷新強化は、系統各段階における民主化の徹底と、それに基く事業運営の合理化によつて期せられるが、農協の現状をみるに、組織、事業および経営の各部面にわたつて改善整備を要する事項は、決して少くないから、次の事項を考慮し、適切な措

置を講ぜられたいというのである。(一)組織整備に関する事項　全国の多数の農家は自主的な団結を強め、さらに系統組織を確立すること、等、(二)事業運営改善に関する事項　組合長（会長、副会長）常任理事または参事の権限と責任を明確にし、執行体制を整備確立すること、等。

二、請願の議決理由

農業協同組合の現状から本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

農地、農業用施設工事の借入金に対する利子補給に関する請願（請願者　岐阜県高山市議会議長高田弥一郎）（第一二二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農地、農業用施設の災害復旧は早期に施行しなければならないが、国の補助金の交付が相当遅延するので、借入金によつて施行されている実情にあり、地方自治体においては、窮乏した財政下で、これが借入金の利子補給をしている現状である。ついては、該工事の借入金に対する国庫による利子補給制度を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

農地等の災害復旧事業に対する国の補助金の交付が、遅延し、いわゆる仕越工事として、地方公共団体等は借入金によつて早期に復旧工事を施行している。これがため地方公共団体等からは、はやくから国庫補助の早期交付、仕越工事の利子補給等の要求がなされており、従つて、地方財政の現状及び災害復旧事業の完成による民生安定の見地から、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

千走漁港の第四種漁港指定等に関する請願（請願者　北海道島牧郡島牧村長市川建助外一名）（正木清君紹介）（第一一三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道島牧郡島牧村千走漁港は、年間を通じて出港使用し得るぶり、まぐろ等の根拠地で、漁船の数は年々増加しつつあるが、港内が狭いため、他町村の漁船の入港を抑制しなければならない実情にある。ついては、避難港として立地条件のよい同港を、第四種漁港に指定するとともに、拡張工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

水産業を振興し、漁業経営の安定を図るためには、その生産基盤である漁港を整備することが最も重要なる施策である。千走港についても同様の見地から漁港法による漁港として指定して、これが整備をはかり該事業の推進をはかることは適切である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

農地改革による旧地主に対する補償反対に関する請願外六件（請願者　新潟県中蒲原郡白根町大字笠巻風間伝次外百四十五名）（石田宥全君紹介）（第一四五〇号）、同外十一件（請願者　新潟県中蒲原郡白根町大字戸石日農新潟県支部連合会白根支部戸石班長江俵一郎外四百四十九名）（石田宥全君紹介）（第一九六五号）、同外三百三十八件（請願者　新潟県高田市下箱井植木源吉郎外七千二百五十名）（猪俣浩三君紹介）（第二一二六号）、同外十二件（請願者　新潟県南蒲原郡中之島中条新田加藤正次外八百七十五名）（稲村隆一君紹介）（第二一二二号）、同外二百六十二件（請願者　新潟県刈羽郡小国町日本農民組合新潟県支部連合会中村孟外九千五百三名）（稲村隆一君紹介）（第二六七三号）、同外六十六件（請願者　新潟県中蒲原郡横越村大字横越日本農民組合新潟県支部連合会横越支部本村班武藤以和男外三千二百七十八名）（石田宥全君紹介）（第二七五七号）、同（請願者　新潟県中魚沼郡川西町上野田村誠治外六十五名）（猪俣浩三君紹介）（第二九三七号）、同外一件（請願者　新潟県北蒲原郡安田村大字草水日本農民組合新潟県支部連合会安田支部草水班熊倉岩蔵外七十一名）（石田宥全君紹介）（第三〇〇六号）及び同外二十件（請願者　新潟県栃尾市吉水日本農民組合新潟県支部連合会富川順一郎外二千五百四十一名）（三宅正一君紹介）（第三〇〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦後農業経営の基盤たる農地改革が行われて以来、農地事情はようやく安定し、食糧増産に大きな躍進をもたらしたが、近時旧地主が政府の買収対価を不当なりとして、これが補償を求むる運動は日にまし盛んになりつつあることは遺憾である。ついては、次記の理由により旧地主に対する補償に反対するというのである。(一)旧地主に対する補償は、財源難からその名目のいかんを問わず必ず創設農地（自作地）の負担となる危険性もあり、かつすでにその主張がなされている、(二)小作料の引き上げは必至となり、それが固定資産税引き上げの要因となり、農業経営の障害となる、(三)すでに香川県等において、地主が実力を行使して小作地取り上げを強行しているが、これを一そう助長し農村の平和を損する、等。

二、請願の議決理由

農業生産力の増進と農村の民主化を目的として遂行された農地改革の成果は、きわめて大なるものがある。しかして今後の農業政策は、この成果を維持し、健全なる自作農の育成が期せられなければならない。よつて、本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

備前渠用水路改修促進に関する請願（請願者　埼玉県大里郡妻沼町妻沼備前渠用水路土地改良区理事長増田弥七郎外一名）（荒船清十郎君紹介）（第一五二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県児玉郡旭村山王堂地先の備前渠用水路は、現在二町九箇村の経費負担により、維持管理をなしているが、同水路は毎年水害を受け、これが復旧に多額の経費を要するので、関係町村は、もうこれ以上復旧費の負担は困難な窮状にあり、政府においてすみやかに根本的施策を講ぜられることを、農民ひとしく待ち望んでいる。ついては、備前渠用水路の改修を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業の生産基盤確立のため妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の

上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

藤田農協の種子麦保管倉庫建設に関する請願（請願者　埼玉県本庄市大字牧西千百二十八番地藤田農業協同組合長金井薫）（荒船清十郎君紹介）（第一八八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県本庄市藤田農業協同組合では、埼玉小麦の集団採種ほ（圃）を設定し、技術の集中指導によつて優良種子を採種して全国各地の需要に応ずべく年々増反しており、昭和三十二年度の生産見込量は千五百四十俵に達し、今後ますます増産の気運にあるが、地区内においては年々政府売渡し米、麦が政府指定農業倉庫の収容力を超過しているため、種子麦の保管々理に支障をきたしている実情である。ついては、種子麦の保管に万全を期するため、藤田農業協同組合に倉庫一棟を建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

麦作の改善はわが国の畑作振興上の重要問題であり優良種子麦の確保は特にのぞまれるところである。この観点からして本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

パン、ミルク値上げ反対に関する請願（請願者　東京都台東区浅草橋三丁目三十三番地日本PTA全国協議会長増田長男）（加藤鐐五郎君紹介）（第一九六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

そく聞するところによるとパン、ミルクの値上げがなされるようであるが、もしこれが値上げとなると、現在普及段階にある学校給食に重大な支障をきたすことになる。ついては、これが値上げを取り止められるとともに、学校給食をさらに普及せしめるため、国庫補助の増額により給食費を値下げされたいというのである。

二、請願の議決理由

学童の保健上、学校給食を普及することは必要であり、これがため、パン、ミルクの値上げを反対するとともに、国庫補助の増額により給食費を値下げされたいという本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

宮之浦漁港防波堤築造に関する請願（請願者　宮崎県串間市大字大納守宮之浦長渡万吉外四名）（伊東岩男君紹介）（第一九七七号）及び同（請願者　宮崎県串間市都井宮之浦中村銀今朝外四名）（伊東岩男君紹介）（第三三九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県串間市大字大納字宮之浦は、県の南端に位置し、部落および港は太平洋に直接臨んでいて避難施設がなく近隣に良港がないため、北部の良港（油津、大堂津、南郷）まで二十五カイリ余へだてており、これがため、地元船舶はもちろん、近海航路の船舶で同地近海を航行中遭難するものは枚挙にいとまがない。ついては、宮之浦漁港に防波堤を築造されたいというのである。

二、請願の議決理由

水産業の生産基盤である漁港を整備して、漁船の安全、か働率の向上等を図ることは重要なる施策であつて、宮之浦の港についても漁港法に基いて、これを漁港として指定をするとともに局部改良事業により防波堤を速やかに築造することは適切な措置である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

東海黄海漁業の許可制に関する請願（請願者　宮城県石巻市石巻本町五番地後藤市太郎）（日野吉夫君紹介）（第二〇九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近東海黄海の漁場への漁船集中は、ことのほか激しく、このまま推移することは、ますます漁場紛争を起こし、国際的悪影響を及ぼすのみならず、魚価を低落せしめ、漁業経営を困難とするおそれがある。ついては、東海黄海漁業の操業秩序と経営安定を図り、国際的信義を確立するため、同漁業に関する取締規則を制定し、操業する全漁業にわたり許可制をとられたいというのである。

二、請願の議決理由

公海における漁業の操業は、直ちに国際信用に重大なる関係を有することにかんがみ、特に秩序ある操業が確保されるべきである。

近年における東海、黄海のあじ、さば、漁業等の操業についても秩序ある操業を将来にわたつて確保する措置を講ずることは妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

寒冷地農業振興対策確立に関する請願（請願者　北海道札幌市長北海道市長会長高田富与外一名）（篠田弘作君紹介）（第二一六六号）、同（請願者　北海道札幌市北三条西六丁目北海道寒冷地農業確立対策促進連絡協議会長岡村文四郎）（川村善八郎君紹介）（第二一六七号）、同（請願者　札幌市三条西六丁目北海道町村会長山田利忠外十七名）（小平忠君紹介）（第二一九九号）及び同（請願者　札幌市三条西六丁目北海道農業協同組合中央会長高橋雄之助外十七名）（芳賀貢君紹介）（第二二〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道の寒冷地農業は、明治初頭の開拓以来辛苦七十有余年を経るも、いまだ農業確立の実が達せられず、ついに昭和二十八年以降連続の冷災害を受け、加えてすでに累積した負債額も膨大な額になつているため、これが復旧については、いかんともなし難い状態にあり、大多数の農家は、疲労困窮その極にある。ついては、長期低利資金の導入と、負債整理に関する特別立法措置により、寒冷地農業振興対策を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道等寒冷地帯は、気象条件が厳しく、土地条件が劣悪な上に二十八年以来、連年の冷災害を受け、農家の負債は累積し、経営内容は悪化している。これにかんがみ、特別立法措置により、寒冷地農業振興対策を確立されたいという本請願の趣旨は妥当なものであると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

自作農貯蓄組合の法制化に関す

る請願（請願者　北海道上川郡剣淵町自作農貯蓄組合長古屋多慶志外三千八百七十三名）（笹山茂太郎君紹介）（第二二六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

自作農維持創設資金融通法が制定せられて以来、農民は、協同して農業経営を改善することによつて、借入資金の償還を確実にすべく、自作農貯蓄組合をつくり、毎日貯金をして、従来の滞納をなくすと同時に、将来滞納をもすることのないように努力しているが、すでに組合数五千七、組合員数五十万人、貯金額も八億円に達しているが、今回予算が七十五億円計上されることに備え、これが借入れの場合の保証と償還の確保のために万全の策をたてるべく研究しているが、組合に法的根拠がないことが根本的障害となつている。ついては、自作農貯蓄組合を法制化され、指導金融金庫を設立されたいというのである。

二、請願の議決理由

自作農維持創設資金に対する農民の希望は非常に多く、本制度が果している農政上の使命は、きわめて大なりというべきである。この観点から本請願の趣旨に対して政府は格段の考慮を払うべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村寅太

衆議院議長益谷秀次殿

北洋さけます漁業の完全操業に関する請願（請願者　福島県議会議長河原田盛雄）（助川良平君紹介）（第二四四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北洋におけるさけ、ます漁業は、わが国水産業界の興廃を制する最大の関心事であり、他面国民生活にも至大の関連を有するものであるから、円滑な操業ならびに資源維持の観点に立ち、最大限の漁獲量をあげるため、次記事項の実現を図られたいというのである。（一）総漁獲量については、十四万五千トンを絶対確保すること、（二）オホーツク海漁場締出の規制措置を撤廃すること、（三）全船就働と安全操業により失業漁民のないよう絶対量を確保すること。

二、請願の議決理由

北洋におけるさけ、ます漁業に対する本年度の年間総漁獲量及びオホーツク海における漁業規制措置はすでに決定を見ているが、将来においては、総漁獲量の拡大とオホーツク海の締出の規制措置の撤廃あるいは北海道近海における安全操業を確保して、国民食糧の確保と輸出の増進とを図り国民生活の安全を期することは妥当なる措置と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村寅太

衆議院議長益谷秀次殿

繭糸価格の維持及び生糸の輸出振興策等に関する請願（請願者　福島県議会議長河原田盛雄）（助川良平君紹介）（第二七〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の輸出品たる生糸は、現在海外市場の不況に伴い、生糸市況は急激なる悪化を示し、これがため生糸価格は最低糸価十九万円を維持することが困難となり、このまま推移するならば、わが国蚕糸業者の受ける打撃は深刻で、繭の生産意欲は喪失し、蚕糸業界の将来に暗影を投げかけることとなる。ついては、政府は、この際急速に繭糸価格維持の方途を講ずるとともに、生糸の輸出振興策等につき、強力なる施策を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

近来生糸は内外市況の不振に伴い、価格は低落し、十九万円の最低支持価格の維持すら危ぶまれる状態にて、戦後漸く復興の途上にある多数蚕糸業者に脅威を与えている現状であるから、繭糸価格安定法に基き、政府買入資金を充実して価格の維持を図るとともに、強力に消費宣伝等を推進する必要があり、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村寅太

衆議院議長益谷秀次殿

地方卸売市場法制定に関する請願外六件（請願者　北海道夕張市本町三丁目一番地株式会社夕張卸売市場代表取締役社長道田政次外六名）（南條徳男君紹介）（第二七一〇号）、同外一件（請願者　北海道岩内郡岩内町字大和埋立地岩内郡漁業協同組合魚菜卸売市場宮下佐一外一名）（川村善八郎君紹介）（第二七三三号）、同（請願者　仙台市宮城県魚市場協会長小松寿右衛門外九名）（竹谷源太郎君紹介）（第二七三四号）、同外一件（請願者　新潟県直江津市大字直江津千百六十七番地直江津魚市場取締役新保善五郎外一名）（塚田十一郎君外一名紹介）（第二七三五号）、同（請願者　北海道留萌市栄町留萌中央青果物卸売市場取締役社長佐藤賢吉）（林唯義君紹介）（第二七三六号）、同外一件（請願者　北海道札幌市北一条東二丁目札幌青果卸売市場取締役社長勇崎栄一外一名）（町村金五君紹介）（第二七三七号）、同（請願者　三重県四日市市稲葉町三千四百七十九番地ノ十一四日市魚市場取締役社長大森義一）（木村俊夫君紹介）（第二七六三号）、同外二件（請願者　北海道赤平市泉町赤平卸売市場株式会社取締役社長西出喜一外二名）（篠田弘作君紹介）（第二七六四号）、同（請願者　北海道札幌市大通り東三丁目二番地札幌漁業卸売市場代表取締役金子正之助外一名）（町村金五君紹介）（第二八〇八号）、同（請願者　佐賀市赤松町二百十六番地十七佐賀第一魚市場株式会社代表取締役碇義弘）（保利茂君紹介）（第二八三〇号）、同（請願者　福岡県戸畑市川代埋立北九州魚市場株式会社取締役社長苅米義）（滝上房太郎君紹介）（第二八六二号）、同（請願者　山形県鶴岡市馬場町三日町四鶴岡魚市場株式会社社長大川源太郎）（加藤精三君紹介）（第二九二八号）、同外七件（請願者　北海道札幌市北二条西三丁目社団法人北海道市場協会長深見松太郎外七名）（川村善八郎君紹介）（第二九二九号）、同（請願者　大分市住吉町大分県魚市場連合会長二宮金一郎）（木下哲君紹介）（第二九三〇号）、同（請願者　山形県米沢市大町九百番地米沢魚市場社長鈴木益右衛門）（黒金泰美君紹介）（第二九三一号）、同（請願者　北海道士別市西二条七丁目士別魚菜卸売市場株式会社取締役社長浜下一男）（芳賀貢君紹介）（第二九三二号）、同（請願者　北海道空知郡富良野町東五条南二丁目富良野魚菜卸売市場株式会社取締役社長古東久平）（林唯義君紹介）（第二九三三号）、同（請願者　北海道函館市豊川町五十七番地函館水産物株式会社取締役社長高村善太郎）（平塚常次郎君紹介）（第二九三四号）、同外一件（請願者　福岡市長浜港町四十一番地中央卸売市場内福岡県魚市場連合会長永井益太郎外一名）（山崎巌君紹介）（第二九三五号）、同（請願者　名古屋市県庁内農林部水産課内愛知県魚市場協会長池田駒平外三名）（八木一郎君紹介）（第二九三六号）、同（請願者　北海道余市郡余市町町黒

川五丁目三十四番地余市魚菜市場取締役社長武市要次郎）（町村金五君紹介）（第三〇二六号）、同（請願者　甲府市魚町十九番地甲府魚市場株式会社取締役社長今井新造）（内田常雄君紹介）（第三〇六六号）、同（請願者　鹿児島県川内市川内魚市場株式会社取締役社長安井英三）（原捨思君紹介）（第三〇六七号）、同（請願者　札幌市南一条東一丁目高橋水産株式会社取締役社長高橋松吉）（町村金五君紹介）（第三〇六八号）、同（請願者　佐賀県唐津市海岸通七千百八十二番地ノ七十八株式会社唐津魚市場取締役社長碇近市）（保利茂君紹介）（第三一二八号）、同（請願者　水戸市下梅香二百三十五番地茨城水産株式会社社長宮原庄助）（中山榮一君紹介）（第三一一九五号）、同（請願者　福岡県飯塚市昭和通り一丁目吉田鹿吉）（淵上房太郎君紹介）（第三一二九六号）、同（請願者　長野県岡谷市三千七百二十一番地長野県水産物卸連合会長川村保外三名）（宮澤胤勇君紹介）（第三一三九七号）及び同（請願者　盛岡市菜園二十三番地岩手県水産物株式会社取締役社長田代三郎）（鈴木善幸君紹介）（第三三九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現下政府の生鮮食料品の流通に対する施策は、中央卸売市場法によりわずかに大都市を対象とする方策にのみ限られ、全国中小都市に対してはなんら考慮を払われていないことは、公益性を帯びる機関としてまことに遺憾にたえない。ついては、この際わが国の経済状勢にかんがみ、国民食生活の安定を図るため、地方卸売市場法をすみやかに制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

農水産物等の流通過程において、地方卸売市場の果しつつある役割が、中央卸売市場と同様、わが国経済に及ぼす影響の重大なるにかんがみ、全国流通機構を整備拡充するため、地方卸売市場法を制定することが必要であり、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太　殿

衆議院議長益谷秀次殿

蚕糸業の危機突破対策強化に関する請願（請願者　長野県議会議員中山隆輔）（井出一太郎君紹介）（第二七五九号）、同（請願者　長野県議会議長高橋広躬）（植原悦二郎君紹介）（第二七六〇号）、同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第二七六二号）、同（請願者　岩手県議会議長橋本八百二）（鈴木善幸君紹介）（第二七九八号）、同（請願者　熊本県議会議長二神勇雄）（石坂繁君紹介）（第二九三八号）及び同（請願者　新潟県議会議長岡田幸平）（田中彰治君紹介）（第二九三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近蚕糸業は輸出の減少などに基因して、極度の不況状態にあり、今後さらにこの状態が持続するならば、ますます糸価は暴落し、製糸工場の倒産はもとより養蚕農民の生活に深刻な脅威を与えることは必至である。ついては、蚕糸業の窮状を打開するため、繭糸価格安定法に基く、繭および生糸の政府買入資金を大幅に増額するとともに、政府手持生糸をもつて絹織物を製造し、東南アジア向け賠償物資に加えられたいというのである。

二、請願の議決理由

最近生糸の生産態勢は順調であるにもかかわらず、市況不活発による糸価の低落は、多数養蚕農家に脅威を与えているから、この際繭糸価格安定法に基く、繭及び生糸の政府買入資金を大幅に増額して、最低価格を堅持するとともに、政府手持生糸を加工して東南アジア向け賠償物資に充当することは、一面将来の新需要喚起のための宣伝ともなり、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

農馬及び速歩用馬の生産に関する請願（請願者　岩手県議会議長橋本八百二）（鈴木善幸君紹介）（第二七九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国産馬の大宗である農馬造成上、競馬における速歩競走用馬トロッター種は、最適な種畜で、戦後農林省は同種畜の国内導入を奨励し、日本中央競馬会はもちろん、北海道十勝ならびに岩手県が率先同種畜を輸入して、これが生産に努力してきたが、これに即応すべき速歩競走は、昭和二十五年に復活を見たものの、その後思わしい伸展を見ない実情である。ついては、日本中央競馬会に強力に速歩競走を施行させ、優良な速歩用馬と堅実な農馬の生産を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

戦後わが国産馬の改良並びに生産が農馬第一主義に転換し農馬造成上これに柔順性と沈着な運動性特に駿足の意欲を付与するため速歩競走用馬としてのトロッター種は最適な種畜であるから競馬と馬産の関連性を重視し速歩競走の伸展をはかることは、馬事行政上きわめて妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

有明海干拓に伴う漁業者の補償等に関する請願（請願者　佐賀県有明海漁業協同組合連合会長理事田中善内外二十三名）（井手以誠君紹介）（第三三八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

有明海は相次いで干拓工事が実施される結果、漁場は逐次なくなり、沿岸漁業は漸次衰微する宿命にあるが、これが計画実施に当つては、次記事項を考慮されたいというのである。（一）干拓事業は漁場の生産性を検討し、経済効果の軽重を計るはもちろん、現に漁場に生計を依存している漁民の生活を圧迫するような事態を生ぜぬよう配慮すること、（二）漁業権および入漁権の消滅に対する補償に当つては、公正、合理的な基礎に基き算定し、漁業者が不当な犠牲を強いられることのないよう配慮すること、（三）干拓造成地の配分に当つては、漁場を喪失した関係漁民が優先的に入植増反できうるよう、農地法その他関係法規を改正すること。

二、請願の議決理由

干拓工事を実施して食糧増産に努める反面、漁場は縮少され沿岸漁業者の生活がおびやかされる結果となる。これが対策として正当なる補償をすることはもちろん、残された漁場の高度利用を積極的に推進するため国家的施策を講ずるとともに、干拓造成地の配分に当つても十分なる考慮を払い、農業経営を取入れた漁業経営方式として沿岸漁民の生活の安定を図ることは適切な措置と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院におい

て採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

米概算金の区分精算に関する請願（請願者　宮崎市宮田町一丁目九十七番地宮崎県農業協同組合中央会長温水三郎）（伊東岩男君紹介）（第三三八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県における早期水稲の栽培は、西南暖地水田生産力増強の一環として、また同県の立地条件から防災営農の基幹として、昭和三十三年度は七千余町歩へと飛躍的伸展をみつつあるが、米の事前売渡申込制集荷要綱第六項第二号による概算金の精算方式により、普通水稲と早期水稲を含む予約申込をした場合、早期水稲の売渡代金より、概算金全額を精算することとなり、農家の生産および売渡意欲を著しく阻害する反面、またやみ米の増高を助長する傾向にあることは遺憾である。ついては、米の事前売渡申込制による概算金については、早期水稲、普通水稲別に区分して精算するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

西南暖地水田生産力増強並びに台風常襲地帯における防災営農の基幹として水稲の早期栽培は大いに奨励すべき段階にある。この観点から本請願の趣旨に対し十分な考慮を払うべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院の会議に付して採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

農林水産委員長　中村　寅太

衆議院議長益谷秀次殿

国土総合開発特別委員会

九州地方開発推進に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長米山恒治）中馬辰猪君紹介）（第一〇〇号）及び同（請願者　鹿児島県議会議員日高広為外一名）（山中貞則君紹介）（第三三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

九州地方開発のために、次記事項について、すみやかに具体的措置を講ぜられたいというのである。（一）シラス対策としての治山、砂防、河川改修、農地保全、造林および多目的ダム建設、海岸堤防整備、気象観測網の整備、防災営農体系の確立整備、公共事業による事業施行等による防災対策の強化、（二）農林水産資源、地下資源、観光資源および電力を対象とする資源の開発と高度利用、（三）道路、鉄道、貿易港、臨海工業地帯、港湾、漁港、空港等の整備を含む産業立地条件の整備。

二、請願の議決理由

九州地方の開発に関しては、本請願の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院の会議に付して採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

国土総合開発特別委員長　亘　四郎

衆議院議長益谷秀次殿

東北開発の厚生施設実現に関する請願（請願者　山形県議会議長加藤富之助）（黒金泰美君紹介）（第三三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

重要国策の一つとして新たに発足をみた東北開発事業は、産業経済または国土保全事業に重点がおかれていることは論をまたないが、それとともに民生の安定、地域住民の福祉増進は総合開発の基本的目標であると同時に、他部門開発計画推進の基盤となるものであるから、開発計画の厚生部門についても、特に次の事項の強化をはかられたいというのである。（一）簡易水道の増設、（二）医療機関の整備強化、（三）辺地医療対策、（四）東北生活科学研究所設置、等。

二、請願の議決理由

東北開発計画の厚生部門の強化に関しては、本請願の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院の会議に付して採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

国土総合開発特別委員長　亘　四郎

衆議院議長益谷秀次殿

東北開発事業に文教政策を規定の請願（請願者　青森県議会議長大島勇太郎外六名）（山下春江君紹介）（第四三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

先般東北開発三法が成立し、すでに東北開発審議会、東北開発株式会社および開発公庫の発足を見るに至つたことは喜びにたえないが、産業開発と並行して当然取り上げられるべき文教政策について全然考慮されていないことはまことに遺憾である。ついては、東北開発事業の一環として、教育、文化の向上のため、次記事項につき予算措置を講ぜられたいというのである。（一）科学技術教育の振興、（二）産業教育施設、設備の充実、（三）産業教育課程の拡充、（四）定時制教育の振興、（五）産業教育センターの設置、等。

二、請願の議決理由

東北開発事業の一環として、文教政策の考慮が必要であり、本請願の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

国土総合開発特別委員長　亘　四郎

衆議院議長益谷秀次殿

東北開発促進計画作成に関する請願（請願者　青森県議会議長大島勇太郎外六名）（山下春江君紹介）（第四五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北開発の国家的重要性にかんがみ、政府はこれを国策としてとり上げ、すでに東北開発促進法の制定とともに東北開発株式会社および北海道東北開発公庫を設置されたことは喜びにたえないが、東北地方に対する公共事業投資は依然として人口比に止まつていることは遺憾である。ついては、開発当初における施策は産業開発の基礎的条件の整備を優先的に行い、道路、港湾、鉄道等交通運輸網の整備、水・火力電源の開発および送電幹線の充実による電力の確保ならびに国土保全対策の確立等を促進するとともに、東北開発株式会社および北海道東北開発公庫に対する財政投融資金を大幅に確保せられたいというのである。

二、請願の議決理由

東北地方の開発に関しては、本請願の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

国土総合開発特別委員長　亘　四郎

衆議院議長益谷秀次殿

東北開発促進法の重要事業に林道項目追加に関する請願（請願者　青森県議会議長大島勇太郎外六名）（山下春江君紹介）（第四六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

豊富な森林資源を有する東北地方は、早急な林道の開設によりその資源の維持培養をはかり、かつ急速な開発と活用を行うことが重要な課題である。ついては、東北開発促進のための重要事業の

基準として当然考慮されるべき林道開設事業が、除外されていることは、開発の効果を阻害していると称しても過言ではないので、奥地未利用林を開発する林道をこの対象とするとともに、地方財政再建促進特別措置法第十七条およびこれに基く政令に規定するいわゆる指定事業にも、林道事業を追加指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

重要事業の指定に、林道の開設事業を追加することが、東北開発を促進する上に必要であり、本請願の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

国土総合開発　特別委員長　亘　四郎

衆議院議長益谷秀次殿

東北開発促進法の一部改正に関する請願（請願者　岩手県議会議長橋本八百二）（鈴木善幸君紹介）（第七五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北開発促進法第十二条第二項において、開発計画上の重要事業については、国の負担率を通常の補助、負担の率の二割増にすることに定めているが、これは地方財政再建団体にだけに適用されることに限定していることは、同法制定の趣旨に照らし適当ではないから、重要事業については、総て高率の適用があるよう改正するとともに、同法に基く重要事業の決定に当つては、地方財政再建促進特別措置法に基いて政令で定める指定事業は、少くともこれをすべて重要事業とするように改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

東北開発促進法の趣旨にかんがみ、本請願の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

国土総合開発　特別委員長　亘　四郎

衆議院議長益谷秀次殿

四国地方開発に関する特別法制定等に関する請願（請願者　徳島県知事原菊太郎外三名紹介）（林譲治君外三名紹介）（第二一七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

四国地方総合開発促進のため、次の各項の早期実現について具体的な措置を講ぜられたいというのである。（一）四国地方の地域、経済の後進性を克服し、資源の総合的開発を図るため、四国地方開発促進法を制定すること、（二）四国地方開発公庫を設置し、資本金一千万円以上の開発事業を営む会社、法人等に対し、長期低利の資金を融資すること、（三）四国地方開発公社を設置すること、（四）経済企画庁に四国開発連絡協議会を設置するとともに、同庁総合開発局に四国開発室を設置すること、（五）以上各項の立法化措置とあわせ、所要経費の予算を措置すること。

二、請願の議決理由

四国地方総合開発促進のためには、本請願の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

国土総合開発　特別委員長　亘　四郎

衆議院議長益谷秀次殿

南会津東部特定開発地域の指定に関する請願（請願者　福島県議会議長河原田盛雄）（八田貞義君紹介）（第三一八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県南会津郡の東部は、全地域六万八千町歩の広大なる地域であるにもかかわらず、農耕地は二千五百町歩という現況で、同県の耕地率十三パーセントに比し、わずかに三・七パーセントの低位にあるため、地域内の三千二百戸の農家は、その経営がまことに不安定な状態にある。ついては、同県南会津郡東部に、およそ一万町歩の未開発と荒土地改良区があるから、開発事業要綱に基き特定地域として早急に指定し、国家投資によつて開発されたいというのである。

二、請願の議決理由

福島県南会津郡の東部を特定地域として早急に指定し、国家投資によつて開発することが必要であり、本請願の趣旨は妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十三年四月二十四日

国土総合開発　特別委員長　亘　四郎

衆議院議長益谷秀次殿

衆議院会議録第二十七号中正誤

ページ	段	行	誤	正
五三	四	二		ものを除く
五四九	ノ	終りから一四	事由の	事由が

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円（但し見本紙は二十円）（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段(33)三一一五番

大蔵省印刷局印刷